

平成 18 年度

自己点検評価書

八洲学園大学

# 刊行にあたって

八洲学園大学長  
高橋 進

アメリカ教育省他発行『危機に立つ国家』のなかに、次のような一文がある。

アメリカはかつて、よく訓練をつんだ一部の人々の力で、世界の中での安定した地位を築いてきた。しかしその時代は終わった。アメリカ国民に喚起したいことは、新しい時代に必要とされる、技術レベル、読み書き能力、教育水準を満たすことができなければ、成果に見合った物質的な報酬を受けることができなくなるだけでなく、国民生活に最大限まで参加していく機会さえも実質的に奪われてしまうということである。

「危機」とは、日本の自動車産業がアメリカの自動車産業よりも生産性が高く、開発や輸出に政府の援助が得られるというだけではない。また韓国が世界で最も生産性の高い製鉄所を建設したことや、かつては世界的名声を誇ったアメリカの工作機械がドイツ製品に取って代われようとしているようなことだけではない。これらの状況が意味している、“地球上のあらゆる所に潜在能力をもち、訓練を受けた人材が分配されている”ということ、そのこともまた「危機」を表しているのである。知識、学習、情報、それに訓練を受けた知性が、国際ビジネスでは新しい素材となっている。・・・このような状況下で、われわれが世界市場で保持しているわずかな競争力を死守し、さらに向上させていこうとするならば、教育制度の改革に献身的に取り組み、老若、貧富、人種国民すべてを超えた国民すべてのためになる教育制度を供する必要がある。学習は、現在到来しつつある“情報化時代”で成功するのに必要不可欠な投資なのである。

しかしながら、われわれの懸念は、工業や商業などといった範疇に留まるものではない。知力、倫理観、精神力といった、この国社会の核となっているものにまで及んでいる。

17歳の若者の多くが期待される高度な段階の知的能力を有していない。40%の若者は、文章を読んでも結論を導くことができず、説得力のあるエッセイを書ける者はたったの五分之一である。数学では、数段階の展開を伴う問題を解けた者が全体の五分之一にすぎなかった。

科学や技術が、これからも独創的で人間らしさを追求するものであり続けようとするならば、人文学の知識との関わりをなくしてはあり得ない。同時に人文学も、人間のあり方というものに関わりつづけようとするならば、科学や技術による知識なくしては語りえない。

現在、われわれが直面している危機の様相が、教育の面でどのように現れているのか。この点について、委員会では多くの証言を得た。以下に示す。

10年前におこなわれた学力の国際比較では、19科目の学力テストを行った中で、米国人学生が1位もしくは2位を獲得できた科目は一つもなかった。また工業先進国の中で最下位になった科目は七つあった。

アメリカ人の成人のうち約2300万人が、最も簡単な日常の読み・書き・読解の調査によって「機能的文盲者」（訳注：仕事や状況に必要とされる読み書き能力を十分にもたない者）と判定される。

アメリカの17歳の若者のうち約13%が機能的文盲者である。少数民族の若者では、機能的文盲者の割合が40%にも及ぶ。

SAT（大学進学適正試験）の成績は1963年から1980年までほぼ下降の一途をたどっている。言語能力試験では平均点50点以上も落ち込み、数学の平均点は40点近く下がった。

17歳の若者の多くが、期待される”高度な段階”の知的能力を有していない。40%の若者は文章を読んでも結論を導くことができず、説得力のあるエッセイを書ける者はたったの五分の一である。数学では、数段階の展開を伴う問題を解けた者が全体の三分の一にすぎなかった。

引用が長くなったが、上の文章は、アメリカ教育省他発行『危機に立つ国家』（京都大学出版会発行、原著「A Nation At Risk」、西村和雄京大教授、戸瀬信之慶大教授両氏の翻訳）によるものである。本書は、アメリカ教育省他の刊行、レーガン大統領のとき、ベル教育長官が1981年8月26日「卓越した教育に関する全米委員会」を設立した。上に引用した文章は、そのごく一部である。

アメリカの「卓越した教育に関する全米委員会」にもみられるように、アメリカは、失敗に気づくのもはやいが、その修正に着手するのもはやい。数代の大統領が継続して回復に努力し、いまは上昇傾向にある。その着手は全米にわたり、経験的、実際のであり、実用的・実践的である。理論倒れ、空論に終わらない。本書の訳者もいわれるように、日本も早急に、アメリカの改革例に学ぶこと、これが今、日本に求められていることであろうと。

比較的風波にあたらぬ本学の現状から、改めてこの改革に挑んでいるアメリカに学び、基礎基本の何たるかをもう一度省察し、本学において今、何をしなければならないか、精力的に取り組まねばならない。

第2年目の分析結果としてその根拠理由について、新たな分析と反省結果が得られた。

その反省と分析の結果について、概要を述べることにしたい。

1、学生の反応が予想以上に素早い、例えば提出物を 日までに提出、というケースがあると、早いものは日ならず提出、遅くても一週間後には殆ど提出となるという。いつでもこのように提出するかというと、そうとは限らないという、しかし、大抵の提出物は予定より早く提出するらしい。前任校でもそうであったが、学生の提出物は概いて遅いのがその通例である。通信による教育ということが一般に浸透しているのか、前任校の例がふつうだとすれば、本学の例は通常の例に反しているようである。

現在のところなぜ早いのかという問いにたいして、回答はみんな一斉に提出日を開くので、やはり早く出すのだという。通信の効果が一斉に全員に伝わるので、提出が早くなるという。全員に一斉に伝わるというのが、その効果らしい。提出が遅れないで早く出されるということは、他の何らかの、提出がかさならないとか僥倖のためではないかと考えられるが、一般に提出物の早いのは、大学としては好ましい。それが他の試験とか提出と重ならないで、いち早く提出されるとすれば、学生の生活がきちんと整理されていることが伺われて好ましい現状といえよう。教員に聞いても、学生の提出は早い方だという。

通信の好影響が現れていると、他の授業関係とも関連して好ましい現象と考えられる。通信による教育の好結果と判断できそうである。2、通信の速報性ということに関連して、伝わるのが早いと、応も早くなり、従って反応に対する動作も、一般に早くなるということである。それは、つぎのように結果する。授業に対すること、行動に対する反応が早い、生活が規則正しくなる、一点に対する集中度が高くなる。その原因は、授業の反応・提出物等の速度・行動全般の速度・授業に対する回答の速度等々の一点に集中する速度が高くなる点等である。

このことは、まだ全学的に結果を出すにいたっていないが、もしも、このことが、継続的・永続的に結果を出すことができれば、通信教育の望ましい結果として大いに歓迎できるとおもわれる。今後のささやかではあるが調査に期待するものである。

この度ここに刊行する「自己点検評価書」は、省察から発展へ飛躍するための基礎資料である。

## 凡例

- 1 . この自己点検評価書は、印刷物として公表するほか、八洲学園大学事務局からのお知らせ（アドレスは、<http://blog.study.jp/ygujimu/>）の関連情報 H18 年度自己点検評価書をクリックすることにより、閲覧することもできる。
- 2 . 本文の巻末資料として「大学の規則等」を掲載したが、本文中に「資料編」として言及してある資料は、巻末資料とは別に大学の事務局で保管している資料である。
- 3 . 本文中でホームページにふれている場合、そのアドレスを記載した場合とそうでない場合があるが、いずれの場合でも「八洲学園ホームページ」(<http://study.jp/univ/yashima/index.asp>) からお入りいただきたい。

# 18年度評価書について

生涯学習学部長 水野建雄

本学では平成16年の開学以来、「自己点検・評価委員会」において、大学設置の趣旨、目的の達成状況を大学の活動全体にわたって点検・評価する活動を行ってきた。そして、その結果を「八洲学園大学自己点検評価書」として毎年刊行し、公表してきた。

18年度評価書を刊行するにあたって、ここでは、18年度に特徴的ないくつかの新しい点を、教員組織、授業と教育、研究、FDの活動の各分野にわたって紹介しておきたい。

## 1) 教員組織について。

平成18年度は開学3年目にあたり、当初予定していた教学上の計画が全面的に実現された年である。専任教員予定の教員27名が全員就任し、教授会の構成員が完全に充足された。(当初予定の教員一人についてはやむを得ない事情のために後任補充人事を行い、授業に支障のないように措置を講じた。)非常勤講師については、若干の変更があったが、授業に支障や遅滞が出ないように補充して万全を期した。また、学内に16ある諸委員会もそれぞれメンバーの充足をえて全学的に立ち上がり、大学全体として活発な活動に入ることができた。

## 2) 授業及び教育について。

開学当初の計画通り年度進行で授業科目を増やしてきたが、18年度には、開設予定科目(家庭教育課程134科目、人間開発教育課程141科目)が、卒業論文関係科目などを除いてすべて開講し、活発な教育活動が展開された。また、本学独自の双方向eラーニングシステムも今年度トラブルもなく、また授業実施教室も増やして授業体制全体が順調に推移してきた。18年度は社会人学生のために、家庭教育、人間開発教育の両課程ともに科目認証制度の充実を目指してきた。また、本学では社会人学生のなかでも、とくに科目等履修生の入学が次第に増加しているが、18年度は、図書館司書、学芸員や社会教育主事などの資格取得に必要な単位を修得した科目等履修生の終了者のなかに、社会のなかで実際活躍しはじめる学生が見られるようになった。これら資格関係については来年度さらに、家庭教育アドバイザーや地域スポーツ文化インストラクターの資格をえて社会で活躍する卒業生を出ることを期待したいと思っている。これらは、生涯学習社会の社会的要請に応えるという本学の趣旨・目的の実現に沿うものだと考えている。また、18年度にははじめて外部校(清風工科学院)との単位互換制度を実施したほか、はじめて編入生を受け入れた。春学期・秋学期合わせて178名の入学者であった。なお公開講座であるが、神奈川県委託事業「生涯学習プログラム講座」として家庭教育課程所属教員5名による公開講座(「親子コミュニケーション」)を開催した。

## 3) 研究について。

「八洲学園大学紀要」を開学以来毎年刊行し、執筆希望者も次第に増加してきており、18年度刊行の第3号は9名の執筆者であった。また学内共同研究として、家庭教育課程は「家庭教育学の構築」について、人間開発教育課程は「社会人を対象とする遠隔教育の安定的展開に関する研究」についてそれぞれ3年計画の研究を続けてきたが、最終年度に当たる18年度は、3年間の研究成果を報告書にまとめて、家庭教育課程は『家

庭教育学の構想』を、人間開発教育課程では『遠隔大学教育の安定的展開に関する実践と研究』を、それぞれ3月に刊行した。

#### 4) F D活動について。

開学初年度から本学にF D委員会を設置して、そこで立案した計画にしたがって毎年全学的なF D研修会を開催してきた。これには非常勤講師も含めた全教員に参加を呼びかけてきた。これまで16年度に1回、17年度に2回、18年度には9月と3月に2回開催してきた。18年度は、eラーニングシステムに固有な授業上の問題や教員・学生間のコミュニケーションの問題など、本学教育に特徴的な諸問題について、教員が提起する授業の創造的試みや問題解決の手法などを中心に質疑応答を行った。このF D研修会の記録は自己点検評価書の参考資料として別途用意されているが、将来的にはF D研修会の独立した報告書として刊行し、F D活動の一層の充実を図っていきたく思っている。



# 目 次

刊行にあたって	1
18年度評価書について	4
.建学の精神	7
.八洲学園大学の現況及び特徴	8
.目的	9
.自己評価	10
1. 大学の目的	10
2. 社会貢献・地域貢献	14
3. eラーニングシステムの整備と充実	15
4. 教育研究組織（実施体制）	17
5. 教員及び教育支援者	19
6. 学生の受入	30
7. 教育内容及び方法	35
8. 教育の成果	50
9. 学生支援	52
10. 施設・設備	55
11. 教育の質の向上及び改善のためのシステム	63
12. 財務	66
13. 管理運営	73
14. 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況	79
.専任教員の教育研究活動状況	85
.大学の諸規則等	131

# 建学の精神

「教育の原点は家庭である」ことに基づいた、家庭教育、学校教育、社会教育の融合を図り、もって生涯学習社会を実現すると同時に、すべての人に高等教育の機会が得られることを期する。

## 建学の精神解説

平成12年12月22日、内閣総理大臣の諮問機関である教育改革国民会議の報告「教育を変える17の提案」の最初に「教育の原点は家庭であることを自覚する」と謳われています。しかし、家庭における教育の重要性を認めながら、家庭でいかに教育を行うかについては、今まで研究されることがありませんでした。本学は、家庭においてどのような教育が営まれるべきかを研究し、その成果をすべての家庭に教授することを使命とします。

学ぶことは人の本能であり、生涯に亘る営みです。学ぶことはいつでもどこでも誰にでも保障されている人間の基本的な権利です。これが生涯学習の考え方です。この学びは家庭を基本としつつ、学校、社会との連携で行われます。社会とは地域や職場を含む生活の場を指します。人はこのいずれかで学ぶのではなく、必要に応じてそれぞれの場で学びます。これらの高度な連携なくして、真の学びは実現できません。この家庭教育、学校教育、社会教育の融合が生涯学習社会を実現させます。その生涯学習社会においては、初等・中等教育だけでなく、高等教育の機会もすべての人に平等に与えられなければなりません。本学はこの真の生涯学習社会実現のために開学します。

## 教育理念

生涯学習は、世界の先進各国が、21世紀における最優先課題として取り組んでいます。この現状に鑑み、本学は、広く社会に働く人々、家庭の仕事に励む人々、人生における新しい自己開発を目指す人々、年配に到るもなお自己開発を意欲する人々を、主たる対象として、IT時代の最先端を行く教育、学習システムを開発し、

- 1.生涯学習の基本理念、すなわち、人々が、生涯に亘って学習に取り組むライフスタイルを確立する、潜在的な学習需要を具体的学習行動に高める、専門的な学習需要に応える、学習結果を適切に評価し、社会的に生かす、ために必要な支援を具体的に実施する教育研究を行ないます。
- 2.具体的な支援策としては、学術的・専門的な知識・技能を継承開発し、需要に応える、学習者の個人的要請・学習歴に応え、柔軟な学習システムを開発する、黒板を背にした学問から、黒板に向かう学習者のための学問に転換を図る、時代的・社会的要請に密接する学問の開発に努め、新しい職業を開拓する、ために教育研究を行ないます。
- 3.学習者からすれば、学習に参加すること自体が、生涯学習学部の自己開発的な教育研究を構成する、適切な学習結果の評価を得ることが、職業に通ずる、生涯、学習機会が得られ、高齢になっても生き甲斐ある生活が送れる、ために、文字通り、主体的・意欲的な学習ができます。以上の理念・目的・方法に基づき、まず教育研究上の基本組織としての「生涯学習学部」を設置し、所期の目的達成に努力します。

# 八洲学園大学の現況及び特徴

## 1 現況

- (1) 大学名 八洲学園大学
- (2) 所在地 神奈川県横浜市西区桜木町7 - 4 2
- (3) 学部構成  
学部：生涯学習学部  
課程：家庭教育課程、人間開発教育課程
- (4) 学生数及び教員数（平成19年3月31日現在）
- |        |         |          |
|--------|---------|----------|
| 学生数：学部 | 収容定員    | 4 2 0 0名 |
| 在学生    | 正科生     | 7 6 5名   |
|        | 科目等履修生  | 5 9 8名   |
|        | 特修生     | 2 0名     |
| 教員数    | 専任教員 教授 | 1 4名     |
|        | 助教授     | 4名       |
|        | 専任講師    | 9名       |
|        | 非常勤講師   | 6 4名     |

## 2 特徴

八洲学園大学は、日本で唯一の生涯学習学部を置く通信制大学である。学生は、インターネットを介し e - ラーニングにより学習する。e - ラーニングとは、一言で言えば IT 技術を活用した教育・学習ということになるが、現在注目されているのはインターネットを使って行われる双方向性を持った教育・学習である。このため本学では、学生に対しては学生支援センターを、教員にはメディアセンターを設け、e - ラーニングに関する技術指導・援助・相談等を行っている。

授業は、テキスト履修、スクーリング履修により行われるが、スクーリング履修に分類される博物館実習、保育実習1、伝統文化の継承4（実習）（茶道・華道）のように一部の科目については実習により授業が行われるものもある。本学の開設科目は基本的に選択科目ないし選択必修科目となっているため、選択の仕方によっては大学に通学しなくても卒業に必要な124単位を修得できる仕組みとなっている。

## 目 的

八洲学園大学の目的は、八洲学園大学学則第 1 条に定めるところであり、「八洲学園大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に則り、主として通信の方法により有用な人材の開発を企図し、もって社会に貢献するとともに、併せて生涯学習の要望に積極的に応えることを目的とする。」とされている。

この目的を実現するために、学部は生涯学習学部とし、家庭教育課程と人間開発教育課程の 2 課程を置き、教育・研究に当たることとしている。本学では、正規の学生である正科生の他に、従前の聴講生に相当する科目等履修生と大学入学資格はないが、将来、正科生となることを希望する者又は正科生にはならないが大学の授業を聞きたいとする者は特修生として受け入れ、勉学の機会を提供している。

また、本学は生涯学習の要望に応えるため、開学時から韓国語の公開講座を開講しているが、平成 18 年度は、春学期 3 講座、秋学期 3 講座計 6 講座開講した。その詳細については、本誌「14 . 正規課程の学生以外の学生に対する教育サービスの状況（公開講座）」を参照されたい。このほか、神奈川県からの委託事業「生涯学習プログラム講座」として家庭教育課程所属教員 5 名による公開講座（「親子コミュニケーション」）を本学において開催した。

# 自己評価

## 1. 大学の目的

### 1) 基本方針の明確性

#### 【現況】

本学は、広く社会に働く人々、家庭の仕事に励む人々、人生における新しい自己開発の意欲を有する人々、年配に至るもなお自己開発の意欲を有する人々を主たる対象として、IT時代の最先端を行く教育・学習システムを開発する。

- (1) 人々が、生涯に亘って学習に取り組むライフスタイルを確立する、潜在的な学習需要を具体的な学習行動に高める、専門的な学習需要にこたえる、学習結果を適切に評価し、社会的に生かす、そのために必要な支援を具体的に実施する教育研究を行う。
- (2) 具体的な支援策としては、学術的・専門的な知識・技能を継承開発し、需要にこたえる、学習者の個人的要請・学習歴にこたえ、柔軟な学習システムを開発する、黒板を背にした学問から、黒板に向かう学習者のための学問に転換を図る、時代的・社会的要請に密接する学問の開発に努め、新しい職業を開拓する、そのための教育研究を行う。
- (3) 学習者からすれば、学習に参加すること自体が、生涯学習学部の自己開発的な教育研究を構成する、適切な学習結果の評価を得ることが、職業に通ずる、生涯、学習機会が得られ、高齢になっても生き甲斐ある生活が送れる、ために、文字通り、主体的・意欲的な学習ができる。以上の理念・目的・方法に基づき、まず教育研究の基本組織としての「生涯学習学部」を組織、初期の目的達成に努力する。

#### 【分析結果とその根拠理由】

以上のような基本方針のもとでの大学の現況をみると、次のような特徴をあげることができる。

家庭で働く人々、新しい自己開発を意欲する人々、年配に至ってなお自己開発を意欲する人々など、本学が予想し、期待していた学生が、多様に満遍なく入学してきている。

いままで家庭に閉じこもっていた人々や、新しく学習の目当てを得た人々が、自分の学習スタイルを確立して、嬉々として学習に取り組んでいる。したがって、専任、非常勤教員共通のFD研修会の席上で、モチベーションの高い学生が多いとの共通の評価・感想が披瀝されている。

自分の学習結果を適切に評価してほしいと願っている者が、大多数であることがわかった。

現代の30代を中心とする人々の多数が、新しい気分と心構えで、自分の学習することを何とか生かして、自分の目指す職業に就きたいと希望していることがわかった。

それだけに、連絡・通信等の不十分・不適切のときは、たちまちクレームが大学に寄せられる。

教員・職員ともどもに注意をしたことがあった。

### 2) 本学の目的と学校教育法第52条の関連

#### 【現況】

前項に述べたとおり、本学は、生涯にわたって学習に取り組むライフスタイルを確立するため、および潜在的、専門的学習需要に応え学習結果を社会に生かすための教育研究をおこなうことを目的としており、これは学校教育法第52条に規定された大学一般に求められる目的に添うものである。

**【分析結果とその根拠理由】**

本学の目的は学校教育法第52条に規定された大学一般に求められる目的に適うものである。

本学は、平成15年4月、大学設置認可申請書に必要書類を添えて、文部科学大臣に申請し、大学設置・学校法人審議会の審査を経て、同年11月、文部科学大臣の認可を得たものであり、翌平成16年4月に開学した。したがって、本学は上記の大学の目的についても審査を受け、認可されたものであり、学校教育法第52条の趣旨を十分に踏まえたものである。

### 3) 目的の大学構成員への周知

#### 【現況】

大学教職員については、平成16年4月の開学の前から研修会を開催し周知するとともに、また開学以降は、年次進行で就任した教員等に対して年度ごとに研修会を開き、大学の具体的目的、理念、趣旨のほか、実際の授業方法及びテキスト作成についても、逐次解説したり習熟をはかってきた。学生については、常時ネットを開けば、八洲学園大学の紹介記事が掲載されているので、学生はそれによって本学の理念・目的を知ることができる。

#### 【分析結果とその根拠理由】

開学以来教授会等で、本学の理念、目的及びこれに基づく学則をはじめとする諸規程の説明を行ってきたが、それとともに、入試やカリキュラム編成、授業取り組み等についての議論の場で、つねに目的や理念に立ち返り確認するようにしてきた。一般的には、全教職員及び構成員はネットを利用して常時本学の目的・理念等を知り確認できる。

### 4) 目的の社会への公表

#### 【現況】

大学の目的、建学の精神を始めとし八洲学園大学に関する諸情報は、社会一般に公表している。

#### 【分析結果とその根拠理由】

八洲学園大学に関わる諸種の情報の公開は、大学のホームページと大学案内、学習ガイド・募集要項などの印刷物において行っている。

大学のホームページの場合、八洲学園大学のホームページ(<http://study.jp/univ/yashima/top.html>)を開き、「八洲学園大学とは」をクリックすると八洲学園大学(<http://study.jp/univ/yashima/index.html>)の特徴、開学の背景、八洲学園大学がめざすもの、学長のごあいさつ、学校法人八洲学園とは、建学の精神、映像で知る八洲学園大学、アクセスマップ、八洲学園大学で学べること、本大学の目的、生涯学習学部とは、生涯学習学部の目指す人材養成、開設科目のシラバス、教員紹介、履修シミュレーションなどのほか、学生に必要な学則ほか各種の規程などもボタンをクリックすることにより閲覧できるようになっている。

#### 【資料：資料篇】

印刷物としては、大学案内、学習ガイド・募集要項を発行しているが、大学のホームページと同様に作成されており、建学の精神、教育理念、生涯学習学部とは、教員紹介なども盛り込まれている。

18年度の大学案内、学習ガイド・募集要項の印刷部数は1万3千部(大学案内4000部、学習ガイド・募集要項9000部)で、資料請求者に配布しているところである。

#### 【資料：資料編】

参考までに、平成18年度の大学ホームページへのアクセス数を示せば、254,645件であった。その月別内訳は次の表のとおりである。

八洲学園大学ホームページ ユニークアクセス数

平成18年度月別	ユニークアクセス数
4月	25,605
5月	17,507
6月	21,992
7月	23,005
8月	26,426
9月	21,425
10月	19,127
11月	27,861
12月	15,278
1月	20,107
2月	17,490
3月	18,822
合計	254,645

平成17年度から、両課程のホームページも開設し、それぞれの課程の情報も公開している。

家庭教育課程 <http://study.jp/univ/yguk/>  
 人間開発教育課程 <http://study.jp/univ/ygun/>

## 2. 社会貢献・地域貢献

### 【現況】

#### 1) 社会貢献

本学では、ネットを通しての情報配信を行っており、そのベースとなるのが大学ホームページである。本学のホームページでは大学の案内を掲載するだけでなく、「家庭教育」「子育て」「社会教育」「人材開発」「資格取得」など様々な分野に興味や関心を持つ人たちに対して随時、教員のメッセージや時代に即した教員独自のコメントやブログなどを掲載している。その結果として、より多くの人たちに思想や考え方もネットを使って提供し、啓蒙に役立つよう努めている。

さらに、知育テレビ番組「キッズステーション『コロコロアニマル』」では、本学教員（福田博子教授）がアドバイザーとして、番組を見ながら親子が話をするポイントなどについてアドバイスし、幼児教育に関するの助言などを通して子育てをする親達の学びになっている。一方 子どもの教育についての悩み、子育ての悩みなど多様な相談に応ずる『教育心理相談室』を開設し、学外の人たちに門戸を開いている。

#### 2) 地域貢献

本学では、地域の人々を対象とした公開講座を実施している。平成 18 年度には、平成 17 年度に引き続き公開講座「韓国語講座」を、また、新たな取り組みとして、「神奈川県委託事業・生涯学習プログラム講座」として、「親子コミュニケーション」と題する公開講座を実施した。前者の「韓国語講座」では、初級・中級・会話に分かれた講座を実施し、80名が受講し、地域の人たちの生涯学習の場としての役割を果たした。後者の「親子コミュニケーション」では、本学家庭教育課程所属教員5名によるリレー式の講座を合計10時間実施し、主として地元横浜地域から合計25名が受講した。

### 【分析結果とその根拠理由】

本学の特性からみて、公開講座の開催や、『教育心理相談室』の開設等地道な活動が主たる貢献にならざるを得ない。しかし、社会貢献では、子育てや家庭教育分野において、専門知識、経験を活かし、マスコミなどを通して適切な助言や苦言を呈する機会を作り、社会問題の解決の一助となること、また社会の必要としている人材育成のための講座や科目の充実を図り、国の施策に寄与することも考えられる。地域貢献では、公開講座継続の希望者も多く、地域での学びの場の一助となっている。したがって、独自の公開講座、県や市と連携した環境問題等の公開講座を開催することも今後の検討課題であろう。

### 3 . eラーニング・システムの整備と充実

#### 1) 我が国最初のインターネット・ライブ配信授業システム その整備状況

eラーニングは、情報技術によるコミュニケーション・ネットワーク等を使った主体的な学習のことだが、学習を支える教育も含めて包括的にeラーニングといえることが多い。最近では、パソコンやインターネットを中心とした情報通信技術を活用した学習・教育をいうことが多く、特に注目されているのは、双方向性のある教育やトレーニングである。

大学のeラーニング・システムについていえば、インターネット上のオンライン教育と従来からの通学制教育を組み合わせたものは、すでに我が国にも存在している。しかし、その場合でも、オンラインでの授業はオンデマンドが多く、部分的にライブ配信授業を行っているところはあるが、全面的に行っているところはない。たとえば、平成19年度には、通学制を持たずインターネットだけで授業を行う大学もできたが、授業はオンデマンドだけで行っている。

そのような中で、本学は、スクーリングをインターネット上のライブ配信授業のみで行う我が国最初の大学として、平成16年に設置された新たな大学である。その後も、スクーリングをライブのみで行う大学は、まだ出現していない。

開学当初の平成16年は学内のライブ配信システム整備に追われたが、17年7月に、大学と外部を結ぶネットワーク診断を行い、ライブ配信システムとネットワークの接続の整備を行ってから、ライブ配信は安定した。18年度は1、2回の小さなトラブルがあっただけである。これは、安定的なインターネット・ライブ配信授業の道を拓くものとして、今後の大学教育に貢献するところが大きく、高く評価されて然るべきものであろう。

このライブ配信安定化の成功に伴い、18年度は、授業をライブで配信するという観点からみて、教員にとっても、学生にとっても、より使いやすいシステムにするための、システム改良を図る段階に入っている。

18年度の本学ライブ配信システムの整備状況に関しては、「7 教育内容及び方法」の「9) 通信教育の授業実施方法の整備と指導の適切性」「10 施設・設備」の「2) 情報ネットワークの整備と活用について」に記載されている。

#### 2) eラーニングシステム整備上の課題

大学のeラーニングに対する批判は、従来から大学の重要な特質とされてきた教員と学習者の人間的接触による教育機能を欠いたままで、大学教育本来の使命を果たしうるのか、というところにある。本学の場合、インターネット上での教員と学生のインタラクション、学習者同士のインタラクションを行う仕組みは整備されているが、そのような批判に応え、また学生からの直接的な人間接触を求める要望を充たす仕組みの整備は、今後の課題となっている。

本学では、その課題に取り組むべく、平成17年より人間開発教育課程がヒューマンeラーニングの実験を開始した。これは、ヒューマン・ファクターを考慮し、ネットワーク上にプラットフォームやスポットを置いて、そこでも学習したり、交流を図ったりすることができるようにしようとするものである。

本学のヒューマンeラーニングシステムは、ノードとして個人と共にヒューマン・プラットフォーム、ヒューマン・スポットを持つネットワーク・システムで、平成17年より、実験的に授業後交流会、ヒューマンeラーニング交流会及びそのライブ配信を行ってきているが、まだ学生数が少なく、十分な成果をあげていない。

18年度には地方(米子)からの配信に成功し、ヒューマンeラーニング・ネットワークを構築する手がかり

を得た。

まだ試行の段階ではあるが、今後の課題は、学生の多い地域にヒューマン・プラットホーム、その他の地域にはヒューマン・スポットを順次作り、ヒューマン e ラーニング・ネットワークを構築しながら、教員と学生、学習者同士の直接的なインタラクションを拡大していくことである。

注 1) ヒューマン・プラットホーム

インストラクターやサポーター(職員または卒業生など)を置き、学生が各自のノート・パソコンで授業を受講した後で、交流を図るところ。

2) ヒューマン・スポット

学生の当番ないしはリーダー、ないしは卒業生の世話役のみを置いて、学習や交流を行うところ。

資料

- ・「平成 17 年度八洲学園大学自己点検評価書」のうちの  
「3. 教員及び教育支援者」・「7) 教育目的を達成するための研究活動」・「(2) 人間開発教育課程」
- ・本年度の自己点検評価書のうちの「5. 教員及び教育支援者」・「7) 教育目的を達成するための研究活動」・「(2) 人間開発教育課程」

## 4. 教育研究組織（実施体制）

### 1) 学部及びその学科の構成

#### 【現況】

本学は、生涯学習学部を設置して、(1) 家庭を豊かにする理念を確立することと、家庭教育力回復の支援ができるような理論と実践力を養うこと、及び(2) 現代社会の変化に対応できる能力と現代社会の諸問題を克服し新たな時代を切り開く知識と教養と実践力をもつ人材を育成することを、目標としている。

この教育目標を実現するために、本学は、家庭教育課程と人間開発教育課程の二つの課程を設置している。両課程は学科相当であるが、学科よりも密接な結びつきであるので、本学では課程としている。

この学部学科の構成と教育内容については、とくに大学の目的、理念、方法等設置の趣旨もふまえて十分に検討を重ねたものである。なお、両課程とも、必修科目を設定しなかったのは、入学してくる学生の経歴が多様であり、結果として適切であったと自負している。

#### 【分析結果とその根拠理由】

本学は生涯学習学部を設置し、そのもとに、家庭教育課程と人間開発教育課程の2課程をおいている。まず家庭教育の重要性はすでに多方面から指摘されてきたが、とくに平成13年の社会教育法の改正によって、国及び地方公共団体は社会教育に関する任務を行うに当たって、「家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするものとする」とされたようにその重要性が改めて指摘されるとともに、さらには平成18年の改正教育基本法においては家庭教育の重要性がいっそう踏み込んで指摘されることになった。家庭教育課程には家庭教育アドバイザーの資格を得るためのカリキュラムが用意されているが、それを目指して入学してくる学生は多い。また、人間開発教育課程は、現代社会の変化に対応できる能力をもつ人材の育成を目指すものであるが、同時に社会教育主事、図書館司書、学芸員などの国家資格をうるためのカリキュラムを用意していて、この資格を目指して入学する学生が次第に多くなってきている。両課程は、現代社会の要請に応えうる教育研究の内容を備えたものとなっている。

【資料：巻末の「学則」および「履修規程」】

### 2) 教授会の活動

#### 【現況】

教授会は、学長を議長とする本学の教学上の最高決定機関であり、学則8条にもとづき定められた教授会規程にしたがって運営され、教育・研究に関すること、学生生活に関することなど、規程に掲げられた諸事項を審議してきた。定例教授会は毎月1回、第3水曜日に設定し、18年度は4月以降毎月開催し3月までに計12回開催した。教授会の議題は、両課程長及び各種委員会委員長と連携をとって、学長、学部長、両課程長、図書館長、学生委員長、および教授1名および事務局長の8名からなる運営委員会において審議したうえで議案整理を行い、教授会に提出する審議事項、報告事項等の内容および資料等について遺漏なきことを期している。

#### 【分析結果とその根拠理由】

教授会の構成は、教授会規程第2条にしたがって、専任講師以上の専任教員で組織されている。18年度は、当初の人事計画どおりに新たに9名の新任専任教員の着任をみた。これにより計27名の教授会全構成員が揃ったことになる。運営委員会やその他の諸委員会もフルメンバーが揃ったことによって、活発

な活動が展開できた。

なお、教授会成立に必要な定足数は構成員の3分の2以上であるが、18年度に開催した12回の教授会は毎回ほぼ全員の出席であった。(ただし、学長は病気療養のため9月以降3月まで欠席であった。)

【資料：巻末の「教授会規程」および「教授会議事録」】

### 3) 教務委員会の組織の構成及び活動

#### 【現況】

平成18年度の教務委員会は毎週木曜日に開催し、年間40回実施した。本年度教務委員は、中田雅敏、関巴、山本格、渡邊達生、平良直、田中マリア、塙武郎の七名の教員、それにメディア支援センター、平林直人、事務局教務職員奥村隆一の二人に加わってもらい教学と事務局との密接な連携をとった。本年度は教務委員会の事務を明確に設定し、目標を達成することに努めた。年間行事予定表の作成、教員便覧の作成、目的別操作マニュアルの作成、時間割の作成、学習ガイドの作成、募集要項の作成、履修登録の点検、学生向け履修案内、シラバスの点検確認、履修モデルの検討、成績の点検と確認、単位認定・証明書に関わる作業、単位の互換に関わる作業、教育課程の点検と確認、文書の作成と発送、通常連絡(学生、教員)、卒業論文に関わる計画、などが主な仕事内容であった。特に「卒業研究演習」と「卒業論文指導」については綿密な計画と方法とを確立する必要があり、4月6日の第1回教務委員会から検討を始めた。

帳簿類の整理を行う必要から「学生異動」については退学、休学、修了、希望単位取得終了、とし、正科生と科目履修生との学籍簿への記入をはっきりとするように図った。

学則や履修規定に従って「科目認証コース」を作り、学生が学びやすく興味と関心を持って学習に取り組めるよう、本学独自の認証書を発行することを決定した。

単位互換については学校法人清風情報工科学院専門学校と本学との協定を結んで実施することとなり、本学は10名の学生を認めた。また単位の互換に関しては併修も可能とした。

学生の確保、募集に関してはアジアの学生を対象に募集を行うことも考え、日本、中国、台湾、韓国の学生も募集できるようなカリキュラムを計画することも検討され、このことから、平成20年度より実施する新カリキュラムを検討することが決定された。

平成19年度より開始される「卒業研究演習」と「卒業論文」の指導と履修の方法について、実施計画、実施上の配慮事項、指導方法などについて、詳細な検討を行い計画した。

#### 【分析結果とその根拠理由】

平成18年度に実施すべき全ての項目について、総合的に判断して評価できる成果であった。開講年次に従って整備されるべき点はほぼ整理され、平成19年度の完成年度に向けての準備も完了している。学生定員の充足をどのように確保するかのみが今後の課題である。諸規定の充実はほぼ完備し、学籍簿の完了を見れば大学組織としては完成を見たといつてよい。

#### 【優れた点及び完全を要する点】

- 1) 本学ではインターネットでの授業をはじめとして、全てのシステムがパソコン上での処理となる所から、全体的な統一管理にかけられる点もある。事務的処理にも慣れて安定した運営が行われていると思える。
- 2) 本年度は、教学と教務事務職と、支援センターの三部所と一緒に会議を行うことになったことから、極め

て連繋もよく事務処理のスピード化も一段と更新した。本年度はほとんど大学としての機能が完成したものである。

3) 改善点については、教務の人員が七人というのはどうしても人数不足である。本学は、平良、田中、埴という若い教員が参加してくれたことから事務の効率化も図れ、有能な事務職員の参加もあって処理能力も数段増したものである。

4) 学生に対しては、課題の配信、課題提出、課題添削などが一定の期間を設けて実施できるような年間行事予定を計画したことからスムーズにかつまたスピーディーに実施できるようになったが、定員が充足された場合への対応が必要と考えられる。方法については随時課題を受け付けるか、あるいは提出期限を特に定めず、学期中に提出と添削を受ければよいような方法に改善したいと考えている。

## 5 . 教員及び教育支援者

### 1 ) 教員組織編成の基本方針

#### 【現況】

開学16年度からの当初の計画にしたがって年次進行で教員を増員してきた。開学3年目の18年度は、専任教員が前年度より9名増えて27名になり、非常勤講師が前年度より17名増えて66名となり、合わせて前年より26名多い93名の教員で授業にあたった。18年度は、これまで年次進行ですすめてきた開設授業科目のすべてを(卒業論文関係科目を除いて)開講したためであるが、それに応じた教員数を確保することによって、順調に授業を遂行できた。非常勤講師は計画よりも若干の増員となっているが、資格科目等の受講生の増加に対応するためであった。なお、非常勤講師に欠員が出た場合は、授業に支障がないように早急に補充するよう心がけている。18年度は専任教員の欠員はなかった。教員の年度別就任予定数(春学期)は次のとおりである。( )内は年度別新規就任数である。

	16年度	17年度	18年度	計
専任教員	12	18(6)	27(9)	27
非常勤講師	38	49(11)	66(17)	66
計	50	67(17)	93(26)	93

#### 【分析結果とその根拠理由】

学部全体の開講科目(テキスト履修とスクーリング履修を含む)は、16年度は56~61科目であったが、17年度はさらに50科目近く増加して約110科目が開講されたが、18年度は卒論関係を除く全科目が開講されたので、学部合計で209科目が開講された(3科目ほど教員の病気などにより未開講科目があった)。前述のように、前年度より26名増員の93名の教員で授業にあたり順調に遂行することができた。

### 2 ) 必要な教員の確保

#### 【現況】

開学年度の16年度当初は専任教員12名、非常勤講師38名の計50名で授業にあたったが、17年度は専任教員18名、非常勤講師49名の計67名の教員が、そして18年度は計画通り、専任教員27名、非常勤講師66名の計93名のフルメンバーが揃い、順調に授業を行うことができた。全体として必要な教員数は確実に確保できている。教員数を課程別にみれば、家庭教育課程17名、人間開発教育課程10名が配置され、それぞれの課程の教育目標を実現できるよう適材適所の教員配置計画を着実にやっている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

教育課程は16年度から計画的に年次進行で編成しており、18年度はその完成年度に当たり、当初の計画にしたがって教育課程に見合った教員数を確保できている。とくに非常勤講師において教員の欠員がある場合でも、直ちに補充して授業に支障をきたさないような人事体制ができている。

### 3) 必要な専任教員の確保

#### 【現況】

専任教員の課程別就任予定は次の表のとおりである。18年度には27名の全専任教員が就任し、非常勤講師66名とともに、両課程の授業を担当することになり、教育の充実を期すことができた。

専任教員の年度別就任は次のとおりである。( )内は合計数。

	16年度	17年度	18年度	計
家庭教育課程	8	4(12)	5(17)	17
人間開発教育課程	4	2(6)	4(10)	10
計	12	6(18)	9(27)	27

#### 【分析結果とその根拠理由】

両課程あわせた専任教員数は、16年度12名、17年度18名であったが、18年度には予定していた27名全員が就任した。前述のように18年度に全面的に開講した209科目を、非常勤講師66名と共に担当し、すべての授業を遅滞なく行うことができた。

### 4) 教員組織活動の活性化のための措置

#### 【現況】

専任教員の年齢構成、職階構成、性別構成は以下の表の通りであり、60歳以上とそれ以下の教員とがそれぞれ半数を占める反面、40歳代以下の若手教員が全体の約4割を占めており、しかもその8割は博士学位を取得しており、バランスがとれていると同時に、活発な研究・教育活動が期待できる配置である。外国人教員は1名の韓国人教員を専任として採用している。なお、実務経験者については、とくに人間開発教育課程の人材開発論教育論グループでは、優れた経験者を教授陣に迎えている。教員の任期制や教員採用の公募制については、完成年度以降の検討課題である。

	職 階	男性	女性	計
70歳代	教授2 助教授1	2	1	3
60歳代	教授10 助教授1	8	3	11
50歳代	教授3	2	1	3
40歳代	助教授2	2		2
30歳代	講師4	3	1	4
20歳代	講師4	1	3	4
計	教授15 助教授4 講師8	18	9	27

### 【分析結果とその根拠理由】

外国人教員については、今後中国人、アメリカ人の教員の非常勤採用を考えている。専任教員の採用は、開学当初の予定教員を年次進行で採用して、18年度で完成した。今後、完成年度以降の教員採用については、広く学内外から募集することを考慮している。また任期制については、今後検討し必要に応じて採用する方向で考えている。

## 5) 教員の採用及び昇格の基準の制定と運用

### 【現況】

専任教員の採用・昇格は、本学の「教員選考規程」(16年4月制定)及び「大学教員の採用および昇任に係る選考手順」(17年3月制定)によって行なわれる。教員の採用基準および選考基準は、大学設置基準第14条から17条に準じるものとしているが、詳細については今後両課程において検討して、それぞれの特色を生かした基準案を作成する予定である。

### 【分析結果とその根拠理由】

採用及び昇格の人事が生じた場合は、全学人事委員会の承認を得て、課程内に小委員会を組織して人選を進め、候補者を決定する。この候補者について、人事委員会によって付託された教員選考委員会が教育・研究・実務等の業績について審査を行い、その結果を人事委員会に報告する。人事委員会はこの結果について総合的に審査した上で候補者を最終的に決定する。人事は教授会の承認をえて決定する。

採用・昇格の際の選考基準は、大学設置基準第14～第17条に準ずるが、その詳細は、両課程の特殊性と特徴をふまえて、今後早急に検討していくことになっている。

【資料：巻末の「教員選考規程」および「大学教員の採用および昇任に係る選考手順」】

## 6) 教育活動に関する評価体制

### 【現況】

学生による授業評価については、1) 学生から日常的に事務局に寄せられる授業に関する要望は、その都度できるだけ早く対応するようにしている。また、2) 授業および授業方法の評価について学生にアンケート調査を行い、その結果を全学FD研修会において、資料を用いて教員に説明し、留意点を喚起している。これまで17年度と18年度の秋学期FD研修会において実施してきた。これは今後も続けていくつもりである。3) 教員による教育活動評価は、自己点検評価委員会及びFD委員会において一層の充実を求めて検討していかなければならないが、これまで16年度より毎年、自己点検評価書を刊行して教員に配布するとともにネット上に公表して教員の自覚を喚起してきた。また、4) 教員による教育評価は、とくにFD研修会における発表と質疑応答が重要な役割を果たし、教員相互の授業理解を深めるのに役立っている。18年度のFD研修会は、第1回を9月16日に、第2回を3月24日に開催し、e-ラーニングシステムをとっている本学に固有の諸問題を中心に、授業方法をめぐる創意工夫について話し合った。なお、FD研修会の充実については今後FD委員会においてさらに検討を重ねる予定である。

【資料：「18年度第1回FD研修会」及び「18年度第2回FD研修会」】

## 【分析結果とその根拠理由】

本学では、個々の授業については、常時ネットを通じて、授業への学生からの意見、評価が多数よせられている。それらは、学生支援センターにおいて管理、蓄積し、必要に応じて教員にフィードバックされ、教育活動に生かされている。

しかし、学生による授業評価についての全学的取り組みは、学内に設置したFD委員会において、その評価方法、評価内容、フィードバックのあり方等を検討し、実効性、信頼性のある評価案と方法を作成していくことにしている。現在のところは、これまで16年度から18年度まで5回開催したFD研修会の蓄積を整理し分析中である。

## 7) 教育目的を達成するための研究活動

### (1) 家庭教育課程

#### 【現況】

家庭教育課程の教育目的は全ての教育の出発点は家庭教育であるとの認識を持って家庭教育について学ぶ意欲を持つ人たちに広く学びの場を提供することにある。そこで学生に対しては、家庭教育について多面的に幅広く学ぶことによって自らの人生を内面において豊かにすると共に、よりよき家庭を築き、家庭の教育を充実させることができるような研究成果を示す。家庭教育の理論と方法を定型的に学問的に深く学ぶことによって、家庭に起因すると見られるさまざまな問題を的確に分析し、解決する力を育成する。家庭教育アドバイザーとしての資格を取得させ、家庭教育の専門家として新しい活躍の場を開拓させる。という三点を学生に与えることを教育目標として、この分野の学問体系を構築することが家庭教育課程の研究活動である。そこで家庭教育課程では、日本家庭教育学会と共同で平成18年度も「家庭教育学の構築」に取り組んだ。

#### 【分析結果とその根拠理由】

家庭教育は平成18年度の教育基本法の改正にともなうにわかに論議されるようになって来た。しかし、本学では家庭教育を学問として教示することを教育目的として、家庭教育課程がおかれている。平成18年3月に日本家庭教育学会と共同で行ってきた「家庭教育学」の構築は、『家庭教育学の構想』として中間報告という大部の冊子にまとめられた。本年18年度も更に学問としての体系を充実させるべく共同研究を試みて、平成19年3月に『平成18年度八洲学園大学日本家庭教育学会共同研究 家庭教育学の構想』としてその成果を発表した。以下共同研究報告書の構成と執筆者を記す。

資料1 平成18年度八洲学園大学家庭教育課程共同研究報告書

八洲学園大学 日本家庭教育学会共同研究報告書「家庭教育学の構想」

#### 目次

序言	家庭教育学の構築に向けて	望月嵩
第一部	家庭教育学の基礎	
	「家庭教育学」の基層にあるもの	佐藤貢悦
	家庭における教育の方法の基本	吉田武男

家庭教育の位置	岸俊彦
家庭教育とカント	関巴
現代の倫理的課題と家庭の再定位	石井雅之
文学にみる家庭教育	中田雅敏
第二部 家庭教育学の課題	
家庭教育における新旧世代間の共生	高橋進
家庭教育の課題	水野建雄
家庭教育のメカニズムと過程	望月嵩
道德の考え方を家庭生活に	渡邊達生
宗教教育の現状と家庭教育	平良直
第三部 家庭教育学の展開	
親学のすすめ	福田博子
親役割の今日的課題	川越淑江
子供の成長と親子関係	小宮郁子
教育と伝統文化	大石純子
儒教の中の親と子のあり方	巖錫仁
児童虐待と非行の関係	赤沼幸子
家庭教育における地域社会の役割	浜田経雄
企業人と家庭教育	吉川國弘
ホームスクリーニング制度とアメリカ型福祉国家	塙武郎

## (2) 人間開発教育課程

### 【現況】

共同研究「社会人を対象とする遠隔教育の安定的展開に関する研究」を継続して公開研究会を行い、第3年次報告書を刊行している。

また、共同研究以外にも、教育・研究の改善・向上を図るため定期的に課程会議を開き、検討を重ねている。18年度は13回の会議が開かれ【<人間開発教育課程会議資料・議事録>】、科目修得認証の充実、ヒューマンeラーニングの実施、在学生向けメッセージの配信、学生の増加策の検討、将来構想・カリキュラム改革案の検討、課程webサイトの充実等を進めてきた。ヒューマンeラーニングについては、米子から講演のライブ配信を行い、これに成功した。

その他、グループごとの会議等も行っている。とくに人材開発教育論グループでは18年度から教員が4名となりグループとしての活動を開始し、新しいビジョンの下に人材開発教育論グループとしての時代に即した新しいカリキュラム構想と科目選定を行うことが出来た。対外活動では、主に経済産業省 資源エネルギー庁、中小企業庁、自治体との連携の模索を開始した。具体的には、(財)省エネルギーセンターの人材育成研修のタイアップ構想、社会人基礎力の科目の推進と強化、北海道池田町を例に地方自治体との提携によるオムニバス配信授業の可能性の調査。さらには、米国を訪問し、米国におけるeラーニングの現状、将来動向等を展望し、カリキュラム作成の参考とした。

## 【分析結果とその根拠理由】

米子から講演のライブ配信の成功に伴い、本格的な実施が今後の課題となっている。

学生の増加策については、プロモーションチームと連絡を取りながら課程の web への露出を進め、知名度アップを図った。18年度の本課程の入学者は計482名であり、目標であった600名には達しなかった。引き続き増加策を講じる必要がある。

また、今後は本課程も外部評価を受ける必要があるが、そのための準備は進められていない。外部評価に備えることも19年度の課題の一つである。

根拠理由として、平成18年度人間開発教育課程の目標とその達成度を示しておく。

### 1 研究目標

- (1) 3年目に入る共同研究「社会人を対象とする遠隔教育の安定的展開に関する研究」を継続して行い、第3年次報告書を刊行する。

達成度：達成した

【資料1および資料篇<人間開発教育課程共同研究公開研究会(検討会)記録><上記報告書>】

### 2 教育目標

- (1) 科目修得認証の充実を図る。

- ・生涯学習類.....生涯学習科目修得認証、学習相談科目修得認証
- ・職業技術類.....日本語基礎スキル科目修得認証、税理科目修得認証、経理科目修得認証
- ・地域技術類.....地域政策プランニング科目修得認証、まちづくり科目修得認証
- ・仕事移動診断類.....転職診断科目修得認証、地域活動移動科目修得認証

達成度：新しく3科目修得認証を新設した(「学習相談員基礎スキル科目修得認証」「企業とマネジメントの基礎スキル科目修得認証」「省エネ型都市・地域づくり科目修得認証」)が、まだ5つに止まっている。

- (2) ヒューマンeラーニングの本格実施に着手する。

達成度：本格実施に至っていない。

実験段階だが、米子から講演のライブ配信に成功した

【<上記報告書>第9章、第9部】

また、プラットフォーム交流会を開催したほか、大阪で行われた学生懇親会(平成18年12月10日)を後援した【<上記報告書>第9部】

- (3) 在学生向け「人間開発教育課程からのメッセージ」(仮)を年2回(各学期1回)配信する。

達成度：19年3月に教室を開設し、4月2日にメッセージ配信をはじめて行った。

### 3 人間開発教育課程将来構想

- (1) 学生(特に正科生)の増加策を策定し、完成年度までに授業料収入に対する人件費比率75パーセント(入学者・年間600人)の達成を図る。

達成度：18年度入学計482名。(人間開発教育課程のみ)

- (2) 平成20年度から新しい構成で発展を図ることができるように、将来構想の検討を行う。

12月追加目標：人間開発教育課程21世紀ビジョンを作る。

達成度：人間開発教育課程21世紀ビジョンをとりまとめた。

(3) 完成年度以降のカリキュラム改革案作成に着手する。

達成度：作成した。手直しを必要とするところがある。

(4) 人間開発教育課程ウェブサイトの充実を図り、年2回の更新を行う。

達成度：達成した(更新回数3回)。また、19年1月には課程のブログを開設し、随時最新情報を提供できるようにした。

(5) 仕事移動診断の研究開発を行い、平成20年度より、人間開発教育課程カリキュラムに反映させることができるようにする。

達成度：準備中。

(6) 外部評価を受ける準備を進める。

達成度：未達成。

資料1 平成18年度八洲学園大学人間開発教育課程共同研究報告書の構成と執筆者  
「遠隔大学教育の安定的展開に関する実践と研究2」報告書、平成19年3月

第部平成18年度研究の概要

- 第1章 平成18年度研究の目的と方法 浅井経子  
第2章 平成18年度研究の経過 秋吉正博、石田尊

第部平成17年度個別テーマ研究

- 第1章 チャットによるディスカッションにおける問題点と対策  
「現代社会と生涯学習」の実践事例をもとに 篠崎明子  
第2章 本学e-ラーニングシステムの現状と開発の方向性について 石田尊  
第3章 IT活用の学習の実態と学習ニーズ 浅井経子  
第4章 社会人の人材育成教育とe-ラーニング 沼倉佑栄  
第5章 自分に問う生涯学習とは 山本格  
第6章 アメリカのコミュニティ・カレッジのEラーニング 埴 武郎  
第7章 学生の実態把握のための研究方法の検討  
テキストマイニングの導入を視野に入れて 田井優子  
第8章 文献資料の電子化とeラーニング 秋吉正博  
第9章 米子からの発信 高鷲忠美  
第10章 ヒューマンeラーニング・ネットワークの構築 山本恒夫

第部ヒューマンeラーニングの取り組み

- 第1章 ヒューマンeラーニングの実験的研究の経過 浅井経子  
第2章 ヒューマンeラーニング実験の成果  
1 ヒューマンeラーニング・ネットワーク講座  
～鳥取県米子市からの授業発信の試み～ 高鷲忠美・三堀将寛  
2 ヒューマンeラーニング・プラットフォーム交流会の成果と課題  
篠崎明子・田井優子  
3 ヒューマンeラーニング運営の実際と課題 朝比奈るみ  
第3章 ヒューマンeラーニングと学生懇親会  
1 学生懇親会と今後の課題 内藤正敏  
2 ヒューマンeラーニングへの期待 ライブ配信・交流会 山本啓子  
第4章 ヒューマンeラーニングの成果と課題 山本恒夫  
第IV部 遠隔大学教育の安定的展開のための課題マップ 全員

## 8) 事務職員、技術職員等教育支援者の配置の適切性

### 【現況】

平成19年3月現在、次のとおり職員が配置されている。

八洲学園大学事務職員・技術職員数

	大 学	DKUL	紀伊国屋	計
専 任	9		2	11
非常勤		4	1	5
合 計	9	4	3	16

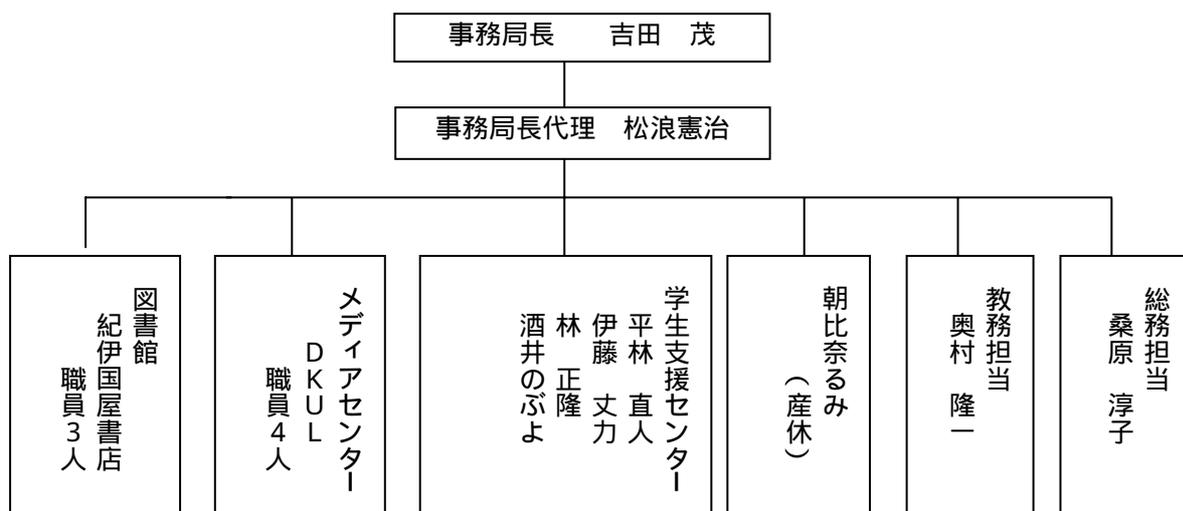
注1 表中、「大学」とあるのは八洲学園大学を、「DKUL」とあるのは(株)デジタルナレッジ・ユニバーシティ・ラーニングを、「紀伊国屋」とあるのは(株)紀伊国屋書店をそれぞれ示し、それぞれの会社等に属する職員の数である。

注2 本学は、eラーニングを使用して教育しているため教員に対するシステム活用支援業務についてはDKULに、図書館司書業務は紀伊国屋に外注しており、これらの会社から派遣されている人員のみを便宜的に挙げたものである。なお、開学以来 DKUL に外注していた学生支援機能は平成18年度からプロモーション機能を除き本学職員が担当することとした。

注3 外注のプロモーション機能を担当する職員は、常時大学に駐在することがないためその数を挙げていない。

注4 受講学生が少ないため TA を配置していないが、1授業科目あたりの受講学生が200人を超えれば、1名のTAを配置することとしている。

事務組織図(19.3.31現在)



注 メディアセンター、図書館については外注により実施。なお、学生支援センター職員1人がメディアセンター兼務となっているが、同センター職員4人の中には含めていない。

【分析結果とその根拠理由】

本学は、平成16年4月に開学したばかりの大学である。学生数が少ないということもあって、事務組織は最低の職員数で組織している。

教員組織、事務組織ともども年次計画により充実することとしており、完成年次における教員以外の職員数は、38人を計画している。

八洲学園大学設置認可申請書（設置する大学等の概要を記載した書類から抜粋）

大学等の概要を記載した書類

教員以外の職員の概要		専任	兼任	計
	事務職員	37 (10)		37 (10)
	技術職員			
	図書館専門職員		1 (1)	1 (1)
	その他の職員			
計		37 (10)	1 (1)	38 (11)

注（ ）内は初年度で、内数。

八洲学園大学の事務組織及びその分掌については、「八洲学園大学の事務組織及び事務分掌を定める規程」で定めるところである。同規程は、大学完成時の姿を想定し規定しているため、現状では、課長、係長を置いていない、事務職員の数が少ないなどの問題があるが、学年進行に伴い整備される予定である。

【資料：巻末の「八洲学園大学の事務組織及び事務分掌を定める規程」】

## 6. 学生の受入

### 1) アドミッション・ポリシーの確立と公表

#### 【現況】

アドミッション・ポリシーに関しては、募集対象が社会人中心である本学の特色を考慮し、「本学部の目指す人材養成」として、学部と両課程で養成する人材像を示してあるが、18年度から開始の編入学募集に対応して、「3年次編入に適した人」を新たに加えた。(資料1)

#### 資料1

##### 本学部の目指す人材養成

生涯学習学部では、大学設立の理念に基づいて次のような人材を養成しようとしています。

1. 家庭を豊かにする理念を確立し、合わせて家庭教育力回復の支援ができるような論理と実践力を身につけた人。
2. 現代社会の変化に対応できる能力と、現代社会の諸問題を克服し新たな時代を切り開く知識と教養と実践力をもつ人。

そのような人材を養成するため、本学部では家庭教育課程と人間開発教育課程を置いています。それぞれの課程が具体的に目指すところは次の通りです。

##### 家庭教育課程

1. すべての教育の出発点である家庭教育について、子どもを抱えるすべての親にこの学問の学習機会と情報を提供し、家庭教育の充実を図ってもらえるようになることを目標としています。
2. 家庭教育の理論と方法を学ぶことによって、社会問題化しつつある家庭に起因するさまざまな問題についての的確に分析し、問題を解決できる人を養成し、社会の要請に応えます。家庭教育課程の3年次編入は次のような人に適しています。
  1. 家庭教育アドバイザー（日本家庭教育学会認定名称：家庭教育師）の資格を取得し、その成果を社会や現在働いている職場で生かそうとする意欲のある人。
  2. 保育園の保育士免許、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教員免許をすでに取得している人、あるいは教育に関する科目を履修済みの人で、家庭教育を推進する仕事に関わろうとする意欲のある人。
  3. すでに大学を卒業された人で、家庭教育に関する知識を専門的に学ぼうとする人。

##### 人間開発教育課程

1. 豊かな人間性と生涯学習についての幅広い識見を養い、専門的な知識・技術を習得して、生涯学習社会の実現に貢献できる人を養成します。
2. 具体的には、地域や企業で各種学習支援プログラムをデザイン・実施・運営できる人、図書館、博物館で専門性を生かして働くことのできる人、企業などで働く人々の能力開発を支援する人を養成します。

人間開発教育課程の3年次編入は次のような人に適しています。

1. 社会にあって自分をリフレッシュする必要を感じ、生涯学習のことを専門的に学ぼうとする人。
2. 生涯学習関係の資格（社会教育主事、司書、学芸員）を取得したり、企業における能力開発スキルを習得したりして、その学習成果を社会や職場で生かそうとする意欲のある人。

## 2) 学生の受入方法の適切性

### 【現況】

学生の受入方法としては、将来の希望（作文提出）を合否の判断で重視しているが、16年秋学期からは「本学部の目指す人材養成」に照らして判断を行っている。17年度入試を17年1月から開始したが、新たに採用した「自己活動歴」についても、判断に当たっては「本学部の目指す人材養成」との関連も考慮している。18年度は開学3年目に当たり、編入学受入れを開始した。編入学試験は、正科生1年次入学試験と同様方法で18年1月から開始した。

### 【分析結果とその根拠理由】

志願者の将来の希望が本学部の養成しようとしている人材像からずれている場合には、直接本人に確認をするなどの措置を講じており、「本学部の目指す人材養成」は機能している。しかし、「自己活動歴」の場合には、過去の経験を聞いているので、必ずしも「本学部の目指す人材養成」で判断せず、関連を考慮する程度となっている。

編入学試験に関しては、出願資格の有無に注意して審査しているが、18年度は特に問題もなかった。

## 3) 留学生、社会人、編入学生の受入の基本方針

### 【現況】

本学は通信制の大学で、主として社会人を対象としているから、アドミッション・ポリシーで特に留学生、社会人、編入学生の受入等に関する方針は示していない。すべて「将来の希望」(作文)と「自己活動歴」を主要な判断資料として、合否判定を行っている

### 【分析結果とその根拠理由】

問題がある場合には、直接本人に問い合わせており、上記のような方針で、現在は支障を来すことはない。

【資料：「募集要項」(<http://study.jp/univ/yashima/adm/application.html>)】

## 4) 入学者選抜の実施体制の適切性

### 【現況】

インターネットだけのスクーリングを行う本学では、対面の試験がないため、入学者選抜「大学水準の確保と本人確認について」(平成16年9月教授会決定)(資料1)に従って実施体制を作り、合否判定作業を進めている。

#### 1 入学時のチェック体制整備について

合否判定資料として、17年度より自己活動歴記載欄を設け、将来の希望についての作文とあわせて、内容を審査している。(あいまいなところがあれば本人に確認する。)

#### 2 合否判定のための審査体制

17年度入試より合否のための審査は課程毎に審査会を設けて行うことにしたが、18年度秋学期からは、さらに教授会構成員全員がその所属する審査会に参加して合否判定を行うことになった。

#### 3 入試委員会による教授会提出原案の作成

入試委員会は、課程別合否審査の結果をまとめ、合否判定についての教授会提出原案を作成する。原案は運営委員会を経て教授会に提出する。

#### 4 教授会による合否判定をめぐる審議と合否の決定

教授会は、合否判定についての入試委員会原案を審議し、合否を決定する。

合否判定のための審査方法は次の通りである。

##### 1 審査資料

(1) 願書

(2) 作文

(3) 自己活動歴

(参考) 調査書又は卒業証明

##### 2 審査作業

(1) 願書で入学資格の有無(最終卒業学校)を確認し、記載内容に問題がないかどうかをチェックする。

(2) 作文では、将来の希望(進路、取得希望資格など)と本学の開設科目・取得可能資格にずれがないかどうかをチェックする。

(3) 自己活動歴では、意味不明な記載内容がないかチェックする。

##### 3 自己活動歴の判定基準

(1) 記載例示には、学習歴、職業歴、ボランティア活動・地域活動などの活動歴をあげてあるにもかかわらず、それ以外の履歴のみを記載している志願者については、調査書等チェックし、問題があると思われる場合には、合否案を「保留」とし、入試委員会の検討事項とする。

(2) 記載事項が0件ないしは1件しかない場合には、調査書等チェックして入試委員会に報告する。問題があると思われる場合には、合否案を「保留」として入試委員会の検討委員会にて検討する。

##### 【分析結果とその根拠理由】

18年度は着任教員全員が揃い、18年度入試では体制が整備されるに至った。初年度以来、公平性を保つことには留意しており、問題はない。

## 資料 1

## 大学水準の確保と本人確認について

平成 16 年 9 月 29 日 教授会決定

文部科学省の指導	本学の対応
入学時のチェック体制を整備する必要がある。	1 願書に学習・活動歴欄を設けて内容を審査し、不明のところは本人に確認する。 2 出願時に通信制大学や本学について理解しているかどうかを Q & A により確認する。(例：「単位が取れなかった場合でもその単位の授業料は返されないことを知っているか。」)
試験やレポートについて、本人確認を行い、単位認定(さらには卒業認定)に当たっては大学としての水準を保つ必要がある。	1 本人確認は電話、USBカメラ、面接などにより行う。 2 単位認定については、個々の教員が大学の水準確保に努める。 3 現段階での対応策としては、不合格科目の多い学生の状況把握を行い、卒業に時間がかかるおそれがあることなどを本人に連絡する。 4 将来的には、履修科目の上限設定、GPA 制度の導入なども検討する。
国家資格付与は大学を信頼して認可しているものであるから、資格付与に当たっては水準を保つ必要がある。	社会教育主事、司書、司書教諭、学芸員の資格科目の単位認定では、一定水準を保つようにする。

## 5) 学生受け入れの検証と入学者選抜の改善

### 【現況】

18年度は開学3年目で、まだ本格的な検証を行うことが出来ないが、出願状況・在籍者数はリアルタイムでホームページに公表している。

そこでは、出願者数、在學生数、学期毎の「男女別」・「年齢別」・「都道府県別」の学生数を示している。

### 【分析結果とその根拠理由】

今後、出願データの分析、在學生に調査などによって、入学の有無を規定する要因分析を行い、入学者選抜の改善に役立てていく必要がある。

【資料：「出願状況・在學生数」(<http://study.jp/univ/yashima/realtime/index.html>)】

## 6) 入学定員と実入学者数との関係及びその適正化

### 【現況】

開学以来、実入学者数が入学定員を大幅に下回る結果になっているが、まだ改善するための取組を行うなどの、入学定員と実入学者数との関係の適正化を図るまでには至っていない。

### 【分析結果とその根拠理由】

平成18年度の入学者数は「八洲学園大学の現況及び特徴」に示したとおりである。平成18年度の入学者数は正科生1年次学生定員1200人(家庭教育課程600人、人間開発教育課程600人)、編入学学生定員600人(家庭教育課程300人、人間開発教育課程300人)、計1800人(家庭教育課程900人、人間開発教育課程900人)に対し、科目等履修生を入れても家庭教育課程14パーセント、人間開発教育課程51パーセントの充足率でしかない。これは早急に対策を立てなければならない問題である。

【資料：「出願状況・在學生数」(<http://study.jp/univ/yashima/realtime/index.html>)】

## 7. 教育内容及び方法

### 1) 授業科目の配置の適切性と教育課程の体系性

#### 【現況】

共通基礎教育科目、共通専門教育科目、基幹科目、専門科目というように教養科目と専門科目がバランスよく体系的に取得できるように配置されているが、学生はどうしても資格取得に走り、体系的に学問形成がなされないようである。家庭教育課程では本来「家庭教育学」という新しい学問体系をそれぞれの進路や目的によって構築すべきなのであるが、指定科目や体系化をともなった教育課程になっておらず、この点において改善する必要があるものと考えている。専門性を深めるためには、各科目を改めて、教員のなすべき「家庭教育学の構築」に従って配置換えする必要がある。必修科目がないことから学生は自由に履修科目選択出来る伸びやかさもあるが、それぞれの科目の配置をどのようになすかという疑問もある。

#### 【分析結果とその根拠理由】

全科目、209科目あるが、卒業に必要な単位数は124単位である。学生が目的に応じて選択履修できるが、「家庭教育」の根本は何であり、どのような体系学習が必要かという科目選定に迷うようである。入学時の学習ガイド案内、履修案内、卒業科目確認案内等、それぞれ適切な時期をみて学習案内を行っているが、改めて科目の内容を見直して科目配置を考慮する必要がある。

一方、本家庭で取得できる資格は、「家庭教育アドバイザー」であり、これは、日本家庭教育学会の認定も受ける。また日本家庭教育学会では別に「家庭教育師」という資格を認定することから、本学の学習終了後に学会に申請することになっている。

#### ・（家庭教育アドバイザー資格取得のための専門科目の履修方法）

本学正科生で124単位の卒業に必要な科目を履修した学生が、家庭教育アドバイザーとして必要な指定された124単位を修得している場合には本学で「家庭教育アドバイザー」の資格を認定する。専門科目を第一群（保育期）第二群（児童期）第三群（青年期）第四群（ケーススタディ）から8単位以上の履修を必要とする。なお各群から専門性を養うため各自の専門性を高めるため24単位以上を履修することとなっている。スクールアドバイザーについては、教職経験を生かして、学校や地域で家庭教育についての手助けやアドバイスができるよう、教職経験30年以上の経験を有する人には、専門科目10単位（5科目選択、内ケーススタディ1科目2単位を含む）を取得することによって家庭教育アドバイザーの認定を行う。

### 2) 授業内容と教育課程の構成

#### 【現況】

開講科目、209科目のうち、66科目は、両課程にまたがって設置されていることから、全科目数をカウントすると245科目となる。本年度はこの全科目を開講することができた。教科書については全て本学オリジナル教科書であるべきであるが、いまだ35科目の教科書が書かれていない。授業の内容と教科書のかかわりについては教務委員会で全て点検している。授業内容については演習科目、講義科目などによって工夫を凝らしたスクーリング授業を展開している。

チャットによる意見提言、クイズ方式による五択理解、ディスカッションルームの使用による意見提言、質問機能により教員への質問提言、コミュニティーの活用による学生同士の意見交換、理解ボタンを押

すことで不理解箇所の確認、 アンケートによる学生の習熟度の確認。これ以外にも沢山の機能があり、こうした機能を使用することにより、スクーリング授業については、通常登校の対面授業以上の効果があるように思える。また対面授業にてについては直接説明や対面質問についてはなかなか答えること自体に引き込んでいた学生も、パソコンを介しての対面授業では恥ずかしいという気持ちを持たないで応ずることもでき、引きこもり、不登校、対人恐怖などの傾向を持つ学生も授業に参加することの嫌悪を持たないというメリットも大いにあり、Eラーニング学習の利便性を発揮できる。

#### 【分析結果とその根拠理由】

教員の授業内容についての学生評価については、常に毎時間後にアンケートの結果が集計され、学生評価については厳しい評価を受けることになる。また授業中に自己の授業について学生がどの程度理解しているか、あるいは理解がなされていないかについて計測する「理解度ボタン」があり学生が常時、このボタンを押すことによって学生の理解状況を確認することができる。また教員が質問することによって学生はチャットで自己の意見を述べることができ、演習授業についても十分効果をあげているといえる。

テキスト履修については、教科書を与えて自学を強いるだけではなく、マイルストーン授業計画表に従って、計画的に授業を進め、学習管理ができるよう指導している。質問については、疑問が湧いた時点で学生から直接教室を通して担当教員にいつでも、どこでも質問することが可能となっている。教員は学生から質問が来た場合は、一週間以内に返信を送ることになっており、学習につまずきがないよう配慮している。

家庭教育課程、人間開発教育課程とも、学生は主に資格取得に関わる授業について履修が集中し、共通基礎教育科目 20 単位、基幹科目 8 単位、共通専門教育科目 10 単位、専門科目 46 単位、関連科目 28 単位、自由選択科目 12 単位となっているが、こうした指定単位数は卒業に関わり必要単位数であることから、履修が複雑になっている。教育課程の改定も念頭におきながら 19 年度は完成年度に当たることから、問題点を明確にしておきたいと考えている。

### 3) 授業内容と研究活動との関連

#### 【現況】

本学生涯学習学部の両課程では、それぞれの課程の教育目標を達成するために共同研究を行っている。昨年 17 年度においては「平成 17 年度八洲学園大学・日本家庭教育学会共同研究報告、家庭教育学の構想」中間報告書を発表した。また人間開発教育課程では「平成 17 年度八洲学園大学共同研究報告 社会人を対象とする遠隔教育の安定的展開に関する研究報告書」をそれぞれ発表した。本学の建学の精神と教育理念である「生涯学習は、世界の先進各国が、21 世紀における最優先課題として取り組んでいる。この現状に鑑み、本学は、広く社会に働く人々、人生における新しい自己開発を目指す人々、年配に到るもなお自己開発を意欲する人々を、主たる対象として、IT 時代の最先端をいく教育学習システムを開発します」とうたっているところから、18 年度も引き続き共同研究を続けてきた。

平成 18 年度の家庭教育課程のテーマは、授業内容と密接に関係する家庭教育学の構築に向けて、それぞれの学問体系から研究活動を展開した。それぞれ 18 年 3 月には、「家庭教育学の構想」と「遠隔大学教育の安定的展開に関する実践と研究 2」を完成提出した。

#### 【分析結果とその根拠理由】

ここでは本学生涯学習学部について述べる。生涯学習という観点から本学学則では、必修科目を設定してい

ないし、また在学年数も4年以上12年まで在学可能である。そのため生涯にわたって学習することが可能であるような授業内容を整理しなければならず、そのためには、日本で初めての生涯学習学部、家庭教育課程という学問を体系付け、学生の学習意欲を失わないような体系付けを作る研究を絶えず続けなければならないと考えている。

#### 4) 学生のニーズ、学術の発展動向、社会からの要請と教育課程の編成

##### 【現況】

2004年3月の中央教育審議会生涯学習分科会では、審議経過報告「今後の重点分野」で「学校中心の考え方を改め、生涯学習体系への移行を主軸とする教育体系への社会移行」への提言を踏まえて生涯学習学部を設置した。またこの審議経過報告では「家庭教育への支援」も強調され、「家庭の教育力の向上を図るためには、学校や地域において、できるだけ早い段階から、親になるための学習の充実をはかると共に、親になったあとも、親が親として育ち、力をつけるような学習を大幅に充実させるための方策を検討することが必要である」という提言がなされた。本学はこれらの提言から「家庭教育課程」と「人間開発教育課程」の両課程を設けて、社会的要請に応えうる課程を設置した。

この社会的要請には、新たな視点から家庭教育課程では、基本的には生活習慣、生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的マナーや自制心などの「生きる力」の基礎的資質や能力を家庭においていかに培うことができるかという学生のニーズに応えている。

家庭教育課程では、2003年に内閣府が実施した「若年層の意識実態調査」による報告に「育児に自信がない」「自分のやりたいことができない」「子育てにいらいらする」という親が多いという報告から、家庭には、子供の養護と教育の二つの役割があることを考えて教育課程を次の三点を中心にして編成した。

教育は家庭にあり、親は人生の最初の教師として、教育の第一義的責任を負うことを深く自覚する。

胎児期、乳児期、幼児期、児童期、思春期、という子供の発達段階に応じて家庭教育で配慮すべき重点は異なる。

母性と父性の役割を明確にする。

教育課程の編成に際しては、本来具体的な内容を教授すべきであるが、学問としての体系編成を考慮した。たとえば胎児期には、家族から、呼びかけ、話しかけられ、働きかけ、などを考慮して授業を配当すべきであるが、これらのことを授業名とせず、授業の内容で学生に伝えるように教育課程の中での具現化を図った。

一方、入学生の多様化に対応するため、資格取得希望者に対して、資格を取得したことに対する認証制度を設け、認証書を発行している。また家庭教育課程においても科目等履修生の入学を促すため、8つの認定コースを設けた。これは家庭教育に関心のある人が学ぶ目標を持ちやすくするために目標別の「学習コース」を用意したものである。

A「日本の伝統と文化を学ぶ」 B「教養としての倫理・思想を学ぶ」 C「スポーツとボランティアを学ぶ」 D「心を育てる教育を学ぶ」 E「思春期の問題を学ぶ」 F「学校・家庭・地域の連携を学ぶ」 G「子供の成長を学ぶ」 H「心理カウンセリングの基礎を学ぶ」

以上の8つのコースを設けて科目履修を可能にした。また人間開発教育課程では、国家資格取得可能な科目を設置し、「社会教育主事」「図書館司書」「司書教諭」「学芸員」の任用の資格が取得可能となっている。また他大学、他学部、専門学校との単位互換制度を積極的に推進している。本学は大阪にある清風情報工科学院専門学校との単位互換協定を結んでそれぞれの特徴を生かした学び方を推進している。また人間開発教育課程では文部科学省認定、実務教育研究所での修得単位の一部を本学の単位として認定する制度を推進した。

学習補充教育については通信制単位制の制度を生かして個々の学習の進捗状況を把握し、インターネットによる個別指導による学習効果の高まりに配慮している。レポートを2回提出させ、到達目標に達していない場合には再度提出し根気よく何度も添削指導を繰り返すことで学習効果を高めている。大学院修士課程の設置については修士を希望する学生の希望を取りながら検討しているところである。また他学部、海外の大学等で履

修得した単位を編入時において最大 60 単位まで認定して多様なニーズに対応している。単位の認定に関しては教務委員会で厳正かつ柔軟に対応して最低 1 科目 2 単位から最大 60 単位までを認定している。

#### 【分析結果とその根拠理由】

社会の要請は大きくは国際化、生涯学習化、リカレント学習の方向性にあると考えられる。本学編入生もそのような意味から、アメリカ、ハワイ、韓国、台湾、中国在住の学生が在籍している。その多くは日本人学生であるが、今後は各国の学生が入学してくるものと思われる。そのようなことから語学教育をインターネット授業でどのように行うかが課題となる。

また編入生は多くが社会人で再学習を考えているところから単位の認定について苦労がある。本来は 1 科目ずつ、本学設定科目と対照させて行うべきであるが、理工学部、工学部卒業生などについては科目対照が出来ず、一括 60 単位までの認定をしている。他大学、専門学校との単位互換についても同一科目や類似科目が少ないため対照変換が難しい面もある。平成 20 年度の教育課程の改変に当たって積極的に単位互換が可能となる科目を設定する予定である。

高等教育との接続については、大学入試資格検定と本学独自の「特修生」制度を併用している。本学で定めた科目の中から指定科目 10 科目 20 単位中、8 科目 16 単位を履修修得することによって年齢に達している学生については正科生として編入させている。

## 5) 単位の実質化への配慮

#### 【現状】

本学では実質的に学年制、必修単位性を設けていないが卒業に必要な単位数と科目群での修得単位を定めている。必ずしも教養科目と専門教育科目が体系化されておらず、資格取得に偏る履修が目立ってきている。最初から資格取得を目指す学生が多く、これらの学生は科目等履修生として入学し、必要単位数を修得すると退学をしてゆくことから正科生が増員をみない状況にある。

単位の实質化を計るために、常に履修案内ガイダンスや履修単位確認ガイダンス、卒業対象生ガイダンスを実施して正規の単位を取得し、正科生として卒業するような案内を心がけている。共通基礎科目、基幹科目、共通専門科目、専門科目の四分類について、それぞれ修得単位数を示して実質化をはかっているが、それでも希望科目が他の課程にある場合の取得については、関連科目、自由科目という履修枠を設定してここで実質化の調整履修を行わせている。

家庭教育課程、人間開発教育課程の両課程を横断して履修がスムーズに行くように常に履修モデルを作成して学生がきちんと単位を修得するように心がけている。現在までに作成した履修モデルは 60 モデルがある。この履修モデルを大学案内のホームページで公開しているので学生も履修に迷うことがなくなった。開学年度から完成年度までは 80 モデルが完成する予定である。

単位修得について実質化が困難と考えられる、学外実地研修、キャンプ活動等の野外教育活動科目、華道、茶道、体育などについては、日本教育科学研究所、赤城、岡山青年の家、オリンピック記念館、横浜市商工会館などを借用したり、教育上有効、有益と認められるほかの教育機関を連繋と交流を図り、単位の認定をしている。また小児科の医師に非常勤講師として勤務していただき、学生の健康管理についても 2 科目の授業を受け持っていただき、職場における精神面の管理についての授業を設定している。

#### 【分析結果とその根拠理由】

本年度実施した「自然体験活動の指導（演習）」に関しては、日本教育科学研究所主催、文部科学省後援であるところから、その報告に基づいて単位の認定を行った。また「ボランティア・文化体験活動育成（演習）」科目に関しては神戸大学との共催授業によって単位認定した。本年度の学外実地研修については江田英利香講師、岸俊彦教授によってカンボジアの遺跡修理参加、学校訪問などが行われ、単位として認められ、その成果報告書「学外実地研修」も発行されている。また「伝統文化の継承」「日本人の美意識概論」などの科目については、和歌・俳句の創作吟行、能、狂言、美術館などの実地研究を時間数として計算し、単位認定などを試みている。特に「伝統文化の継承（茶道・華道）」は登校スクーリングとして本学内と横浜商工会館を借りて茶道実習を行い単位の実質化を図っている。

「カウンセリング演習」ではビデオ演習を送信し、各自自室で来談者相談などの実技指導を試みたり、15回の授業の中、半分の授業を登校授業としている。また、八洲学園大学心理相談所を開設して、学生の来談に応じ、相談と実習化をはかっている。

成績の評価、単位認定については、内規を定め、出席状況、レポート提出、成績評点、などによって単位の認定、優・良・可・不可を定める基準値を示したことによって安定化されている。学生からの成績に対する不満はそれほど報告されていない。テキスト履修科目については、第1回課題入力から課題発表まで一週間、課題発表から課題提出締め切りまでを3週間を確保し添削締め切りまで2週間を確保するようシステム化したため学生も学習予定を立てやすくなった。

## 6) 講義、演習、実習等の組み合わせ及びバランスの適切性

開学3年目であるところから、おのずと学生は組み合わせよく履修している。演習科目と講義科目との違いが判然としない状態であったが、メディアセンターの開発が進むにつれて、演習授業では、ビデオ録画の取り込み、動画の取り込み、ディスカッションルームの開設、コミュニティ広場の開設、チャット意見欄の拡充などによって、演習科目はほぼ通常登校型と変わらぬ授業が行われている。ディスカッションルームは、パソコン画面を四画面に区切り、それぞれ学生を四グループに分けて、配当されている画面で意見を述べるシステムである。コミュニティーは学生同士が自由にグループ討論できるシステムである。またクイズボタンがあり、授業の折々に質問を出して、学生が五選択の中から選択して答える。

講義科目についても充実をはかり、単に講義を行うということにとどまらず、パワーポイントを使って資料を提供したり、他書を紹介したり、図表を取り込んだり、レジュメを入れたりしながらそれぞれ授業に工夫を凝らしている。三年目である点から充実度は大変高まり、チャットを使って学生も意見を述べる参加型授業が増えている。特に本年度は送信用パソコンの大型化をはかったため、チャット画面も大きくなり、年配の教員にもチャットに関心を向けてもらい、学生も満足をしている。また、チャットの使い方に教員もなれ大いに授業が発展した。

なお授業や大学の機構、システムの説明、実習の参加、などについては、教務委員会で「教員便覧」66ページを作り全教員に配布したことで大学組織全体の向上を見るに到っている。「便覧」の項目は一読して簡潔明瞭に全てにわたっている。学事日程（授業期間、授業時間、教室、受講者名簿、出席及び欠席の取り扱い、休講、補講、学外授業、授業用資料の登録、学生への連絡）、試験（定期試験、追試試験及び再試験）、成績評価（単位の認定、成績入力、学生からの問い合わせ）、連絡事項（給与等の支給、移動等に関する届出、教職員、学生等への連絡先、大学論文集等への論文の掲載）、添付資料（八洲学園大学学則、八洲学園大学履修規定、試験・

レポート等の不正行為調査委員会についての細則、観点別評価項目、八洲学園大学付属図書館利用規定、八洲学園大学紀要投稿規定)、授業日程、時間割、本学開設科目一覧、内線番号一覧、スケジュール表。以上の内容が教員便覧であるが、インターネットによる習熟があって授業は達成される。そこでインターネットの扱いについては全教員に「マニュアル集」を配布している。ネットでの授業方法について活性化と進化をはかっている。高鷲忠美教授が鳥取県で行った講演について、現地からでも学生に配信できるシステム開発に成功した。

#### 【分析結果とその根拠理由】

学校案内では一度も登校することなく学び、一度も登校しなくとも卒業できる大学とあることから、これを実現するためには授業の充実をどのようにかはるか、また演習授業やカウンセリング授業をどのようにインターネットで行えるかが今後の課題である。双方向対話型授業のあくなき探求と開発とが今後益益充実させなければならない課題である。あるいは授業そのものも教員が在宅のまま、あるいは研究室から行うということも念頭に置くべき課題である。

### 7) シラバスの作成と活用

シラバスは学生にとってどのような授業を履修することができるかを知る一番大事な資料である。毎学期ごとにシラバスの書き換えをさせていただいている。シラバスと同時に授業内容の一端を知ることの出来るミニ授業配信も行い教員の顔写真と一緒に確かめてから受講登録も行うことができるように活用が図られている。スクーリング授業のシラバスは1限毎に詳細に説明され、テキスト履修については内容全体が見渡せるように説明されている。テキスト履修については今後は第一課題、第二課題も書き込んであらかじめ学習し、随時提出できるようにはかりたいものと考えている。

#### 【分析結果とその理由】

シラバスについては通信教育課程においては、最も基本的な学習案内である。毎年同じものを使うことなく年度毎に書き改めていただくように考えている。また年間履修最高単位が50単位となっていることから、学生には学期ごとに12科目も履修登録をすることが出来て、かえって登録間違いをする者もいる。そこでシラバスについてはわかりやすく、使用しやすい明確な指示事項を記入してもらうことに務めている。

### 8) 自主学習、基礎学力不足学生への配慮

#### 【現況】

図書館の蔵書確認や貸し出しが遠隔地からでも簡単にできるように、インターネットでの利用申し込みができるようにしている。開館時間は午後10時までとし、夜間に利用する学生へ対応している。

また、レポート提出が滞るなどの学習意欲減退の学生に対しては、学生委員会から該当する学生宛てに、学習意欲を喚起する「励ましのメール」を送っている。

さらに、学生が学習に関して基礎的な学習方法への理解を深めるため、資料の収集と整理の仕方やレポートの書き方についての解説書「学習のしおり」を作成し、学生が参考にできるようにしている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

図書館が利用され、学習効果が高まっている。また、レポート提出者の未提出者に対する割合も増え、レポートの質も向上している。これらの取組は効果があがっていると考えられる。

資料1 八洲学園大学図書館ホームページ  
「八洲学園大学図書館便り」  
資料2 資料編「学習のしおり」

## 9) 通信教育の授業実施方法の整備と指導の適切性

### 【現況】

家庭教育課程では実際に乳幼児期と家庭教育、児童前後期の家庭教育、青年期中期の家庭教育、成人における家庭教育と発達段階に応じて授業科目が配置されるべきであるが、実際このような授業の中には実地研究や、実習、観察等多くの要素が入っていることから通信授業だけでは成立しにくい科目もある。カウンセリング科目、キャンプ活動の指導論、レクリエーション活動の指導論、生涯スポーツと家庭、胎児と環境、乳幼児の食生活、乳幼児のしつけ、中学生ボランティア活動、ボランティア文化体験活動育成、中高生の武道・スポーツと人間形成、こうした科目に加えて、学外実地研究、華道、茶道などは実技修得科目であることから通信教育で行うにはそれなりの工夫と改善が要求される。これらの授業に対してはあらかじめ資料を作成しておき、パワーポイントを用意したり、動画を挿入したり、録画を使ったりしながら臨場感のある授業の開発に努めている。

### 【分析結果とその根拠理由】

双方向授業の確保という点から考えれば、現在はチャットでの発言と授業後の質問欄に寄せられる質問に答えるということのみである。音声が生徒個人から届くことが可能になれば双方向授業と対面式授業での差はまったくないといっても良からう。現在の演習授業をもう少し充実するものとする対策が要求されているところである。また受講している学生や、レポートを作成している学生が本人であるかどうかの確認については現在のEラーニングシステムでは全幅の信頼を持って本人であるという確信は得られないが、毎回通常時に課す小レポート、あるいは2回の課題のレポートの内容から本人であることを確認することは可能である。また毎時間学生からのアンケートを取って授業評価の資料としている。

### 【現況】

テキスト授業(印刷教材)についてはオリジナル教科書(P150)にて一時限90分あたり10ページを費やす内容となっており、全テキスト授業において印刷教材が配布されている。課題レポートの添削状況、提出状況については学生支援センターが個々に状況を把握して提出を促している。授業開始時間、添削レポート提出期限、最終試験期日等については教務事務によって管理指導を行っている。ほぼ完備された状況といえるが、パソコンの扱いに習熟していない学生には「メディアセンター」の指導員と学生支援センターが指導支援に当たっている。

面接授業は、メディアスクリーニングとなっているところから遠隔地にいる学生も受講することが出来る利便性がある。海外からの受講生もあり、おおむね良好順調に行われている状況である。

### 【分析結果とその根拠理由】

メディアを利用した本学の授業について、その実施方法の整備状況は、以下の通りである。  
テキスト履修では、1科目2単位を取得するために、添削指導を受けながらレポートを2回作成しかつ期末に科目修得試験を受ける課題方式と、添削指導を受けながら論文を作成する論文方式のどちらかを選択すること

になっている。その場合のレポートや論文の提出、添削指導、試験、その他質問や個別指導等はインターネットを通して行う仕組みになっている。

スクーリング履修は、キャンパスで行われている授業を同時双方向で全国各地の学生に配信するかたちで行われている。教員はタブレット型のパソコンを黒板がわりに使い、画面の右上には教員の顔が出るだけで、あとは主会場の映像が映し出されているようになっている。教員は、あらかじめパワーポイントを用意してそれを画面に映したり、OHCで教材を提供したりしながら、タブレット・パソコン上で必要に応じて書き込みを行っている。

一方、学生はいつでもチャットで発言したり質問したりすることができるようになっている。さらに、学生の出席状況を確認するためのボタンがあり、学生は一定間隔で押さないと退出の表示が出てしまい、欠席扱いになってしまう仕組みになっている。

その他、学外での実習については、事後にレポート指導を行うのでレポートスクーリング履修とよんでいる。事前指導としてインターネット活用のメディアスクーリング等を行う場合もある。

指導方法としては、基本的にはインターネットを通しての指導になっているが、キャンパスにくる学生には対面でも指導する。

質問とその回答、学生へのメッセージ、メール、資料の送付、掲示板、アンケート、FAQなども科目別に担当教員の責任下で行うことができるシステムを整えている。

学生や教員に対する支援システムとしては、学生の相談等に応じたりする学生支援センターと教材開発やメディア関係で教員を支援したり補助したりするメディアセンターがある。

学生支援センターは出願手続き、入学手続き、履修登録、学習相談など、学生へのあらゆる対応を行っている。

メディアセンターの具体的な支援業務は、教員に対するスキル研修（PC操作基礎研修、eラーニングソフト利用研修、インストラクショナルデザイン研修、個別操作研修）、業務の支援（スクーリング教室準備&稼働監視、教員パソコンの設定、質問への回答、トラブル時の対応）、メンタリング助手やスクーリング助手、基礎授業素材制作代行、高度授業素材制作代行などの作業・操作の代行などである。

これらの学生支援センターとメディアセンターは、eラーニング・システムの運営と開発のために八洲学園大学と(株)デジタル・ナレッジが共同出資して設立したDigital-Knowledge for University Learning(DKUL)が運営しており、本学職員とDKULの職員が協力して運営している。

学生支援センター業務は、18年度よりDKULの職員が撤退し全て本学職員で運営している。メディアセンターは、本学職員とDKUL職員が協力して運営している。

メディアを利用して行う授業システムの整備は進み、システム内部の問題は17年度に解決したため、18年度には大きなトラブルはなかった。しかし、演習科目の教育方法の開発、学生の本人確認、通信障害への対応等が課題となっている。

演習科目の教育方法で問題となるのは、掲示板を利用する事例はあるが、1対多のメディアスクーリングで、学生からの発言がチャットのみとなっている点である。しかし、チャット機能を拡大したディスカッション・ルームを開発した結果、それを活用した教員は、演習や講義の質疑を効果的に行うことができるようになりつつある。

ディスカッションルーム機能では、最大4つのチャットスペースを利用することで授業内のコミュニケーションを円滑にしている。1対多形式で授業運営することをコンセプトに作成しているライブ授業配信システム

では、あくまで教員対生徒の1対1での質問対応を実現できる程度のチャットエリアしかなく、多対多のコミュニケーションを必要とする演習授業では、十分な授業効果が認められなかった。その対策として、全ての受講者がフリーディスカッションすることができる全画面チャット(最大4スペース)を導入している。最大4つのチャットコミュニケーションができるスペース(以下、ディスカッションルーム)があることで、演習授業に必要なグループディスカッションが可能になり、また教員は4つのディスカッションルームを同時に表示して学生同士の議論の様子を観察し指導することが可能になっている。

主な教員の指導方法としては、ディスカッション内容を閲覧し音声で指導・発言する方法と、ディスカッション内容を閲覧し教員自らチャットに参加し指導・発言する方法がある。また、本機能を実装するうえで授業中の学生同士の私語(授業とは関係のない話)が教員の見えないところで行われるリスクを想定していたため、ディスカッションルームは、授業中に教員が稼働開始操作しないと学生は利用できない仕様になっている。

本人確認の問題は、eラーニング・システムを導入した通信制大学固有の問題で、学んだり試験を受けたりする者が学生本人であるという確認が必要不可欠になる。単位や卒業証書はその本人に対して与えられるからである。八洲学園大学では、試験やレポートについて、必要に応じて電話、USBカメラを使ったり、ときには面接などを行ったりして本人を確認する方法を検討している。ただし、海外在住の学生についてはそのような本人確認は極めて難しいといわざるを得ない。

通信障害への対応というのは、現在のインターネット環境では100パーセント安定した配信が可能とはいえないことからきている。

通信障害は、発信側の要因(サーバの性能など)、受信側の要因(パソコンの性能など)、インフラストラクチャーの要因(回線容量、ルータの問題など)が複合的に絡んで発生するので、多面的な対策を立てる必要がある。

## 10) 成績評価基準、卒業認定基準の策定と学生への周知

### 【現況】

成績評価の手順については次のように定めている。

- 1、履修登録は合格通知を得て入学金、履修登録料を納入した学生が所定の期間内にその学期に履修する授業科目を定め、事務局に履修届けを提出し、履修登録をする。
- 2、履修登録は年間50単位を上限とすることから、原則として春学期と秋学期でそれぞれ25単位までとなるが、昨年度の登録状況では最大13科目、26単位の者、また年間52単位の学生がいたがこれは全く例外的措置である。平均登録科目は8科目、16単位であった。
- 3、印刷教材授業は科目修得試験、面接授業については最終試験として日程を定めて学期末までに行うものとされ、面接授業は最終日の16時間目の授業時と定め、テキスト履修については別に試験日程を定めて行っている。

以上の手続きによって授業がなされ、スクーリング授業については出席が8割以上、最終試験点数60点以上を合格としている。成績認定に関する規定は、テキスト履修については第1回レポート成績、第2回レポート成績、最終試験成績の三成績に鑑みて最終評価、及び単位認定をしている。卒業認定基準については平成19年度の秋学期に卒業生が出ることから、おおむね卒業認定に関する策定と学生への周知を行った。平成18年2月に卒業生ガイダンスを行い、卒業に必要な単位数、資格に関わる科目の取得確認、取得した単位数を

履修規定に従っていずれに振り分けるかの確認をしている。また、19年度の当初に同じような卒業ガイダンスを行い再度卒業認定に必要な修得単位を確認させ、19年度春学期の修了時点で卒業をするか否かをアンケート調査することになっている。また卒業見込み証明書については100単位を取得している学生に対して発行することになっている。

### 成績評価基準と学生への周知

1、成績評価基準は上記の手順で何回も提出し、各教科担当者の指導を経て、その結果を教務委員会で承認する。第1回目の課題が合格した学生は第2回到課題を提出することが出来る。これも同じように添削指導される。2回の課題に合格した学生が科目修得試験を受験する資格が与えられる。科目修得試験受験資格者は教務委員会に報告され受験可能となる。

2、スクーリング（面接授業）は登校学生もメディア学生も同じように8割以上の出席者に最終試験受験資格が与えられる。この間授業科目によっては、中間テスト、予備テストあるいはレポートの提出が求められる。これによってテキスト履修者と同数の評価対象とする。

3、テキスト履修、スクーリング履修とも三回の評価対象となり、素点で事務局に提出される。

4、提出された素点、出席状況などを教務委員会で一覽して、不適切の評価や、矛盾評価があった場合は学長から指導を受ける場合もある。

5、テキスト履修の場合は、第1回及び第2回レポートの添削結果についてはA、B、Cの評価が学生に通知される。学生は一回の成績告知を見た上でレポートを再提出するか、次の第2回課題に移るかを考える。2回の成績告知によって学生は、科目修得試験の受験資格の有無を知ることが出来る。

6、2回の課題のうち、どちらか一方の課題に（不可）がある場合も、教科担当、教務委員会の協議を経て科目修得試験を受験させてよいかを学部長に諮問し、学長の決済をうけて受験させることができる。

7、上記のように実質的に点数（またはA、B、C）の評価を受ける2回のレポートと、学期末に行われる科目修得試験との三点で総合的な成績評価をおこない、教務委員会において報告し承認をうけて、学生に告知される。

8、学生への成績告知について

成績の学生への告知・通知については上記1～7までの手続きを経て学長決済が得られた科目について学生に通知される。

学生への通知については成績評価が、学生支援センター、教務事務担当者からネットワークを通じて配信される。レポートについての疑問、成績についての疑問は、学生支援センターで質問を受け、質問内容については教務委員会を通して各教科担当に問い合わせを行う。授業関係やレポートの提出、受験不能状況などについては、学生委員会にて質問の対応に当たっている。成績の問い合わせは、直接学生から授業担当者にダイレクトで行くことのないように配慮している。

### 卒業認定基準について

成績評価基準についてはおおむね優が20%、良が20%、可が30%という基準を示しているが本学は社会人が多く、また全学生の20%がすでに過去に大学、短大、専門学校の卒業生であるところからおのずと学習に取り組む姿勢も良く、レポート提出状況、レポート内容、試験の成績も良いところから（優）の評価が多くなり、51.5%をしめていることが特筆できる。これは決してメディアでの履修ということから評価が甘くなっているわけで

はない。不可の割合を 25%～30%と内規申し合わせで定めている。これらについては妥当なものと考えている。

## 再試験・追試について

八洲学園大学学則第 31 条に「学長は、必要により、再試験及び追試験を行うことがある」と指定されていることにより、学生支援センターを通して再試験、追試験の申し出があった学生については、学生委員会と教務委員会でその理由を協議し、その旨が妥当な学生については教務委員会から教科担当者に連絡協議し、それらの日程を定めて受験を許可している。

### 1 1 ) 成績評価、単位認定、卒業認定の実施

#### 【現況】

単位認定におけるレポートの字数(量)が単位数に対して適切の分量であるかを教務委員会で検討しその結果以下のような対応をした。

#### (1) テキスト履修の場合(T履修)

通信授業(T履修)は、テキスト学習で充分教育効果が上がるという内容の科目のみ設定した。テキストによる学習では、時間場所を選ばず、学生おのおののペースで学習することができる。また、個々の疑問点については質問ができるよう配慮している。

#### (1-1) 課題方式

テキストのみによる科目の履修は大学から送付する自宅学習用の教材(テキスト、補助教材等)に区分される。学生は、テキストや参考書を精読し、与えられた課題(テキスト科目課題集に記載)についてレポート(学習報告書)を提出。教員による添削と評価の後、返却される(評価は課題提出時に添付する「添削指導評価書」に記載して返却される)。所定のレポートに合格することと「科目修得試験」を受験し合格することで、その科目の単位が認定される。

#### (1-2) 論文方式

学生は、テキストや参考図書を精読し学習を始め、科目ごとに課せられた「論文」を、教員の指導を受けながら作成する。

論文方式(論文試験)のねらいは、「出題意図を正確につかみ、それをテキストなり、参考書等に当たって検討した上で、自分なりの考えをまとめ、自分の言葉で相手に理解しやすいようにまとめあげる」ことにある。担当教員の指導のもとに論文を完成することにより十分な学力をつけさせることを目指している。「論文」は、決められた期間内(作成期間約一ヵ月半)に、自宅にて一単位当たり 2000 文字、2 単位で 4,000 字程度にまとめて提出し、審査をうけてこれに合格すると単位修得とする。

#### 【分析結果とその根拠理由】

#### 1、単位修得までの学修の流れ

#### (1) テキスト履修の場合(T履修)

課題提出順序を指定され第一課題合格後、第二課題を提出の場合

必ず第一課題から取り組み、合格を手元で確認したうえで次の課題に進む

提出順序の制約なしの場合(どの課題からでも提出可・複数課題提出可)

課題の提出順序について、一切制限を設けていない。どの課題からでも、どのような順番でも提出ができる。

教材到着 自宅学習 第一課題提出（不合格の場合自宅学習に戻る（注1・注2）） 合格 科目修得試験受験申し込み（注3） 科目修得試験受験（不合格の場合追試験の上合格） 合格 単位認定

（注1）科目修得試験に合格してもレポートが不合格のままでは単位修得とならない

（注2）再提出をする場合、前回添削指導書と前回レポート、再提出評価書と再提出レポートの4点を合わせて提出のこと

（注3）受験申し込みに当たっては、受験資格を満たしていることが必要

（2）スクーリング履修の場合（S履修）

面接授業（S履修）は、テキスト学習では充分教育効果が上がらない内容の講義科目と演習科目のみ設定した。時間場所が限定され通信の利点を損なう要素もあるが、直接授業を受けられることにより教材学修だけでは伝えきれないものが伝えられると考えられる。

スクーリングには、通常スクーリング（週一回登校して受講）と、短期集中（週末、春季、夏期、冬期）のスクーリングがある。スクーリングは、本学にて行う。

- ・ 通常のスクーリングでは、各教員により、一学期間に数回の「宿題」をだす。学生はこの「宿題」に答えながら、自己の学修の進捗を確認する。教員は、次の授業時に提出された「宿題」を添削評価して、学生に返す。
- ・ 学生は、開講時間の8割以上に出席し、最終日に行われる試験に合格することにより、単位を認定される。試験に代えてレポートを提出する場合は、指定された提出日までに各教員宛に提出する。演習科目の試験も、これに準じて行う。
- ・ 短期集中のスクーリングは、大学の定める3日～4日間の期間・日程に従って開講する
- ・ 短期集中スクーリングの試験は、授業の最終日に行う。または担当教員の指定する提出日までに、定められた方法に従って、レポートを提出する。
- ・ 成績の評価は、本学の規定によって行う。

メディアスクーリング方式

地理的、時間的、身体的などの理由により、通常スクーリングの受講が困難な学生は、「メディアスクーリング方式」により受講することができる。この方式は、コンピュータ利用により、通常スクーリングと同時・双方向の授業に参加する。これは、通常スクーリングの学生の授業とまったく同様で、受講の申し込み、単位の認定、日程、受講方法等も、同一である。

テキスト・スクーリング併用履修（ST履修）

テキスト履修とスクーリング履修の弊習で行う学習形態であり、通信授業及び面接授業の双方向の授業に参加することが必要である。

テキスト、スクーリング併用履修（ST履修）は3単位以上の科目のみ設定している。3及び4単位の科目は学修量（時間）を「テキスト履修」「スクーリング履修」を組み合わせることにより目標とする学習効果をあげられると考えられる。

「通信授業」と「面接授業」分割履修とし授業科目はその単位数全てを修得し終えた時点で始めて「単位修得」とする。

たとえば4単位科目「博物館学」（概論、経営論、情報論）の場合、同一学期内に概論の部分は「テキスト履

修」で、経営論・情報論の部分は「スクーリング履修」で授業を行い、当学期（春学期又は秋学期）内に履修を終える方式である。したがって、試験（科目修得試験又は最終試験）の結果、どちらか一方を落とした場合は、単位は取得できず、来学期以降再履修となる。

テキスト履修とスクーリング履修の併用であるから、両方の履修により、両方の授業の成績評価に合格することが必要である。

この授業のテキスト履修、スクーリング履修は、上に述べた両方の履修方式を生かして受講するが、スクーリング履修は、登校して受講しても、コンピュータ利用の同時・双方向の授業を受講しても良い。

#### テキスト・スクーリング選択履修（T・S履修）

テキスト・スクーリングの選択科目（T・S履修）は、前期をテキスト履修・後期をスクーリング履修の基本とし、学習上、独学のテキスト履修だけでは不安である、直接登校又はコンピュータ双方向の授業にも参加して、理解を深めたいという学生のために、この方式がある。

学生が直接教員から授業を受けられることにより教材学習だけでは伝えきれない、よりタイムリーな知識や学説を伝えられると考えられる。また、スクーリングのみの場合には時間場所が限定され通信制の利点を損なう要素もあり、学生の生活サイクルより自由に選択（前期テキスト履修、後期スクーリング履修）できるよう配慮した。

この方式は、両方の履修のどちらかを選択して、成績評価を受ける。両方とも評価を受ける必要はない。受講申請のとき、いずれの方式で評価を受ける予定であるか、選択して申請をする。

#### 2、成績評価方法について

毎年3月、9月に成績通知表を配布する。当該科目について、通知書に記載される評価（100点満点の素点表記とし60点以上を単位認定対象とする）方法を明示する。

成績評価は、下記の優、良、可、不可の4段階とする。

優 100点～80点

良 79点～70点

可 60点～60点

不可 59点以下

以上の成績評価は、本学における全試験に適用される。

#### （1）テキスト履修

ア）科目修得試験採点結果と、課題レポートの添削結果との総合評価とする。

イ）論文試験審査を受けこれに合格すると単位修得とする。

#### （2）スクーリング履修

開講時間の8割以上に出席し、最終日に行われる試験に合格することにより単位修得とする。

#### （3）その他

#### テキスト・スクーリング併用履修（ST履修）

テキスト履修は、科目修得試験採点結果と、課題レポートの添削結果との総合評価で2単位

スクーリング履修は、スクーリング時間の8割以上に出席し、最終日に行われる試験に合格することにより2単位

併修科目の単位取得は、テキスト履修とスクーリング履修双方の総合評価とする。

テキスト・スクーリング選択履修（T・S履修）

テキスト履修かスクーリング履修どちらかの評価を必要とする。

テキスト履修を選択した場合は、科目修得試験採点結果と、課題レポートの添削結果との総合評価とする。スクーリング履修を選択した場合は、スクーリング時間の8割以上に出席し、最終日に行われる試験に合格すること。

## 12) 成績評価等の正確性を担保するための措置

### 【現況】

成績評価については、すべて学生支援センターに集約され、それから学生に期日を告知して配信されることになっていることから、各教科担当者から成績評価の提出があった段階で教務委員会が一覧することになっている。著しく偏った評価の仕方をしている場合には運営委員会で審議し、学長から教科担当者に確認することができるようなシステムとなっている。そのようなシステムがとられているので成績評価について学生からの申し立ては存在していない。もちろん教員の評価権はまず尊重されるべきであり、そのことを前提にしたうえで、同時にこのような手続きを踏むことによって、評価についての厳正さと正確性が担保されていると考えられる。

### 【分析結果とその根拠理由】

学期ごとに履修登録状況、レポート提出状況、添削状況、最終試験素点、総合成績等に関する一覧が作成され記録されることから、おのずと評価に対しても一定の基準ができつつある。

## 8 . 教育の成果

### 1 ) 養成しようとする人材像等の方針と達成状況の検証

#### 【現況】

両課程ともに育成、養成しようとする人材像については明確にされている。家庭教育課程の方針は、社会問題化している家庭に起因する諸問題について、これを的確に分析し問題を解決できる人材を育成し、社会の要請に応えることを掲げ、また人間開発教育課程の方針は、豊かな人間性と生涯学習についての幅広い識見を養い、専門的知識・技術を習得して生涯学習社会実現に貢献できる人材を養成することをうたっている。その達成状況の検証・評価については、卒業生が出る19年度及び20年度にしっかり検証・検討する所存である。

【資料：資料篇「大学案内」「履修案内」】

#### 【分析結果とその根拠理由】

家庭教育課程では、社会において家庭教育力を高める指導者として活躍できる人材、すなわち家庭教育アドバイザーの養成、また健全な市民活動の指導者としての地域スポーツ文化インストラクターの育成などを目指している。ただし地域スポーツ文化インストラクターの資格の具体像については、現在詳細を検討中である。人間開発教育課程では、社会教育主事をはじめとして、図書館司書、司書教諭、学芸員など、社会で活躍できる人材の養成を目指している。

### 2 ) 学生の授業評価から見た教育の効果

#### 【現況】

学生からの教員の授業評価については毎時間終了後のアンケート調査を実施している。またテキスト履修については、支援センターに寄せられる学生の評価に基づいて授業評価を考えている。これまでの学生からの問い合わせについてはレポートの課題が難しい、レポートの指定文字数があまりにも多い、課題そのものが1題ではなく何問にもわたっている、等の提言が多い。またある教科については評価が厳しすぎる、評価が甘すぎるなど、両極の評価をしている科目もあって学生の評価はそうした自己の科目履修の評価に対するものであり、授業そのものについては学生はほぼ満足のいくものと考えている。

学生の授業態度は極めてよく、モチベーションが高い。これは社会人学生、主婦層学生が多いことと、目的意識をしっかりと持っているということができよう。その意味では着実に成果を上げており教育の効果は極めて高い。

#### 【分析結果とその根拠理由】

学生からの意見は直接支援センターに送られてくる場合と SNS を通して自己の考えを述べてくる場合がある。また理事長直属の理事長ホットラインがあり、まず理事長が誠実に学生に対応していただいているところから不満というものはなく、おおむね希望や学生の思うところを聞いてほしいということが多い。授業についてはスクーリング授業は15回きちんとやってほしい、休講の場合は補習授業を行ってほしい、などが多くテキスト履修の場合は課題の添削についてきちんと指導してほしいという要望が多い。ただ定員が充足されると三回のレポート添削と最終試験などのレポート評価はやはり難しいものがあり、添削については教務委員会で添削例を示して非常勤講師にも徹底するように手配している。またFD研修会においても添削と評価基準については何度も話題にして統一を図っている。

### 3) 就職と社会活動

#### [就職及び社会活動状況]

本学は来春、最初の卒業生を出す。卒業予定者数の確定は7月下旬頃になる見込みである。生涯学習機関である本学の場合、4年間で卒業を目指す学生がいる一方、12年間学び続ける計画を持っている学生もあり、一般大学における卒業とは異なるところがある。

このような状況の中で、わずかな数ではあるが正科生に就職内定者が出てきている。

一方、科目等履修生の中には、それぞれ目的とする資格を取得後、すでに社会で多数の者が活躍している。

一例として、本学が把握している図書館司書資格関係の就職者数の内訳を表1、表2に示す。

表1は本学で資格を取得後就職した者。表2は勤務中、資格を取得した者を示す。

表1 資格取得後就職した者

大学図書館	6名
公共図書館	14名
小中高図書館	7名
専門図書館	2名
国会図書館	1名
計	30名

表2 勤務中資格取得した者

公共図書館	3名
専門図書館	1名
その他	7名
計	11名

ただし、上表は、図書館司書資格取得者の一部である。

本学は資格取得者の雇用形態についての詳細な情報を把握するまでに至っていないが、本学で学び、社会で活動している人たちが着実に増えてきている。一人でも多くの人達が本学で学んだ成果を社会で生かして欲しいと願っているが、雇用形態によっては有期雇用(雇止め)の問題に直面する人もでてくる可能性がある。そのような場合でも諦めずに新たな職場を求め、自己の専門性を高めるための努力を続けて欲しい。

教育基本法にも謳われている通り、生涯学習で学んだ成果を生かせる社会を構築して行くことが、国、生涯教育関係者等の使命としなければならない。

#### [本学への求人状況]

上場企業を含め多数の企業等から求人案内書が送られてくるようになった。情報を在校生に伝達するため、現在、学生支援センター及び就職委員会で情報整理を行っている。これら情報をできるだけ速やかに公開する予定である。

#### [就職委員会]

2006年度に就職委員会が設立され、求人情報の内容精査、就職希望者の学内連絡等の活動を行っている。

さらに、就職に際しての推薦状発行の手続き等に検討している。検討結果はできるだけ早い時期に何らかの方法によって学生に伝えていく予定である。

## 9 . 学生支援等

### 1 ) ガイダンスの実施状況

#### 【現況】

学生が自分の将来の進路希望にそって科目選択ができるように、専門別の履修モデルを示している。全ての授業科目についてシラバスを作成し web 上のホームページで公開し学生の閲覧に供している。また、同ホームページでは担当教員がシラバスを説明する映像の閲覧もできるようにしている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

学習に熱心に取り組む学生が多い。それは、履修モデルを参考にすることにより、卒業後の進路を視野に入れた科目の選択ができていることによると考えられる。

資料1「履修モデルの例」  
(出典 八洲学園学習ガイド)  
資料2「シラバスの例」  
(出典 八洲学園大学HP)

### 2 ) 学習相談、助言について

#### 【現況】

学生支援センターという部署が学生との窓口となり、電話やメールで学生からの相談を受け付けている。相談者は、自分の希望により、面談・電話・メールでの相談のうち、適切な方法で相談ができるようになっている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

本学は通信制の大学であり、遠隔地で学ぶ学生が多い。学生支援センターはそれらの学生との窓口となる部署であり、電話や電子メールでの対応が迅速に行われている。相談者は学生支援センターに連絡し、相談を受けることができている。

資料1「八洲学園大学生を支えるサポート体制」  
(出典 八洲学園大学HP)

### 3 ) 学習支援に関する学生のニーズの把握

#### 【現況】

学習に際して学生と科目担当の教員との間をインターネットで結ぶ「質問機能」を充実させ、学生が、随時、必要なときに質問ができるようにしている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

通信教育での在宅のままでのテキスト履修でも、学生が学習をしていて疑問に思った時点で、「質問機能」で担当の教員に質問ができるので、教員による時を得た回答を受け取ることができて、学習の効果があがっている。

資料「質問管理」  
(出典 教員用目的別マニュアル)

### 4 ) 通信教育のための学習支援、教育相談

#### 【現況】

授業科目を担当する教員は、インターネットを利用した e-ラーニングシステムによる、担当学生管理機能を使って担当学生の学習状況(出席、レポート提出、評価、質問歴等)を把握し、必要に応じて、学生と電子メ

ールで連絡がとれるようにしている。

また、テキスト履修に関しても e-ラーニングシステムによる、テキスト履修進捗管理機能を使って、学生のテキスト学習の進捗を把握し、学生の学習支援にあたっている。

【分析結果とその根拠理由】

学期間を通して、学生の学習状況を把握することができて、学習への助言や評価に効果が出ている。

資料1「担当学生管理」  
(出典 教員用目的別マニュアル)  
資料2「履修進捗管理機能」  
(出典 教員用目的別マニュアル)

## 5) 特別な支援を要する者への学習支援

【現況】

本学校舎内に、蓮見幼児学園と提携した託児所を設置し、乳幼児を抱えた通学生が学習しやすい環境を整えている。

【分析結果とその根拠理由】

利用する学生も次第に多くなり、学生の役に立っている。

資料「託児所のご案内」  
(出典 八洲学園大学HP)

## 6) 自主的学習環境の整備と利用状況

【現況】

通学生のために、本学の4階のホールを開放し、自習や話し合いの場に供している。

また、クラス会の開催などに各教室を貸し出し、学生が集会をもてるようにしている。

【分析結果とその根拠理由】

この施設を学生が利用している姿を見かけることが多い。  
また、学生がクラス会を開催して交流を深めることもあった。

資料 施設の整備状況  
テーブル4 椅子16 長いす1  
空気清浄機1 掲示板1

## 7) 学生の課外活動への支援

【現況】

学生は遠隔地に居住しているので、電子メールを活用して自主的な話し合いの活動ができるコミュニティーを育ててきた。

さらに、課外活動に関する要項を作成し、サークル活動を奨励した結果、大学認定サークル「家庭力応援倶楽部「ハッピー」」が誕生し、活動を始めた。

【分析結果とその根拠理由】

現在のコミュニティーは22あり、遠隔地にいる学生同士が友達になって仲間のつながりをつくっていることがうかがえる。

資料1 八洲学園大学における課外活動に関する要項

資料2 コミュニティーの現状

大学認定サークル「家庭力応援倶楽部「ハッピー」

環境サークル 八洲学園大学関西支部 長野方面支部(仮称)準備委員会 外国人から見た日本

世界は一つ(We are the world) ITクラブ 広報支援の会 お笑い研究会 働くママ

大学院に進学する会 八洲学園大学愛知の会 プロレス&格闘技研究会 京都府友の会

八洲学園大学茨城人会 b!og 利用者の会 八洲学園大学四国部会 図書館司書を目指している方! 児童文学研究会

学芸員を目指す方のサークル うちの子・近所の子・街の子

家庭教育アドバイザーを目指す人の交流サークル 憩いのサークル

## 8) 学生の各種相談のための相談・助言体制の整備状況

### 【現況】

学生相談センターをつくり、学生が気軽に相談できるように、次の体制をつくっている。

学内に学生相談室を設置(教室番号；4F-h)し、登校した学生が相談しやすい環境を整えている。相談担当教員は4名おり、相談室に不在の時は、電話番号を掲示して、不意の来訪者にも備えている。また、通信教育であるので、在宅したままの学生が相談をしやすいように、電話やメールでも相談を受け付け、改めて日時を予約して電話をかけたり、相談にあたる適任者がメールで答えたりするなどの手はずを整えている。特に、進路変更による退学の相談には電話で保護者とも話し、より理解を深めるようにしている。

### 【分析結果とその根拠理由】

進路変更による退学の相談、課程変更の相談、休学の相談、身分変更の相談を受け、迅速に対応した。

## 9) 特別な支援を要する者への生活支援

### 【現況】

校舎内に、車椅子利用のスロープやエレベーターを整備している。

### 【分析結果とその根拠理由】

今のところ利用者無し。

## 10) 生活支援に関する学生のニーズの把握

### 【現況】

本学は通信制の大学であるため、学生が本学に通うためにそれまでの居住地を離れて一人暮らしを始めるといった状況にはなく、在宅のままで学ぶ学生が多いので、生活支援は、生活の変調にかかわる学習に関する問題を解決することが多い。病気にかかったり、体調を崩したり、勤務先の会社から長期に出張を命じられたり、生活環境が変わって学習する雰囲気を整えることができなくなったりした学生からの要望は学生支援センターへ、もしくは科目担当の教員に直接電子メール(質問機能)で届けられるようにしている。

### 【分析結果とその根拠理由】

学生からの要望は、そのつど科目担当の教員が対応した。社会人である学生が多いので、仕事や家庭の事情によってレポートの提出に支障ができたことについての相談が多かった。それらについて、可能な限り提出期限の延長を行って、学習の機会を保障するようにした。

## 11) 学生の経済面の援助、授業料免除等

### 【現況】

独立行政法人日本学生支援機構に申請し認められれば同機構より奨学金を受けることができる。

### 【分析結果とその根拠理由】

春学期4名 秋学期2名 が援助を受けている。

## 10 . 施設・設備

### 1) 施設・設備の整備と活用

#### 【現況】

本学では、次に掲げる施設を用意している。

本学施設の概要

施設名	面積	室数	備考
大講義室	296.1	1	213人収容
中講義室	94.8	6	1室42人収容
演習室	約30.0	15	1室6人収容
学生自習室		3	1室28人収容
学生控え室		3	1室20人収容
図書閲覧室	289.6	1	閲覧76席、パソコン2台2席
書庫			4万冊収容可能
学長室	37.5	1	
研究室	約20.0	27	
顧問室	37.5	1	
非常勤講師室	94.8	1	
講師用学生指導室	37.5	1	
事務室	122.7	1	事務室内に医務室設置
会議室	94.8	1	
サポートセンター	49.7	1	
メディアセンター	39.7	1	
倉庫	54.7	1	
通信教育関係施設	49.7	1	

他に、現在は学生数も少なく使用していないが、新宿地区（東京）に教室他の施設がある。

#### 【分析結果とその根拠理由】

本学は、eラーニングを利用するネット大学であり、学生は履修の仕方によっては大学に通学しなくても卒業に必要な124単位を修得できるということが本学の特徴であることもあり、スクーリング授業に利用する中教室3室を除き、十分に活用しているとはいえない。学生数が増加すれば施設の利用度が向上しよう。これら施設の利用状況はここでは省略するが、図書館の年間利用状況は（-10-4）「図書、学術誌等の資料の整備」で触れているので、そちらを参照されたい。

### 2) 情報ネットワークの整備と活用について

#### 【現況】

学生や教員に対する情報ネットワークとしては、( - 7 - 9 ) 「通信教育の授業実施方法の整備と指導の適切性」のメディアを利用して行う授業の実施方法のところ述べてように、学生に対しては学生支援センターが、教員に対してはメディアセンターが中心となったネットワークを形成している。

#### 【学生に提供している情報ネットワーク】

##### メディアスクーリング

メディアスクーリングの基本機能については、( - 7 - 9 ) 「通信教育の授業実施方法の整備と指導の適切性」で述べたが、基本機能に加えてメモ機能が実装されている。これは、学生が教育内容を授業後に再学習する際のユーザビリティを考慮して、授業中にシステムを通じてメモした箇所が記憶され、さらにメモした箇所のページを閲覧できる仕様になっている。また、そのメモをもとにライブ授業を収録したコンテンツ（以下オンデマンドコンテンツ）と照らし合わせて振り返り受講できる環境を提供している。

##### トップページのインターフェイス

受講ポータルサイトのトップページでは、メディアスクーリング・テスト・レポート提出など主要な学習機能をつかさどる「教室」以外にも、教員及び大学から学生へ滞りなく周知できることが必要であるという観点から次のようなインターフェイスになっている。ひとつは、学生が受講ポータルサイトにアクセスしたときに一番目につくところにインフォメーションスペースを設置することで、事務局から学生への周知を徹底している。ここでは、大学からの最重要お知らせ事項が掲載されることが多い。また、メディアスクーリングの状況（授業開始時刻／終了時刻・授業中・終了・休講）がわかりやすいインターフェイスになっている。特に、メディアスクーリングを配信する教員が諸般の事情（病欠及び交通による）により授業を行うことができない場合や、システムトラブルで休講になる場合は、トップページの表示が変化だけでなく、受講者のメールに休講情報を送信する仕様になっている。

##### バインダ機能

バインダ機能とは、学生専用のブリーフケースのようなもので、主に大学・教員・学生（友達）からのメッセージやアンケートが蓄積できる。また、ライブ授業にて登録したメモを蓄積できたり、履修登録・学費の支払いなどが行えることからユーザー自身のシステム利用履歴とした役割も担っている。

##### 教室機能

学生が主に学習を進めるスペースが教室機能になる。教室機能は、原則として1科目につき

1 教室設定されており、教室への入室権限は管理者を除けば担当教員とその科目を受講する履修登録者のみになる。ここではメディアスクーリングを受講するだけでなく、以下のような機能が実装されている。

- ・質問機能： 授業中以外も教員への質問送信ができる。
- ・FAQ 機能： 教員はよくある質問をFAQ化して質問内容を全ての履修登録者で共有することができる。
- ・掲示板機能： 履修登録者のみ閲覧可能なクローズスペースであることから、学習テーマに沿って電子掲示板をたてて履修登録者同士で意見の交換をすることも可能である。平成17年3月28日に創刊された教員向けの「メディアセンターNEWS」では、この掲示板をメディアスクーリングにて有効活用した事例が紹介されている。
- ・レポート機能（課題形式／論文形式）： 教員は、学生にレポート提出をさせる環境を自ら設定することが可能である。また、通常レポートでは、教員自身が提出可能期間を設定することができるが、期末試験などの場合に限り、レポート内容を事務局に提出し、大学（教務・事務）側にて内容を確認して

から、提出可能期限をそろえて一斉告知している。また、この場合は、添削/採点も、教員はレポートを採点添削が完了したら結果を事務局に提出し、大学（教務・事務）側にて内容を確認してから、成績として一斉返却する。

#### 電子シラバス

本学では、シラバスを電子化している。これは、単にシラバスや講師紹介が電子されているだけのものではなく、担当教員がシラバスを公開した日付や修正を加えた日付が記載される。また、科目の概要を映像形式で紹介する「視聴」コンテンツも公開されている。

#### アンケート

学生のニーズを満たす情報ネットワーク構築するためには多くの学生の意見・感想を収集する必要があると考えている。本学では、メディアスクーリング終了後（授業後アンケート）と、学期末（学期末アンケート）にを実施することで、メディアスクーリングの効果測定を行っている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

学生に対する教育に関してはネットワークが整備されつつあるが、教員間及び教員・事務間のグループウェアが未整備である。

【資料：資料篇「八洲学園大学運用資料」】

### 3) 施設・設備の運用に関する方針と構成員への周知

#### 【現況】

施設案内、施設の運用方針については、学生を含め構成員に周知している。

#### 【分析結果とその根拠理由】

本学ホームページに大学（横浜地区）の施設案内を公開しているほか、大学（横浜地区）ロビーに施設案内、各階エレベーター横に施設の案内を掲示している。

学生が本学施設を部活などで利用する場合は、学生規程において使用手続きを定めているところである。

なお、非常勤の教員が使用する非常勤講師室（9階約95㎡）は近くに事務職員が居ないなど使い勝手が悪いためかその利用頻度が極端に少なくなったことと従来から3階事務局で時間待ちされている非常勤講師が多かったため、平成18年度から3階事務局奥部にPCや飲料水サーバーを移し事実上、非常勤講師控え室として使用している。このことによる周知は、非常勤講師室に貼り紙により行った。その文言は「非常勤講師控え室は3階奥へ移動しました」である。

また、本学の教員、学生は本学からの各種通知を見るため、教員にあつてはelyの教員情報ページを、学生はelyの学生支援センター情報ページを見ることとされており、このページを開くことにより、例えば、スクーリング授業が行われる際には、その時間割を確認することができる。

【資料：資料篇】

### 4) 図書、学術誌などの資料の整備

#### 【現況】

遠隔教育であるという本学の特殊性から、直接大学図書館を訪れる学生だけでなく、遠隔地で勉学に励んでいる学生用の教育用資料を重点的にそろえている。本学の教員の作成した教科書に掲載されている参考文献は必ず購入し、学生の求めに応じて郵送している。オンラインデータベースの導入も検討中であるが、システムの問題で現在業者と検討中である。

### 【分析結果とその根拠理由】

アメリカで「遠隔教育」を実施している大学はとても多い。その大学では、eBook とオンラインデータベースを大学図書館のホームページで学生に提供し、キャンパス外の学生はそれにIDとパスワードを入力してアクセスし、授業に必要な資料・情報を入手している。現物を郵送するという方式をほとんどとっていない。しかし、日本では学部学生が必要とする日本語による eBook は存在せずまた日本語による社会科学関係のオンラインデータベースは限られており、学部教育を電子メディアで支えることは不可能である。本学では、教科書で参考文献にあげられている資料をそろえ、学生の求めに応じて宅配便を利用して配送している。安価な配達方法を探して実施しているが、限度がある。平成 19 年度より紀伊國屋書店が日本語書籍の eBook 開発に着手するのでそれに期待している。

また、オンラインデータベースも、キャンパス外の学生が本学大学図書館のホームページにアクセスして自由に利用するには制約があるが、業者が全国の学生が利用できるシステム開発に着手しており、近いうちに利用できる段階に至るかもしれない。

著作権法次第ではあるが、必要な図書の一部、あるいは必要な学术论文を添付ファイルで学生に送付できるようになれば、一つの解決策になろうと考えている。

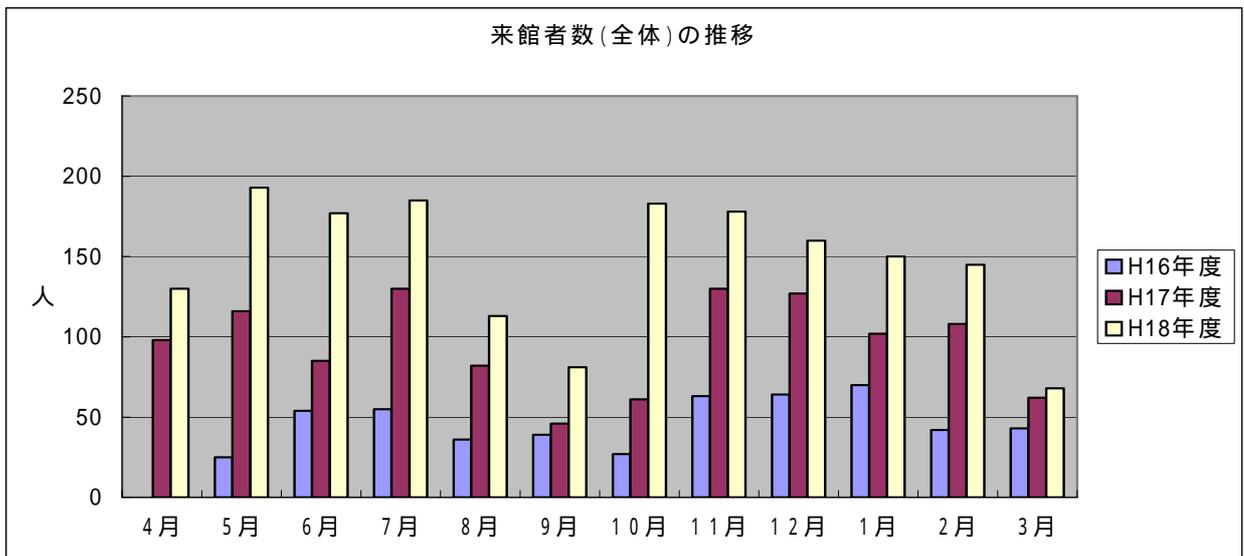
現状では、学生の居住地の公共図書館に依存するのが一番であり、自治体によってはその地の大学図書館と連携して、利用者に大学図書館利用をかなえているところもあり、本学学生もそうした大学図書館も利用させてもらっている。

種類	蔵書数
和書	11,820 冊
洋書、中国書	524 冊
視聴覚資料	199 点
合計	12,543 冊

寄贈、研究費購入図書、別購入費図書含む（2007年3月現在）

## H18年度 八洲学園大学付属図書館利用統計

	来館者数		貸出冊数		貸出方法		返却冊数	開館日数	備考
	全体	教職員	全体	教職員	郵送	来館			
4月	130	50	46	7	23	23	30	30	
5月	193	50	99	11	17	82	60	31	
6月	177	47	56	5	6	50	73	30	
7月	185	36	54	2	10	44	65	31	
8月	113	30	75	3	29	46	43	31	
9月	81	39	24	13	3	21	94	30	
10月	183	57	76	7	24	52	16	31	
11月	178	46	89	17	42	47	85	30	
12月	160	31	118	4	67	51	95	29	
1月	150	43	46	4	7	39	115	28	
2月	145	20	103	2	64	39	76	28	
3月	68	13	32	1	4	28	64	31	
計	1763	462	818	76	296	522	816	360	
月平均	146.9	38.5	68.2	6.3	24.7	43.5	68.0		
1日平均	4.9	1.3	2.3	0.2	0.8	1.5	2.3		

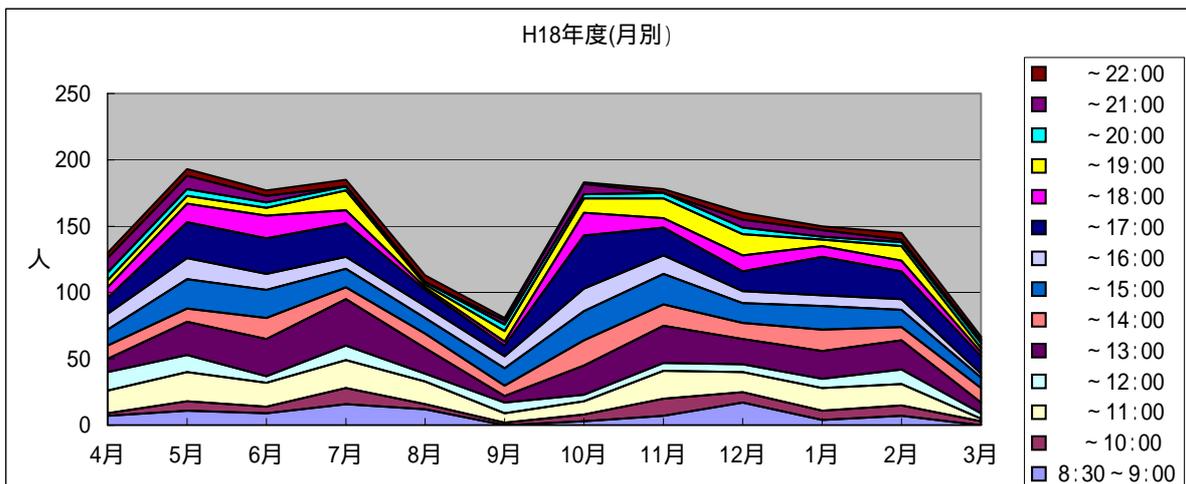
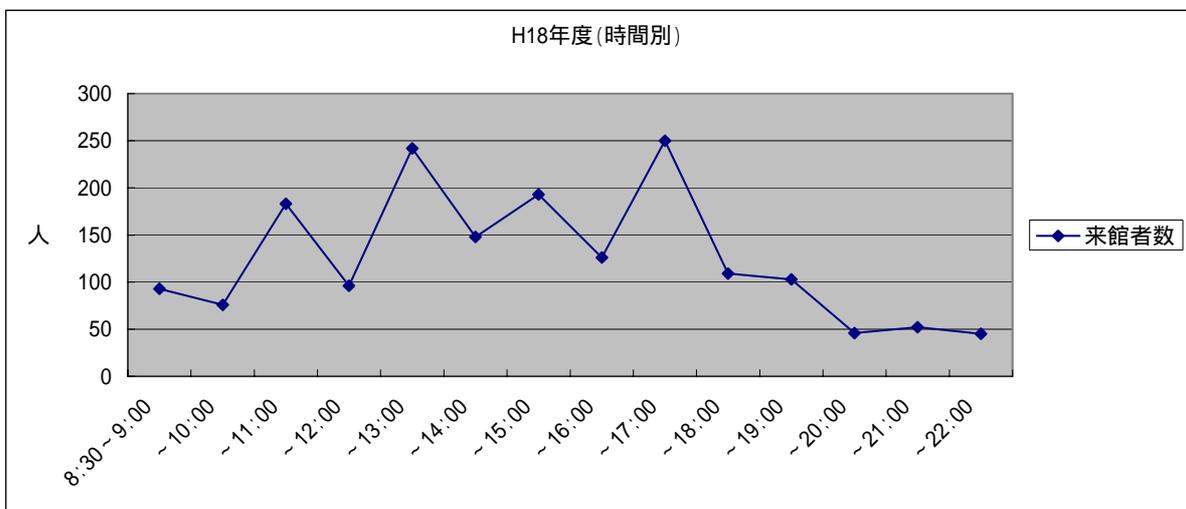


備考  
 土日祝日・夏期開館日は8:30～17:00開館  
 12/30～1/3は休館

## 利用者統計(時間別)

### H18年度

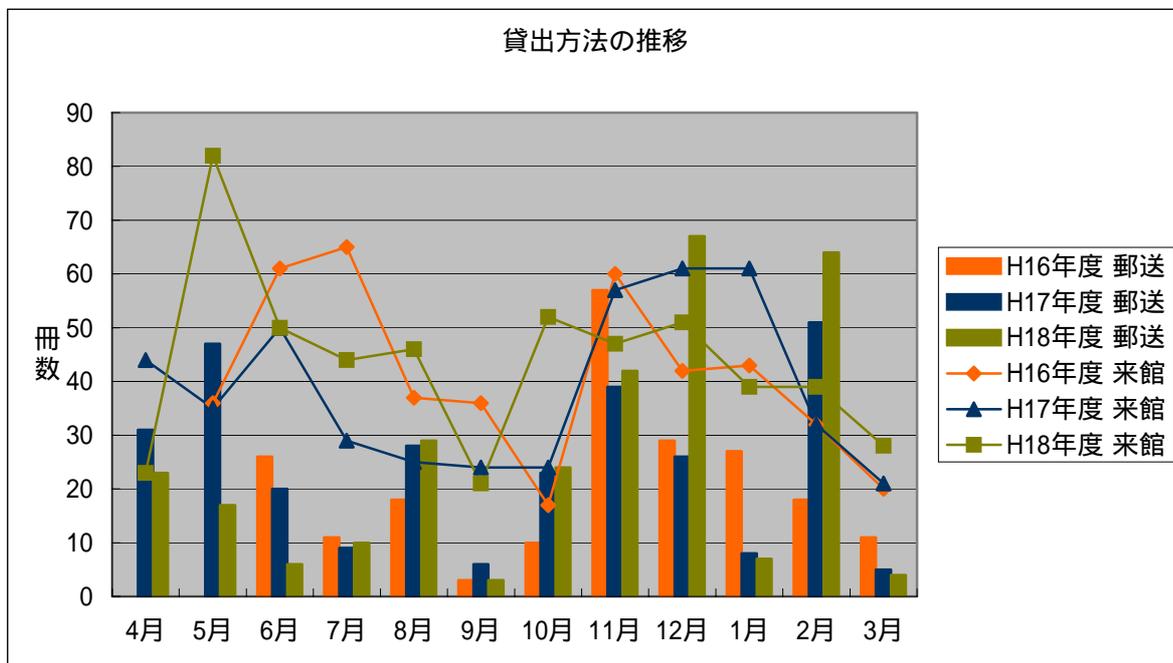
時間帯	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
8:30~9:00	7	11	9	16	12	0	3	7	17	4	7	0	93
~10:00	2	7	5	12	4	2	5	13	8	7	8	3	76
~11:00	17	22	18	21	17	7	10	21	15	17	16	2	183
~12:00	14	13	5	11	6	8	5	6	6	7	11	4	96
~13:00	10	25	28	35	19	5	22	28	19	21	22	8	242
~14:00	10	10	16	9	11	8	19	16	12	16	10	11	148
~15:00	12	22	21	14	12	13	22	23	15	18	13	8	193
~16:00	12	16	12	9	9	9	17	14	9	8	8	3	126
~17:00	12	27	27	25	12	8	40	21	15	29	21	13	250
~18:00	8	14	17	10	2	3	17	7	12	8	8	3	109
~19:00	5	6	6	15	2	8	11	15	16	5	11	3	103
~20:00	6	5	4	3	2	5	3	4	5	2	3	4	46
~21:00	11	10	5	0	0	3	8	0	6	5	2	2	52
~22:00	4	5	4	5	5	2	1	3	5	3	5	3	45
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	130	193	177	185	113	81	183	178	160	150	145	67	1762



備考  
 土日祝日・夏期開館日は8:30~17:00開館  
 12/30~1/3は休館

## 貸出方法

	H16年度		H17年度		H18年度	
	郵送	来館	郵送	来館	郵送	来館
4月			31	44	23	23
5月	0	36	47	35	17	82
6月	26	61	20	50	6	50
7月	11	65	9	29	10	44
8月	18	37	28	25	29	46
9月	3	36	6	24	3	21
10月	10	17	23	24	24	52
11月	57	60	39	57	42	47
12月	29	42	26	61	67	51
1月	27	43	8	61	7	39
2月	18	32	51	32	64	39
3月	11	20	5	21	4	28
計	210	449	293	463	296	522
月平均	19.1	40.8	24.4	38.6	24.7	43.5



## 定期購読雑誌タイトル

誌名	出版社	備考
HISTORY OF RELIGIONS	Univ.of Chicago Press	
Journal of Religion	Univ.of Chicago Press	
エイジング AGING	(社)エイジング総合研究センター	
マナビィ	ぎょうせい	
ミュゼ	株式会社アム	
みんなの図書館	教育史料出版会	
学校図書館	全国学校図書館協議会	
学校図書館速報版	全国学校図書館協議会	
月刊言語	大修館書店	
言語研究	日本言語学会	
月刊公民館	全国公民館連合会(第一法規)	
日本語の研究	国語学会(武蔵野書院)	
史学雑誌	山川出版社	
史境	歴史人類学会(日本図書センター)	
社会教育	全日本社会教育連合会	
図書館界	日本図書館協会	
図書館雑誌	日本図書館協会	
大学図書館研究	学術文献普及会	
日本語科学	国立国語研究所(国書刊行会)	
日本語学		
日本語教育		
日本語文法		
日本歴史		
文部科学時報		
歴史学研究		
歴史評論		
視聴覚教育		
大学資料		
IDE 現代の高等教育		
月刊子どもの本棚		
図書館の学校		
学術月報		
月刊すこーれ		
*季刊教育法		

\* . . . 新規購読

## 1 1 . 教育の質の向上及び改善のためのシステム

### 1 ) 教育活動の実態を示すデータや資料の収集と蓄積

#### 【現況】

本学ではコンピュータ管理を行っているので、教育関係のデータもすべてコンピュータに蓄積されており、必要に応じて過去のデータも活用できるようになっている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

巻末添付の規程を見てもわかるように、本学のすべての資料は事務局で保管となっていることから、それをもとに平成16年11月の文科省の指導に対応するために集約された資料もあり、これらは紙対応資料としてファイル化されてよく保管されている。

情報開示保護ともにきちんと整理されている。

### 2 ) 学生の意見の聴取と教育の自己点検、評価への反映

#### 【現況】

学生の意見聴取については、学生支援センター、学生委員会、教務事務、理事長ホットラインを通して入手される。それぞれの内容は、学生委員長、教務委員長、学部長、課程長、理事長、学長などに報告される。授業やサークルの設立、学会の入会、それに授業料、学習環境等についても意見が述べられる。また学部長の裁量で時々学生にアンケート聴取も行っている。また年度毎文部科学省に提出する学校基本調査と履修状況報告書提出時に内容を検討し、自己点検評価に反映させている。また大学設置審の来校の際に学生に意見聴取があることに鑑みて、同じように学生から直接意見を聴取して教育上の自己点検と評価の指標ともしている。

また人間開発教育課程でのヒューマンエラーニング、家庭教育課程の家庭力支援サークルの催しなどを通して直接学生から意見を聴取して自己点検に生かしたり、教育評価に反映させたりしている。

#### 【分析結果とその根拠理由】

インターネットによる通信制大学であるところから、学生の意見寄稿は大変な数に上る。学生個人の事や、大学の経営、運営、教育内容にもわたっており、全部に対応することは難しい状況にもある。これらの中から主たる意見を整理して運営委員会や学長、理事長決裁を仰ぐこともあり自己点検機能の目安として有効に働いているものと考えられる。

### 3 ) 学外関係者の意見の自己点検評価への反映

#### 【現況】

本学に5名から構成される「顧問委員会」が設置されているが、16年度は開学年度でもあり、平成16年1月13日に、顧問会議を開催して、本学の現状、管理運営、学生募集、教育への取り組み等について説明したうえで、質疑応答を行なった。その結果、各顧問委員から、学生募集に積極的に取り組むこと、教学の実を上げること等貴重な意見が寄せられた。18年度は学長病気のためもあって顧問会議は開催しなかったが、16年度の会議の結論をふまえて引き続き両課程の科目認証制の整備と拡充など教学上の検討を行うとともに、18年6月刊行の「17年度自己点検評価書」を顧問委員に検証していただくとともに、公表した。

また、FD研修会を、18年度は9月と3月の2回開催し、非常勤講師を含めて全学教員合同で、e-ラーニ

ングの教授法の創意と工夫など教育の充実について話し合った。そこでの意見を自己点検評価委員会を中心に教育に反映するようにした。

#### 【分析結果とその根拠理由】

18年度は前述のように、学長が9月より病気療養のため不在となったために、顧問委員の意見を聞く会合を開催できなかった。しかし機会をみて、委員からの提言をその都度、大学の運営と教育に生かすためにも定例で開催する方向にもっていきたいと考えている。19年度3月以降は、卒業生が出るので、これら学外者の意見をつねに自己点検評価に反映できるように、これを組織化するとともに、定期的な「ホームカミングデー」といった懇談の機会を設置していきたいと思っている。

### 4) 評価結果を教育の向上、改善に結び付けるシステムの整備

#### 【現況】

教務委員会、FD委員会、自己点検・評価委員会が連携を密にするとともに、これら教学側の委員会と、事務局、センター（学生支援センター、メディアセンター）の三者が相互に連携して、システムの構築に努めてきたが、その一環として、「課程長連絡会議」を17年11月に立ち上げて以来、18年度も月1回定例で開催してきた。これは学部長および両課程長と、事務局、メディアセンター、支援センターの代表からなり、その都度の教育に関する具体的な懸案事項を三者連携のもとで解決してきた。課題として残るものは運営委員会にあげてさらに協議して、改善への努力を重ねた。18年度はスクーリング教室の増設、サーバーやシステムの充実、また卒業生に備えての学籍簿の整備などいくつかの問題を解決し教育の向上に努めた。

#### 【分析結果とその根拠理由】

FD研修会で寄せられた多様な意見、ネットを通じて個々の授業に寄せられる学生からの多数の意見や評価、また顧問委員会など学外者の意見等は、主なものはすべて運営委員会にはかれ、そこでの判断にしたがって、教授会を通じて各教員に周知するようにしている。また、具体的実行は、教学側の教務委員会、事務局において、またメディアおよび学生支援センターにおいて検討され、上述の課程長連絡会議等を通じて具体化されるようにしている。これらがいっそう効果的に運営されるためにはなお整備が必要であり、今後の検討課題である。

### 5) 評価結果に基づく授業内容、教材、教授技術等の継続的改善

#### 【現況】

家庭教育課程、人間開発教育課程の両課程では毎週水曜日に課程会議を開催している。会議ではあらゆる日常のことがテーマとなっている。授業研究、カリキュラムの検討、教授技術、学生対応などについて提案があり、これら教材の充実と授業内容については、共に共同研究を通して授業の教授技術についても検討されている。またそれぞれの課程において若い教員が数名の研究班を作って研究活動に取り組み始めている。教授内容、教授技術については、それぞれ共同研究を通して毎年次毎に積み上げる方向で研究が深められている。

#### 【分析結果とその根拠】

両課程とも平成18年度は全教員が就任し、初年度就任の教員との授業、その他Eラーニングシステム授業についても違った温度差があるところから、おのずと学生への対応、授業内容、教授法、教科書、教材などについて話題となり、それが相互点検、自己点検の対象ともなっている。課程会議で取り込んでいることが日常の

評価、教材開発、授業内容につながり効果を発揮しているといえる。

## 6) ファカルティ・ディベロップメントの実施の適切性

### 【現況】

ファカルティ・ディベロップメントは大学の教育機能の根幹になる研修であるところから、毎年春学期と秋学期の両学期にわたり、2回ずつ実施している。本年度は「私の授業」と「授業と評価」のテーマで実施した。特に評価については今まで統一を見ていなかったことからスクーリング授業とテキスト履修の添削事例、それに演習授業における改善点などについて検討をした。非常勤講師もおおむね参加があり活発さを増している。

学長を中心にFD委員会を組織し、検討をした上で教授会の承認を得て実行に移している。委員は8名で構成され、「ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」に基づいて案を作り、その実施案を検討して、計画立案をしている。その成果を『高等教育研究』にまとめることとなっているが、これについてはいまだ実行に移されてはいない。FD研修と『高等教育』の両輪があって、選任・非常勤教員の高等教育実践にかかる発表の場として改革してゆきたいと考えている。非常勤教員の参加も半数ほどあり、非常勤教員から提出提案される意見も大学教育の運営に大きな意義を持っている。

### 【分析結果とその根拠理由】

18年度のFD研修会は評価と添削という日常教育に直結するテーマであったため、参加者もほぼ全員に近く極めて意義深い研修となった。添削指導については通信教育大学の根幹に関わる事項であることから意見も多し、また統一認識もできて初めて大学の機能が発揮されたといつてよい。特に評価基準については統一の見解を見ていなかったことから、改めて話題にした事により一応の統一を見て大きな成果が得られた研修であったと認識している。

## 7) ファカルティ・ディベロップメント教育の質および授業の改善

### 【現況】

FD研修会には必ず授業実践報告者を二名から四名に依頼して自己の授業についての発表を依頼している。本年度は特に「チャットでの学生の意見をどのように扱ったら良いか」に話題が集中した。Eラーニングになれてくると授業を行いながらチャットで寄せられてくる学生の意見を見ながら授業の進行に取り入れられるようになるが、受講生が多い場合はそのようにはいかず、多くのチャット意見がたまってしまい処理することが難しくなる。それ故に学生からは自分の意見を先生が聞いてくれない、あるいは意見を延べたのに無視されたという学生からの不満の声が良く出ることがある。そうした場合の対応法や、処理法をうまく行うこともEラーニングでの授業においては質の向上につながる大事なことである。また本来なら各自の授業そのものを公開した後に研修会を持つことも大事な方法であるが、なかなかそこまで至らず資料と説明によるプレゼンテーション型の発表にとどまっている。今後は教育の質の向上と、授業の改善のために授業公開と参観も取り入れた研修会としたい。

### 【分析結果とその根拠理由】

18年度は通算して2回のFD研究会を持ったわけであるが、テーマを選ぶに際してもマンネリ化になっているような気もした。そのようなことからそうした空気を改善するため「学生の授業評価と教員の成績評価」

をテーマにすえた。そのためか企画的な研修会となり、意見も多く出され、生き生きとした研修会とすることが出来た。より良い研修会を今後も継続的に行っていくためには資料の検討、発表の方法、対象の設定、記録の重要性を考える必要がある。

## 8) 教育支援者、教育補助者への研修等

### 【現況】

本学では教員がオフィスアワーの時間を取ってあるが、学生の多くが社会人であるところから、なかなかこの時間帯では教育支援が難しく、おのずと学生支援センター、学生委員会、教務委員会が対応することになる。ともすると学生支援センターの部署で学生の生活状況や学習状況の連絡がとまってしまう場合がある。またメディア支援センターの職員も三年目ということからメディアの使用だけでなく、学修状況や生活相談にも応じてくれていることもあり、それらは事務局長、センター長などを通して両課程長や学部長に連絡されることから学生にとっては教育支援の一助となっておりまことに優れた点と考えられる。

また理事長ホットラインは学生から直接理事長のもとに教育相談がなされることから、理事長が大学経営、大学運営、教育活動について丁寧に対応していただいていることから多くの学生が大学についての理解を深め、新設大学の戸惑いも理事長の対応やご指導によって健全順調に三年を終えて、完成年度を迎えることとなっている。このようにどこかの部署に集中することなく学内全体で取り組んでいる点は他に例を見ないであろう。

### 【分析結果とその根拠理由】

学生支援については通信制課程ということから直接学生と接する機会が少ない。そこで多くの機関を通して学生の意見や学習にたいする支援を行うように心がけている。また教育補助者の研修については理事長、事務局長が研修を行っていただいております万全の体制ができています。またFDの研修にも当然設定の段階などで支援センター、メディアセンターの方々も関わっていただいているところから、研修会にも参加してもらい、教職員一体となった支援体制ができています。

## 12. 財務

### (1) 観点ごとの自己評価

#### 1) 資産

##### 【観点到係る状況】

校地、校舎については横浜市西区桜木町という交通至便な所に 937 m<sup>2</sup>の敷地、鉄筋コンクリート造り 9 階建て 5,544.09 m<sup>2</sup>の校舎を有している他、東京都新宿区新宿に敷地 134 m<sup>2</sup>鉄筋コンクリート造り 8 階建地下 2 階 925.38 m<sup>2</sup>の校舎を有した上、内容的にもインターネットで学ぶ在宅通信教育を主にしているのにもかかわらず、通学の学生の利用にも耐えうる水準を満たし、蔵書も一万冊を大きく越え 18 年度だけでも約 260 万円分の図書を増冊した。当然電子機器については最新の設備を備えるとともに、ソフト面でのかなり充実した環境下にある。

##### 【分析結果とその根拠理由】

学園として有形固定資産は年々増加しており、今後も必要に応じて、教育研究に係る資産を増やす方向である。大学に関して土地・建物を増やす予定はないが、来年度以降は検討課題と考えている。また本学園はまったく借入金をしていないので、債務に係る不都合はありえない。

#### 2) 経常的収入

##### 【観点到係る状況】

まだ完成年度を向えたばかりで補助金の対象となっていないので、経常的収入は学生納付金収入に頼らざるを得ない。18年度の消費収支レベルでの収入は約1億8千万円で、支出の5億7千万円が大きく上回った。但し今年度で認可時に予定していた専任教員の増員は終了し、非常勤講師も少数の採用に止める予定なので、支出の大きな割合を占める人件費は今までの右肩上がりから、横ばいになる。

##### 【分析結果とその根拠理由】

教育研究活動を安定して遂行するために経常的収入が継続的に確保できるかどうかは、今後の学生数が予測の範囲で推移し、来年度以降定員がどのくらい確保できるかがポイントであると考えている。当初の予測では完成年度の学生数で、収支のバランスが取れるのではないかと考えていたが、現状では難しく、開学7年を経たころがその時期ではないかと資料請求数の推移などから予測している。

#### 3) 収支に係る計画性の適正性

##### 【観点到係る状況】

完成年度を向かえたばかりの現段階では、設置認可申請書の通り遂行しており適正性に欠く事例はないと考えている。

##### 【分析結果とその根拠理由】

観点到係る状況に記載の通りである。

#### 4) 過大な支出超過について

##### 【観点到係る状況】

収支に係る計画性の適正性と同じく、完成年度向かえたばかりなので収支の状況においても概ね計画通りに遂行している。ただ、当初の予測より学生数の増加率が低率に推移しているため、設置の際の文部科学省による教員審査の合格者を今年度まで随時採用の必要があったので、学生数からすると適正な人件費比率ということとはできない。

【分析結果とその根拠理由】

経常的収入でも触れたように、開学7年でほぼ適正な収支になると考えているので、過大な支出超過とは見ていない。但し、現時点では大幅な支出超過であることは事実で、次年度より適切な人件費を確保するため、人事考課など積極的に研究し取り入れる予定である。

【観点に係る状況】

収支に係る計画性の適正性と同じく、完成年度向かえたばかりなので収支の状況においても概ね計画通りに遂行している。ただ、当初の予測より学生数の増加率が低率に推移しているため、設置の際の文部科学省による教員審査の合格者を今年度まで随時採用の必要があったので、学生数からすると適正な人件費比率ということとはできない。

【分析結果とその根拠理由】

経常的収入でも触れたように、開学7年でほぼ適正な収支になると考えているので、過大な支出超過とは見ていない。但し、現時点では大幅な支出超過であることは事実で、次年度より適切な人件費を確保するため、人事考課など積極的に研究し取り入れる予定である。

## 5) 教育研究活動に対する資源配分の適正性

【観点に係る状況】

教育研究活動に必要な施設・設備は十分に整備されていると考えている。特にようやく完成年度であるので、研究機器備品の多くもフレッシュな状態である。教員の研究費も昨年同様年額、一人あたり300,000円計上し、他に共同研究費として3,000,000円予算計上している。

【分析結果とその根拠理由】

さらに研究経費を増額していく方針であるが、支出の超過が続いている現段階では困難である。ただ、研究実績の顕著な教員には増額するよう配分の方法については考え直していく方向である。

## 6) 法人の財務諸表等の公表

【観点に係る状況】

過去からホームページにて法人連結資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表を公開してきたが、平成17年4月1日私立学校法改正に伴い、連結の計算書以外に、各校ごと(八洲学園大学・八洲学園高等学校・八洲学園国際高等学校・西日本柔道整復専門学校・八洲学園高等専修学校)の計算書類を公開している。計算書類については大科目のみならず、小科目までもすべての公開としている。さらに財産目録、監査報告書の公開も行っている。

【分析結果とその根拠理由】

ホームページでの公開であるので、これ以上の公開方法は考えられないが、ホームページにての公開を知らない、または事実の認識はあるが、ホームページ閲覧の環境にない方々には、「書類閲覧規程」を設

け、窓口対応も実施している。

## 7) 財務に関する会計監査等の実施

### 【観点に係る状況】

現在、アイ・ピー・オー監査法人（大阪市北区）により、年間中期監査3回、決算に関する監査と合わせて、4回の監査を行っている。その他学園監事（1名税理士、1名他学校法人理事長の2名）に監事監査として監査報告書が示すように決算監査を実施している。

### 【分析結果とその根拠理由】

財務担当者は、監査法人及び学園監事の指導の下業務を遂行している。現状では資料の提供についてもスピーディーに対応できているので、監査法人の評価も高い。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

### 【優れた点】

本学は、インターネットで入学手続きから、日々の学習、卒業まで行うことのできる大学であるため、近年の情報公開の流れをいち早く受け止め、財務についても広く情報を公開してきた。入学をお考えの方々にセレクトしていただくためにも健全な財務状況を堅持するよう学園全体で、校地・校舎はもとより、情報関連教育機器等の教育関連備品購入、学内ネットワークシステム事業に至るまで外部借入金に頼らず、計画的に自己資金で賄い運営している。

### 【改善を要する点】

学園では現在の財務状況に特段の問題はないと考えているが、少子高齢化に伴い過去のような右肩上がりの成長は望みがたい。大学が完成年度を向かえた今、中長期的な財務計画を立てる必要がある。特に支出の大きなウェイトを締める人件費については新給与制度を導入、総額抑制の必要は不可欠である。また収入面では学生数の増加にかかっている。そのためには広報活動はもちろんであるが、通信教育を実施する大学が急増する中では、教育内容の充実、新しいシステム開発が今後のおきな研究課題である。

## (3) 自己評価の概要

完成年度を向かえ、当初の予測より学生数が伸び悩み大学単体での財務状況は支出が超過であるが、学園全体としてみれば概ね良好な財務状況である。監査法人からも問題点の指摘はなかった。今後も外部借入金に頼らない堅実な運営をしていくことで、財政基盤を磐石なものとし、教育研究経費に割り当てる経費を増額していく方向である。また、学生生徒納付金収入以外の収入源として寄付を考えている。日本私立学校振興・共済事業団には受配者指定寄付金の手続きを済ませた。



(7)敷 金		106,257,068 円
(8)特定預金		813,737,642 円

---

## 2 運用財産

(1)預 金		1,266,100,072 円
(2)未収入金	7 口	93,433,073 円
(3)短期貸付金	1 口	26,089,265 円
(4)有価証券	37,184 株	54,327,503 円
(5)車 輛	7 台	158,100 円
(6)電話加入権	41 口	2,822,046 円
(7)収益事業元入金	1 口	20,223,000 円
(8)施設利用権	1 口	2,800,000 円

---

## 3 収益事業用財産

[ 事業用建物	102.46 m <sup>2</sup>	20,223,000 円 ]
---------	-----------------------	----------------

---

## [ 1 ] 負債

### 1 固定負債

(イ)退職給与引当金	3 人	6,218,700 円
------------	-----	-------------

---

### 2 流動負債

(イ)未払金	109 件	34,647,183 円
(ロ)前受金	2,098 件	284,013,200 円
(ハ)預り金	2,211 件	39,673,980 円

---

## 計 算 書 類

### 資金収支計算書

#### 収入の部

科目	1 3 年度	1 4 年度	1 5 年度	1 6 年度	1 7 年度	1 8 年度
学生生徒等納付金収入	2,170,783,000	1,940,637,479	1,668,120,000	1,603,910,375	1,414,980,000	1,412,572,500
手数料収入	110,007,536	84,648,061	71,124,630	59,017,920	50,007,540	45,220,306
寄付金収入	1,057,798	299,607	2,748,612	232,071	0	0
補助金収入	161,882,977	101,412,790	90,753,112	116,854,272	132,535,520	125,953,073
資産運用収入	5,475,698	3,936,864	560,931	225,308	708,417	875,854
資産売却収入	0	0	0	0	0	77,910
事業収入	20,096,085	5,205,516	810,250	1,830,985	2,240,710	2,709,550
雑収入	5,127,336	2,755,841	2,197,214	2,563,967	2,401,857	2,349,902
前受金収入	228,145,000	236,944,000	339,301,000	320,105,000	306,196,000	284,013,200
その他の収入	1,860,522,272	4,680,521,056	911,396,662	540,846,246	366,622,916	395,710,176
資金収入調整勘定	-246,126,977	-236,202,790	-324,434,367	-425,407,272	-423,277,520	-399,629,073
前年度繰越支払資金	1,959,596,523	2,808,242,916	1,868,871,575	1,942,397,305	1,692,442,847	1,417,103,070
収入の部合計	6,276,567,248	9,628,401,340	4,631,449,619	4,162,576,177	3,544,858,287	3,286,956,468

#### 支出の部

科目	1 3 年度	1 4 年度	1 5 年度	1 6 年度	1 7 年度	1 8 年度
人件費支出	840,917,810	959,740,166	854,412,088	1,070,766,779	1,010,877,997	1,066,784,227
教育研究経費支出	386,282,993	332,629,744	315,368,272	373,964,448	358,889,160	314,896,197
管理経費支出	281,788,848	279,563,880	362,848,725	390,149,817	275,291,086	248,946,297
借入金利息支出	655,590	0	0	0	0	0
借入金等返済支出	103,000,000	0	0	0	0	0
施設関係支出	41,176,749	1,366,796,005	173,129,925	57,596,500	43,366,250	0
設備関係支出	35,766,609	5,711,679	182,218,369	7,911,075	19,021,223	6,068,974
資産運用支出	10,000,000	42,200,000	7,000,000	271,000,000	131,000,000	98,000,000
その他の支出	1,807,601,819	4,784,221,904	874,542,532	325,318,944	301,385,998	321,699,964
資金支出調整勘定	-38,866,086	-11,333,613	-80,467,597	-26,574,233	-12,076,497	-35,539,263
次年度繰越支払資金	2,808,242,916	1,868,871,575	1,942,397,305	1,692,442,847	1,417,103,070	1,266,100,072
支出の部合計	6,276,567,248	9,628,401,340	4,631,449,619	4,162,576,177	3,544,858,287	3,286,956,468

### 消費収支計算書

#### 収入の部

科目	1 3 年度	1 4 年度	1 5 年度	1 6 年度	1 7 年度	1 8 年度
学生生徒等納付金	2,170,783,000	1,940,637,479	1,668,120,000	1,603,910,375	1,414,980,000	1,412,572,500
手数料	110,007,536	84,648,061	71,124,630	5,9017,920	50,007,540	45,220,306
寄付金	3,521,098	299,607	2,748,612	232,071	0	0
補助金	161,882,977	101,412,790	90,753,112	116,854,272	132,535,520	125,953,073
資産運用収入	5,475,698	3,936,864	560,931	225,308	708,417	875,854
資産売却差額	0	0	0	0	0	15,582
事業収入	20,096,085	5,205,516	810,250	1,830,985	2,240,710	2,709,550
雑収入	5,127,336	2,755,841	2,197,214	2,563,967	2,401,857	2,349,902
帰属収入合計	2,476,893,730	2,138,896,158	1,836,314,749	1,784,634,898	1,602,874,044	1,589,696,767
基本金組入額	-150,560,870	-1,366,796,005	-233,395,486	-300,449,085	-131,000,000	-133,205,725
消費収支の部合計	2,326,332,860	772,100,153	1,602,919,263	1,484,185,813	1,471,874,044	1,456,491,042

#### 支出の部

科目	1 3 年度	1 4 年度	1 5 年度	1 6 年度	1 7 年度	1 8 年度
人件費	856,807,510	935,099,739	841,185,988	923,743,779	1,011,723,824	1,067,734,427
教育研究経費	407,322,130	347,126,217	331,149,650	405,718,137	387,601,716	338,829,735
管理経費	342,171,109	351,876,169	444,440,253	471,082,335	361,083,653	350,441,927
借入金利息	655,590	0	0	0	0	0
資産処分差額	5,386,921	4,450,079	1,003,800	3,674,199	2,444,287	10,000,000
徴収不能額	0	0	0	0	300,000	0
消費支出の部合計	1,612,343,260	1,638,552,204	1,617,779,691	1,804,218,450	1,763,153,480	1,767,006,089
当年度消費収入超過額	713,989,600	-866,452,051	-14,860,428	-320,032,637	-291,279,436	-310,515,047
前年度繰越消費収入超過額	1,306,242,275	2,020,231,875	1,153,779,824	1,138,919,396	818,886,759	535,407,353
基本金取崩額	0	0	0	0	7,800,030	0
翌年度繰越消費収入超過額	2,020,231,875	1,153,779,824	1,138,919,396	818,886,759	535,407,353	224,892,306

## 貸借対照表

## 資産の部

科目	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
有形固定資産	3,267,581,276	4,531,545,513	4,789,517,101	4,738,664,270	4,686,102,333	4,566,792,150
その他の固定資産	677,972,016	742,282,023	695,356,404	776,152,095	907,152,095	995,039,756
流動資産	2,819,071,396	1,884,928,268	2,053,157,374	1,786,800,802	1,526,295,173	1,390,749,913
資産の部合計	6,764,624,688	7,158,755,804	7,538,030,879	7,301,617,167	7,119,549,601	6,952,581,819

## 負債の部

科目	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
固定負債	189,312,200	164,671,773	151,445,673	4,422,673	5,268,500	6,218,700
流動負債	348,990,434	267,418,023	441,384,140	371,576,980	348,943,023	358,334,363
負債の部合計	538,302,634	432,089,796	592,829,813	375,999,653	354,211,523	364,553,063

## 基本金の部

科目	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
基本金	4,206,090,179	5,572,866,184	5,806,281,670	6,106,730,755	6,229,930,725	6,363,136,450
翌年度繰越消費収入超過額	2,020,231,875	1,153,779,824	1,138,919,396	818,886,759	535,407,353	224,892,306
負債・基本金の部合計	6,764,624,688	7,158,755,804	7,538,030,879	7,301,617,167	7,119,549,601	6,952,581,819

## 13. 管理運営

### 1) 事務組織の規模と機能

#### 【現況】

##### 管理運営体制について

本学における管理運営体制は、管理機関として、学長、生涯学習学部長、家庭教育課程長、人間開発教育課程長、図書館長が置かれているほか、審議・決定機関等として、教授会、運営委員会、人事委員会、予算委員会、教務委員会、入学試験委員会、学生委員会、キャリアアップ編集委員会、図書館運営委員会、紀要委員会、実習委員会、広報委員会、自己点検・評価委員会、ファカルティ・ディベロプメント委員会、就職委員会等が置かれている。

##### 事務組織について

大学の事務組織は、八洲学園大学の事務組織及び事務分掌を定める規程の定めるところにより、大学事務局に総務課、教務課及び図書館事務部を置くものとされ、その定数は、理事長が学長の意見を聞いて定めるものとされているが、現在学年進行中ということもあって、外注部分を除く大学固有の職員は9名と規模も小さく、課を置くに至っていない。

#### 【分析結果とその根拠理由】

平成18年度になり、予定の専任教員全員が就任し、学長以下27名が管理運営に関わる上記の委員会に所属することになった。従来は、専任教員予定者はすべていずれかの委員会に所属していたものの委員会活動は事実上専任教員だけで運営していたため、今年度からは少しは余裕ができたといえよう。とはいうものの、未だ開設3年目の大学であり、整備しなければならない問題が山積していることにはかわりはない。

学生募集、事務組織の充実、学生の学籍関係、規程の整備（安全管理、セクハラ、個人情報関係など）が挙げられよう。

委員会の設置根拠となる本学の規程は、巻末資料を参照。

平成17年度八洲学園大学専任教員数

	教授	助教授	講師	計
家庭教育課程	9	4	4	17
人間開発教育課程	5		5	10
合計	14	4	9	27

事務組織については、本学はeラーニングを使用して大学教育を行う通信制大学のため、授業は日曜日～土曜日の8時30分～21時40分となっていることもあり、通学制大学と比べほぼ倍の職員数が必要であるが、開学3年目ということもあって、外注先の職員を含めても16人である（-5-8）「事務職員、技術職員等教育支援者の配置の適切性」を参照。）なお、eラーニング使用のための教員に対するシステム活用支援業務、図書館事務部の司書業務、プロモーション機能は外注により実施している。

### 2) 効果的な意志決定を行える組織形態

#### 【現況】

端的にいうと、効果的な意思決定とは、教授会を中心として、大学の構成員の意思が自由に表現でき、決定

事項は、教授会の意向として理事長に提示することができるようになっていることである。また、より慎重に対応すべき事項については、教授会の意向をまず学長が伝えるために、理事長と面談し、微にいり、細にいった報告ないし意見をかわすこととしている。これは、学長がこの方式を作成したのではなく、交渉ないし折衝の段階で先例的にできあがったものである。理事長の専決事項でない限り、現状では比較的意思疎通がうまくできている。事例としては、非常勤教員の給与決定時には、ほぼ一ヶ月を要して、理事長と学長が交渉し、結果的に満足できる状態になったことがある。

#### 【分析結果とその根拠理由】

大学の管理運営をスムーズに運ぶためには、教員、事務局、法人本部の間の緊密な意思疎通が必要である。教員については教授会を中心に構成員の自由な意志の表現と、執行部（運営委員会）からのその都度必要な報告とによって有機的に機能している。また教授会と事務局との関係、教授会と法人本部との関係も、事務局側及び理事長も教授会に出席するので、教授会を中心に相互に意思疎通が行われている。特に重要な事項については、学長と理事長との直接の交渉にゆだねられることもあるが、その場合にも決定事項は教授会に報告され承認を得ることにしている。

### 3) 学生、教員、事務職員等のニーズの把握と管理運営への反映

#### 【現況】

教員については、教授会が機能しているので問題はない。事務職員については、やや上位下達的な面がみられるが、開学当初大学事務経験者が少ない関係もあり、整備されるまでは仕方のない面もあった。事務職員でも本学が別置している通信教育にかかる職員は、日常から精勤し、学生の個別相談にも親切に対応し、実によくやっている。本学の重要な側面である通信教育にかかる重要な機構が十分機能しているのは、メディアセンターの職員のおかげである。これについては、学生も感謝し、教員も感謝しているところである。

#### 【分析結果とその根拠理由】

教員及び事務職員の様々な意見は、教授会及び運営委員会を中心に十分に把握するよう努めている。また日常的業務の諸点等は、事務局と教員の打合せ等において検討され、大学運営に反映されている。なお学生のニーズについては、学生支援センターの職員が常時対応しており、その情報は、教務委員会、学生委員会等に報告されて十分に審議されて、カリキュラム編成や年間日程等々大学運営に反映されている。

### 4) 監事について

#### 【現況】

学校法人八洲学園の監事は定員2名で、上田 実、前鼻英蔵が在任している。理事会には両監事が出席しているが、スケジュールの都合がつかない場合でも最低1名の監事が出席しており、理事の業務執行の状況を監査しているほか、例年5月に開催される学校法人八洲学園の決算を審議する理事会においては監査報告書により、報告を行っているところである。

理事会における監事の出席状況は、次のとおりである。

平成18年 5月25日理事会	上田 実	前鼻英蔵
平成18年 11月15日理事会	上田 実	前鼻英蔵
平成19年 3月20日理事会	上田 実	

このほか、平成19年5月3、4、5日には、前年度の資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財

産目録等の監査を行っている他、公認会計士との連携を図るため、同年5月16日理事長も交え、財務について話し合いを持った。

【分析結果とその根拠理由】

監事の職務は、学校法人八洲学園寄附行為第7条第2項に定めるとおりであり、本学園監事は忠実に職務を執行した（理事会議事録、監査報告書参照 学校法人八洲学園ホームページ

<http://notes.yashima.ac.jp/rijikai.nsf/headline>）

学校法人八洲学園寄附行為第7条第2項を抜粋すれば、次のとおり。

2 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 この法人の財産の状況を監査すること。
- 二 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 三 この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- 四 この法人の財産状況又は理事の業務執行状況について監査の結果、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを  
発見した時、これを所轄庁又は理事会及び評議員会に報告すること。
- 五 前号の報告をするために必要があるとき、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- 六 学校法人の財産の状況、又は理事の業務執行状況について理事に意を述べること。  
参考資料として、監査報告書を以下に添付する。

## 監査報告書

学校法人 八洲学園  
理事長 和田公人 殿  
評議員会 議長 殿

私たち学校法人八洲学園の監事は、私立学校法第37条第4項及び寄附行為第7条第2項の定めに基づき、平成18事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の業務監査を実施しました。その結果につき下記の通り報告いたします。

### 1 監査の方法

監事は理事会その他の重要な会議に出席するほか、理事等から事業の報告を聴取し、重要な決済書類等を閲覧し、主要な関係部署において業務及び財産の状況を調査し計算書類の確認等の監査を実施しました。

### 2 監査の結果

- (1) 計算書類、すなわち、資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む）は、会計帳簿の記載と合致し、法令及び寄附行為に従い法人の資金・消費収支の状況及び財産を正しく示していると認めます。
- (2) 理事の業務の執行状況は、法人の掲げる理念に基づき効率的な運営に努められ、又不正の行為がなく、かつ、法令及び寄附行為に違反する重大な事柄は認められません。

平成19年5月7日

学校法人 八洲学園  
監事 前鼻 英蔵  
監事 上田 実

## 5) 管理運営に関わる職員の資質向上のための取り組み

### 【現況】

従来、常時学生と対応する部門（学生支援センター）は外注により実施していたが、平成18年度からその部門についての職員は、専任の大学事務職員を当てるといった人事異動が行われた。もともと本学事務職員は、大学事務を行った経験のある職員は少なく、研修の必要性は大であったが、学年進行中という事情もあって、最低数の職員で事務をこなさざるを得ない状況にあった。

このような状況下での人事異動であったため、日常の業務を通じて仕事を覚えさせるという道を選ぶしかなかった。

本学職員は、本法人が会員となっている社団法人私学経営研究会主催のセミナーへ参加する機会が与えられているが、平成18年度の参加者はいない。

### 【分析結果とその根拠】

大学事務職員の研修の必要性は十分承知しているが、発足後3年目という事情から、事務職員数も少なく日常業務に追われ、組織的・定期的研修まで手が回らないというのが実情である。

## 6) 管理運営方針に基づく学内諸規定の整備と構成員の責務及び権限の明示

### 【現況】

教員の人事に関しては、学長選考規則、学部長選考規程、課程長設置要項、教員選考規程、大学教員の採用及び昇任に係る選考手順が定められている。大学の管理運営に関しては、教授会規程、運営委員会規程、人事委員会規程、教務委員会規程、入学試験委員会規程、実習委員会規程、学生委員会規程、自己点検・評価委員会規程、ファカルティ・ディベロップメント委員会規程、紀要委員会規程等が定められているほか、図書館規程、事務組織および事務分掌を定める規程、起案等の基本に関する規程、文書処理規程、公印規程なども定められている。

### 【分析その根拠理由】

本学は開学3年目ということもあって、教員については計画通り充足したが、教員以外の職員は少なく管理運営について万全な体制かという点については、心許ない。規程関係に限っても、大学固有の安全管理、個人情報の保護、セクハラ関係の規程整備などこれから行わなければならない事項が多いといわざるを得ない。なお、本学の規程類については、巻末参照。

## 7) 大学のデータおよび情報の整備とその活用システム

### 【現況】

本学の学内LANは、大学教育用のシステムとしてeLY(e-Learning of Yashima。成績管理システムを含む。)管理運営上のシステムとしてノート(Lotus Notes。e-mail、学内支出決裁及び学則等規則類の共有に使用。)及びサイボウズ(職員の予定表作成、出退勤等登録用)を導入している。これらのシステムの利用は、現時点では次のようになっている。

区 分	教 員	事務職員(外注先からの派遣職員を含む)
e l y (e-learning of yashima。(学生の教育に使用)	全教員。 成績管理については、階層別に異なる。	一部職員を除き、操作可。 成績管理については、階層等により異なる。
ノート(事務職員間の連絡、支出事務、休暇申請等に使用)	ノートの機能は使用できないが、マイクロソフトのアウトLOOK・エクスプレスにより事務職員とメールのやり取りは出来るので、特に問題はない。	八洲学園大学の正職員に限る。
サイボウズ(事務職員のスケジュール管理、出退管理等に使用)	使用できず。	八洲学園大学の正職員に限る。

### 【分析結果とその根拠理由】

教員も事務職員も同じシステムで運用することが望ましいが、これまでの本法人の生い立ちの関係から上表に挙げる形となっている。このことにより特に支障があるわけではないが、将来は、教員、事務職員とも同じシステムとすることが望まれる。

## 8) 自己点検・評価の実施体制の整備

## 【現況】

16年度末に自己点検・評価委員会を立ち上げ、実施体制の緒に着いた。17年6月に第1回目の評価書「16年度自己点検評価書」を刊行した。18年度は16年度自己点検・評価の点検と反省のうえにたって、4回にわたって自己点検・評価委員会を開催し、評価の在り方、評価書の内容の点検などを協議した。また教授会を通じて、評価体制及び評価書について説明し、各教員の前年度の教育と研究の業績を掲載するために、「個別報告」の形でその提出を求めた。自己点検・評価委員会が中心となって教授会と連携して評価体制を推進している。18年6月に「17年度自己点検評価書」を刊行した。

自己点検・評価の体制はまだ緒についたばかりであるが、今後は、自己点検・評価の実施体制のさらなる整備と効果的な活用をめざして充実化をはかっていく。

【資料：「16年度自己点検・評価書」「17年度自己点検・評価書」】

## 【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価のための基礎資料については、紙媒体文書よりもネット上に遙かに多くの資料が蓄積されている。これらの資料を体系的に整備する必要がある。

## 9) 自己点検・評価結果の公開

### 【現況】

「17年度自己点検評価書」は18年6月刊行の後、文科省への提出、顧問会議委員への配布、専任教員全員へ配布したほか、本学非常勤教員、本学学生、また学外者にたいしてはホームページなどで公開した。ホームページは次のとおりである。

<http://blog.study.jp./ygujimu>（「八洲学園大学事務局からのお知らせ」）を参照のこと。

### 【分析結果とその根拠理由】

17年度評価書は開学2回目の評価書であるが、17年度は新たに「建学の精神」を冒頭に加えて、本学の理念を鮮明にした。また、評価書本体とは別に、全体を要約した「平成17年度（要約）自己点検評価書」を刊行した。多くの人に内容の概要を把握し理解いただくためである。なお、12項目にわたる「自己評価」項目は適切なものであったと思っている。この自己評価に、専任教員の教育研究活動状況、教授会議事録を含む大学諸規則等も加えたほか、紙媒体の資料も別紙で保存されており、全体として、比較的充実した評価書ができたと思っている。ただし、紙媒体文書よりも遙かに大量に蓄積されているネット上の文書をどのように評価書に関連づけていくかが今後の課題である。

## 10) 自己点検・評価結果の検証体制の整備

### 【現況】

既刊の16年度、17年度および本18評価書をあわせて、19年度には前述の顧問会議において評価と検証を受け、そこでの意見をもとに大学の管理運営、教育・研究の充実を図っていくとともに、配布やネットで公開した結果寄せられる意見や提言をどう生かしていくかも自己点検・評価委員会で検討していかなばならない。19年度は完成年度に当たるので全学的に広範囲にわたる反省と点検が必要となる。なお、22年度までには、学外認証機関による外部評価を受ける予定である。

### 【分析結果とその根拠理由】

16年度および17年度の自己点検・評価書は、顧問会議委員に配布し検証をお願いし、また広く学内外に公開して意見をもとめてきた。評価書自体については留意すべき意見や提言はとくになかったが、今後、配布・公開する際に、意見や提言を求める依頼文書を付け加える必要がある。ただし、評価書に限定されない18年度の教学全般にわたる非常勤講師や学生からの意見は多く寄せられるので自己点検と改善の基礎資料として活用していくつもりである。今後の課題として、評価書をもとに教育研究体制について学内全体として反省し総括する機会をもつ必要がある。このような評価結果の検証体制の整備は早急に取り組まなければならない課題である。完成年度後の22年度までには、大学評価学位授与機構などの学外認証機関において外部評価を求めることが、自己点検・評価委員会において決まっている。今年度は評価を実施しつつ検証体制の整備をなお模索している段階である。

## 11) 評価結果のフィードバック体制の整備

### 【現況】

17年度に続いて、18年度も評価の実施が中心課題になって、評価結果の検証体制の整備までには至らなかった。自己点検評価書に対する意見や提言などについて積極的なアンケートを学内外に実施して、その結果にもとづいて自己点検、自己評価を総合的に分析することによって、教育と研究に役立てること、これを、教員、事務局、センターが一体となって密接な連携のもとに推進していく体制整備が課題となる。

### 【分析結果とその根拠理由】

評価結果をいかに教育・研究および運営に生かすか、そのシステムの整備は、自己点検・評価委員会においてもつねに課題としてあげられるが、今後完成年度までに、運営委員会、自己点検・評価委員会を中心に議論し整備していく予定である。



## 14. 正規課程の学生以外の学生に対する教育サービスの状況

### 1) 教育サービスの計画と具体的方針及びその周知

#### 【現況】

本学が掲げるのは生涯学習学部である。実際に地域社会で生活している人に学ぶ場を提供し、学びの体験してもらうことで生涯にわたって学び続けることの意義を広めていくことができる。

そこで、本学学則第 11 章・第 46 条に、一般市民に対して公開講座が開催できることを規定していることをもとに、「韓国語講座」を開催し、地域の人々に学習の機会を供与した。

学期	区分	開始年月日	予定開催回数	実際開催回数	延べ参加人員
春学期	韓国語講座（初級） 毎週金曜日（午前 10:30～12:00） 2006 年 4 月 21 日～7 月 14 日 12 回実施	2006,4,21	12	12	135
	韓国語講座（中級） 毎週水曜日（午前 10:30～12:00） 2006 年 4 月 19 日～7 月 12 日 12 回実施	2006,4,19	12	12	80
	韓国語講座（中級） 毎週木曜日（午前 10:30～12:00） 2006 年 4 月 20 日～7 月 13 日 12 回実施	2006,4,20	12	12	107
秋学期	韓国語講座（中級） 毎週金曜日（午前 10:40～12:10） 2006 年 10 月 13 日～2007 年 1 月 26 日 12 回実施	2006,10,13	12	12	123
	韓国語講座（中級） 毎週水曜日（午前 10:40～12:10） 2006 年 10 月 11 日～2007 年 1 月 24 日 12 回実施	2006,10,11	12	12	110
	韓国語講座（会話コース） 毎週木曜日（午前 10:40～12:10） 2006 年 10 月 12 日～2007 年 1 月 25 日 12 回実施	2006,10,12	12	12	60

場所；本学キャンパス

講師；嚴錫仁 本学助教授 韓国高麗大学哲学学科卒 筑波大学大学院終了 博士（文学）

#### 【分析結果とその根拠理由】

受講者に前年度から続けて参加している人も多く、この講座がきっかけで受講者同士の親しきは増してきた。これは、学習コースを工夫して、次年度も発展学習ができるようにしていることに因る。このことから、大学が地域の文化センターとして位置づけることができ、また、地域の人々が本講座を通して教養を高め、学ぶ楽しさを知ることができているといえる。

資料「八洲学園大学学則第 11 章・第 46 条」  
（出典；八洲学園大学学則）  
資料「誰でも好きになる韓国語講座（初・中級）」  
（出典；韓国語講座（初・中級）の案内広告）

### 2) 計画に基づいた活動の実施

#### 【現況】

韓国語が確実に受講者に理解できるように文法の理解を基本に据えた講座にした。また、テレビドラマなどの大衆文化を始め、歴史・食文化・礼儀作法・人情などの韓国事情を広く紹介するようにした。さらに、理解度に合わせて、初級・中級・中級・会話コースのコースを設け、受講者が自分に合った学習コースを選択できるようにした。各コースの概要は以下の通り。初級コースでは韓国語の文字・発音の仕組みや基本文法を学び、ハングル文字を読み、日常の挨拶・自己紹介ができるようにする。中級コースでは韓国語の実力をレ

ベルアップして、簡単な自己表現・会話ができるようにする。中級 コースではドラマの台本を読み、歌詞の意味が分かるようにする。会話コースでは日常会話ができるようにし、文化の理解を深めるようにする。

#### 【分析結果とその根拠理由】

学習コースを設定し、理解度に合わせた学習内容を提供していることにより、受講者の意欲も増してきている。また、受講者が韓国語での会話ができるようになったことや、韓国の文化を知ることができたことに喜び姿からも、この計画が受講者の理解段階を考慮したものであり、適切なものであったことがうかがえた。

### 3) 活動の参加者の確保と活動の成果

#### 【現況】

事前に市販のテキストを購入して準備をすることや、全回数を受講できる人に受講者を限定することを、本講座の内容とともに、本学のホームページや地域への案内広告で広く周知した。

#### 【分析結果とその根拠理由】

各コースとも、毎回十名前後の受講者があり、韓国語の文法を中心に、韓国語の会話、さらには韓国の日常生活、そして韓国の文化についての授業が行われた。講師と受講者とのかかわりは非常によく、授業は和やかに行われた。また、各コースの最終日には、講師を囲んでの昼食会も参加者の発案で行われた。このことから、本講座開講の成果があったといえる。

### 4) 改善のためのシステム

#### 【現況】

本講座の開設や維持には、講師を担当している本学の敎助教授はもとより、本学の敎務事務担当、家庭教育課程の敎員があたっている。広告の作成、看板の設置、教室の整備、教材の準備等を共にしながら、逐次、それぞれについての改善を行った。

#### 【分析結果とその根拠理由】

講座がよく運営され、受講者から、来年度も引き続いて開講して欲しいとの要望も強かった。これを受け、19年度は、本年度の受講者が更に発展的に学べるように各コースを整備することとした。

#### (1) 優れた点及び改善を要する点

##### 【優れた点】

本学はインターネットを活用して学ぶ通信制の大学で、遠隔地からでも本学の開講科目が学習できる体制がとられている。それに加えて、地域の人たちにも学習ができる場を設けた。本大学は日本で発の生涯学習学部を提起している。社会に生きる人たちが生涯にわたって学ぶ意義を確立するための学ぶ場を提供していくのが使命である。本講座の開講により、地域の人たちが生涯を豊かに生きていくための支援ができることは、本大学の設立の趣旨からしても大きな意義のあることである。

## 【改善を要する点】

公開講座への参加者を、今まで以上に増やしたい。そうすることが、本学の果たす使命の一つである。本学が、地域の人たちの生涯学習の場としても地域の衆目を集め、期待される教育機関となれるように、受講者を増やしていく手立てを尽くしていきたい。

## (2) 教育サービスに関する自己評価の概要

春学期(前期)開講の受講者はのべ 322 名、秋学期(前期)開講の受講者はのべ人数は 293 名であった。受講者は、熱心に、しかも、和やかな雰囲気を受講していた。30 代、40 代の家庭の主婦が多かった。学校を卒業し、長らく教室で学ぶという体験から遠ざかっていた人たちが、クラスメートとなり、協力し合って熱心に学習している様子は、とてもよい光景であった。

公開講座を開催して地域に開かれた大学にするという視点は、生涯学習学部を掲げる本学にとっては重要な意味をもつ。地域社会の人に、生涯にわたって学ぶ意欲をもつことの素晴らしさを実際の体験をともなって明示し続けることができるからである。

今回の公開講座の成果を振り返る時、その基盤づくりに寄与できたといえる。

## (3) 目的の達成状況の判断

目的の達成状況が良好である。

資料：韓国語講座(初・中級)の案内

### しっかり学んで、楽しく体験しよう!

## 八洲学園大学 公開講座

八洲(やしま)学園大学は、社会人・主婦を対象にした通信制大学です。専攻別・生涯学習を軸とする、インターネットだけで卒業できる、新しい学びの場所です。地域の方に気軽に参加いただける機会として公開講座を開催いたします。

# 誰でも好きになる 韓国語講座(初・中級)

現在、日本を語っている韓国とはどんな国か。音楽、映画、ドラマ、さらに歴史・礼儀作法・人情を知り、食文化や住宅、色彩とファッション、教育、政治、経済など韓国社会をネイティブ層層による講座やハンゲル文字を通して広く紹介します。韓国語で挨拶や自己紹介ができ、韓国をさらに楽しむことができます。また、会話表現を中心に、基本的な文法や応用表現を学びますので出来るだけ続けて参加していただけたらと思います。韓国語で挨拶やちょっとした会話を話したいという方はぜひご参加ください。

- 内容:  
初級では、韓国語の基礎と日常会話を身につけます。  
中級Ⅰでは、簡単な自己表現や会話ができるようになります。  
中級Ⅱでは、韓国語の基礎文法をマスター、実践的な会話練習を行います。
- 参加費:  
無料  
\*ただしテキストは各自お求めいただけます。
- 参加資格:  
一切問いません。  
\*ただし全12回を通して参加いただける方に限ります。

- 時間:  
開始/午前10時30分  
終了/午後12時
- 教材:  
李 昌圭 著 ナツメ社  
「文法から学べる韓国語」  
\*教材は各自購入していただきます。  
ご予約後、参加確定された方は  
書店等でお求めの上ご参加ください。
- 受講形態:  
参加型実習

- 講師:  
嚴 鍾仁(オム ソギン)  
八洲学園大学 助教授  
成均館大学 研究教授
- 場所:  
八洲学園大学  
本学キャンパス内  
\*JR横浜線徒歩10分  
\*横浜市営地下鉄 高島町駅  
徒歩1分  
\*みなとみらい線 新高島駅  
徒歩5分

- 日種: 初級(全12回)
- 第1回 4月21日(金)
- 第2回 4月28日(金)
- 第3回 5月12日(金)
- 第4回 5月19日(金)
- 第5回 5月26日(金)
- 第6回 6月 2日(金)
- 第7回 6月 9日(金)
- 第8回 6月16日(金)
- 第9回 6月23日(金)
- 第10回 6月30日(金)
- 第11回 7月 7日(金)
- 第12回 7月14日(金)

- 日種: 中級Ⅰ(全12回)
- 第1回 4月19日(水)
- 第2回 4月26日(水)
- 第3回 5月10日(水)
- 第4回 5月17日(水)
- 第5回 5月24日(水)
- 第6回 5月31日(水)
- 第7回 6月 7日(水)
- 第8回 6月14日(水)
- 第9回 6月21日(水)
- 第10回 6月28日(水)
- 第11回 7月 5日(水)
- 第12回 7月12日(水)

- 日種: 中級Ⅱ(全12回)
- 第1回 4月20日(木)
- 第2回 4月27日(木)
- 第3回 5月11日(木)
- 第4回 5月18日(木)
- 第5回 5月25日(木)
- 第6回 6月 1日(木)
- 第7回 6月 8日(木)
- 第8回 6月15日(木)
- 第9回 6月22日(木)
- 第10回 6月29日(木)
- 第11回 7月 6日(木)
- 第12回 7月13日(木)

\*予定プログラムを終了しない場合はこの後も履修の可能性があります。

●参加のご予約・お問い合わせ先:  
学校法人 八洲学園大学 学生支援センター  
神奈川県横浜市西区桜木町7丁目42番地 〒220-0021  
E-mail: u-info@yashima.ac.jp TEL: 045-410-0515

学校法人  
**八洲学園大学** <http://www.yashima.ac.jp/daigaku/>

## 5) その他の公開講座について

平成 18 年神奈川県委託事業「生涯学習プログラム講座」を、本学の家庭教育課程において実施した。家庭教育課程では、家庭教育や子育てにおいて最も重要となる親子のコミュニケーションについてより深く学んでもらうプログラムとして、「親子コミュニケーション～より良い家庭教育を目指して～」をテーマとして選び、以下の内容で全 5 回の講座を設けた。

趣旨：家庭教育や子育てにおいてもっとも重要なことは、親子の対話、つまり親子のコミュニケーションである。何を教えて、どうしつけるかは、コミュニケーションを通じた信頼関係があつてこそである。また、子どもを育てることの「楽しさ」「喜び」「不安感」は、対話やスキンシップなどから始まり、それが子育てを通じた親の成長へと通じる。そのような、親子のコミュニケーションをいかに円滑に進め、またそのきっかけをいかに持つのか、子どもが必要としている親とのスキンシップとはどういったものなのかなどを、家庭教育をキーワードとした多岐にわたる内容から追ってみたい。

日時：平成 18 年 11 月 11 日から 12 月 9 日（全 5 日間）の毎週土曜日午前 10 時～12 時

参加費：2500 円

担当教員・担当テーマ：

回数	開催日時	各回テーマ	講師
1	11/11 (土)	子どもとかかわる - 自立心を育てる -	八洲学園大学教授 岸 俊彦
2	11/18 (土)	子どもと学ぶ - 地域とのふれあいから学ぶ -	八洲学園大学教授 中田 雅敏
3	11/25 (土)	子どもとかかわる - 虐待と愛情 -	八洲学園大学教授 赤沼 幸子
4	12/ 2 (土)	子どもと学ぶ - 親子のふれあいから学ぶ -	八洲学園大学教授 渡邊 達生
5	12/ 9 (土)	子どもとかかわる - 「不安」から学ぶ -	八洲学園大学教授 生越 詔二

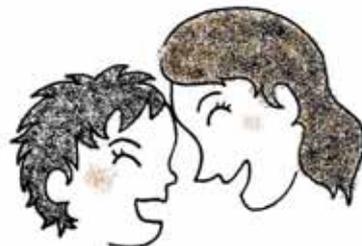
講座の参加者は、合計 24 名、内男性 1 名、女性 23 名である。

講座の参加者の感想は、「各回ポイントを抑えた講義内容で勉強になった」、「家族のあり方、子どもとの関係について考えを深めることができた」、「講師の熱意を感じられた」、「コミュニケーションの大切さを再確認した」などであった。

# 親子コミュニケーション —より良い家庭教育を目指して—

家庭教育や子育てにおいてもっとも重要なことは、親子の対話、つまり親子のコミュニケーションです。何を教えて、どうしつけるかは、コミュニケーションを通じた信頼関係があってこそ成り立ちます。また、子どもを育てることの「**楽しさ**」「**喜び**」「**不安感**」は、対話やスキンシップなどから始まり、子育てを通じて親自身の成長につながります。

そのような、親子のコミュニケーションをいかに円滑に進め、またそのきっかけをいかに持つのか、子どもが必要としている親とのスキンシップとはどういったものなのかを、家庭教育をキーワードとした5つのテーマで追ってみます。



回数	開催日時	各回テーマ	講師
1	11/11 (土)	子どもとかかわる - 自立心を育てる -	八洲学園大学教授 岸 俊彦
2	11/18 (土)	子どもと学ぶ - 地域とのふれあいから学ぶ -	八洲学園大学教授 中田 雅敏
3	11/25 (土)	子どもとかかわる - 虐待と愛情 -	八洲学園大学教授 赤沼 幸子
4	12/2 (土)	子どもと学ぶ - 親子のふれあいから学ぶ -	八洲学園大学教授 渡邊 達生
5	12/9 (土)	子どもとかかわる - 「不安」から学ぶ -	八洲学園大学教授 生越 詔二

\* 講師の緊急な都合などにより日程などを変更する場合があります。

日時：平成 18 年 11 月 11 日 ~ 平成 18 年 12 月 9 日 (全 5 日間) 土曜日

時間：10:00 ~ 12:00

会場：八洲学園大学 3 階講堂 (神奈川県横浜市西区桜木町 7 - 42) \*裏面参照

受講料：2,500 円

\* 障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は無料となります。お申込の際にお申し付けください。

\* 受講決定後に送付します神奈川県指定の納付書により納付してください。

定員：50 名

\* 申込期間後も定員に余裕がある場合は受け付けますのでお問合せください。

**八洲学園大学**  
www.yashima.ac.jp

八洲 (やしま) 学園大学は 1 学部 (生涯学習学部)・2 課程 (家庭教育課程・人間開発教育課程) からなる「通信制大学」です。ご家庭でインターネットによるメディアスクーリングで、キャンパスに登校することなく、授業を受けられ、大学卒業資格である「学士」のほか、「家庭教育アドバイザー」「社会教育主事」「図書館司書」「博物館学芸員」などの各種資格取得も可能です。

申込期間：平成 18 年 9 月 19 日 (火) ~ 10 月 31 日 (火) **必着**

申込方法：電話・はがき・FAX・Eメールにてお申込ください。申込の際には、住所、氏名、電話番号、メールアドレス (任意) を明記してください。受講者決定の通知は、郵送にて申込者全員にご連絡いたします。受講者には、受講料の納付書を送付いたしますので金融機関にてお支払いください。

\* お知らせ頂いた個人情報は、こちらからの資料発送と出席者確認、開催報告のために使用し、委託元である神奈川県に提出いたします。

申込・問合せ先：八洲学園大学事務局（神奈川県横浜市西区桜木町7丁目42番）

TEL 045-313-5454

FAX 045-324-6961

E-mail u-jimu@yashima.ac.jp

\* 件名に「生涯学習プログラム講座申込」とご記入ください。

会場への交通：

JR・東急・相鉄・京急・横浜駅下車東口より徒歩10分

横浜駅から徒歩の場合のアクセス

A 横浜駅東口、中央郵便局から大きな道に合流、万里橋を渡ってそのまま直進。

B 高架下、最初の信号を横断、浅山橋を渡らず、川沿いの道に入り進む。

C 国道16号に合流して、高島町交差点（左手に交番）を右折に横断。

市営地下鉄高島町駅から徒歩1分

横浜高速鉄道みなとみらい線新高島

駅

から徒歩5分

\* 駐車場を設けておりませんので、公共交通機関をお使いください。

■ 最寄り駅からのアクセス



託児所のご案内

本学では、お子様をお連れの方のために託児所を併設しております（有料）。ご入用の方は、お問合わせください。

平成18年度 神奈川県生涯学習プログラム講座申込書  
（送付先 FAX 番号：045-324-6961）

ふりがな 申込者氏名	
住所	〒
TEL	
FAX	
E-mail	

## 専任教員の教育研究活動状況

### 凡例

1. 掲載順序は、生涯学習学部専任教員27名について、学長、学部長に次いで、家庭教育課程、人間開発教育課程の順で、課程長以下、教授、助教授、講師の五十音順とした。
2. 各教員の教育研究活動は、自己点検評価委員会において、「個別報告」として書式を統一して提出を求め、すべて本人から提出されたものをそのまま掲載したものである。
3. 「研究成果」については、原則として過去1年間（18年度）のものを掲載しているが、18年度に着任した教員については、過去2年間（平成17年～18年）のものを記載してある。

課程	家庭教育課程	職名	教授	氏名	水野建雄
1. 教育活動					
<p>1) 18年度の担当授業科目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・倫理学概論(T)</li> <li>・ものの見方・考え方演習3(西欧資料)(S)</li> <li>・家庭教育学新構想(S)</li> <li>・家庭教育研究法(TS)</li> </ul> <p>2) 授業の創意・工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・S履修は主としてテキスト、パワーポイントを中心に講義し、質問に対しては質疑応答が活性化するようにある程度の質問時間をとることを心がけた。また授業内容を積極的に吟味し自分の主張を展開するために2回程度小レポートを課し、それを講評することによって内容の深化をはかってきた。</li> <li>・T履修については、できるだけ詳細で丁寧な添削と講評を心がけている。また授業内容にかかわる質問にたいしては全体の学習への展望が開けるよう心がけた。</li> </ul> <p>3) 教科書の執筆</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭教育学新構想(113頁) 角川学芸出版、2006年4月</li> <li>・家庭教育研究法(99頁) 角川学芸出版、2006年4月</li> </ul>					
2. 研究活動					
<p>1) 従事した研究内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭教育学研究(精神分析的研究を中心)</li> <li>・ヘーゲルの家族論の研究</li> <li>・ディルタイ全集第8巻の編集と校訂</li> </ul> <p>2) 研究成果[著書・論文名(頁数記載)、発表機関、雑誌の場合は巻・号、発表年月日]</p> <p>【論文】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「家庭教育の課題」(10頁) 共同研究成果報告集、八洲学園大学生涯学習学部家庭教育課程、平成19年3月15日</li> <li>・「『近代家族』の誕生とヘーゲルの家族論」(9頁) 八洲学園大学紀要第3号、平成19年3月31日</li> </ul> <p>【エッセイ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「達成感と自尊の感情」(1頁) 日本家庭教育学会「会報」第69号、平成18年6月20日</li> </ul> <p>3) 学会活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本家庭教育学会副会長(常任理事・幹事会、大会に出席)</li> <li>・日本倫理学会評議員(第28~29期)(評議員会に出席)</li> <li>・日本ディルタイ協会理事(理事会、大会、編集委員会に出席)</li> <li>・筑波大学哲学・思想学会評議員(評議員会、大会に出席)</li> <li>・日本哲学会会員</li> </ul>					
3. 学内活動					
<p>1) 委員会活動</p> <p>学部長として、学長の指導のもとに教授会の運営およびその他学内の運営に携わった。</p> <p>2) その他</p> <p>八洲学園評議員として職務に携わった。</p>					
4. 社会活動					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本教育科学研究所評議員として職務に携わった。</li> </ul>					

課 程	家庭教育課程	職 名	教授	氏 名	中 田 雅 敏
1. 教育活動					
<p>1) 18年度の担当授業科目</p> <p>文学に表れた家庭・家族(演習)(日本)スクーリング履修  文学に表れた家庭・家族(演習)(西洋)            "  伝統文化の継承・俳諧文学(演習)               "  伝統文化の継承・和歌文学(演習)               "  日本文学概論                                       テキスト履修</p> <p>2) 授業の創意・工夫</p> <p>演習授業をどのように行うか、効果的な方法などについて工夫相違した。ディスカッションルームの活用、クイズ式選択解答法、導入・展開・整理の段階での五択方式による理解度の確認、チャットでの意見交換、創作作品をあらかじめ提出させ、それら学生の創作作品についての相互批評と感想意見交換、こうした教室での対面授業に近づくためのEラーニング学習の開発を研究した。</p> <p>テキスト履修についてはレポートを賞賛したり、けなしたりする方法ではなく、いかに適切な添削にするか工夫した。単なる評価だけではない、課題のとらえ方、解答の方法、レポートの書き方、自己の研究につなげる視点の方法などについて研究工夫を重ねた。</p> <p>3) 教科書の執筆</p> <p>『伝統文化の継承・和歌文学』150頁 角川文芸出版  『日本文学概論』150頁 角川学芸出版  これら18年度担当開設科目となる教科書の執筆を17年11月までに完了した。</p>					
2. 研究活動					
<p>1) 従事した研究内容</p> <p>『太宰治大辞典』渡辺芳紀編 勉誠出版 平成17年1月10日初版発行 970頁  作品解説、人物解説、一般事項解論など15項目を執筆する 分担執筆者、100名  家庭教育に関する研究をすすめる、八洲学園大学研究紀要第2号への投稿論文を執筆「小林一茶の教育教材化について」  家庭教育課程と日本家庭教育学会との共同研究「課程教育学の構築」のためのワーキンググループにおいて研究成果を寄稿。「文学にみる家庭教育」  「吉田健一、『或る田舎町の魅力』」作品論、国文学解釈と鑑賞(第72巻4号、911号)平成19年3月1日発行  八洲学園大学研究紀要第3号投稿論文「小林一茶の家族の描写と説経節」平成19年3月14日に提出</p> <p>2) 研究成果</p> <p>『伝統文化の継承・和歌文学』角川学芸出版、平成18年4月1日、本学教科書  『日本文学概論』角川学芸出版、平成18年4月1日、本学教科書  「小林一茶の教育教材化について」八洲学園大学紀要第二号、平成18年3月31日  「吉田健一『或る田舎町の魅力』作品論」国文学解釈と鑑賞平成19年3月10日(平成19年4月号、第72巻4号、通巻911合、特集・旅と文学)</p>					
<p>3) 学会活動</p> <p>東北・新潟出身作家研究会副会長(平成18年9月2日、秋田大会に出席)  日本家庭教育学会常任理事。日本家庭教育学会学会賞の選考委員(平成18年6月の選考会に出席)  日本近代文学界、昭和文学界、芸術至上主義文学界、俳文学会、横光利一文学会  日本文藝家協会、俳人協会、日本ペンクラブ所属</p>					
3. 学内活動					

#### 1) 委員会活動

家庭教育課程課程長として学内運営と家庭教育課程の運営充実に従事した。平成20年度カリキュラムの一部見直しに取り組んだ。

教務委員会委員長として八洲学園大学の教育活動の円滑な実施と教育力向上のための運営に携わり諸規定等を整えた。開学三年目の大学の教育活動を整備した。

教員研修会(FD研修会)委員として教務委員長の職責に従い、年度内2回の実施計画と企画に従事した。

入試委員会より課程別入試選考の実施要請に伴って家庭教育課程の入試選考に従事した。

その他、運営委員会委員、予算委員会委員、人事委員会委員、FD委員会委員、実習委員会委員、オンデマンド特別委員、カリキュラム検討委員

#### 2) その他

単位互換制度の研究整備、公開講座等の実施、諸機関連繫講演依頼等の実施に携わる。

神奈川県生涯学習課委託事業、八洲学園大学公開講座実施計画に従事

#### 4. 社会活動

日本教育科学研究所評議員としての職務に携わった。

埼玉県教育委員会、埼玉県歯科医師会による「歯の健康に関する標語」選考委員として任に当たった。

埼玉県蓮田市都市計画、区画整理事業審議会委員としてその任に当たった。

韓国韓瑞大学客員教授として日本文学の授業を行う。

埼玉県立不動岡高校創立120周年記念行事としての講演会行事の一環として平成18年10月26日に「ことばの力」としての記念講演を行う。

課程	家庭教育課程	職名	教授	氏名	赤沼幸子
<b>1. 教育活動</b>					
<p>1) 今年度の担当授業科目</p> <p>ケーススタディ1 (演習) 幼児の体罰と虐待</p> <p>ケーススタディ5 (演習) 中学生&lt;きれる&gt;の要因分析 非行・犯罪の原因 (演習)</p> <p>ケーススタディ4 (演習) 中学生の不登校と生活環境</p> <p>ケーススタディ6 (演習) 中学生非行の前兆と対応</p> <p>ケーススタディ8 (演習) 高校生非行の実態と要因分析</p> <p>2) 授業の創意・工夫</p> <p>インターネット授業なので、重要な箇所は板書して注意を促したり、生徒のチャットは全て授業で紹介し、質問にはその都度回答するなど工夫している。</p> <p>また、ニュースで取り上げられている青少年の凶悪事件や児童虐待事件についても、過去の類似事件と比較して、解説を試みている。</p>					
<b>2. 研究活動</b>					
<p>1) 従事した研究内容</p> <p>(1) 児童虐待問題</p> <p>(2) 非行を生む家庭教育の歪み</p> <p>2) 研究成果</p> <p>論文「児童虐待と非行の関係」平成18年度八洲学園大学</p> <p>3) 学会活動</p> <p>日本家庭教育学会 常任理事</p>					
<b>3. 学内活動</b>					
<p>1) 委員会活動</p> <p>入試委員会 副委員長</p> <p>2) その他</p> <p>特になし</p>					
<b>4. 社会活動</b>					
<p>・法務省委嘱の保護司として自宅面接 及び 家庭訪問を実施して非行少年・犯罪者の更生活動に従事している。</p> <p>・平成18年11月18日 神奈川県委託公開講座で「児童虐待と愛情」について講演</p> <p>・平成18年11月25日 神奈川県立横浜清陵総合高校で「児童虐待」について講演</p>					

課程	家庭教育課程	職名	教授	氏名	生越 詔二
1. 教育活動					
<p>1) 18年度の担当授業科目  「発達特性と習慣形成(演習)」  「ケーススタディ2(演習)小学生の問題行動の実態と対応」  「ケーススタディ3(演習)小学生の不登校」  「カウンセリング2(演習)小学生と親」  「児童期の発達と親の対応」</p> <p>2) 授業の創意・工夫  演習問題として、小学生の具体的な問題行動などの事例を中心に提示し、ディスカッションルームで問題点や課題について検討・協議をした。  毎回授業の冒頭で前回の演習問題のまとめを提示し、本時の内容との関連を考慮しながら授業を進めた。</p> <p>3) 教科書の執筆  なし</p>					
2. 研究活動					
<p>1) 従事した研究内容  小学生の発達と習慣形成  都内の小学校における家庭教育学級や道徳授業地区公開講座に参加し、児童の生活実態を収集するとともに、家庭教育における問題点や課題について検討。協議した。  小学校道徳授業のかいぜん・充実  道徳の時間の充実・改善に向けて、資料開発・活用法、中心発問のあり方などについて授業研究を通して追究してきた。</p> <p>2) 研究成果[著書・論文名(頁数記載)、発表機関、雑誌の場合は巻・号、発表年月日]  「知識と実生活の関連づけー経営のどこをどう変えるか」(2頁) 学校経営 明治図書  平成18年9月号  「道徳資料の活用」(2頁) 小学校の道徳と特別活動 文溪堂 平成18年10月号</p> <p>3) 学会活動  日本家庭教育学会</p>					
3. 学内活動					
<p>1) 委員会活動  予算委員会</p> <p>2) その他  なし</p>					
4. 社会活動					
<p>文部科学省生涯学習局 教育映画等の審査に係る協力者会議委員  東京都教育委員会 道徳教育改善協議会主査  東京都教育委員会道徳授業地区公開講座での指導・助言  (練馬区立南小学校、大泉学園桜小学校、仲町小学校、三鷹市立第三小学校、板橋区立大山小学校、高島第六小学校、豊島区立富士見が丘小学校、杉並区立杉並第三小学校、北区立なでしこ小学校、袋小学校、中央区立月島第三小学校)  平成18年6月 神奈川県教育委員会主催道徳研究会で指導・助言  平成18年7月 東京都中央区立宇佐美学園で家庭教育について講演  平成18年7月 全国小学校道徳教育研究会中央研修講座で指導・助言</p>					

平成 18 年 10 月 全国小学校道德教育研究大会石川大会で指導・助言  
平成 18 年 11 月 東京都江東区立大島南小学校で家庭教育について講演

課 程	家庭教育課程	職 名	教 授	氏 名	福 田 博 子
1. 教育活動					
<p>1) 18年度の担当授業科目 乳幼児のしつけ(演習) 保育園・幼稚園教育と家庭教育概論 幼児教育学概論 幼児教育思想史 育児国際比較論</p> <p>2) 授業の創意・工夫 スクーリング科目「乳幼児のしつけ」また、秋学期の「幼児教育学概論」「幼児教育思想史」はスクーリング科目であったので、殆んど毎回掲示板に課題を出し、解答させた。「保育園・幼稚園教育と家庭教育概論」「育児国際比較論」は教材の追加や文献の追加をした。</p> <p>3) 教科書の執筆</p>					
2. 研究活動					
<p>1) 従事した研究内容 ・先進諸国の子育て支援 ・ドイツの童話の訳出</p> <p>2) 研究成果[著書・論文名(頁数記載)、発表機関、雑誌の場合は巻・号、発表年月日] ・論文 「ペスタロッチーの幼児教育思想 『幼児教育の書簡』を中心として」 P39 - 47 八洲学園大学紀要 第3号 平成19年3月31日 ・報告 「親学のすすめ」P127 - 136 家庭教育学の構想 成果報告書 平成18年度 八洲学園大学・日本家庭教育学会 共同研究 平成19年3月15日 八洲学園大学生涯学習学部 家庭教育課程</p> <p>3) 学会活動 日本家庭教育学会紀要副委員長としてその任を務めた。紀要12号投稿者の査読をしたし、印刷屋と折衝した。 「家族を愛し、学生を愛したハーン(小泉八雲)」を執筆した。日本家庭教育学会会報第71号 平成19年3月31日</p>					
3. 学内活動					
<p>1) 委員会活動 FD委員会 図書館委員会 紀要委員会 実習委員会</p> <p>2) その他 「私の学問と人生」を執筆した。 CAREER UP No.2 八洲学園大学 平成18年10月1日</p>					
4. 社会活動					
<p>神奈川県立横浜清陵総合高等学校で公開講座「乳幼児の家庭教育、幼児救急法」 平成18年11月18日</p> <p>秋草学園短期大学客員教授</p>					

課 程	家庭教育	職 名	教授	氏 名	岸 俊彦
1. 教育活動					
1) 18年度の担当授業科目 * 心理学概論 * 教育カウンセリング概論 * 卒論指導 2) 授業の創意・工夫 * ディスカッションルームを使って学生とのコミュニケーションをはかっている。 3) 教科書の執筆 * 心理学概論					
2. 研究活動					
1) 従事した研究内容 * 教育カウンセリングの充実 * 八洲学園大学・日本家庭教育学会 共同研究 家庭教育学の構想 * スーパーハイの進め方 2) 研究成果[著書・論文名(頁数記載) 発表機関、雑誌の場合は巻・号、発表年月日] * 家庭教育の位置 家庭教育学の構想 八洲学園大学 生涯学習学部 家庭教育課程UTL 平成19年3月 pp23-30 * 愛国心と教育について 八洲学園大学:紀要 第3号 inprinting 3) 学会活動 * 日本教育カウンセリング学会:理事 * ピアヘルパー認定委員会・委員長					
3. 学内活動					
1) 委員会活動 * 図書委員会 2) その他 * 心理教育相談室					
4. 社会活動					
* 日本教育カウンセラー協会:総務委員長:認定委員長					

課 程	家庭教育課程	職 名	教授	氏 名	望月 嵩
1. 教育活動					
1) 17年度の担当授業科目 家族社会学概論（春学期・秋学期、テキスト履修） 18年度の担当授業科目 家族社会学概論（春学期・秋学期、テキスト履修） 現代の社会病理概論（春学期・秋学期、スクーリング履修） 2) 授業の創意・工夫 テキスト履修のレポート添削では、レポート内容に関連させながら、これから先の学習課題を提示し、学習意欲を継続的に維持できるように配慮した。 スクーリング履修では、解りやすく話すことに心がけるとともに、学生のチャットへの記入には、その場で回答するように努めた。 3) 教科書の執筆 『現代の社会病理学概論』角川学芸出版 平成18年6月1日発行					
2. 研究活動					
1) 17年度 青少年の育成活動に関する研究。 家庭教育学の構築に関する研究。 18年度 家庭教育学の構築に関する研究。 定年退職後の生活設計に関する研究。 2) 研究成果（論文） ・「家庭教育学の構想」、平成17年度八洲学園大学・日本家庭教育学会共同研究報告『「家庭教育学の構想」中間報告書』平成18年3月23日、1～6頁 ・『平成17年度社会参加体験活動ワークショップ事例集』（共著）青少年育成国民会議、平成18年3月 ・「家族の＜個人化＞がかかえる問題」、『家庭力の再生』日本教材文化研究財団研究起用平成17年度NO.35、平成18年3月31日 31～34頁 ・「人間と家族」、『大正大学学報』81、平成18年6月15日 14～17頁 ・「家庭教育のメカニズムと過程」平成18年度八洲学園大学・日本家庭教育学会共同研究『家庭教育学の構想成果報告書』、平成19年3月15日、91～101頁					
3. 学内活動					

3) 学会活動

平成17年度

- ・ 日本家庭教育学会学術大会に参加
- ・ 日本社会病理学会学術大会に参加
- ・ 日本社会学会学術大会に参加

平成18年度

- ・ 日本家庭教育学会学術大会に参加、大会シンポジウムの司会を行う
- ・ 日本社会学会学術大会に参加
- ・ 第2回韓国家庭教育学会参加 基調講演を行う。

4. 社会活動

平成17年度

- ・ 日本家庭教育学会副会長として、年4回の常任理事会に出席
- ・ 青少年育成国民会議 青少年育成意識啓発促進事業中央企画委員
- ・ 鹿児島県青少年育成大会(平成17年10月15日)出席
- ・ 青森県青少年育成大会(平成17年12月22日)出席

平成18年度

- ・ 日本家庭教育学会副会長、同資格認定委員会委員
- ・ 日本興亜ジェロントロジー研究助成選考委員会委員
- ・ 第58回PREPコンダクター養成セミナー講師
- ・ さいたま市シニアユニバーシティ東浦和校講師
- ・ さいたま市シニアユニバーシティ北浦和校講師
- ・ さいたま市シニアユニバーシティ大宮中央校講師
- ・ さいたま市シニアユニバーシティ岩槻校講師
- ・ 群馬県警察本部平成18年度配偶者のためのライフサイクルセミナー講師

課程	家庭教育課程	職名	教授	氏名	渡邊 達生
<b>1. 教育活動</b>					
<p>1) 今年度の担当授業科目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校道德教育と家庭教育 春学期...テキスト履修 秋学期...スクーリング履修</li> <li>・ 初等教育概論と家庭教育 春学期・秋学期ともにテキスト履修</li> <li>・ 生命尊重と家庭教育 春学期...テキスト履修 秋学期...スクーリング履修</li> <li>・ 地域社会との連繋と社会教育 春学期・秋学期ともにテキスト履修</li> </ul> <p>2) 授業の創意・工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ webサイトを活用して、毎週、テキストの補足説明を配信した。学生は、毎週、科目内容の資料が配信されるので、学習への意欲を継続できた。</li> </ul>					
<b>2. 研究活動</b>					
<p>1) 従事した研究内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭教育とかかわりをもつ小学校道德教育を推進するため、各地の小学校で実際に授業をしたり、指導したりしながら、道德教育の普及に努めた。</li> <li>・ 「家族生き生きエッセー」の全国公募を行い、優秀作品を載せた冊子を作成して全国の県立図書館と神奈川県内の公立図書館約150ヶ所に送付し、社会の閲覧に供した。</li> <li>・ 親や子どもが道德の考え方に親しめるように、道德に関する言葉をトランプやカルタに載せた道德カードを作成した。</li> </ul> <p>2) 研究成果(著書・論文名、発表機関、雑誌の場合は巻・号、発表年月日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 論文 『子どもが道德教育について親や子どもと会話をするようにしよう』(単著)子どもの道德 86号 光文書院 平成18年5月2頁 / 『通信制大学における学生支援について』(単著)韓国家庭教育学会研究紀要第1集 平成18年5月6頁 / 『道德をトランプやカルタにして遊ぼう』(単著)子どもの道德 87号 光文書院 平成18年9月2頁 / 『子どもの立場で道德授業を考える 教員を対象にした授業からの検証』(単著)道德教育研究 218号 日本道德基礎教育学会機関誌 平成18年11月6頁 / 『自分を変えていく「道德の力」を子どもたちに』(単著)子どもの道德 88号 光文書院 平成19年1月2頁 / 『道德の考え方を家庭生活に』(単著)家庭教育学の構想 八洲学園大学・日本家庭教育学会共同研究 平成19年3月11頁 /</li> </ul> <p>3) 学会活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本家庭教育学会 常任理事</li> <li>・ 日本道德基礎教育学会 副会長</li> </ul>					
<b>3. 学内活動</b>					
<p>1) 委員会活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営委員会...学生委員会に関する事案を中心に、教授会への提案をまとめた。</li> <li>・ 学生委員会...学生委員長として学生に関する事案に当たった。</li> <li>・ 教務委員会...入学式の担当として計画・実施に当たった。</li> <li>・ 入試委員会...家庭教育課程の志願者の審査に当たった。</li> <li>・ 自己点検評価委員会...学生委員会にかかわることを中心に評価を行った。</li> </ul>					
<b>4. 社会活動</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 18,4,22 社団法人名古屋青年会議所4月例会における講演</li> <li>・ 平成 18,4,28 栃木県安足地区管理主事・指導主事・社会教育主事研修会における講演</li> <li>・ 平成 18,5,15 千葉県袖ヶ浦市立根形中学校で道德の授業研究会の指導助言</li> <li>・ 平成 18,5,19 世田谷区立小学校 PTA 連合協議会で家庭教育についての講演</li> <li>・ 平成 18,6,8 愛知県小牧市立村中小学校で現職教育研究会の講話・指導助言</li> </ul>					

- ・平成 18,6,15 神奈川県綾瀬市立落合小学校で道徳校内研究会の指導助言
- ・平成 18,6,16 筑波大学附属小学校全国公開研究会で道徳の授業について指導助言
- ・平成 18,6,19 長野県長野市立柳町中学校で道徳の授業研究会における指導助言
- ・平成 18,7,25 大分県小学校道徳教育研究会夏季中央研究大会講演
- ・平成 18,7,29 日本道徳基礎教育学会研究大会で道徳授業提案
- ・平成 18,7,31 北九州市教育委員会主催道徳研修会で道徳教育について講演
- ・平成 18,8,6 和歌山県橋本市教育フォーラムで道徳の師範授業および指導助言
- ・平成 18,8,19 日本道徳基礎教育学会合宿研修会(於；山梨県)で道徳授業指導助言
- ・平成 18,8,24 栃木県安足地区教育研修会で道徳教育について講演
- ・平成 18,8,25 山梨県南アルプス市立白根東小学校で道徳授業指導助言
- ・平成 18,10,25 青森県弘前市小学校教育研究会で道徳の師範授業及び指導助言
- ・平成 18,10,27 神奈川県綾瀬市立落合小学校で道徳校内研究会の指導助言
- ・平成 18,11,7 福島県岩瀬郡小学校教育研究会で道徳の師範授業及び指導助言
- ・平成 18,11,24 愛知県小牧市立村中小学校で現職教育研究会の講話及び指導助言
- ・平成 18,12,2 神奈川県主催生涯学習プログラム講座(於；八洲学園大学)で講演
- ・平成 18,12,15 大分県佐伯市立上堅田小学校校で道徳の師範授業及び指導助言
- ・平成 18,12,26 青森県八戸市小学校道徳教育研究会で道徳教育について講演
- ・平成 19,1,17 愛知県小牧市立村中小学校で道徳の師範授業と講演
- ・平成 19,2,8 神奈川県秦野市立渋沢小学校で道徳の師範授業と道徳教育への指導助言
- ・平成 19,2,15 筑波大学附属小学校初等教育研修会で道徳の授業について指導助言
- ・平成 19,2,16 筑波大学附属小学校初等教育研修会で道徳の授業について指導助言

課程	家庭教育課程	職名	助教授	氏名	石井雅之
1. 教育活動					
<p>1) 18年度の担当授業科目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「正義感の育成(演習)」(春学期・秋学期)</li> <li>・「公共精神の育成(演習)」(春学期・秋学期)</li> <li>・「西欧倫理思想概論」(春学期・秋学期)</li> </ul> <p>2) 授業の創意・工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「正義感の育成(演習)」においては、授業の予習もしくは復習となるような課題を受講者に与え、その課題についての簡単な学習報告を通常レポートとして1週おき程度の頻度で提出させ、講評をつけて返却するとともにその内容を授業に反映させた。</li> <li>・「公共精神の育成(演習)」においては、授業時のディスカッションで浮かび上がった問題点に関して調査・考察課題を与え、その課題についての受講者の報告をレポート機能及び質問機能を用いて集め整理して、それを起点として次の授業を展開した。</li> <li>・演習科目においては、最終試験レポート提出に至る過程で、通常レポートとしてのレポート執筆・提出、その内容についての教員講評及び受講者どうしの意見交換、それらを考慮に入れた修正・展開、という段階を踏ませた。</li> </ul> <p>3) 教科書の執筆</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・『正義感の育成(演習)・改訂版』角川学芸出版、平成18年4月1日発行</li> <li>・『公共精神の育成(演習)』角川学芸出版、平成18年4月1日発行</li> <li>・『西欧倫理思想概論』角川学芸出版、平成18年10月1日発行</li> </ul>					
2. 研究活動					
<p>1) 従事した研究内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・八洲学園大学・日本家庭教育学会共同研究「家庭教育学の構想」における分担研究課題「西洋倫理的視点からの家庭教育学構築」に応ずる研究の一部として、国家と親愛、公・公共と私の関係に関する倫理思想史的研究</li> <li>・アリストテレス倫理学における親愛・友愛と国家の関係に関する研究</li> </ul> <p>2) 研究成果</p> <p>論文</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「現代の倫理的課題と家庭の再定位」『平成18年度八洲学園大学・日本家庭教育学会共同研究「家庭教育学の構想」成果報告書』八洲学園大学生涯学習学部家庭教育課程、平成19年3月15日、41-51頁(単著)</li> </ul> <p>口頭発表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「道徳性形成における家庭の再定位」第2回韓日家庭教育学シンポジウム(韓国家庭教育学会・日本家庭教育学会・韓国儒教学会・大邱韓医大校国際文化研究所共催) 於：大邱韓医大校、平成18年11月4日(発表原稿は予稿集55-72頁所収、単著)・「アリストテレスにおける国家と親愛」第51回西洋古典研究会、於：日本大学、平成18年12月9日(単独)</li> </ul>					

<p>3) 学会活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所属学会：日本家庭教育学会（常任理事・幹事、事務局会計担当）、日本西洋古典学会（会員）、日本倫理学会（会員）、中世哲学会（会員）、日本哲学会（会員）、筑波大学哲学・思想学会（会員）</li> <li>・日本家庭教育学会第21回大会出席（於：倫理文化センター、平成18年8月19日）</li> <li>・日本倫理学会第57回大会出席（於：東京大学、平成18年10月14日・15日）</li> <li>・第2回韓日家庭教育学シンポジウム（日本家庭教育学会・韓国家庭教育学会他共催）出席及びシンポジウム提題（於：大邱韓医大、平成18年11月4日）</li> <li>・中世哲学会第55回大会出席（於：慶應義塾大学、平成18年11月12日）</li> <li>・日本家庭教育学会編『家庭教育研究』第12号応募論文査読（平成18年11月）</li> </ul>
<p>3. 学内活動</p>
<p>1) 委員会活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生委員会副委員長、就職委員会委員、授業科目の種類と授業料問題委員会委員</li> </ul> <p>2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭教育課程ウェブサイト作成担当</li> </ul>
<p>4. 社会活動</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年4月～平成19年3月 東京国際大学人間社会学部非常勤講師（「社会と規範(a)」 「社会と規範(b)」 「哲学と思考(a)」 「哲学と思考(b)」 「倫理学(A)」 「倫理学(B)」 担当）</li> <li>・平成18年4月～平成18年9月 横浜薬科大学薬学部非常勤講師（「人間と哲学」担当）</li> <li>・平成19年1月～ 特定非営利活動法人 東アジア市民対話・学術交流ネットワーク理事</li> </ul>

課 程	家庭教育課程	職 名	助教授	氏 名	嚴 錫仁
1. 教育活動					
<p>1) 18年度の担当授業科目 東洋倫理想概論(春学期 T、秋学期 T)</p> <p>2) 授業の創意・工夫 受講生が東洋倫理想に関する基本的な事項を理解し、東洋倫理想と現代社会との接点や問題意識を持ち、家庭教育などに活用できるように努めた。</p> <p>3) 教科書の執筆</p>					
2. 研究活動					
<p>1) 従事した研究内容 東洋倫理想と家庭教育</p> <p>2) 研究成果[著書・論文名(頁数記載)、発表機関、雑誌の場合は巻・号、発表年月日] - 論文 「朝鮮儒学者・李退溪の思想 - 理と心の問題」、『八洲学園大学紀要』3号、八洲学園大学、2007年3月、1~17頁。 - 翻訳書 『<span style="display: inline-block; width: 150px; border-bottom: 1px solid black;"></span>』(田尻祐一郎『山崎闇の世界』、ペリかん社、2006年7月20日)、成均館大学出版部、ソウル、2006年7月20日(日韓同時出版)、350頁。 - 報告書 「儒教のなかの親と子のあり方」、『家庭教育学の構想』、八洲学園大学・日本家庭教育学会共同研究、2007年3月、169~183頁。</p> <p>3) 学会活動 - 第18回韓国日本思想学会大会(高麗大学、2006年5月27日)討論参加。 - 第2回韓・日家庭教育学シンポジウム(大邱韓医大学、2006年11月4日)討論参加。 - 中国廈門大学第一回日中学术交流国際シンポジウム(アモイ大学、2006年12月8-9日)発表(題目:「東アジア世界における漢字文化」) - ICU大学アジア文化研究所アジアフォーラム(ICU大学、2007年1月22日)発表(題目:「朝鮮儒学と李退溪の思想について」)</p>					
3. 学内活動					
<p>1) 委員会活動 - 学生委員会、 - キャリアアップ委員会、 - 実習委員会、 - 広報委員会、 - オンデマンド委員会、</p> <p>2) その他 - 国際交流センター(海外における大学の宣伝) - 韓国語公開講座(前期) 韓国語初級(2006年4月21日~7月14日、毎週金曜日) 韓国語中級 (2006年4月19日~7月12日、毎週水曜日) 韓国語中級 (4月20~7月13日、毎週木曜日) - 韓国語公開講座(後期) 韓国語中級 (2006年10月13日~2007年1月26日、毎週金曜日) 韓国語中級 (2006年10月11日~2007年1月24日、毎週水曜日) 韓国語会話コース(2006年10月12~2007年1月25日、毎週木曜日)</p>					

#### 4 . 社会活動

- 2006年4月～2007年3月 亜細亜大学非常勤講師(「論理学」「倫理学」担当)
- 「愛中国会」主宰の講演、2006年9月24日、埼玉県草加市公民館  
(講演タイトル：日本人中国人韓国人のものの見方)
- 「特定非営利活動法人東アジア市民対話・学术交流ネットワーク」理事

課 程	家庭教育課程	職 名	助教授	氏 名	小宮郁子
1. 教育活動					
<p>1) 18年度の担当授業科目  「中学校教育と家庭教育概論」テキスト履修  「外国語の運用能力と家庭教育」(春学期)テキスト履修、(秋学期)スクーリング履修  「親子関係論」スクーリング履修  「カウンセリング3」(演習)(中学生と親) 「教育相談」スクーリング履修</p> <p>2) 授業の創意・工夫  18年度より授業を開始した「カウンセリング3」は演習科目である。eラーニングに於ける演習の在り方に重点を置き、様々な取り組み方を工夫した。中学生と親を対象とした「教育相談」として捉え、パソコン上でロール・プレイの演習を行なった。学生にアンケートをとりながら、色々やり方を変えて学生に取り組みせ、演習を実践した。顔や姿が見ない、声の聞こえない中で、相手の気持ちや思いを掴むことは難しく、今後の課題であるが、昨年度開発されたディスカッション・ルームの機能は大変有効であり、学生の興味・関心を広げることが出来た。</p> <p>3) 教科書の執筆  16年度より使用しているテキスト、「中学校教育と家庭教育概論」及び、「外国語の運用能力と家庭教育」に新しい資料を加え改定した。</p>					
2. 研究活動					
<p>1) 従事した研究内容  八洲学園大学・日本家庭教育学会共同研究のワーキング・グループに参加し、家庭教育学の構築について研究した。その中で、これまでの中学校教育における実践活動を基にして子どもの成長と親子関係の在り方について研究を深めた。</p> <p>2) 研究成果[著書・論文名(頁数記載)、発表機関、雑誌の場合は巻・号、発表年月日]  論文「子どもの成長と親子関係」18年度 八洲学園大学・日本家庭教育学会共同研究成果報告書 P149～158</p> <p>3) 学会活動  日本家庭教育学会第21回大会及び常任理事会に参加  八洲学園大学・日本家庭教育学会共同研究のワーキング・グループに参加・研究</p>					
3. 学内活動					
<p>1) 委員会活動  入試委員会、学生委員会、広報委員会</p> <p>2) その他  家庭教育課程会に於いてカリキュラム改定について研究協議</p>					
4. 社会活動					
<p>講演会及びワークショップ  テーマ 「思春期を迎える小学生の子どもを持つ親の家庭内教育」  平成18年11月21日(火) 湘南学園小学校に於いて</p>					

課 程	家庭教育課程	職 名	助教授	氏 名	関 巴
1. 教育活動					
<p>1) 18年度の担当授業科目            善悪意識の育成 (演習)(S)            公德心の育成 (演習)(S)            共同体意識の育成 (S・T)</p> <p>2) 授業の創意・工夫            演習については、できるだけ学生の意見を聞く機会を多くするため、質問機能やメッセージ欄をフルに活用することで、時間内に処理できなかったことを、次回の授業の始めに紹介したりコメントしたりして、必ず全員が授業に参加しているという意識が持てるよう留意した。            授業欠席者に対しては、その日のうちに、授業のポイントなどの説明と共にオンデマンド確認の上での回答を求め、次回につながるよう配慮した。特に無断で欠席した学生については、呼びかけとともに細かい説明を心がけた。            テキスト履修については、マイルストーンをはじめ、折々に全体お知らせを通して声をかけ、学生とのコミュニケーションをはかった。            S・Tどちらの場合も、レポート、テストについては総括的に、全体お知らせや、個別のメッセージからその内容や、評価をコメントすることで、学生の学習意欲を高めるよう留意し、何よりも各人が、大学レベルの自覚がもてるよう配慮した。</p> <p>3) 教科書の執筆            善悪意識の育成 (演習)            公德心の育成 (演習)            共同体意識の育成</p>					
2. 研究活動					
<p>1) 従事した研究内容            1. 「現代の家庭教育に、先哲を活かす道」            2. 幕末に於ける在村蘭方医学の研究            3. 倫理的観点から「民話にみる人間性」をさぐる</p> <p>2) 研究成果[著書・論文名(頁数記載)、発表機関、雑誌の場合は巻・号、発表年月日]            1. 「学問を活かす道・・・家庭教育とカント」(学内共同研究、ワーキンググループの「家庭教育の構築」において発表)            2. 『幕末の蘭方医 高橋景作にみる教育と学問の軌跡』 本学紀要論文</p> <p>3) 学会活動            家庭教育学会常任理事            平成17年家庭教育学会全国大会において発表する学生の論文指導をした。            日本倫理学会会員として第56回大会に参加した。</p>					
3. 学内活動					
<p>1) 委員会活動            教務委員会委員            就職委員会委員            実習委員会委員</p> <p>2) その他</p>					

#### 4 . 社会活動

- 1 ) 日本民話の会において「聞く、語る、創る」の実践と研究活動をした。
- 2 ) 週休 2 日制にかかわる児童の安全のために、地域の図書館・美術館で、定期的に本の読み聞かせをする活動に従事。
- 3 ) 実践倫理の会の座談会で、「本当の家庭教育とは何か」について助言をした。

課 程	家庭教育課程	職 名	専任講師	氏 名	江田英里香
1. 教育活動					
<p>1) 18年度の担当授業科目  「中学生のボランティア活動(演習)」  「ボランティア・文化体験活動育成(演習)」  「学外実地研修」</p> <p>2) 授業の創意・工夫  ・ 演習授業なので、積極的にディスカッションやコメントするように促した。  ・ 参加型授業を目指して、ディベートの実施や、掲示板を利用した授業の補足やディスカッションなどにより、学生同士で学べる環境を構築した。  ・ 映像を使用し、(ネット受講生にはネット上の映像を見てもらい、来校の学生には会場で映像を上映した。また、DVDを図書館から貸出ししてもらうなども行った。)テキストのみに頼らない形で、授業を実施した。  ・ 課題にレポートを課し、必ず添削を行い、学生に発表の場を提供することにより、学生のレポートの書き方の学習に役立った。</p> <p>3) 教科書の執筆  「中学生のボランティア活動(演習)」角川学芸出版、平成18年4月  「ボランティア・文化体験活動育成(演習)」角川学芸出版、平成18年4月</p>					
2. 研究活動					
<p>1) 従事した研究内容  (1) 個人研究  ・ 「カンボジアの教育開発」についての研究  ・ 「ボランティア」についての研究  (2) 共同研究  ・ 学内共同研究「家庭教育学の構築」</p> <p>2) 研究成果[著書・論文名(頁数記載)、発表機関、雑誌の場合は巻・号、発表年月日]  (1) 論文  ・ (単著)「コミュニティの初等学校参加の現状と課題 - カンボジアのカンダル州 チェッティエル区を事例に - 」『八洲学園大学紀要第2号』2006年、pp.11-23  ・ (単著)「初等教育の学校参加をめぐる地域住民の意識に関する一考察 - カンボジアのカンダル州を事例に - 」『NERC ジャーナル第4号』NGO活動教育研究センター、2006年</p> <p>(2) 研究発表等  ・ 「カンボジアの小学校における住民参加」アジア教育研究会、2005年7月  ・ 「初等教育の学校参加をめぐる地域住民の意識に関する一考察 - カンボジアのカンダル州を事例に - 」日本比較教育学会第42回大会、2006年5月</p> <p>(3) 翻訳  ・ 世界銀行「教授 = 学習活動」(第 部第2章第2節第5項、第3節、第4節)、「教育の質を改善するための政策や戦略」(第3章第1節)『開発途上アジアの学校と教育 - 効果的な学校をめざして - 』学文社、アジア開発銀行・香港大学比較教育研究センター編、山内乾史監訳、2006年8月、pp.130-160.</p> <p>3) 学会活動  ・ 日本家庭教育学会 常任理事・幹事  ・ 身体運動文化学会 幹事  ・ 日本比較教育学会 会員  ・ 国際開発学会 会員</p>					

<p>3 . 学内活動</p> <p>1 ) 委員会活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実習委員会 副委員長</li> <li>・ 学生委員会 委員</li> <li>・ 広報委員会 委員</li> <li>・ キャリアアップ委員会 委員</li> </ul> <p>2 ) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「八洲学園大学公開講座 - 親子コミュニケーション - (神奈川県委託事業生涯学習プログラム) 世話役</li> <li>「授業の中での学生とのコミュニケーション」(平成 18 年度第 2 回 FD 研修会) 発表</li> </ul>
<p>4 . 社会活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 18 年 9 月 5 日 山梨県立上野原高等学校「カンボジアのゴミ問題から見る環境学習」講師</li> <li>・ 平成 18 年 4 月 22・23 日「NPO 法人地球村」イベントプロジェクトボランティアスタッフ(アースデイ)</li> <li>・ 平成 18 年 5 月 28 日「NPO 法人地球村」ワークショップ・ファシリテーター(エコライフフェスタ)</li> </ul>

課程	家庭教育	職名	専任講師	氏名	大石純子
1. 教育活動					
<p>1) 18年度の担当授業科目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中高生の武道・スポーツと人間形成(演)</li> <li>・日本武道の歴史概論</li> <li>・身体運動文化概論</li> </ul> <p>2) 授業の創意・工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中高生の武道・スポーツと人間形成(演)は通常スクーリング履修の科目であり、比較的レポート作成の時間が十分取れたことから、現場見学のレポートを課したり、アンケート調査の課題を課すなどし、提出されたレポートを授業の中に取り込んで展開した。これによって、演習授業として、学生の活動が増えるように工夫した。</li> <li>・日本武道の歴史概論は、テキスト履修の授業である。第1回課題、第2回課題では、テキストの内容の復習を中心としたレポートを課し、テキスト内容が十分に理解されているかを確認した。科目修得試験では、これまでの学習を基礎として自ら調べて執筆するというやや応用的な内容のレポートを課した。</li> <li>・身体運動文化概論は、テキスト・スクーリング併用授業であった。テキスト履修の際には、日本武道の歴史概論同様、第1回、第2回課題の折には、テキストの内容の復習を中心とした内容のレポートを課し、科目修得試験では、やや応用的な内容のレポートを課した。スクーリング授業の際には、テキストの内容を順次解説していった。演習授業ではなかったが、せっかくのライブ授業なので、学生に数回のミニレポートを課し、提出されたレポートを授業に取り込むようにして進めた。</li> </ul> <p>3) 教科書の執筆</p> <p>中高生の武道・スポーツと人間形成(演習)のテキストを改定しようと考えている。この作業を若干進めたが、平成18年度において完了するには至らなかった。</p>					
2. 研究活動					
<p>1) 従事した研究内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体運動文化と家庭教育に関する研究</li> </ul> <p>2) 研究成果[著書・論文名(頁数記載)、発表機関、雑誌の場合は巻・号、発表年月日]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「家庭教育と伝統文化」pp159-167、八洲学園大学生涯学習学部家庭教育課程『平成18年度 八洲学園大学・日本家庭教育学会 共同研究 家庭教育学の構想 成果報告書』平成19年3月</li> </ul> <p>3) 学会活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本家庭教育学会 事務局次長・常任理事</li> <li>・身体運動文化学会 幹事</li> <li>・日本武道学会 会員</li> <li>・発育発達学会 会員</li> <li>・National Strength and Conditioning Association Japan 会員 2006年9月～</li> </ul>					
3. 学内活動					

1) 委員会活動

- ・紀要委員会
- ・図書委員会

2) その他

- ・特になし

4. 社会活動

- ・日本家庭教育学会事務局次長として学会運営に関わった。
- ・身体運動文化学会幹事としての活動を行った。また、身体運動文化学会認定「地域スポーツ文化インストラクター基礎資格」細則などの創設にかかわり、資格認定に向けて活動を継続中。

課程	家庭教育課程	職名	専任講師	氏名	平良直
1. 教育活動					
<p>1) 18年度の担当授業科目            日本民衆宗教概論(演習)            日本人の宗教・信仰心概論            宗教学概論</p> <p>2) 授業の創意・工夫            演習授業においては画像資料などを使用し、受講者が学習対象をイメージ・把握しやすいように努めるとともに、掲示板を活用することによって、個人の疑問などを受講者で共有し議論しあうように工夫した。また、テキスト履修においては、課題のコメントを他のレポートへの総評を付し、学習者個人が自身の学習成果を他の学生の学習状況と比較し、発展的学習へと展開していけるように配慮した。</p> <p>3) 教科書の執筆            なし</p>					
2. 研究活動					
<p>1) 従事した研究内容            八洲学園大学家庭教育課程共同研究「家庭教育学の構想」に研究分担者として従事。            科学研究費共同研究・筑波大学山中弘教授研究代表「場所をめぐる宗教的集合的記憶と観光的文化資源との関係に関する宗教学的研究」における研究分担者として従事。            庭野平和財団プロジェクト研究・関西福祉大学学長荒木美智雄研究代表「New Arche and World Peace」の研究分担者として従事。            その他、宗教と家庭教育に関する個人研究、沖縄の宗教研究</p> <p>2) 研究成果[著書・論文名(頁数記載)、発表機関、雑誌の場合は巻・号、発表年月日]            論文            「現代社会における宗教の新しい意味 - 「宗教」概念の脱自明化と可能性 - 」、『東洋学術研究』第46巻第1号、東洋哲学研究所、平成18年、163頁 - 176頁。同論文は、同研究所発表の英文雑誌 <i>The Journal of Oriental Studies</i> に Reexamination of "Religion" in Contemporary Society と題して掲載予定、現在校正中。            「「宗教教育」の現状と家庭教育」、平成18年度八洲学園大学・日本家庭教育学会共同研究成果報告書『家庭教育学の構想』、平成19年3月、115頁 - 122頁。</p> <p>学会発表等            「場所の記憶と中心の再構築 沖縄意識の形成と観光という舞台」、日本宗教学会第65回学術大会(東北大学)(パネルタイトル「聖地・慰霊・宗教的ナショナリズムの再構築」)、平成18年9月17日。当発表要旨を、『宗教研究』第80巻351号、日本宗教学会、平成19年3月、163頁 - 164頁に掲載。            「沖縄意識の高揚と中心の再構築 - 首里城の復元にみる聖地のあらたな意味」、沖縄民俗学会定例研究会(於:沖縄県立芸大)、平成18年10月28日            「現代社会における宗教の新しい意味 - 「宗教」概念の脱自明化と可能性 - 」、於:香港中文大学・東洋哲学研究所共同の国際シンポジウム『東洋文化と現代社会 - 儒教・仏教・道教による哲学対話』、於:香港中文大学、平成18年11月24日。同発表は上掲同題目の論文として発表。            「儀礼の復興・再現運動と聖地の記憶 - 中心の視覚化から「伝統」の視覚化へ」、於:筑波大学東京キャンパス、山中科研「場所をめぐる宗教的集合的記憶と観光的文化資源の関係に関する宗教学的研究」研究会において研究分担者として平成19年2月24日に発表。</p> <p>翻訳            カレル・ドベラーレ「グローバル化した世界と創価学会」、『東洋学術研究』第45巻第1号、平成18年6月、126頁 - 137頁。</p> <p>3) 学会活動            日本家庭教育学会幹事、「宗教と社会」学会、日本宗教学会、筑波大学哲学・思想学会</p>					

<p>3 . 学内活動</p> <p>1 ) 委員会活動          広報委員会、教務委員会、就職委員会、FD 委員会、紀要委員会、入試委員会、オンデマンド委員会、          授業科目の種類と授業料問題委員会</p> <p>2 ) その他          共同研究「家庭教育学の構想」の幹事および事務作業</p>
<p>4 . 社会活動</p> <p>特記事項なし</p>

課 程	家庭教育課程	職 名	専任講師	氏 名	田中マリア
1. 教育活動					
<p>1) 17、18年度の担当授業科目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・17年度 親と道德教育教材論 自律の精神と家庭教育</li> <li>・18年度 親と道德教育教材論 自律の精神と家庭教育 教育思想史概論 教育史概論</li> </ul> <p>2) 授業の創意・工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・17年度 平成16年度にひきつづき、ICTにおける授業方法の改善に努めた。学生が事前に学習内容を予習できるようPPT資料を作成し、予習教材として登録した。また、学生の授業以外の時間における学習をサポートするため、掲示板や質問機能を媒介とした教員ないし学生相互の交流の機会を設け、充実させた。さらに、通常レポート機能を試験期間以外の時間においても活用し、適宜、論文指導を行い、学生の意欲向上に努めた。なお、これらの授業改善策をFD研修会において発表した。</li> <li>・18年度 上記の取り組みの他、ICT大学で学ぶ社会人学生の学習環境を向上させるべく、大学が試行する「再配信併用授業」に参加し、学生の履修促進に努めた。</li> </ul>					
2. 研究活動					
<p>1) 従事した研究内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・17年度～18年度 5年間取り組んできたルソーの教育思想に関する研究を学位論文としてまとめるべく、それまで書きためてきた原稿を中心に構想を練り、筆を進めた。1年目は構想を随時練り直しつつ原稿を一通り書き上げ、2年目は予備審査の結果を受けて加筆修正を行った。</li> <li>・18年度 八洲学園大学の建学の精神である「教育の原点は家庭」という考え方に即して、「家庭教育」に関する学問体系の構築をはかるべく、家庭教育学会と本学との共同研究会に参加し、研究活動に従事した。研究1年目にあたる本年は差しあたり先行研究の調査を行った。</li> </ul> <p>2) 研究成果[著書・論文名(頁数記載)、発表機関、雑誌の場合は巻・号、発表年月日]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・17年度～18年度 (学位論文)「ルソーの教育思想に関する研究 宗教を基盤に据えた人格形成論に着目して」(669頁)筑波大学博士課程人間総合科学研究科学学校教育専攻(「教育学博士」取得)</li> </ul> <p>3) 学会活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・17年度 関東教育学会事務局</li> <li>・18年度 家庭教育学会常任理事</li> </ul> <p>その他、日本教育学会、教育哲学会、日本道德基礎教育学会、日本教材学会、日本18世紀学会、ペスタロッチ・フレーベル学会、筑波教育学会等の会員として学会活動に参加している。</p>					
3. 学内活動					

1) 委員会活動

・18年度

教務委員会

議事録作成(通算37回)

平成18年度 学習ガイド・募集要項作成

平成18年度 教員便覧作成

平成20年度カリキュラム改革「幼稚園免許」設置に関する調査

2) その他

・18年度

家庭教育課程

神奈川県委託公開講座の設営・準備

4. 社会活動

・18年度以降、二松学舎大学非常勤講師として「教育原理」「道德教育の研究」「総合演習」を担当し、教員養成に努めている。

課程	人間開発教育課程	職名	教授	氏名	山本恒夫
1. 教育活動					
1) 今年度の担当授業科目 「社会教育計画1(総論)」「社会教育計画2(各論)」「社会教育課題研究1」「生涯学習政策」「生涯学習学新構想(演習)」「生涯学習支援システム・ネットワーク」「日本家庭教育史(近代以後)」					
2) 授業の創意・工夫 「生涯学習学新構想(演習)」「生涯学習支援システム・ネットワーク」はスクーリング科目なので、ディスカッションルームを開いて、討議する工夫をした。					
3) 教科書の執筆 『生涯学習政策』角川学芸出版、平成18年4月					
2. 研究活動					
1) 従事した研究の内容 生涯学習関連施策、IT活用生涯学習支援等。					
2) 研究成果(著書・論文名、発表機関、雑誌の場合は巻・号、発表年月日)					
【著書、報告書】					
・『生涯学習論』(共編著、浅井経子、渋谷英章)、文憲堂、2007・3 第1章1 生涯学習の定義と意義、2-6頁					
・『社会教育計画』(共編著、蛭田道春、浅井経子、山本和人)、文憲堂、2007・3 第1章1 社会教育の定義と構造、2-6頁 第2章1 社会教育計画策定の基本的考え方、14-17頁 第10章1 自己点検・評価と行政評価、158-162頁					
・ヒューマンeラーニング・ネットワークの構築、『遠隔大学教育の安定的展開に関する実践と研究2』報告書』八洲学園大学生涯学習学部人間開発教育課程、平成19年3月、72-75頁					
・ヒューマンeラーニングの成果と課題、『遠隔大学教育の安定的展開に関する実践と研究1』報告書』八洲学園大学生涯学習学部人間開発教育課程、平成19年3月、102-103頁					
【論文】					
・これからの生涯学習支援をめぐる課題、日本生涯教育学会論集27(2006年度)、2006・7、151-155頁					
3) 学会活動 日本生涯教育学会常任顧問(元会長)					
3. 学内活動					
1) 委員会活動 入試委員会委員長、運営委員会委員、人事委員会委員、FD委員会委員					
2) その他 特になし					
4. 社会活動					
・文部科学省中央教育審議会臨時意委員(教育制度分科会・生涯学習分科会・教育振興基本計画特別部会)					
・文部科学省中央教育審議会生涯学習分科会「国民の学習活動の促進に関する特別委員会座長、					
・文部科学省中央教育審議会生涯学習分科会「学習成果の評価の在り方に関する作業部会」座長					
参議院教育基本法に関する特別委員会参考人意見陳述(平成18年12月1日)					
・文部科学省独立行政法人評価委員会委員(社会教育分科会長、社会教育分科会独立行政法人国立科学博物館部会長)					
・金融担当大臣「金融経済教育懇談会」委員					
・文部科学省・地域における教育情報発信・活用促進事業検討委員会委員長					
・文部科学省・「新教育システム開発プログラム」ステアリング・コミッティー副座長					
・国立教育政策研究所社会教育実践研究センター・インターネットを活用した社会教育研修プログラムの研究開発委員会委員長					
・財団法人日本視聴覚教育協会「インターネット活用教育実践コンクール」審査委員会副委員長					
・文部科学省・教育・学習用コンテンツの活用に関する検討会座長					
・井内慶次郎主宰「文化懇談会」会員					
国立教育政策研究所評議員、財団法人文教協会理事、財団法人全日本社会教育連合会理事、財団法人学校教育研究所理事、財団法人日本視聴覚教育協会理事、財団法人理想教育財団評議員					

課程	人間開発教育	職名	教授	氏名	浅井経子
1. 教育活動					
<p>1) 18年度の担当授業科目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習論1</li> <li>・生涯学習論2</li> <li>・社会教育調査法</li> <li>・社会教育研究法演習</li> <li>・社会教育学新構想(演習)</li> <li>・生涯学習の方法</li> <li>・学社連携・融合論</li> <li>・学習支援情報・学習相談</li> </ul> <p>2) 授業の創意・工夫 テキスト履修の科目では、学生を励ますようにし、履修生数が多い科目では課題採点の効率を図るように努めた。メディアスクーリングではタイムラグへの対処に努めた。</p> <p>3) 教科書の執筆</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・『生涯学習の方法』角川学芸出版、平成18年4月</li> <li>・『学習支援情報・学習相談』角川学芸出版、平成18年9月</li> </ul>					
2. 研究活動					
<p>1) 従事した研究内容 生涯学習推進の効果分析 日本生涯教育学会『生涯学習研究e事典』の構築開発</p> <p>2) 研究成果[著書・論文名(頁数記載)、発表機関、雑誌の場合は巻・号、発表年月日]</p> <p>【著書】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「学社連携・融合へのアプローチ」(12頁、分担執筆)『ともに学び育つ地域と学校 - 学社融合ハンドブック -』信濃教育会、平成18年6月30日</li> </ul> <p>【論文】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「eラーニング支援としての学習相談」(4頁)『ネットワークにおける生涯学習』6号、平成18年10月8日</li> <li>・「コーディネート技法」日本生涯教育学会『生涯学習研究e事典』<a href="http://ejiten.javea.or.jp/">http://ejiten.javea.or.jp/</a>平成18年11月27日</li> <li>・「成人の学習行動と学習ニーズ」日本生涯教育学会『生涯学習研究e事典』<a href="http://ejiten.javea.or.jp/">http://ejiten.javea.or.jp/</a>平成18年12月14日</li> <li>・「IT活用の学習の実態と学習ニーズ」(6頁)『ヒューマンeラーニングの実験的研究の経過』(2頁)等、『遠隔大学教育の安定的展開に関する実践と研究2』報告書』八洲学園大学生涯学習学部人間開発教育課程、平成19年3月20日</li> <li>・「社会教育への財政投入の効果に関する研究 - 職業関係の地域指標の場合 -」(16頁)八洲学園大学紀要第3号、平成19年3月</li> </ul> <p>【学会口頭発表】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「生涯学習推進の効果に関する研究 - 社会教育費と地域指標の関係を通して -」日本生涯教育学会第27回大会、常磐大学、平成18年10月7日</li> </ul> <p>3) 学会活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本生涯教育学会副会長、常任理事</li> <li>・同学会『生涯学習研究e事典』構築・編集委員会委員長</li> <li>・同学会年報編集委員会副委員長</li> </ul>					
3. 学内活動					
<p>1) 委員会活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入試委員会(副委員長)</li> <li>・FD委員会</li> <li>・キャリアアップ委員会(副委員長)</li> <li>・授業科目の種類と授業料問題委員会</li> </ul> <p>2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人間開発教育課程共同研究代表者</li> </ul>					

#### 4. 社会活動

- ・ 文部科学省 政策評価に関する有識者会議委員
- ・ 文部科学省 eラーニングによる人材育成支援モデル事業選定・評価委員会委員
- ・ 独立行政法人青少年教育振興機構 評価委員
- ・ (財)全国視聴覚教育連盟 文科省委託 子どものメディアフォーラム運営協議会委員
- ・ (財)社会通信教育協会 生涯学習インストラクター制度審査委員会委員
- ・ (財)日本視聴覚教育協会評議員
- ・ (財)民間放送教育協会評議員
- ・ (財)文教協会評議員
- ・ (財)理想教育財団評議員
- ・ 井内慶次郎主宰「文化懇談会」会員
- ・ 兵庫県 生涯学習審議会委員
- ・ 神奈川県教育委員会 かながわ生涯学習ネットワーク推進協議会委員・小委員会委員長
- ・ 栃木県教育委員会 とちぎ地域・家庭教育活性化協議会委員・副委員長
- ・ 板橋区教育委員会 板橋区生涯学習懇談会委員・委員長
- ・ 板橋区 板橋区出資法人情報公開及び個人情報保護審査会委員
- ・ 茅ヶ崎市 生涯学習推進委員会委員
- ・ 横浜市保土ヶ谷区 「ほどがや市民活動センター」評議員

課 程	人間開発教育	職 名	教授	氏 名	高鷲忠美
1. 教育活動					
<p>1) 18年度の担当授業科目</p> <p>「図書館概論」 「学校経営と学校図書館」  「資料組織概説」 「学校図書館メディアの構成」  「資料組織演習」 「学習指導と学校図書館」  「図書及び図書館史」</p> <p>2) 授業の創意・工夫</p> <p>演習をスクーリング履修で行うに当たり、チャットを学生とのコミュニケーションの手段にするなどの工夫を凝らし、受講生の授業への参加を促した。また、掲示板を学生相互の交流と教員との交流の場として積極的に活用した。秋学期の「資料組織演習」掲示板の書き込みは、283に及んだ。</p> <p>学外から学生への授業発信の可能性を試すために、10月23日に鳥取県米子市で行った講演を希望する北海道から沖縄にかけての学生に配信する実験を行った。成功し、今後の展開に期待と可能性をいだかせた。(米子方式と称する。)</p>					
2. 研究活動					
<p>1) 従事した研究内容</p> <p>学校教育における学校図書館の活用、遠隔教育における大学図書館の役割など。</p> <p>2) 研究成果[著書・論文名(頁数記載)、発表機関、雑誌の場合は巻・号、発表年月日]</p> <p>【著書】</p> <p>『みつける つかむ つたえあう : 学校図書館を活用した授業の創造』(分担執筆)国土社 平成18年4月 (p7~16)</p> <p>『資料組織法』第6版(共著)第一法規、平成19年3月</p> <p>【論文】</p> <p>「米子からの発信」『遠隔大学教育の安定的展開に関する実践と研究2』八洲学園大学人間開発教育課程、平成19年3月(p69~71)</p> <p>「ヒューマンeラーニング・ネットワーク講座~鳥取県米子市からの授業発信の試み~」(共著)『遠隔大学教育の安定的展開に関する実践と研究2』八洲学園大学生涯学習学部人間開発教育課程、平成19年3月(p81~90)</p> <p>「学校図書館を基盤にして「読書・調べる」習慣を確立しよう」『出版ニュース』4月上旬号 平成19年3月(p6~11)</p> <p>.</p> <p>3) 学会活動</p> <p>日本図書館情報学会会員、アメリカ図書館協会会員、国際図書館連盟個人準会員など。</p>					
3. 学内活動					
<p>1) 委員会活動</p> <p>図書館運営委員会委員長、紀要委員会委員長、運営委員会委員、人事委員会委員、予算委員会委員、自己点検・評価委員会委員</p> <p>2) その他</p> <p>特になし</p>					
4. 社会活動					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社団法人全国学校図書館協議会理事</li> <li>・ 特定非営利法人「図書館の学校」理事</li> <li>・ 社団法人全国学校図書館協議会「学校図書館賞」選考委員</li> <li>・ 特定非営利法人「図書館の学校」「図書館を使った「調べる学習」賞コンクール 審査委員</li> <li>・ 財団法人日本人事試験研究センター 試験専門委員(図書館学)</li> <li>・ 東村山市立図書館 図書館協議会委員</li> </ul>					

#### 【講演】

- ・ 「司書教諭の活動を鶴岡市立朝暘第一小学校の「図書館活用教育」に見る」 平成 18 年 4 月 24 日（平成 18 年司書教諭研修会）（京都市教育委員会）
- ・ 「日本初 e ラーニングだけで卒業できる八洲学園大学の事例について」 平成 18 年 7 月 15 日（第 2 回神奈川大学メディア教育シンポジウム）
- ・ 「司書教諭・図書主任と学校図書館」 平成 18 年 7 月 26 日（京都市小学校図書館研究会）
- ・ 「学校教育を変える学校図書館」 平成 18 年 8 月 26 日（日野市学校図書館連続講座）
- ・ 「図書館を生かす学校は変わる」 平成 18 年 9 月 1 日（岩手県学校図書館フォーラム）
- ・ 「学校図書館 何とかしたい！」 平成 18 年 10 月 21 日（高鷲先生を囲む会 福岡）
- ・ 「図書館を生かす 授業が変わる」 平成 18 年 10 月 23 日（高鷲先生講演会実行委員会（米子））
- ・ 「図書館活用教育の現状と課題」 平成 18 年 11 月 9 日（朝暘一小図書館活用教育公開発表会～鶴岡市第 3 ブロック研修会～）
- ・ 「魅力的な学校図書館をつくるには 山形県鶴岡市朝暘第一小学校はじめ、各地の実践紹介」 平成 18 年 11 月 21 日（安来市学校図書館研修会）
- ・ 「学校図書館を活用した授業の実践」 平成 18 年 11 月 22 日（鳥取県学校図書館協議会、鳥取市醇風小学校授業研修会・講演会）
- ・ 「読書のある町づくりの鶴岡に期待すること」 平成 18 年 12 月 17 日（五十嵐絹子さんの出版を祝う会 鶴岡市）
- ・ 「図書館を活用して学びの質を高める～情報リテラシー教育の実際～」 平成 19 年 1 月 26 日（平成 18 年度第 2 回沖縄県大学図書館協議会講演会（琉球大学））

課程	人間開発教育課程	職名	教授	氏 名	沼倉佑栄
1. 教育活動					
1) 18年度の担当授業科目 現代マネジメント概論演習(水) 現代マネジメント概論演習(金)					
2) 授業の創意・工夫 インターネットによるスクーリング授業は初の試みであり、教材作成とチャットによる学生との対話を重視し、学生の参加意欲の促進を図った。また、理解力と演習効果を考え、授業中あるいは宿題として適宜演習課題を与えた。					
3) 教科書の執筆 『現代マネジメント概論』角川学芸出版 平成18年4月1日					
2. 研究活動					
1) 従事した研究内容 (1) 個人研究 デジタル・ワーク、ユビキタス時代のマネジメントのあり方について、主として人事管理面から調査研究をした。具体的にはこの分野で先駆者である「日本テレコム社」を訪問し、実地見学、インタビューや資料調査をした。未だ調査途中であり、研究結果は出ていない。					
(2) 共同研究 「遠隔大学教育の安定的展開に関する実践と研究」のテーマの中で、eラーニングを効果的に実施すべく、教材やチャット機能、ディスカッション機能等を活用、課題演習も多く取り入れ出来るだけ臨場感、一体感ある授業になるよう試みた。また、いわゆる社会人基礎力に該当する人材育成科目がどの程度eラーニングで可能かの分析も行い、社会のニーズに対応すべく検討を行った。					
2) 研究成果[著書・論文名(頁数記載)、発表機関、雑誌の場合は巻・号、発表年月日] 【論文等】 平成18年度 八洲学園大学共同研究報告「遠隔大学教育の安定的展開に関する実践と研究 2」 報告書 八洲学園大学生涯学習部人間開発教育課程 輯19年3月 35-44頁					
3) 学会活動 日本経営教育学会 会員 経営行動科学学会 会員					
3. 学内活動					
1) 委員会活動 広報委員会(委員長) キャリアアップ委員会(副委員長) 就職委員会(副委員長)					
2) その他 なし					
4. 社会活動					
特記事項なし					

課程	人間開発教育	職名	教授	氏名	山本 格
1. 教育活動					
1) 18年度の担当授業科目 ・資源環境と人間 ・テクノロジーの発達とヒューマニティ  2) 授業の創意・工夫 ・激しく変化する時代を乗り切るには、自己の幹を太くすることが必要である。 ・学生各人の幹を太らせることを念頭において授業を進めている。 ・授業をわかりやすくするため、図表を多用している。授業では同じ絵を描きながら説明している。学生の反応はよい。著作権問題に抵触しないよう、図表は自分流のものを作っている。 3) 教科書の執筆 資源環境と人間 テクノロジーの発達とヒューマニティ					
2. 研究活動					
1) 従事した研究内容 ・中国の産業：学生の雇用状態と中国の産業構造について検討した。 ・エネルギー問題：経済産業省「優秀省エネルギー機器」の審査を通して、日本のエネルギー、省エネルギーに関する最新情報を集め、検討するとともに、これを授業に反映させた。 ・インターネット教育とその教育内容について検討した。 2) 研究成果[著書・論文名(頁数記載) 発表機関、雑誌の場合は巻・号、発表年月日] ・High-Power Cooling Chips by Heat Pipes and Advanced Heat Spreader, 214-221, Proceedings of the 8 <sup>th</sup> International Heat Pipe Symposium, Sep.24- 27, 2006. (Excellent Paper Award 受賞) ・現代経営組織辞典(創成社、2006)中、12項目を執筆した。 ・自分に問う生涯教育とは、遠隔大学教育の安定的発展に関する自薦と研究 2(平成19年度八洲学園大学共同研究報告書) 45-51、平成19年3月 3) 学会活動 日本機械学会 技術と社会部門 運営委員 日本ヒートパイプ協会 会長、監事、					
3. 学内活動					
1) 委員会活動 ・教務委員会委員 ・広報委員会委員(副委員長) ・就職委員会委員長 求人情報の精査等を行った。平成17年度は委員会を2回開催し、平成18年度から本格的に始まる学生の就職活動を支援する体制等について検討した。 ・キャリアアップ委員会委員  2) その他					
4. 社会活動					

- ・(社)日本機械工業連合会 優秀省エネルギー機器審査幹事会委員
- ・(社)日本機械工業連合会 保有技術の再評価による事業機会専門部会委員
- ・流通経済大学社会学部非常勤講師
- ・国土館大学理工学部非常勤講師
- ・早稲田大学理工学総合研究センターエネルギー部門客員研究員

課程	人間開発教育課程	職名	専任講師	氏名	秋吉 正博
1. 教育活動					
1) 18年度の担当授業科目					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「博物館学(概論・経営論・情報論)」(テキスト・スクーリング併用履修) 4単位 春・秋学期</li> <li>・「日本文化史概論」(テキスト・スクーリング選択履修) 2単位 春学期(スクーリング履修)・秋学期(テキスト履修)</li> <li>・「伝統文化の継承3(演習)(祭事・行事)」(スクーリング履修) 2単位 春・秋学期</li> <li>・「企業人物論演習(日本)」(スクーリング履修) 2単位 春・秋学期</li> <li>・「博物館実習」(レポート・スクーリング履修) 3単位 春・秋学期</li> <li>・「博物館実習事前指導室」 春・秋学期。授業科目ではないが、「博物館実習」の開講に先立ち、前学期中に実習履修希望調査を実施し、希望者を対象に「博物館実習事前指導室」を開いて指導・助言等を行ない、実習希望先への申込みを開始した。 【平成18年度春学期】平成18年8月、平成18年度秋学期「博物館実習」用の実習履修希望調査を実施した。 【平成18年度秋学期】平成18年12月～平成19年1月、平成19年度春学期「博物館実習」用の実習履修希望調査を実施した。</li> </ul>					
2) 授業の創意・工夫					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・テキスト履修の課題における見学レポートの活用、質問機能を利用した事前・事後の指導・助言。</li> <li>・スクーリング履修のスクーリング授業における図表等の効果的利用、授業開始前の予習資料の作成、授業終了後の補足解説、等。</li> <li>・平成18年度秋学期「博物館実習」、平成19年度春学期「博物館実習」を円滑に開講するため、平成18年度の春学期と秋学期に「博物館実習事前指導室」を開いて実習希望者への指導・助言を行なった。</li> </ul>					
3) 教科書の執筆					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・『博物館学(概論・経営論・情報論)改訂版』、八洲学園大学、2005年4月(部分改訂)</li> <li>・『博物館実習日誌』、八洲学園大学、2006年4月</li> </ul>					
2. 研究活動					
1) 従事した研究の内容					
(1) 個人研究					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・博士論文「日本古代養鷹の研究」において詳しい検討を保留した『新修鷹経』の文献研究を平成16年度に開始し、平成18年度にも継続した。</li> <li>・上記の研究と同時に続けている平安初期の説話集『日本霊異記』に関する歴史的研究の成果の一部を発表した。</li> </ul>					
(2) 共同研究					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「家庭教育学の構想」ワーキンググループ(家庭教育課程・日本家庭教育学会共同研究)において、従来の日本古代家族史研究を振り返って家庭教育学の構想を築くための問題点を検討した。</li> <li>・「社会人を対象とする遠隔教育の安定的展開に関する研究」(人間開発教育課程共同研究)において、インターネットを利用した遠隔教育におけるデータベースの諸問題について検討し、あわせてインターネット上で公開されている文献資料データベースの事例を検討した。</li> <li>・「社会人を対象とする遠隔教育の安定的展開に関する研究」(人間開発教育課程共同研究)においてヒューマンeラーニングの実験的試行を継続するため、ヒューマンeラーニング・プロジェクト・チームのメンバーとしてその実施等で活動した。</li> </ul>					
2) 研究成果					
(1) 著書					
(2) 論文					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「『日本霊異記』の家族像 家族言及説話からみた編纂意識の特質」、『年報日本史叢 2006』、筑波大学大学院人文社会科学部研究科歴史・人類学専攻(日本史領域)、2006年12月</li> <li>・「文献資料の電子化とeラーニング」、『平成18年度八洲学園大学共同研究報告「遠隔大学教育の安定的展開に関する実践と研究 2」報告書』、八洲学園大学生涯学習学部人間開発教育課程、2007年3月</li> </ul>					
(3) 研究発表等					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「スクーリングにおける資料の活用例」、八洲学園大学FD研修会、於八洲学園大学、2006年9月16日</li> <li>・「電子化資料の事例検討」、「遠隔大学教育の安定的展開に関する実践と研究」(人間開発教育課程共同研究)第5回公開研究会、於八洲学園大学、2006年10月25日</li> </ul>					

3) 学会活動

- ・歴史人類学会 会員
- ・社会文化史学会 会員
- ・延喜式研究会 会員
- ・続日本紀研究会 会員
- ・説話文学会 会員
- ・日本家庭教育学会 会員、幹事(2003年～)
- ・アート・ドキュメンテーション学会 会員

3. 学内活動

1) 委員会活動

- ・実習委員会 副委員長
- ・紀要委員会 委員
- ・キャリアアップ編集委員会 委員

2) その他

- ・「遠隔大学教育の安定的展開に関する実践と研究」(人間開発教育課程共同研究) 主査
- ・「家庭教育学の構想」ワーキンググループ(家庭教育課程・日本家庭教育学会共同研究) 研究会メンバー

4. 社会活動

課程	人間開発教育課程	職名	専任講師	氏名	石田 尊
1. 教育活動					
<p>1) 18年度の担当授業科目</p> <p>日本語学概論(テキスト履修)</p> <p>ラピッドリーディング・スキル演習(スクーリング履修)</p> <p>リーディングアビリティ開発スキル演習2(理論関係書の要約・箇条書き)(スクーリング履修)</p> <p>文章論演習1(主題・構想・叙述)(スクーリング履修)</p> <p>文章論演習2(起・承・転・結)(スクーリング履修)</p> <p>論述力開発スキル演習1(自己課題)(スクーリング履修)</p> <p>論理と思考順序論演習(スクーリング履修)</p> <p>2) 授業の創意・工夫</p> <p>掲示板を利用した受講生との情報交換、HTML文書による教科書解説教材の提供、課題レポート添削内容の充実(以上テキスト履修科目)</p> <p>授業時間の組み立て(復習・内容解説・作業時間)の工夫、毎回の小レポート出題・添削、授業時配布教材の充実(以上スクーリング科目)</p> <p>3) 教科書の執筆</p> <p>なし(ただし、スクーリング履修6科目分の授業時配布資料集を作成)</p>					
2. 研究活動					
<p>1) 従事した研究内容</p> <p>A. 個人研究</p> <p>学位論文以降継続して行っている、日本語受動文および日本語の格のシステムに関する研究を推し進めた。また、他大学の科研費によるプロジェクトに参加し、口頭発表、実験への参加、報告書への執筆などを行うことができた(下記研究成果参照)。ただし、学位論文自体の公刊は実現しておらず、反省すべき点となっている。</p> <p>B. 共同研究</p> <p>「遠隔大学教育の安定的展開に関する実践と研究」というメイン・テーマのもと、特に本学 e-ラーニングシステムの現状と課題についての考察を行った。</p> <p>2) 研究成果[著書・論文名(頁数記載)、発表機関、雑誌の場合は巻・号、発表年月日]</p> <p>A. 論文等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(単著)「テイル構文の項構造：テイル構文の解釈および統語構造との関係」平成17-18年度科学研究費補助金基盤研究(C)(課題番号17520291)平成18年度研究成果報告書『文法理論の諸言語現象への適切な適用にむけてII』pp.49-66, 筑波大学人文社会科学部研究科, 2007年3月。</li> <li>・(共著)「有生性の実在性をめぐって(1): 事象関連電位を用いた検証方法」(福盛貴弘・井本亮・半田達郎・阿部二郎・石田尊・川野靖子・富樫純一・福嶋健伸・茂木俊伸)平成17-18年度科学研究費補助金基盤研究(C)(課題番号17520291)平成18年度研究成果報告書『文法理論の諸言語現象への適切な適用にむけてII』pp.105-109, 筑波大学人文社会科学部研究科, 2007年3月。</li> <li>・(共著)「有生性の実在性をめぐって(2): 有生性を検出するための有効な刺激文の策定」(井本亮・阿部二郎・石田尊・川野靖子・富樫純一・半田達郎・福嶋健伸・福盛貴弘・茂木俊伸)平成17-18年度科学研究費補助金基盤研究(C)(課題番号17520291)平成18年度研究成果報告書『文法理論の諸言語現象への適切な適用にむけてII』pp.110-116, 筑波大学人文社会科学部研究科, 2007年3月。</li> <li>・(単著)「本学 e-ラーニングシステムの現状と開発の方向性について」平成18年度八洲学園大学共同研究報告『遠隔大学教育の安定的展開に関する実践と研究2』報告書, pp.19-28, 2007年3月。</li> </ul> <p>B. 口頭発表等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(単独)「教員の側から見た本学 e-learning システムの現状と課題」人間開発教育課程共同研究口頭発表, 2006年5月31日。</li> <li>・(単独)「日本語における文法格後置詞句の格の認可について」現代日本語文法研究会第4回大会(於筑波大学), 2006年10月22日。</li> </ul> <p>3) 学会活動</p> <p>日本語文法学会 (会員)</p> <p>日本語学会 (会員)</p> <p>日本語学会 (会員)</p> <p>関東日本語談話会 (運営委員)</p>					

3 . 学内活動
1 ) 委員会活動 入試委員会 委員 紀要委員会 委員 FD委員会 委員 オンデマンド特別委員会 委員 2 ) その他 平成 18 年度人間開発教育課程共同研究 副主査 人間開発教育課程ウェブサイト・ブログ作成・管理 八洲学園大学紀要ウェブサイト作成・管理
4 . 社会活動
鶴見大学文学部非常勤講師（日本語学入門、基礎文法）

課 程	人間開発教育課程	職 名	専任講師	氏 名	篠崎明子
1. 教育活動					
<p>1) 18年度の担当授業科目</p> <p>「生涯学習社会と学習成果の評価」テキスト履修、2単位、春学期・秋学期</p> <p>「生涯学習とキャリア形成」テキスト履修、2単位、春学期・秋学期</p> <p>「生涯学習学研究法演習」スクーリング履修、2単位、春学期・秋学期</p> <p>「現代社会と生涯学習」スクーリング履修、2単位、春学期・秋学期</p> <p>「社会教育調査法2」テキスト履修、2単位、秋学期</p> <p>「社会教育課題研究2」テキスト履修、2単位、春学期・秋学期</p> <p>「社会教育調査法1」テキスト履修、2単位、春学期(副担当)</p> <p>「社会教育課題研究1」テキスト履修、2単位、春学期・秋学期(副担当)</p> <p>2) 授業の創意・工夫</p> <p>スクーリング履修科目については、毎週課す小課題によって学生の理解度を把握した(生涯学習学研究法演習)。また、ディスカッションルームでのチャットを活用して、学生がテーマに関する視野を広げ、思考を深められるよう図った(現代社会と生涯学習)。また、小課題やディスカッションの内容については次回授業において解説を加えるなどのフィードバックを行った。</p> <p>テキスト履修科目については、学生にテキストの内容と自らの生活とを結びつけて具体的に考えさせるよう、課題内容を工夫した。また、テキストの補遺を執筆し配信した。</p> <p>その他、課題のコメントやお知らせ、メッセージ機能を活用して学生を励まし、質問機能や掲示板の利用を推奨した。秋学期の「生涯学習学研究法演習」ではオフ会を開催して学生とのコミュニケーションを図った。</p> <p>3) 教科書の執筆</p> <p>『生涯学習とキャリア形成』角川学芸出版、2006年4月</p>					
2. 研究活動					
<p>1) 従事した研究内容</p> <p>【個人研究】生涯学習成果の評価・認証に関する研究、仕事移動診断に関する研究。</p> <p>【共同研究】eラーニングにおける学習成果の評価に関する研究、eLYのシステムを活用した統計調査法についての検討、チャットによるディスカッションに関する検討。</p> <p>2) 研究成果[著書・論文名(頁数記載)、発表機関、雑誌の場合は巻・号、発表年月日]</p> <p>【著書】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>山本恒夫・蛭田道春・浅井経子・山本和人編著『社会教育計画』文憲堂、2007年4月(共著・分担「学習評価と学習成果の評価・認証」pp.163-168)</li> </ul> <p>【論文等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「チャットによるディスカッションにおける問題点と対策 「現代社会と生涯学習」の実践事例をもとに」(『平成18年度八洲学園大学共同研究報告「遠隔大学教育の安定的展開に関する実践と研究 2」報告書』八洲学園大学生涯学習学部人間開発教育課程 2007年3月 pp.11-18)</li> <li>「ヒューマンeラーニング・プラットホーム交流会の成果と課題」(共同執筆)(同上 pp.91-95)</li> </ul> <p>【口頭発表】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「生涯学習成果の評価・認証の互換・転換可能性についての検討」(日本生涯教育学会第27回大会 於：常磐大学 2007年10月7日)</li> <li>「ディスカッションルームの効果的活用に向けて 「現代社会と生涯学習」におけるディスカッションルームの活用とその反省から」(「社会人を対象とする遠隔教育の安定的展開に関する研究」(人間開発教育課程共同研究)平成18年度第4回公開研究会 於：八洲学園大学 2006年9月13日)</li> </ul> <p>3) 学会活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本生涯教育学会 幹事、同学会『生涯学習研究e事典』構築・編集委員会 幹事</li> <li>日本教育制度学会 会員</li> </ul>					
3. 学内活動					

1) 委員会活動

- ・学生委員会 委員
- ・入試委員会 入試実施委員

2) その他

- ・人間開発教育課程共同研究「社会人を対象とする遠隔教育の安定的展開に関する研究」メンバー
- ・ヒューマンeラーニング・プロジェクト・チーム メンバー
- ・人間開発教育課程ウェブサイト作成・管理

4. 社会活動

課 程	人間開発教育課程	職 名	専任講師	氏 名	田井優子
1. 教育活動					
<p>1) 18年度の担当授業科目</p> <p>「生涯学習論 B 1 (生涯各期の学習と設計)」テキスト履修 春学期・秋学期</p> <p>「生涯学習論 B 2 (生涯学習支援の展開)」テキスト履修 秋学期</p> <p>「学習支援情報・学習相談 B」テキスト履修 秋学期</p> <p>2) 授業の創意・工夫</p> <p>社会教育主事基礎資格の必修科目なので、レベルを保つために以下の点について工夫をした。</p> <p>【課題および科目修得試験の内容】テキストの内容の定着を図るため、毎回の課題や試験の内容に工夫をするように努めた。</p> <p>【添削】テキストの論理構造を把握できているかどうかという観点から、提出されたレポートの添削を行った。</p> <p>3) 教科書の執筆</p> <p>『学習支援情報・学習相談』浅井経子との共著、角川学芸出版、2006(平成18)年9月</p>					
2. 研究活動					
<p>1) 従事した研究内容</p> <p>【個人研究】乳幼児を育てる母親に対する生涯学習支援に関する研究。</p> <p>【共同研究】eLYのアンケート作成機能を活用した調査方法の検討。</p> <p>2) 研究成果[著書・論文名(頁数記載)、発表機関、雑誌の場合は巻・号、発表年月日]</p> <p>【著書、報告書】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「学生の実態把握のための研究方法の検討 テキストマイニングの導入を視野に入れて 」『「遠隔大学教育の安定的展開に関する実践と研究 2」報告書』八洲学園大学生涯学習部人間開発教育課程、58-63頁、2007(平成19)3月20日</li> </ul> <p>【論文】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「乳幼児を育てる母親の学習活動の有無に影響を及ぼす学習意識」『日本生涯教育学会論集』第26号、2005(平成17)年7月、41-48頁</li> <li>・ 「乳幼児を育てる母親の学習スタイルを規定する要因」『日本生涯教育学会年報』第27号、2006(平成18)年10月、137-154頁</li> <li>・ 「子育て支援事業」日本生涯教育学会編『生涯学習研究 e 事典』(<a href="http://ejiten.javea.or.jp/">http://ejiten.javea.or.jp/</a>)2006(平成18)年1月27日、4500字</li> </ul> <p>【口頭発表】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「乳幼児を育てる母親の学習方法を規定する要因」日本生涯教育学会第26回大会、2005(平成17)年10月30日</li> </ul> <p>「乳幼児を育てる母親の人的学習環境」日本生涯教育学会第27回大会、2006(平成18)年10月7日</p> <p>3) 学会活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本生涯教育学会 幹事、年報編集委員会 委員(2006(平成18)年度)</li> <li>・ 日本教育制度学会 会員</li> <li>・ 日本家庭教育学会 会員</li> </ul>					
3. 学内活動					
<p>1) 委員会活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生委員会 委員</li> <li>・ 就職委員会 委員</li> </ul> <p>2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人間開発教育課程共同研究「遠隔大学教育の安定的展開に関する実践と研究 2」メンバー(記録係)</li> <li>・ ヒューマン e ラーニング・プロジェクト・チーム メンバー</li> </ul>					

4. 社会活動

特になし

課 程	人間開発教育	職 名	専任講師	氏 名	塙 武郎
1. 教育活動					
1) 18年度の担当授業科目 2) 授業の創意・工夫 3) 教科書の執筆 ・平成18年度春学期(着任時)開講予定「財政学概論演習」および「地域開発・都市経営概論演習」の 本学テキスト(角川学芸出版)を執筆した。					
2. 研究活動					
1) 従事した研究内容 筑波大学大学研究センター(客員研究員)に所属し、主として以下の研究を行った。 ・米国の州・地方財政の実証研究として、都市と郊外との所得格差の問題、特に都市部の貧困問題を視野に 入れながら、州政府と地方政府(市、郡、学区など)との財政関係について、イリノイ州(シカゴ市) を事例に、予算や組織に関わる基礎的な研究を行った。対象とした分野は、教育(シカゴ市学区CPS) と交通(シカゴ公共交通公社)であった。 ・上記の基礎研究を推進するために、米国シカゴ市を視察し、資料収集、ディスカッション等を行った。教 育分野ではイリノイ州教育委員会ISBEをはじめ、学校施設等の資本改善計画・評価の研究として、シカ ゴ南部の公立高校Harper高校を視察し、校舎・教室等の老朽化を調査した。また交通分野ではRTA財政 力を訪問し、経常会計と資本会計それぞれに対する州補助金システムについて質問、ディスカッションし た。加えて、教育、交通の分各野における連邦・州議会の議事録の収集を詳細に行った。 ・米国イリノイ大学シカゴ校(University of Illinois at Chicago)大学院修士課程都市計画・公共政策 研究科(都市交通研究センター)を訪問し、セミナー等に参加したうえで、研究対象としていたシカゴ RTAの経営・財政システム問題について最終的な助言を受けた。 ・東京大学、小樽商科大学、國學院大學などで開催された現代財政金融研究会(代表者:渋谷博史東京大学 教授)において研究成果を発表し、翌年度に刊行を控えていた著書『アメリカの州・地方財政』(2006年 5月刊行)の執筆、校正を精力的に行った。					
2) 研究成果[著書・論文名(頁数記載)、発表機関、雑誌の場合は巻・号、発表年月日] <b>【論文】</b> ・「アメリカ連邦研究開発費とその大学『経常費補助』機能」『公益事業研究』(39-51頁)、公益事業学会、 第57号第3巻、平成17年12月。 ・「アメリカ高等教育ガバナンスと財政権限」『八洲学園大学紀要』(105-110頁)、第2号、平成18年3 月。 ・「アメリカにおける通信インフラ整備と遠隔教育」『遠隔大学教育の安定的展開に関する実践と研究1』 (平成17年度八洲学園大学人間開発教育課程共同研究報告書)(7-12頁)、平成18年3月20日。					
<b>【学会発表】</b> ・「アメリカにおける連邦研究開発費とその大学『経常費補助』機能」、公益事業学会第55回大会(関西学 院大学)、平成17年6月12日。					
3) 学会活動 日本財政学会、日本地方財政学会、公益事業学会、日本高等教育学会(以上、会員)に所属。なお日本高等教 育学会(筑波大学大学研究センター内)では事務局を務め、学会ホームページの管理を担当した。					
3. 学内活動					
1) 委員会活動 2) その他 ・平成17年度八洲学園大学人間開発教育課程共同研究「遠隔大学教育の安定的展開に関する実践と研究」 において、「アメリカにおける通信インフラ整備と遠隔教育」を執筆した。					
4. 社会活動					
【所属】					

・ 筑波大学大学研究センター客員研究員

**【非常勤講師】**

・ 浦和大学短期大学部経営情報学科 非常勤講師「税務会計論」

**【学会】**

・ 日本高等教育学会事務局（筑波大学大学研究センター内）事務局の管理運営（学会HP管理含む）

## ．大学の諸規則等

### 凡例

- 1．本文で参照を指示してある諸規則及び18年度教授会議事録を以下に掲載する。
- 2．教授会議事録に記されている学生の個人名は、個人情報保護の観点から本評価書では削除してある。
- 3．なお、本文に参照を指示してある規則及び教授会議事録以外の大学の基礎資料は、本文中に「資料篇」と記し、大学事務局に保管されている。

## 八洲学園大学学則、規程等目次

基本	八洲学園大学学則・・・・・・・・・・・・・・・・・・	133
管理運営	八洲学園大学教授会規程・・・・・・・・・・・・・・・・	143
	八洲学園大学運営委員会規程・・・・・・・・・・・・	144
	八洲学園大学人事委員会規程・・・・・・・・・・・・	145
	八洲学園大学教務委員会規程・・・・・・・・・・・・	146
	八洲学園大学入試委員会規程・・・・・・・・・・・・	147
	八洲学園大学実習委員会規程・・・・・・・・・・・・	148
	八洲学園大学学生委員会規程・・・・・・・・・・・・	149
	八洲学園大学の自己点検・評価に関する要綱・・・・・・・・	150
	八洲学園大学自己点検・評価委員会規程・・・・・・・・	151
	八洲学園大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	152
	八洲学園大学紀要委員会規程・・・・・・・・・・・・	153
	八洲学園大学就職委員会規程・・・・・・・・・・・・	154
	八洲学園大学顧問規程・・・・・・・・・・・・・・・・	155
	八洲学園大学図書館規程・・・・・・・・・・・・・・	156
	八洲学園大学の事務組織及び事務分掌を定める規程	157
	八洲学園大学起案等の基本に関する規程	159
	八洲学園大学文書処理規程・・・・・・・・・・・・	160
	八洲学園大学公印規程・・・・・・・・・・・・・・・・	168
人事	八洲学園大学学長選考規則・・・・・・・・・・・・	175
	八洲学園大学学部長選考規程・・・・・・・・・・・・	176
	八洲学園大学課程長設置要項・・・・・・・・・・・・	177
	八洲学園大学教員選考規程・・・・・・・・・・・・	178
	大学教員の採用および昇任に係る選考手順	179
研究費・旅費	八洲学園大学の個人研究費及び研究旅費に関する規程	184
	八洲学園大学共同研究費規程・・・・・・・・・・・・	187
	八洲学園大学教員の外国出張取扱規程	190
	八洲学園大学紀要投稿規程・・・・・・・・・・・・	193
教育・学生	八洲学園大学履修規程・・・・・・・・・・・・・・・・	195
	八洲学園大学の学外実地研修・調査実施に関する規程	212
	八洲学園大学の保育実習及び博物館実習に関する規程	214
	八洲学園大学附属図書館利用規程	215
	八洲学園大学単位の互換に関する規程	217
	八洲学園大学学生規程・・・・・・・・・・・・・・	221
	八洲学園大学学生相談センター規程	237
	八洲学園大学における学生の課外活動に関する要項	238
	修業年限の通算期間に関する規程	239
	八洲学園大学再入学、編入学及び転入学に関する規程	240
	単位認定基準	243
	八洲学園大学特修生規程・・・・・・・・・・・・	246
	試験レポート等の不正行為に関する規程	248
	試験レポート等の不正行為調査委員会についての細則	249

## 八洲学園大学学則

### 第1章 総則

#### (本学の目的)

第1条 八洲学園大学(以下「本学」という。)は、教育基本法及び学校教育法に則り、主として通信の方法により有用な人材の開発を企図し、もって社会に貢献するとともに、併せて生涯学習の要望に積極的に応えることを目的とする。

#### (自己点検・評価)

第2条 本学は、前条の目的を達成するため、教育研究の活動状況について自ら点検及び評価を行い、教育研究水準の維持向上を図る。

2 前項の自己点検及び評価に関する事項は、別に定める。

#### (学部・課程)

第3条 本学に生涯学習学部を置く。

2 生涯学習学部家庭教育課程、人間開発教育課程を置く。

#### (入学定員、収容定員)

第4条 本学の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

課程名	入学定員	3年次編入定員	収容定員
家庭教育課程	600	300	3000
人間開発教育課程	600	300	3000
計	1200	600	6000

#### (附属図書館)

第5条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する規程は別に定める。

#### (事務局)

第6条 本学に事務局を置く。

2 事務局に関する規程は別に定める。

#### (教職員)

本学に学長、教授、助教授、講師、助手、添削指導員、事務職員、技術職員及びその他の必要な職員を置く。

#### (教授会)

第7条 本学に、本学の教育研究に関する重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会に関する規程は別に定める。

#### (学年及び学期)

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 前項の学年を次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日(3月に限る。)
  - 二 土曜日(3月に限る。)
  - 三 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日(3月に限る。)
  - 四 年未年始 12月30日から翌年の1月5日まで
- 2 必要がある場合学長は、前項の休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

## 第2章 学生等の種類

(学生等の種類)

第11条 本学が開設する授業科目の単位を修得することができる者は、正科生、科目等履修生、特修生及び特別聴講学生とする。

- 2 正科生とは、本学を卒業することを目的として入学する者をいう。
- 3 科目等履修生とは、大学入学資格を有するものの正科生にはならないで、授業科目を履修する者をいう。
- 4 特修生とは大学入学資格はないが、本学の正科生としての入学資格を取得することを目的とし、又は取得することを目的にしないで、授業科目を履修する者をいう。
- 5 特別聴講学生とは、他の大学又は短期大学の学生で、本学の授業科目を履修することを希望し、かつ、当該大学又は短期大学との協議に基づき、本学が受け入れる者をいう。
- 6 前項に規定する特別聴講学生の受け入れ手続き及び学費の取扱い等については、別に定める。

## 第3章 修業年限及び在学年限等

(修業年限及び最長在学年限等)

第12条 正科生の修業年限は4年とする。

- 2 正科生は、12年を超えて在学することはできない。ただし、編入学、転入学及び再入学した正科生並びに本学の科目等履修生であった者が正科生として入学した場合は、その者の在学すべき年数の3倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

第13条 科目等履修生の修業期間は、授業の開講時期及び受講単位数により1学期間又は1年間とし、修業期間を1学期間とされた者は1.5年を、1年とされた者は3年を超えて在学することはできない。

第14条 特修生の修業期間は、授業の開講時期及び受講単位数により1学期間又は1年間とし、修業期間を1学期間とされた者は1.5年を、1年とされた者は3年を超えて在学することはできない。

## 第4章 入学

(入学の時期)

第15条 入学の時期は、学期の始めとする。

(入学資格)

第16条 正科生又は科目等履修生として本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣が指定したもの
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 文部科学大臣の指定した者
- 六 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- 七 その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第17条 特修生として本学に入学できる者は、大学入学資格のない者で、本学が開設する授業科目を履修し得る能力があると認められる者とする。

（入学の出願）

第18条 入学志願者は、次の各号の書類を指定の期日までに本学に提出しなければならない。

- 一 入学願書
- 二 出身学校長記載の調査書（卒業証明書及び成績証明書をもってこれに代えることができる。）又は、検定合格証書等大学入学資格を証する証明書

（入学者の選考）

第19条 入学志願者の合否の判定は、前条の書類により、教授会において行う。

（入学手続き）

第20条 前条により合格とされた者は、正・副保証人連署の誓約書に所定の入学金を添え、所定の期日までに本学に提出しなければならない。

2 前項の正保証人は保護者、副保証人は独立の生計を営む者若しくは本学が適当と認められた者に限るものとする。

3 正、副保証人は、保証する学生について、在学中の一切の事柄について連帯して責任を負わなければならない。

（入学許可）

第21条 学長は、前条の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

2 入学を許可された正科生には学生証を、科目等履修生及び特修生には登録証を交付する。

3 前項の学生証又は登録証は常時携帯し、本学が求めたときは、直ちに提示しなければならない。

（再入学、編入学、転入学）

第22条 次の各号の一に該当する者で、正科生として本学への入学を志願する者があるときは、書類選考の上、別に定めるところにより、相当年次に入学を許可することができる。

- 一 本学を卒業し、退学し、又は除籍された者
- 二 他の大学（外国の大学を含む。）を卒業し、退学し、又は除籍された者
- 三 短期大学（外国の短期大学を含む。）高等専門学校（外国の高等専門学校を含む。）旧国立工業教員養成所又は旧国立養護教諭養成所を卒業した者

四 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であること及び当該課程の修了に必要な総授業数が1700時間以上であること。）を修了した者

五 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第92条の3に定める従前の規定による高等学校、専門学校、教員養成諸学校の課程を修了し、又は卒業した者

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、別に定めるところによる。

3 再入学者、編入学者及び転入学者の入学手続き等に関しては、第18条から第21条の例による。ただし、第18条第2号に定める書類は、卒業証明書又は在籍証明書及び成績証明書と読み替えるものとする。

第23条 新たに正科生として本学の第1年次に入学した学生が、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において既に修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）については、教育上有益と認められる場合は、別に定めるところにより卒業の要件となる単位として認定することができる。ただし、修業年限は短縮しない。

2 正科生として本学の第1年次に入学した学生が、本学の科目等履修生として既に修得した単位については、卒業の要件となる単位として認定することができる。

## 第5章 教育課程

（授業科目）

第24条 本学の授業科目は、共通基礎教育科目、基幹科目、共通専門教育科目、専門科目及び資格科目に区分する。

2 開設する授業科目の名称及び単位数は、本学履修規程の定めるところによる。

（履修届）

第25条 学生は、その学期に開設される授業科目の中から必要な授業科目を選択し、所定の期日までに事務局教務課に履修届を提出しなければならない。

（単位の計算方法）

第26条 各授業科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。

一 通信による授業（録画による授業を含む。以下、「テキスト授業」という。）については、45時間の学習を必要とするテキストの学習をもって1単位とする。

二 面接授業（メディアを利用して行う授業を含む。以下、「スクーリング授業」という。）については、1時間のスクーリング授業に対し2時間の準備のための学習を必要とするものとし、15時間の面接授業を1単位とする。

三 学外実地研修は、30時間の実習をもって1単位とする。

（授業及び履修の方法）

第27条 授業は、テキスト授業、スクーリング授業のいずれか、又はこれらの併用により行う。

2 テキスト授業は、所定のテキストを学習し、課せられた課題に対し添削指導を受けるか又は課せられた論文の指導を受けながら当該論文を完成させるものとする。

3 スクーリング授業は、本学が指定する会場において、所定の授業を受けるものとする。

4 学外実地研修は、本学が許可又は指定する施設において行うものとする。

(テキスト授業における質疑)

第28条 テキスト授業における質疑は、所定の質問票により行わなければならない。

(単位の授与)

第29条 単位の授与は、授業の方法別に次により実施する。

- 一 テキスト授業によるものについては、添削指導を受け合格した者に科目修得試験の受験資格を与え、当該試験の合格者に単位を授与するものとし、論文によるものについては、論文が完成し合格したときに単位を授与する。
  - 二 スクーリング授業によるものについては、出席が良好な者に最終試験の受験資格を与え、当該試験の合格者に単位を授与する。
  - 三 卒業論文(卒業研究演習を含む。以下同じ。)については、指導教員の指導を受け、審査に合格した者に単位を授与する。
  - 四 学外実地研修については、研修先の評価及び学生等が提出する実地研修報告書を審査し、合格したものに単位を授与する。
- 2 前項の科目修得試験は、本学が指定する会場で行い、科目修得試験の日時・会場は、その都度公表する。
- 3 第1項の科目修得試験、卒業論文審査及び学外実地研修審査を受けるためには、当期の授業料が納入済みであることを要する。

(成績評価)

第30条 科目修得試験、最終試験、学外実地研修及び卒業論文の成績は、優、良、可、不可の4種の標語で表わし、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。

2 前項の標語の基準は、次のとおりとする。

優	100点～80点
良	79点～70点
可	69点～60点
不可	59点以下

(再試験・追試験)

第31条 学長は、必要により、再試験及び追試験を行うことがある。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第32条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、正科生に当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により修得した単位については、教授会の議に基づき、卒業の要件となる単位として認定することができる。
- 3 第1項に必要な諸手続き等に関しては、別に定める。

(入学前等の既修得単位の認定の限度)

第33条 第23条及び前条第2項及び第36条第3項により卒業の要件となる単位として認定する単位数は、編入学及び転入学の場合を除き、合わせて60単位を超えないものとする。

第6章 休学、留学及び退学等

(休学)

第34条 正科生、科目等履修生及び特修生は、学期を単位として、保証人連署の届出により、休学することができる。

2 休学期間は、正科生の場合通算して8学期間、科目等履修生及び特修生の場合通算して2学期間を超えることができない。

3 休学期間は、正科生の修業年限及び在学年限並びに科目等履修生及び特修生の修業期間に算入しない。

(復学)

第35条 休学期間中は、届出により、学期の始めに限り、復学することができる。

(留学)

第36条 外国の大学又は短期大学で学習することを志願する正科生は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、修業年限に算入することができる。

3 第1項により修得した単位は、教授会の議に基づき、卒業の要件になる単位として認定することができる。

(退学)

第37条 退学しようとする者は、保証人連署の上、届出なければならない。

(除籍)

第38条 次の各号の一に該当する者は、学長が教授会の議を経て除籍する。

- 一 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 二 第12条第2項、第13条又は第14条の在学年限を超えた者
- 三 第34条第2項の休学期間を超えて、なお復学できない者
- 四 履修登録を怠り、督促してもなお行わない者

#### 第7章 卒業

(卒業)

第39条 正科生として本学に4年(第22条第1項の規定により入学した者については、同条第2項により定められた在学すべき年数)以上在学し、別に定めるところにより124単位以上の単位を修得した者は、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、学位記を授与する。

3 学位記の様式は、別紙のとおりとする。

(単位修得証明等)

第40条 学生等が、本学の授業科目を履修したときは、当該学生等の願い出により、単位修得証明書又は修了証明書を交付する。

(資格)

第41条 本学において取得できる資格は、次のとおりとする。

- 一 家庭教育アドバイザー
- 二 社会教育主事
- 三 司書

#### 四 司書教諭

#### 五 学芸員

#### 六 地域スポーツインストラクター基礎資格

2 前項の資格取得に必要な事項は、別に定める。

#### 第8章 賞罰

##### (表彰)

第42条 学生として特に表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰する。

##### (懲戒)

第43条 本学の学則若しくは規程等に反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する場合に行うことがある。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

#### 第9章 入学金、授業料その他の費用等

##### (入学金、授業料その他の費用)

第44条 入学金、授業料、その他の費用の額は、別表第1のとおりとする。

2 入学金、授業料、その他の費用は、所定の期日までに納めなければならない。ただし、経済的理由により納付が困難な場合には、願い出により、学長が延納を許可することがある。

3 入学金、授業料、その他の費用は、事由の如何に関わらず返却しない。ただし、授業料及びその他の費用については、履修登録受付開始前に入学を辞退した場合に限り、本人の請求により返却する。

##### (証明等手数料)

第45条 各種の証明等手数料については、別に定める。

#### 第11章 公開講座

##### (公開講座)

第46条 一般市民の教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座を開設することができる。

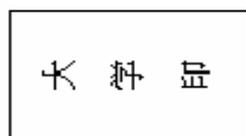
#### 附 則

1 この学則は、大学設置認可の日（平成15年11月27日）から施行する。

2 平成16年度から平成18年度までの正科生の収容定員は、第4条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

課程名	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
家庭教育課程	600	1200	2100	平成18年度は3年次編入300を含む
人間開発教育課程	600	1200	2100	同上
計	1200	2400	4200	

(様式)



学 位 記

氏 名

年 月 日 生

本学生涯学習学部 教育課程所定の課程を  
修め、本学を卒業したので学士（学術）の学位を  
授与する

平成 年 月 日

▲洲学園大学長

印

第 号

別表第 1

## 入学金、授業料、その他の費用

区 分	金 額
入学金	20,000
登録料	20,000
授業料(1単位当たり)	5,000
課題添削料(1単位当たり)	
メディア使用	0
所定用紙使用	1,000
科目修得試験料(1単位当たり)	
教室試験(所定用紙使用)	1,000
論文試験	
メディア使用	1,000
所定用紙使用	2,000
スクーリング受講料(1単位当たり) (最終試験料を含む。)	
メディア使用	7,500
講義室使用	7,500
IT管理料(1年当たり)	24,000

- 1 入学金は、正科生から入学時に徴収する。
- 2 登録料は、正科生以外の者から入学時に徴収する。
- 3 授業料、課題添削料、科目修得試験料及びスクーリング受講料は、それぞれ1単位当たりの単価である。
- 4 課題添削料は、所定用紙使用を選択した者から定額を徴収し、メディア使用を選択した者からは徴収しない。
- 5 科目修得試験料は、試験を行う場所・方法により、定額を徴収する。
- 6 IT管理料は、課題添削、論文試験に関しメディア使用を選択した者から徴収する。

## 八洲学園大学教授会規程

第1条 八洲学園大学学則第8条第2項の規定により、この規程を定める。

第2条 教授会は、学長及び教授をもって組織する。ただし、教授会が必要と認めるときは、助教授その他の職員を加えることができる。

第3条 教授会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 学生の入学、退学、卒業に関する事。
- 二 教育課程に関する事。
- 三 学生の試験に関する事。
- 四 学生の団体及び学生生活に関する事。
- 五 学生の賞罰に関する事。
- 六 学則及び教育・研究に係わる規則類の制定改廃に関する事。
- 七 教員の人事に関する事。
- 八 教育・研究に係わる予算に関する事。
- 九 教育・研究に係わる施設・設備に関する事。
- 十 その他学長が必要と認める事項

第4条 教授会は、学長が招集し、その議長となる。

第5条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席で成立し、議決には過半数の賛成を必要とする。

第6条 教授会の庶務は、主として総務課が担当する。

第7条 この規程で定めるもののほか、教授会の運営に関する事項は、教授会が定める。

### 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

## 八洲学園大学運営委員会規程

第1条 八洲学園大学の管理運営に関する諸問題について審議するため、八洲学園大学に運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第2条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長
- 二 学部長
- 三 課程長 2名
- 四 図書館長
- 五 学生委員長
- 六 学長の指名した教授

2 前項第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第3条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総括する。

3 委員長に事故ある時は、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

第5条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

第6条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

### 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

## 八洲学園大学人事委員会規程

第1条 八洲学園大学に人事委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 教員の採用、昇任、降任、休職、免職等教員の身分に関する基本的事項
- 二 教員の留学に関する事項
- 三 その他教員の人事に関する事項

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長
- 二 学部長
- 三 課程長 2名
- 四 学長が指名する教授 2名

2 前項第四号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総括する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立し、議決は、出席委員の過半数の賛成を必要とする。

第6条 委員会において教員の選考が必要とされた場合、教員選考委員会を設置するものとする。

2 前項の教員選考委員会の構成、その他必要な事項は、委員会が定める。

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

## 八洲学園大学教務委員会規程

第1条 八洲学園大学に教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 教科履修に関する事。
- 二 単位互換に関する事。
- 三 入学（編・転入学を含む）、卒業等に係わる単位認定に関する事。
- 四 学生の勉学に関する事。

第3条 委員会は、学長が指名した者で組織する。

- 2 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第4条 委員会に委員長を置き、学長が指名する。

- 2 委員長は、会務を総括する。

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立し、議決は、出席委員の過半数の賛成を必要とする。

第6条 委員会の庶務は、教務課において処理する。

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年7月21日から施行する。

## 八洲学園大学入学試験委員会規程

第1条 八洲学園大学に入学試験委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 入学試験に関する事。
- 二 合否判定に関する事。
- 三 その他入試広報に関する事。

第3条 委員会は、学長が指名する本学の専任教員（予定者を含む。）をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。

第4条 委員会に学長が指名する委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は委員長の職務を代理する。

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立し、議決は、出席委員の過半数を必要とする。

第6条 委員会の庶務は、教務課において処理する。

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この規程は、平成16年7月21日から施行する。

## 八洲学園大学実習委員会規程

第1条 八洲学園大学に実習委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 保育実習と博物館実習に関する事。
- 二 国内外における学外実地研修に関する事。
- 三 八洲学園大学施設外の授業に関する事
- 四 その他学生の実習に関する事。

第3条 委員会は、学長の指名する複数の教員で組織する。

2 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総括する。

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立し、議決は出席委員の過半数の賛成を必要とする。

第6条 委員会の庶務は、教務課において処理する。

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成16年9月29日から施行する。

## 八洲学園大学学生委員会規程

第8条 八洲学園大学に学生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第9条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 学生の課外活動に関する事。
- 二 学生の就職に関する事。
- 三 学生の問題行動に関する事。
- 四 その他学生の厚生補導に関する事。

第10条 委員会は、学長が指名する教員で組織する。

2 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第4条 委員会に委員長を置き、学長が指名する。

2 委員長は、会務を総括する。

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立し、議決は、出席委員の過半数の賛成を必要とする。

第6条 委員会の庶務は、教務課において処理する。

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

## 八洲学園大学の自己点検・評価に関する要綱

### 第1 目的

この要綱は、八洲学園大学（以下「本学」という。）の教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的を達成することを目的とする。

### 第2 点検・評価の範囲

本学の全てを対象とする。

### 第3 全学の点検・評価に関する検討組織、検討事項

#### 一 検討組織

八洲学園大学自己点検・評価委員会。委員は、学長、学部長、両課程長、学生委員長、教授の中から学長が指名した者及び事務局長とする。

必要がある場合は、理事長、大学顧問の参加を求めるほか、各種委員会（運営、人事、教務、学生、図書等）に点検・評価項目を分担させ、また、専門委員会を設けることができる。

#### 二 八洲学園大学自己点検・評価委員会の検討事項

- (1) 自己点検・評価事項の策定に関すること。
- (2) 自己点検・評価の実施に関すること。
- (3) 自己点検・評価に係る報告書の作成、及び公表に関すること。
- (4) その他自己点検・評価に関すること。

#### 三 点検・評価項目

- (1) 本学の理念・目標について
- (2) 教育研究活動の活性化・充実について
- (3) 教員組織について
- (4) 施設・設備について
- (5) 管理・運営について
- (6) 予算について
- (7) 自己点検・評価体制について
- (8) 社会との連携について
- (9) その他委員会が必要と認めた事項

### 第4 点検・評価結果への対応

点検・評価の結果に基づき、改善が必要と認められるものについては、自ら改善に努める。

### 第5 庶務

委員会の庶務は、総務課において処理する。

### 第6 実施時期

平成16年4月1日

## 八洲学園大学自己点検・評価委員会規程

第1条 八洲学園大学における自己点検・評価を実施するため、八洲学園大学に自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、次に掲げる事項をその職務とする。

- 一 自己点検・評価の基本方針及び実施指針の策定に関すること。
- 二 自己点検・評価の実施に関すること。
- 三 自己点検・評価に係る報告書の作成及び公表に関すること。
- 四 その他自己点検・評価に関すること。

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長
- 二 学部長
- 三 課程長 2名
- 四 学生委員長
- 五 学長が指名した教授 1名
- 六 事務局長

2 前項第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総括する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立し、議決は、出席委員の過半数の賛成を必要とする。

3 委員会が必要と認めるとき委員長は、学校法人八洲学園理事長又は八洲学園大学顧問の臨席を要請し、並びに委員以外の教職員を会議に出席させることができる。

第6条 委員会に、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に必要な事項は、委員会が定める。

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

## 八洲学園大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程

第1条 八洲学園大学（以下、「本学」という。）に、本学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（以下、「FD」という。）を推進するため、八洲学園大学ファカルティ・ディベロップメント委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

第2条 第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- 一 FDの企画及び実施に関する事項
- 二 FDに関する情報の収集及び提供に関する事項
- 三 FDの実施に関わる支援及び評価に関する事項
- 四 その他委員会が必要と認めた事項

第3条 委員会は、次の各号の委員をもって組織する。

- 一 学長
- 二 学部長
- 三 課程長 2名
- 四 教務委員長
- 五 各課程から選出された専任教員各2名

2 前項第五号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総括する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

第7条 委員会の事務は、教務課において行う。

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

## 八洲学園大学紀要委員会規程

第1条 この規程は、八洲学園大学紀要(仮称)(以下「紀要」という)の出版に関し必要な事を定める。

第2条 本学の専任教員及び非常勤講師は、紀要に投稿できる。

第3条 紀要委員会は、教授会構成員のなかから学長の指名した委員をもって組織する。

第4条 前項の委員の任期は、就任の日から起算して2年とする。

2 委員会に、委員長を置き、図書館長をもってあてる。

第5条 紀要委員会は、次の各号に定める事項を審議する。

- 一 編集および出版計画の立案
- 二 原稿の整理
- 三 その他紀要編集に関する事項

第6条 紀要委員会の議事は、全委員の3分の2以上の賛成がなければ、これを決することができない。

第7条 紀要委員会に関する庶務は、図書館事務部が処理する。

### 附 則

この規定は、平成16年7月21日から施行する。

## 八洲学園大学就職委員会規程

第1条 八洲学園大学に就職委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 就職に関する情報の収集・開示に関すること。
- 二 就職希望者に対する就職指導に関すること。
- 三 その他、就職に関すること。

第3条 委員会は、学長が指名する教員で組織する。

- 2 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第4条 委員会に委員長を置き、学長が指名する。

- 2 委員長は、会務を総括する。

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立し、議決は、出席委員の過半数の賛成を必要とする。

第6条 委員会の庶務は、学生支援センターにおいて処理する。

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この規程は、平成18年8月16日から施行する。

## 八洲学園大学顧問規程

第1条 八洲学園大学に顧問を置く。

第2条 顧問は、八洲学園大学の水準の維持・向上のため、学長の諮問に応じ、及び自ら学長に助言を与え又は学長の要請により意見を開陳することをその職務とする。

2 学長が必要と認めた時は、顧問会議を招集することができる。

第3条 顧問は、理事長が委嘱する。

2 顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。

第4条 顧問に報酬を支出するものとし、その額は理事長が定める。

2 顧問の職務遂行上必要な経費は、実費を支給する。

### 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

## 八洲学園大学附属図書館規程

第1条 八洲学園大学附属図書館（以下「図書館」という。）は、八洲学園大学（以下「本学」という。）の教育・研究に資するため、図書、学術雑誌及びその他の資料（以下「図書館資料」という。）の収集、管理及び運用を行うとともに本学が行う教育・研究活動に係わる情報提供をその使命とする。

第2条 図書館に図書館長を置き、学長が指名する。

2 図書館長の任期は4年とし、再任を妨げない。

第3条 図書館は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 図書館資料の受け入れに関すること。
- 二 図書館資料の整理に関すること。
- 三 図書館資料の閲覧及び貸出に関すること。
- 四 図書館資料の保存、整備及び保全に関すること。
- 五 学術情報システムに関すること。
- 六 レファレンスサービスに関すること。
- 七 文献複写に関すること。
- 八 紀要等の編集及び刊行に関すること。
- 九 その他図書館の管理運営に関し必要な事項

第4条 図書館の管理運営に関する重要事項を審議するため、図書館委員会を置く。

2 図書館運営委員会は、次の事項を審議する。

- 一 図書館の基本計画に関する事項
- 二 図書館に係る規程類の制定・改廃に関する事項
- 三 図書館の予算及び決算に関する事項
- 四 図書、学術雑誌及びその他の資料の選択に関すること。
- 五 図書館の広報及び普及に関すること。
- 六 その他図書館の管理、運営に関する重要事項

3 図書館運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 図書館長
- 二 学長の指名する教員若干名

4 前項の委員は、学長が発令し、前項第2号の委員の任期は2年とする。

5 図書館委員会に委員長を置き、図書館長をもって充てる。

6 図書館委員会は、3分の2以上の委員の出席により成立し、出席委員の過半数で議を決する。

7 図書館運営委員会に、紀要等の編集のため、小委員会を置くことができる。

8 図書館委員会の庶務は、図書館事務部において処理する。

9 本条に定めるもののほか、図書館委員会に必要な事項は、委員長が図書館委員会に諮り定める。

### 附 則

この規程は、平成16年4月1日より施行する。

## 八洲学園大学の事務組織及び事務分掌を定める規程

第1条 この規程は、八洲学園大学（以下「本学」という。）学則第6条第2項の規定に基づき、本学の事務組織及び事務分掌について定めることを目的とする。

第2条 事務局に総務課、教務課及び附属図書館事務部（以下「事務部」という。）を置く。

2 総務課に総務係及び会計係を、教務課に教務係及び学生係を、事務部に図書係を、それぞれ置く。

第3条 事務局に置く職の種類は、事務局長、課長、事務長、係長及び係員とし、事務職員又は技術職員をもつて充てる。

- 一 事務局長は、学長を補佐するとともに、所属職員を指揮監督し、所掌事務を掌理するとともに事務部の事務について総括し、及び調整する。
  - 二 課長は、事務局長の命を受け、所属課員を指揮監督し、課の所掌事務を処理する。
  - 三 事務長は、附属図書館長の命を受け、所属事務部員を指揮監督し事務部の所掌事務を処理する。
  - 四 係長は、課長又は事務長の命を受け、所属係員を指揮監督し係の分掌事務を処理する。
  - 五 係員は、上司の命を受け、事務に従事する。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事長が必要と認めた場合には、事務局次長、課長補佐、事務長補佐、主任の職を置くことができる。
- 3 前各項の職の定数は、理事長が学長の意見を聞いて定める。

第4条 総務課の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 事務局の事務に関し、総括し、連絡調整すること。
- 二 儀式、その他諸行事に関すること。
- 三 教授会、委員会等総務課所掌の会議（他課が所掌するものを除く。）に関すること。
- 四 学則その他諸規程等の制定及び改廃に関すること。
- 五 公印の管理、公文書類の発受及び整理保存に関すること。
- 六 科学研究費等の申請に関すること。
- 七 学術団体等との連絡に関すること。
- 八 職員の身分、服務及び研修に関すること。
- 九 職員の健康管理、福祉及び労働災害に関すること。
- 十 年金及び退職手当に関すること。
- 十一 職員団体に関すること。
- 十二 人事記録、その他人事に関すること。
- 十三 予算及び決算並びに会計諸帳簿の記録・保存に関すること。
- 十四 物品の管理に関すること。
- 十五 会計の監査に関すること。
- 十六 収入・支出外現金に関すること。
- 十七 学費の徴収及び寄付物品に関すること。
- 十八 物品の調達、保管及び修繕に関すること。
- 十九 防火、防災、保安、整備に関すること。
- 二十 調査・統計及び諸報告に関すること。

二十一 その他他の課の所掌に属しない事務を処理すること。

2 前項第一号から第十二号までと会計に属さない第二十号、及び第二十一号の事務を総務係が、同項第十三号から十九号までと会計に属する第二十号の事務を会計係が分掌するものとする。

第5条 教務課の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 学籍及び成績記録に関すること。
- 二 授業計画及び授業時間に関すること。
- 三 学生の入学、留学及び卒業等学生の身分に関すること。
- 四 学生に関する各種証明書・推薦書・調査書等の発行に関すること。
- 五 教務委員会、FD委員会、学生委員会の庶務に関すること。
- 六 大学の広報に関すること。
- 七 学生募集に関すること。
- 八 機関誌「キャリアアップ」の編集・発行に関すること。
- 九 学生（団体を含む。）の補導に関すること。
- 十 学生による掲示、放送、出版物、及び集会に関すること。
- 十一 学生の課外活動に関すること。
- 十二 学生の風紀及び秩序の維持並びに学生の処分に関すること。
- 十三 学生の福利厚生及び健康管理に関すること。
- 十四 学生の奨学金に関すること。
- 十五 学生の就職、進学相談に関すること。
- 十六 学生相談センターの事務に関すること。
- 十七 教務課の所掌に係る調査統計に関すること。
- 十八 その他学生に関すること。

2 前項第一号から第八号までと教務係に属する第十七号、及び第十八号の事務を教務係が、第九号から第十六号までと学生係に属する第十七号の事務を学生係が分掌するものとする。

第6条 事務部の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 図書（視聴覚資料を含む。以下同じ。）の選択、収集及び分類に関すること。
- 二 図書の管理（修理、製本及び不用決定を含む。）に関すること。
- 三 雑誌の編集、受入、保管に関すること。
- 四 学術情報の収集、整理及び提供に関すること。
- 五 図書館委員会の庶務に関すること。
- 六 図書館に関わる調査・統計に関すること。
- 七 その他図書館に関すること。

第7条 第4条から第6条の所掌事務に関し、疑義が生じた場合は、事務局長が裁定する。

附 則

この規程は、大学設置認可の日（平成15年11月27日）から施行する。

## 八洲学園大学起案等の基本に関する規程

第1条（目的） この規程は、本学における事務事項及び教学事項に関し、全学的な運営にかかる案件の処理方法について定める。

第2条（事務事案の処理） 前条に規定する案件が生じた時、当該案件の処理等につき、全学的に解決すべきと思われるものは、まず起案者が原議書に事由等をはじめとして、必要事項を記入し、署名または捺印をしたものを、所属の上司に提出し、以上事務局においては、最終的に事務局次長及び事務局長の捺印を得たのち、両課程長、学部長、学長に回覧して署名を得るものとする。

第3条（教学事案の処理） 教学に関する案件のうち、教学固有の案件については、学長、学部長、両課程長、各種委員会委員長等が起案し、両課程長、学部長を経て、学長に提出するものとする。

学長は、提出案件の処理方法につき、教授会に諮ることが必要と認められる場合は、教授会に提案し、決定された事案は、事務局も事務局長を通じて周知し、実施に移すものとする。また、専任の教員のみならず、兼任・非常勤の教員にも周知すべきものは、事務局長が学長と連絡の上、周知をはかるものとする。

第4条（管理職の事案処理） 本学運営上の案件につき、当面本学の管理職の任にある者のみが周知していればよいと思われる案件に関しては、第2条、第3条を準用するものとする。

第5条（原議書の作成・提示） 上記案件の処理に関し、当該起案者が具体的な処理・解決の案を提示する必要があると認めた場合、事務局にあっては事務局長、教学にあっては学長に相談の上、原議書を提示するものとする。

第6条（原議書の修正） 通常、原議書は、発議者が起案書に添付して提出するものとし、回覧途上において修正を施す必要が生じた場合、当該管理職にあるものは、修正を施す箇所を朱筆で明示し、署名しておくものとする。修正案については、事務局にあっては事務局長が、教学にあっては学長が最終的に修正の是非を検討するものとする。

第7条（原議書の取り扱い） 原議書は、可及的速やかに回覧することに努めるものとし、事案処理の停滞を招かないよう、留意するものとする。

第8条（審議決定事項以外の実施） 今後、本学運営に関する全学的事案は、すべて原議書、教授会決定によって処理し、実施に移すこととする。本規程の審議を経ずして実施に移すことは、学生関連事項、コンピュータ処理といえどもあり得ないものとし、この議を経ずに実施したことは、すべて無効とし、本学に関わりないこととする。

附則 本規程は、平成16年4月21日より施行するものとする。

## 八洲学園大学文書処理規程

第1条 この規程は、八洲学園大学（以下、「本学」という。）における公文書類（以下、「文書」という。）の処理について必要な事項を定め、文書処理の正確、かつ、円滑を期し、もって事務能率の向上を図ることを目的とする。

第2条 この規程で文書とは、その内容が本学の所掌事務に係るもので、次に掲げるものをいう。

- 一 起案文書
- 二 組織名又は職名を宛名とする接受文書
- 三 組織名又は職名をもって発送する文書

第3条 文書は、迅速かつ適格に処理しなければならない。

第4条 本学の職員は、出張又は休暇等で不在となるときは、文書の処理状況を直属の上司に申し出なければならない。

2 前項の申し出を受けた上司は、当該文書について、事務に支障をきたさないよう措置しなければならない。

第5条 文書には、別表第1に掲げる文書記号番号（以下、「文書番号」という。）を付するものとする。ただし、軽易な文書については、この限りでない。

2 文書番号は、毎年4月1日をもって更新する。

第6条 事務局及び附属図書館に文書取扱主任者を置き、起案文書の回付状況を把握させるものとする。

係（担当）名	文書取扱主任者
総務係（会計に係るものを除く。）	総務係筆頭総務担当者
総務係（会計に係るもの。）	総務係筆頭会計担当者
教務係	教務係筆頭担当者
学生係	学生係筆頭担当者
図書係	筆頭司書

第7条 第2条第2号に掲げる接受文書は、総務係において接受する。ただし、教・職員又は学生（科目等履修生、特修生及び特別聴講学生を含む。以下、同じ。）から提出される届出書、レポート等は、当該事務を所掌する係が直接接受し、処理するものとする。

2 職員が接受文書を直接受取ったときは、速やかに総務係筆頭総務担当者に回付し、接受の手続きを受けなければならない。

第8条 総務係は、接受文書を次の各号により処理するものとする。

- 一 郵便物（郵便物に類するものを含む。以下、同じ。）は、開封分類し、当該文書に文書記号番号及び受付年月日を記入するとともに、文書処理簿（様式第1号）に必要事項を記載し担当係に押印させ配布する。
- 二 親展表示の郵便物は、未開封のまま特殊郵便物接受簿（様式第2号）に必要事項を記載し名宛人又はその者の属する組織の担当係に押印させ配布する。
- 三 接受文書が2以上の係に関連する場合は、関係が深いと認められる係に配布する。

第9条 起案文書には、原議書（様式第3号）を用いるものとする。

第10条 起案文書を作成するときは、平易かつ正確に表現するよう努めるものとする。

2 起案文書は、左横書きとする。ただし、特に縦書きの必要があるものについてはこの限りではない。

3 起案文書には、関係文書及び資料があるときは、これを添付するものとする。

第11条 起案文書は、1案件について1起案を原則とする。

第12条 起案文書には、当該文書の内容を示す簡単な語句を件名の最後に括弧書することにより、明示するものとする。

2 前項の文書の区分は、例示すると次のとおりである。

通達 法令その他の権限に基づいて発する文書

通知 通達以外のもので事実の通知に関する文書

依頼 依頼に関する文書

回答 依頼、照会、協議等に関する文書

照会 照会に関する文書

制定 学則、規程、基準等規則類を定めることを目的とする文書

申請 許可、認可、承認を求める文書

報告 報告に関する文書

供閲 供閲に関する文書

証明 事実の証明に関する文書

協議 協議に関する文書

事務連絡 単なる事務的な連絡文書

上申 人事の上申に関する文書

伺 伺いに関する文書

第13条 起案を要しない接受文書は、「供閲」と表示の上、適宜な方法により、関係者へ閲覧に供するものとする。

2 起案を要する文書で、事前に関係者の閲覧を必要と認められるものは、起案の前に供閲するものとする。

3 前2項に係る供閲文書のうち、処理、希望又は意見等の必要なものについては、関係係等においてこれに対する措置、意見等を付さなければならない。

第14条 起案文書の施行日付を決済日と異なる日付としようとするときは、原議書の施行希望年月日欄に記入しなければならない。

第15条 起案文書は、左綴じとする。ただし、縦書きの関係資料が添付されているなどやむを得ない場合は、右綴じとすることができる。

第16条 起案文書の内容が、事務局内の他の係又は図書館に関係ある場合は、事務局のその係又は図書館に合議しなければならない。ただし、事前に協議し意見の調整ができたとき、又は決済後その内容を連絡することをもって足りるとの意見が一致しているときは、合議を省略することができる。

第17条 至急文書は、原議書右上辺に赤色の付箋を付し、他の文書に優先して処理するものとする。

第18条 秘密文書及び特に緊急を要する文書は、持ち回りで処理しなければならない。

第19条 合議を受ける職員が、出張その他の理由で不在の場合は、緊急の処理を要し、かつ、やむを得ないものに限り、原議書の合議欄に「後伺」として処理することができる。

第20条 起案文書を訂正したときは、訂正者がその個所に押印するものとする。

第21条 起案文書は、名義者の決済を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、決裁者が出張等のため不在のときは、次の各号に掲げるところにより代理決済をすることができる。ただし、事後において決裁者の承認を得なければならない。

- 一 学長については、事務局長
- 二 事務局長については、総務課長
- 二 図書館長については、事務長

3 第1項の規定にかかわらず、定型的又は軽易なものは、別表第2に定めるとおり、専決として処理することができる。

第22条 決済を終えた起案文書は、総務係において文書記号番号、決済日等必要事項を原議書に記入し、起案係において保管するものとする。

第23条 公印及びその使用は、別に定める本学公印規程の定めるところによる。

第24条 文書の発送及びその記録は、起案係において行うものとする。

第25条 文書の処理が完結したときは、原議書に必要事項を記入の上、起案係において保存しなければならない。

2 前項の文書の保存期間は、別に定める。

第26条 この規程によりがたい特別の事情のある文書は、事務局長の承認を得て処理することができる。

#### 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

## 別表第 1

## 文書記号一覧表

記号	主管	備考
八洲学大総	総務係	総務係の所掌に関するもの
八洲学大会	会計係	会計係の所掌に関するもの
八洲学大教	教務係	教務係の所掌に関するもの
八洲学大学	学生係	学生係の所掌に関するもの
八洲学大図	図書係	図書係の所掌に関するもの

## 別表第2

## 専決事項一覧表

## (共通)

事項	名義者	専決者
1 協議、申請、調査、報告、諸届、通知、照会、回答等のうち定型的又は軽易なもの	学長	事務局長
2 諸証明(教職員に係るものに限る。)のうち定型的又は軽易なもの	学長	事務局長
3 諸証明(学生に係るものに限る。)のうち定型的又は軽易なもの	学長	学部長
4 交代制勤務者の割り振り	学長	事務局長
5 休暇の承認 一 事務系職員 二 教育系職員 助教授以下の職員	学長 学長	事務局長 学部長
6 振替休日の承認	学長	事務局長
7 事務系職員の超過勤務(休日勤務を含む。)命令	学長	事務局長

## (総務関係)

事項	名義者	専決者
1 学校基本調査等の指定統計調査に関するもの	学長	事務局長
2 事務系職員の研修	学長	事務局長
3 レクリエーションに関するもの	学長	事務局長
4 職員の健康診断に関するもの	学長	事務局長
5 科学研究費等の申請及び報告に関するもの	学長	事務局長

## (会計関係)

事項	名義者	専決者
1 科学研究費等の経理に関するもの	学長	事務局長

## (教務関係)

事項	名義者	専決者
1 学歴等の調査及び照会に関するもの	学長	事務局長
2 学生の教育活動のための他機関の施設等利用依頼	学長	事務局長
3 学外実地研修に関するもの	学長	事務局長
4 休業日の変更及び臨時の休業日の通知	学長	事務局長

## (学生関係)

事項	名義者	専決者
1 奨学生に関するもの	学長	事務局長
2 学生旅客運賃割引証の交付申請	学長	事務局長
3 学生の定期健康診断に関するもの	学長	事務局長
4 入学志願者の健康診断に関するもの	学長	事務局長

## (附属図書館関係)

事項	名義者	専決者
1 図書館資料の寄付受入れに関するもの	学長	図書館長
2 図書館資料の不用決定に関するもの	学長	図書館長
3 文献複写に関するもの	学長	図書館長

受付年月日	平成 年 月 日	文書番号	八洲学大 第 号
受信者		発信者	
件名			
備考 起案日 決済日 供閲文書		起案者 発信者 受信者 発送日	受領印
受付年月日	平成 年 月 日	文書番号	八洲学大 第 号
受信者		発信者	
件名			
備考 起案日 決済日 供閲文書		起案者 発信者 受信者 発送日	受領印
受付年月日	平成 年 月 日	文書番号	八洲学大 第 号
受信者		発信者	
件名			
備考 起案日 決済日 供閲文書		起案者 発信者 受信者 発送日	受領印

特殊郵便物接受簿

種別	受信年月日	発信者	受信者	備考	受領印
	平成 年 月 日				
	平成 年 月 日				
	平成 年 月 日				
	平成 年 月 日				
	平成 年 月 日				
	平成 年 月 日				
	平成 年 月 日				
	平成 年 月 日				
	平成 年 月 日				
	平成 年 月 日				
	平成 年 月 日				
	平成 年 月 日				
	平成 年 月 日				
	平成 年 月 日				
	平成 年 月 日				

この接受簿には、親展郵便物、書留郵便物、電報等について、必要事項を記載する。

八洲学園大学原議書

八洲学大 第 号		秘 部外秘 普通		発送 種別	電信 書留 速達 普通 小包 使送	
決裁 平成 年 月 日		保存期間 年		発送 平成 年 月 日		
起案 平成 年 月 日		先方の文書の日付 平成 年 月 日		先方の文書の番号		
件名：						
受信者				発信者		
学長	事務局長	事務局次 長	総務・会計	教務	学生	起案者
学部長	図書館長	図書館事 務				(所属)
(合議)						
<p style="text-align: center;">してよろしいか伺います。</p> <p>上記のことについて別紙のように  <span style="display: block; text-align: center;">供閱します。</span> </p>						
希 望 ・ 説 明 ・ 意 見 等 記 入 欄						
<p>(この欄に書ききれない場合は、適宜の用紙に書き足し、この原議書の次に添付こと。また、記入者は、所属、氏名を明示のこと。)</p>						

## 八洲学園大学公印規程

- 第1条 八洲学園大学(以下、「本学」という。)の公印の管理及び使用に関しては、この規程の定めるところによる。
- 第2条 この規程で公印とは、校務上作成された文書に使用する印章で、その印影を押すことにより、当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするものをいう。
- 第3条 本学の公印は、方形の印面の周囲に一条の外側縁を付し、その内側に、刻印すべき名称を明瞭な字体をもって浮き彫りにするものとする。この場合において、「印」又は「の印」の文字を加えて彫刻することができる。
- 第4条 本学の公印の印材は、容易に磨滅又は腐食しない硬質な材料を使用しなければならない。
- 第5条 本学の公印の種類、寸法、公印管理責任者は、別表のとおりとする。
- 第6条 事務局長又は附属図書館長(以下、「事務局長等」という。)は、公印を作成し、又は改刻しようとするときは、「公印作成(改刻)承認伺い」(様式第1号)により、学長の承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認を受けて公印を作成し、又は改刻した事務局長等は、「印鑑票」(様式第2号)を添えて学長に報告しなければならない。
- 3 事務局総務課長は、前項の規定により報告された印鑑票を公印簿に綴り、保管するものとする。
- 第7条 事務局長等は、その所掌に係る公印を廃止しようとするときは、「公印廃止届」(様式第3号)を学長に提出しなければならない。
- 2 事務局総務課長は、前項の規定により提出された公印廃止届を公印簿に綴り、保管するものとする。
- 3 事務局長等は、第1項により公印を廃止したときは、速やかに原形を留めぬよう適切な措置を講じなければならない。
- 第8条 公印管理責任者は、公印が適切に使用されるよう公印を管理し、及び公印が使用されないときは、それを確実な保管設備に格納し、厳重に保管しなければならない。
- 第9条 公印の使用を必要とするときは、発送又は証明等をしようとする文書に決裁済みの原議書を添えて、公印管理責任者に公印の使用を請求するものとする。
- 2 公印管理責任者又はその命を受けた職員(以下、「公印管理責任者等」という。)は、前項の規定により公印の使用の請求を受けたときは、発送又は証明等をしようとする文書と決裁済みの原議書を照合した上で、自ら押印し、又は公印の使用を請求した者に押印させることができる。
- 3 前項により、公印の使用を請求した者に押印させる場合にあっては、公印管理責任者等は、その押印に立ち会わなければならない。
- 4 公印を使用したときは、公印管理責任者等は、「公印使用簿」(様式第4号)に記録しなければならない。
- 第10条 緊急又は止むを得ない事情により、発送しようとする文書に決裁済みの原議書を添えることができないときは、その理由を付して公印管理責任者等に公印の使用を請求することができる。
- 2 前項の請求があった場合において、公印管理責任者等は、請求の理由が適正であると認めるときは、公印の使用を承認するものとする。この場合において、公印管理責任者等は、公印使用簿にその状況を記入しておかなければならない。
- 3 公印管理責任者等は、前項により公印を使用した場合は、決裁済みの原議書の確認等必要な事後措

置をとるものとする。

第11条 一定の字句からなる公文書で多数印刷するものにあつては、公印管理責任者は、その公印の印影を当該公文書と同時に印刷して、公印の押印に代えることを認めることができる。

2 前項の文書は、責任者を定め、その受払いを明確にしなければならない。

第12条 学生旅客運賃割引証等特に押印を必要とするものにあつては、契印を押すものとする。

2 契印は、楕円形の印面（10mm×30mm）の周囲に一条の外側縁を付し、その内側に八洲学園大学と浮き彫りにするものとする。

第13条 事務局長等は、公印を盗まれ、若しくは紛失し、又は公印の偽造若しくは変造を発見したときは、直ちに「公印事故届」（様式第5号）を学長に提出するとともに、適切な処置をとらなければならない。

附 則

この規程は、大学設置認可の日（平成15年11月27日）から施行する。

別表

公印の種類	寸法 (ミリメートル平方)	公印管理責任者	公印管理補助者	備考
大学印	30	事務局長	総務課長	
大学印	60	事務局長	教務課長	<専用公印> 学位記専用
附属図書館印	27	附属図書館長	図書係長	
学長印	24	事務局長	総務課長	
学長印	18	事務局長	総務課長	<専用公印> 教職員身分証明書用 教職員証明用
学長印	18	事務局長	教務課長	<専用公印> 学生等身分証明用 学生等成績等証明用 学生旅客運賃割引証用
事務局長印	21	事務局長	総務課長	
図書館長印	21	附属図書館長	図書係長	

平成 年 月 日

八洲学園大学長 殿

職  
氏名

公印作成（改刻）承認伺

下記により公印を作成（改刻）したいので、ご承認願います。

記

公印の種類	
公印の様式・寸法	
作成（改刻）予定年月日	
使用予定年月日	
事由	

学長	局長	課長	担当

平成 年 月 日

八洲学園大学長 殿

職  
氏名

公印の作成（改刻）報告

下記のとおり、公印を作成（改刻）したので報告します。

（印影）

公印の種類	
印影の名称	
印材	
寸法	
作成（改刻） 年月日	

学長	局長	課長	担当

平成 年 月 日

八洲学園大学長 殿

職  
氏名

公 印 廃 止 届

下記の公印を廃止します。

記

公印の種類	
公印の様式・寸法	
廃止年月日	
廃止の理由	

学長	局長	課長	担当
----	----	----	----



平成 年 月 日

八洲学園大学長 殿

職  
氏名

公 印 事 故 届

下記のとおり公印に事故がありましたので、お届けします。

記

公印の種類	
作成、改刻届年月日	
事故発生年月日	
事故の内容	
処置の内容	
その他の必要事項	

学長	局長	課長	担当
----	----	----	----

## 八洲学園大学学長選考規則

第1条 八洲学園大学の学長選考は、この規則により理事会が行う。

第2条 理事会は、次の各号の一に該当するとき、学長の選考を行う。

- 一 学長の任期が満了するとき
- 二 学長が辞任したとき
- 三 前各号以外の理由で欠員になったとき

2 学長の選考は、前項第一号に該当する場合は、任期満了の30日前までに、同項第二号又は第三号に該当する場合は、速やかに行う。

第3条 理事長は、前条各号の一に該当すると認めるときは、学長候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設け、当該委員会の意見を徴し、学長候補者を選考する。

第4条 選考委員会は、学部長、両課程長、図書館長及び学生委員長で組織する。

2 選考委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

第5条 委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。

2 前項の選考委員会は、少なくとも2回開催されなければならない。

第6条 選考委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立し、議決には出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

第7条 学長候補者を選考した理事長は、当該候補者について、教授会の意向を徴するものとする。

2 前項の結果、否とされた場合理事長は、学長候補者の選考を再度行うものとする。

第8条 理事長は、教授会の賛成を得た学長候補者について、理事会に諮り、学長を決定する。

2 学長の任期は、4年とし、再任を妨げない。

第9条 選考委員会の事務は、法人本部事務局及び大学事務局が協力して行うものとする。

### 附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 最初に学長の地位を占めることとなった者は、この規則により選考されたものと見なす。

## 八洲学園大学生涯学習学部長選考規程

- 第1条 八洲学園大学（以下、「本学」という。）の生涯学習学部長（以下、「学部長」という。）の選考は、この規程により学長が行う。
- 第2条 学部長の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。
- 一 学部長の任期が満了するとき
  - 二 学部長が辞任を申し出たとき
  - 三 前各号以外の理由で欠員となったとき
- 2 学部長の選考は、前項第一号に該当する場合は、任期満了の30日前までに、同項第二号又は第三号に該当する場合は、速やかに行う。
- 第3条 学部長は、生涯学習学部の教授をもって充てるものとし、当該学部において学部長候補者2名を選定する。
- 第4条 学部長候補者の選定は、選挙により行うものとする。
- 第5条 選挙権を有する者（以下、「有権者」という。）は、当該学部の教授、助教授及び講師とする。
- 2 選挙の定足数は、有権者の総数の4分の3以上とする。
- 第6条 大学事務局長は、少なくとも1週間前までに選挙の期日を予告する。
- 第7条 選挙は、単記無記名による投票とし、得票上位2名を学部長候補者とする。ただし、得票上位者が得票同数で2名を超える場合は年長者2名を、第2位の得票者が2名以上の場合は第1位の得票者と得票第2位の年長者2名を学部長候補者とする。
- 第8条 選挙管理に関する事務は、大学事務局において行う。
- 2 投票及び開票は、あらかじめ教授会において選出された教授2名が立ち会うものとする。
- 第10条 大学事務局長は、第7条により学部長候補者2名を決定したときは、選挙の記録を添えて学長に報告するものとする。
- 第11条 学部長の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、再任された場合の任期は2年とする。

### 附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 最初に学部長の地位を占めることとなった者は、この規程により選考されたものと見なす。

## 課程長設置要項

- 第1 生涯学習学部に2名の課程長を置くこととし、教授をもって充てる。
- 第2 課程長は、家庭教育課程長及び人間開発教育課程長とする。
- 第3 課程長は、学生に対し教育全般にわたり指導、助言する窓口とする。
- 第4 課程長は、自ら学生を指導・助言し、又は課程長の指名する教員に指導・助言させる権限を有する。
- 第5 課程長は、各課程から選ぶものとし、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第6 課程長は、平成16年4月1日から、置くものとする。
- 第7 平成16年4月1日に就任する課程長は、この要項により選出されたものと見なす。

## 八洲学園大学教員選考規程

第1条 八洲学園大学（以下「本学」という。）の教授、助教授、専任の講師及び助手（以下「本学の教員」という。）の選考は、この規程の定めるところによる。

第2条 本学の教授になることができる者は、次の各号の一に該当し、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力があると認められる者とする。

- 一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- 三 他の大学において教授、助教授、専任講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- 四 芸術、体育等については、特殊の技能に秀でていと認められる者
- 五 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

第3条 本学の助教授になることができる者は、次の各号の一に該当し、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力があると認められる者とする。

- 一 前条各号のいずれかに該当する者
- 二 他の大学において助手又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者

- 三 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- 四 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
- 五 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

第4条 本学の専任講師となることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 第2条又は前条に規定する教授又は助教授となることのできる者
- 二 その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力があると認められる者

第5条 本学の助手となることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- 二 前号の者に準ずる能力があると認められる者

第6条 本学教授会の構成員は、学長に対して、任用候補者を推薦することができる。

第7条 本学教員の選考は、別に定める教員選考委員会において行う。

第8条 学長は、教員選考委員会の選考結果に基づき、教授会の議を経て任用候補者を決定し、理事会に提案するものとする。ただし、教授会の議決は、教授の任用にかかるものは学長及び教授で、助教授の任用にかかるものは学長、教授及び助教授で、専任の講師及び助手の任用にかかるものは学長、教授、助教授及び講師で行うものとする。

第9条 この規程の改正は、本学教授会の議を経て行う。

### 附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 大学設置・学校法人審議会の審査を経て、平成16年4月1日、平成17年4月1日及び平成18年4月1日に本学教員となる者は、この規程により選考されたものとみなす。

## 大学教員の採用および昇任に係る選考手順

### . 発議について

- 1) 専任教員の採用および昇任の人事案件が生じた場合は、当該人事の所属する教員組織の課程長は、人事委員会に、担当科目、職階、専門領域を記入した配置要望書を提出する。配置要望書は、別紙の様式1とする。
- 2) 人事委員会において配置要望が承認された教員組織は、課程内に人事小委員会を設置して、教員の選考ないし審査を行ない、その結果にもとづき人事委員会に発議する。発議書は別紙の様式2とする。
- 3) 人事小委員会は、課程長を含む教授3名で構成する。ただし、講師人事の場合は、教授3名のうち1名は助教授を当てることができる。
- 4) 人事委員会において発議が承認された場合は、人事委員会は教員選考委員会に審査を委託する。

### . 教員選考委員会

- 1) 教員選考委員会は、両課程長および当該人事の専攻分野に係る教授2名で構成し、委員長をおく。ただし、講師人事の場合は、教授2名のうち1名は助教授を当てることができる。教員選考委員会は3分の2以上の委員の出席がなければならない。
- 2) 教員選考委員会の委員長は、発議組織の課程長が務め、委員会を招集し、議長を務める。
- 3) 教員選考委員会は、候補者の履歴、教育・研究業績(5点以内)、実務経験等について審査し、候補者ないし昇任の適否を決定する。
- 4) 教員選考委員会は、1週間以上の間をあけて少なくとも2回開催することとする。第1回目は、選考経過の説明、人物、履歴、業績の説明ののち、審査論文等の査読を各委員に依頼する。第2回目には、査読結果の報告と審議をへて委員会として判定を行う。

### . 人事委員会

- 1) 人事委員会は、教員選考委員会による審査報告書および審査資料の提出と委員長の報告を受けて、選考手順を含めて候補者の適否を総合的に審査し、判定する。審査報告書は別紙の様式3とする。
- 2) 人事委員会における審査が終了した場合は、学部長は審査結果を運営委員会および教授会に諮り、承認を得るものとする。
- 3) 教授会議長は教授会の審査結果を法人本部に報告する。

### . その他

- 1) 人事は発議の時期から3ヶ月以内に終了するものとする。
- 2) 人事の経過は、運営委員会および教授会に報告し、承認を得ることとする。
- 3) 教員選考委員会は、当該人事が完全に終了した時点で解散する。
- 4) 非常勤講師の採用、退任、解職については、運営委員会において審査のうえ決定し、教授会の承認を得るものとする。

この選考手順は、平成17年3月16日から施行する。

配 置 要 望 書

人事委員会委員長 殿

平成 年 月 日

課程長

氏名\_\_\_\_\_

下記により人事配置を要望します。

記

1. 配置理由(採用・昇進の区別も)
2. 課程
3. 担当科目
4. 職階
5. 専門領域

人事発議書

人事委員会委員長 殿

平成 年 月 日

課程長

氏名 \_\_\_\_\_

下記のように人事を発議します。

記

1. 課程
2. 担当科目
3. 職階
4. 候補者氏名・現職・年齢
5. 教員選考委員会の構成員

構 成 員	氏 名
家庭教育課程長	
人間開発教育課程長	
教授	
教授(助教授)	

(様式3)

審 査 報 告 書

平成 年 月 日

人事委員会委員長 殿

教員選考委員会委員長  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

教員選考委員会の審査が終了しましたので、下記のとおり報告します。

記

1. 候補者氏名（ふりがな・現職）
2. 審査内容
  - 1) 採用・昇進の区別
  - 2) 選考経過（発議にいたる経過）
  - 3) 選考委員会の運営
  - 4) 候補者についての評価と結論
3. 教員選考委員会開催日時
  - 第1回教員選考委員会 平成 年 月 日  
欠席者氏名
  - 第2回教員選考委員会 平成 年 月 日  
欠席者氏名
4. 教員選考委員会委員の署名(自筆サイン)


## 八洲学園大学教員の個人研究費及び研究旅費に関する規程

第1条 八洲学園大学教員の個人研究費及び研究旅費（国内旅費を言う。以下同じ。）については、この規程の定めるところによる。

第2条 個人研究費及び研究旅費は、学長、教授、助教授、専任講師及び助手（以下「教員」という。）からの申請に基づき、審査の上支給するものとする。

第3条 個人研究費及び研究旅費の支給を希望する教員は、毎年3月1日から3月末日の間に、別紙様式に必要事項を記入の上、事務局総務課を經由し学長に申請するものとする。

2 個人研究費については、年間の申請額をおおむね30万円とする。

3 研究旅費については、年間の申請額10万円を限度とする。

第4条 学長は、個人研究費及び研究旅費交付申請書の受理後、速やかに運営委員会に諮り決定し、申請者に通知する。

第5条 個人研究費及び研究旅費は事務局総務課において管理し、その支出に関しては、学校法人八洲学園会計処理規定及び八洲学園大学旅費規程の定めるところによる。

2 個人研究費、研究旅費間の流用は、認めない。

3 個人研究費及び研究旅費の次年度以降への繰り越しは、認めない。

第6条 個人研究費及び研究旅費の支給を受けた教員は、研究成果の報告をしなければならない。

### 附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 第3条の規定にかかわらず、平成16年度の個人研究費及び研究旅費の申請は4月1日から4月末日までの間に行うものとする。

八洲学園大学長 殿

職・氏名

印

「 」に関する研究のため、個人研究費及び研究旅費の交付を申請します。

項 目	金額（支出予定額）	備 考
個人研究費		
図書費		
消耗品費		
備品費		
謝金		
その他		
研究旅費		
合 計		

注 項目ごとに備考欄にその概要を説明すること。

例 図書費・・・「 」ほか 冊

謝 金・・・アンケート調査整理アルバイト料

研究旅費・・・ 市で開催の 学会参加（発表）1泊2日

個人研究計画書	
研究旅費申請書 (必要な理由、 旅費の内訳等)	

## 八洲学園大学共同研究規程

第1条 八洲学園大学（以下「本学」という。）の学長、教授、助教授、専任講師又は助手（以下「教員」という。）と他の本学教員が共同で行う特色ある研究（以下「共同研究」という。）については、この規程の定めるところによる。

第2条 共同研究の期間は、単年度内に納まる期間とする。ただし、研究の内容や方法等により、学長が必要と認めた場合は、複数年度に亘る共同研究を認めることがある。

第3条 共同研究に要する費用（以下「共同研究費」という。）は、所定の手続きを経て可とされたものに支出する。

第4条 共同研究を行おうとする教員は、予め研究班を設け、当該研究班の代表者から共同研究を行おうとする前年度の3月1日から3月末までに、所定の研究計画書を事務局総務課を経由し、学長に申請するものとする。

第5条 研究計画書を受理した学長は、運営委員会及び教授会の審議を経て支出の可否を決定し、研究代表者に通知する。

第6条 共同研究費は、1件あたり100万円を限度とし、3件を目処に毎年予算化する。

第7条 配分された共同研究費の管理は事務局総務課において行い、その支出は学校法人八洲学園会計処理規定の定めるところによる。

第8条 共同研究費の配分を受けた研究代表者は、研究報告を共同研究費の次期申請時までには事務局総務課を経由し、学長に提出しなければならない。

### 附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 第4条の規定にかかわらず、平成16年度の共同研究費の申請は、4月1日から4月末日までの間に行うものとする。

八洲学園大学長 殿

代表者 職・氏名

印

下記により、共同研究を実施したいので、共同研究費を申請します。

記

研究課題						
研究組織	役割分担				平成 年度研究経費	
研究経費 (千円)	使用内訳					
	図書費	消耗品費	備品費	謝金	その他	刊行費

学長	事務局長	総務	担当

研究の目的	
研究の必要性とその意義	
研究計画	
これまでの研究成果	
平成 年度共同研究計画書	

## 八洲学園大学教員の外国出張取扱規程

第1条 八洲学園大学（以下「本学」という。）の専任教員（学長を含む。以下「教員という。）の外国出張に  
関しては、この規程の定めるところによる。

第2条 外国出張は、次の3種に区分する。

- 一 国際学会に参加するための出張（以下「学会出張」という。）
- 二 学術研修（研究資料の収集を含む。）のための派遣（以下「研修出張」という。）
- 三 本学学生の引率出張（以下「引率出張」という。）

第3条 学会出張又は研修出張を希望する教員は、別紙1による申請書を当該国際学会等が開催される6ヶ月  
前までに事務局総務課を経由し、学長に提出するものとする。

2 申請書を受理した学長は、速やかに、運営委員会の意見を聞いてその可否を決定する。

第4条 引率出張については、教務委員会からの報告により、学長が引率教員を決定する。

2 引率を命じられた教員は、別紙1による申請書を事務局総務課を経由し、学長に提出するものとする。

第5条 毎年度の学会出張又は研修出張の枠は、それぞれ専任教員数の5%を目処とする。

第6条 本学が負担する額は、外国出張の区分に応じ次のとおりとする。

学会出張	参加に必要最低限の経費の50%
研修出張	参加に必要最低限の経費の50%
引率出張	参加に必要最低限の経費の100%

第7条 外国出張した教員は、帰国後速やかに、その成果の報告をするものとする。

### 附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年6月1日から同年10月31日の間に開催される学会への学会出張は、第3条第1項の規定にかかわらず、その提出期限を4月30日とする。

(別紙1)

学会・研修・引率出張申請書

平成 年 月 日

八洲学園大学長 殿

職

氏名

印

私は、下記により、学会・研修・引率出張をしたいので関係資料を添えて申請書を提出します。

記

海外出張の目的 及び効果	
海外出張の期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
海外出張の場所	国 市 大学 国 市 大学 国 市 大学
休講する場合の 事後措置	

添付資料

1. 学会からの招請状又はこれに代わるもの及び国際学会の日程表(学会出張の場合)
2. 研修先の受け入れ承諾書又はこれに代わるもの(研修出張の場合)
3. 運賃見積書(運賃は、正規海外割引航空券とする。)

(別紙2)

学会・研修・引率出張報告書

平成 年 月 日

八洲学園大学長 殿

職

氏名

印

私は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間、 国へ学会・研修・引率出張をしましたので、その成果を報告します。

海外出張の目的	
海外出張の概要	
海外出張の成果	

第1条 この規程は八洲学園大学紀要（仮称）（以下「紀要」という。）の刊行に関し必要な事項を定め、紀要の能率的かつ公平な発行に資し、もって学術の向上を図ることを目的とする。

第2条 投稿可能なものは次に掲げる者とする

- 一 本学の専任教員および非常勤講師
- 二 本学の専任教員と共同研究する、本学教員以外の者
- 三 その他紀要委員会が適当と認めた者

第3条 原稿は未発表の学術論文、研究ノート、教育研究報告など教育学術に関連したものに限る。

2 原則として、紀要1号につき、1人1編とする。

第4条 原稿の長さは、次のとおりとする。なお、本文には、注、参考文献、図版などを含むものとする。

- 一 和文の場合は、20,000字以内とする。
- 二 欧文の場合は、6,000words以内とする。

2 原稿の記述は、原則として次の通りとする。

- 一 本文は現代口語体を用いる。
- 二 漢字仮名遣いは、常用漢字および現代仮名遣いを用いる。

三 文字は楷書で正確に記載し、完全原稿で提出する。原則としてフロッピーディスクを打ち出し原稿とともに提出する。

3 原稿の頭書には、表題（タイトル）、氏名、所属課程を記し、さらにその外国語訳を併記する。主題を適切に表現するキーワード(5語以内)を付与する。

4 図、表、写真は原稿中にその位置を指定し、番号を付して原稿末尾に一括添付する。写真製版を必要とする場合は、それがただちに版下となる鮮明明確なものとする。

第5条 原稿の採否は、紀要委員会が審査委員に委嘱しその審査結果に基づき決定する。

2 紀要委員会が必要と認めた場合には、修正の要求、または掲載の拒否ができる。

第6条 校正は、初稿および再校については執筆者がこれを行う。初稿以後は原則として大幅な修正・加筆を認めない。

2 三校以後は紀要委員会がこれを行う。

第7条 抜刷は30部を執筆者に贈与する。(論文1篇につき)

2 執筆者がそれ以上を必要とするときは、その部数を事前に申し込むこと。ただし、その実費は執筆者の負担とする。

第8条 著作権に関しては、次のとおり扱う。

- 一 紀要委員会が編集発行する紀要の編集著作権は、紀要委員会に帰属する。
- 二 紀要に掲載された個々の著作物の著作権は、当該著作物の著作権者に帰属する。

ただし、複製権、公衆送信権については、その行使を許諾したものとする。

(1) 紀要に掲載された個々の著作物について、著作権侵害、名誉毀損、またはその他の紛争が生じた場合は、当該著作物の著作権者の責任において処理する。

(2) 電子化による電子媒体(CD-ROM,WEBページなど)での公開、公表を許諾したものとする。

第9条 この規程に定めるもののほか、紀要の発行および編集に関し必要な事項は紀要委員長が別に定め、教

授会の議を経て決定する。

- 2 重要な問題が生じたときは、紀要委員会においてこれを審議し、教授会に諮る。

附 則

この規程は、平成16年7月21日から施行する。

## 八洲学園大学履修規程

### (授業科目)

第1条 八洲学園大学(以下、「本学」という。)において開設する授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

### (履修登録)

第2条 学生(正科生、科目等履修生、特修生及び特別聴講学生をいう。以下、同じ。)は、所定の期間内にその学期に履修する授業科目を定め、事務局教務課に履修届を提出し、履修登録をしなければならない。

2 履修登録できる単位数は、年間50単位を上限とする。ただし、出産等特別な事情があると本学が認めるときは、この限りではない。

3 本学学則第32条第2項(他の大学等との協議に基づく当該他の大学等での修得単位)及び第36条第3項(留学による外国の大学等での修得単位)の単位は、前項の単位に算入しない。

### (試験等の実施時期)

第3条 印刷教材授業による科目修得試験、論文試験及び卒業論文審査並びに面接授業(オンライン履修による授業を含む。以下、同じ。)による最終試験は、学期末までに行うものとする。ただし、学外実地研修については、研修後に行われる研修先が行う評価の後とする。

### (受験資格)

第4条 前条の科目修得試験、論文試験又は最終試験を受験できる者は、履修登録済みの授業科目について、授業料、その他の費用が納入されており、かつ、次の条件を満たした者とする。

- 一 印刷教材授業によるものについては、添削指導に合格した者
- 二 面接授業によるものについては、出席が良好な者

### (再試験及び追試験)

第5条 学長は、必要により、再試験及び追試験を行うことがある。

2 前条の再試験及び追試験については、その都度公示する。

### (再履修)

第5条 不合格になった授業科目の単位を修得するためには、その科目を再登録して、履修しなければならない。

### (卒業の要件)

第6条 正科生が本学を卒業するためには、4年以上在学し、共通基礎教育科目、基幹科目、共通専門教育科目及び専門科目を履修し、124単位以上を修得しなければならない。

一 家庭教育課程

区分	選択必修
共通基礎教育科目	20
基幹科目	8
共通専門教育科目	10
専門科目	46
関連科目(家庭教育課程の専門科目に関連する科目)(注イ)	28
自由選択科目(注ウ)	12
計	124

- 注 ア 専門科目の修得46単位中には、各群8単位計32単位が含まれていなければならない。
- イ 関連科目は、共通専門教育科目、家庭教育課程の基幹科目及び専門科目から28単位を選択履修するものとする。
- ウ 自由選択科目は、人間開発教育課程の開設科目を含め自由に選択できる科目（別表第1資格科目中、学校図書館司書教諭資格関係を除く。）であり、12単位の履修が必要である。
- エ 家庭教育アドバイザーの資格を取得して卒業する場合は、関連科目として共通専門教育科目及び家庭教育課程の基幹科目及び専門科目から修得する28単位中24単位は、人間開発教育課程の生涯学習基礎論・社会教育グループの社会教育主事資格関係科目24単位をもって替えることができる
- オ 卒業所要単位124単位中30単位以上は、面接授業による科目の単位でなければならない。

二 人間開発教育課程

区分	選択必修
共通基礎教育科目	20
基幹科目	8
共通専門教育科目	10
専門科目	46
関連科目(人間開発教育課程の専門科目に関連する科目)(注イ)	28
自由選択科目(注ウ)	12
計	124

- 注 ア 専門科目について、生涯学習基礎論・社会教育グループを選択した正科生は、生涯学習基礎論・社会教育グループの授業科目中、社会教育主事資格科目24単位及び司書資格科目22単位計46単位を、人材開発基礎論グループを選択した正科生は、人材開発基礎論グループの授業科目から38単位及び生涯学習基礎論・社会教育グループの授業科目中8単位計46単位を修得していなければならない。
- イ 関連科目は、共通専門教育科目、人間開発教育課程の基幹科目及び専門科目から28単位を選択履修するものとする。
- ウ 自由選択科目は、人間開発教育課程の開設科目を含め自由に選択できる科目（別表第1資格科目中、学校図書館司書教諭資格関係を除く）であり、12単位の履修が必要である。この12単位の中には

博物館学芸員の資格に必要な科目又は家庭教育アドバイザーの資格に必要な科目を含めることができる。

エ 家庭教育アドバイザーの資格を取得して卒業を希望する正科生は、関連科目として、共通専門教育科目及び人間開発教育課程の基幹科目及び専門科目から修得する28単位は、家庭教育アドバイザーの資格取得に必要な家庭教育課程の専門科目の単位をもって替えることができる。

オ 卒業所要単位124単位中、30単位以上は、面接授業による科目の単位でなければならない。

2 再入学、編入学又は転入学により本学の正科生となった者は、本学の再入学、編入学及び転入学に関する。

規程第3条により、定められた期間以上在学し、卒業所要単位数124単位(面接授業30単位)から本学入学前に修得したものとみなす単位数を減じた単位数(うち、在学年数に応じ面接授業単位18単位から25単位以上)を修得しなければならない。

(資格取得)

第8条 本学学則第41条第2項に規定する資格を取得するために必要な授業科目及びその単位数は、別表第2から別表第7のとおりとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

## 別表第1 開設授業科目

## 生涯学習学部開設授業科目

授業科目	単位数	備考
家庭教育課程		
共通基礎教育科目（家庭教育課程・人間開発教育課程）		
1. 家庭教育と学校等の教育概論		
保育園・幼稚園教育と家庭教育概論	2	
初等教育と家庭教育概論	2	
中学校教育と家庭教育概論	2	
高等学校教育と家庭教育概論	2	
2. 学校教育と家庭教育(連携各論)		
小学校		
言葉の使い方と家庭教育(演習)	2	
社会生活の理解と家庭教育	2	
算数的活動と家庭教育	2	
科学的な見方考え方と家庭教育	2	
小学校道徳教育と家庭教育	2	
中学校		
国語の正しい表現理解と家庭教育	2	
公民的な資質の基礎と家庭教育	2	
数学的見方考え方の育成と家庭教育	2	
自然への関心、科学的な見方考え方と 家庭教育	2	
外国語の運用能力と家庭教育	2	
中学校道徳教育と家庭教育	2	
才能・創造性の育成と家庭教育	2	
高校教育の改革と中高一貫教育	2	
基幹科目(家庭教育課程)		
家庭と教育		
家庭教育学新構想	2	
家庭教育史概論	2	
比較家庭教育概論	2	

幼児教育学概論	2	
倫理と道徳		
倫理学概論	2	
日本倫理思想概論	2	
東洋倫理思想概論	2	
西欧倫理思想概論	2	
宗教学概論	2	
教育と心理		
教育学概論	2	
教育史概論	2	
教育思想史概論	2	
心理学概論	2	
教育心理学概論	2	
教育カウンセリング(演習)	2	
社会と文化		
法学概論	2	
家族社会学概論	2	
日本文化史概論	2	
日本文学概論	2	
日本民衆宗教概論(演習)	2	
共通専門教育科目(家庭教育課程・人間開発教育課程)		
法と生活		
日本国憲法	2	
日常生活と法(民法を含む)	2	
教育と法(教育基本法、社会教育関係法、地方教育行政組織運営法含む)	2	
福祉と法(障害者基本法含む)	2	
地方分権と教育	2	
児童・少年の保護と法(演習)(少年法、児童福祉法を含む)	2	
教育の歴史と家庭教育		
日本家庭教育史(近代以前)	2	
日本家庭教育史(近代以後)	2	
東アジア家庭教育史概論(韓国)	2	

東アジア家庭教育史概論(中国)	2	
西欧家庭教育史概論	2	
家庭教育研究法概論	2	
比較家庭教育(演習)	2	
家庭教育基本方針(家訓)の確立(演習)	2	
親と道德教育教材論	2	
現代社会の諸問題		
非行少年・犯罪者の処遇と対策(自由と遵法、規律、社会秩序形成と家庭教育を含む)	2	
現代の社会病理概論	2	
現代の企業と家庭概論	2	
資源環境と人間	2	
学校週5日制と家庭・学校・地域	2	
非行・犯罪の原因(演習)	2	
健康と社会活動		
児童の発達と身体運動論	2	
日本武道の歴史概論	2	
身体運動文化概論	2	
キャンプ活動の指導論	2	
レクリエーション活動の指導論	2	
青年期の身体運動(演習)	2	
生涯スポーツと家庭(演習)	2	
伝統と文化		
芸能と人間形成論	2	
日本人の美意識概論	2	
日本人の宗教・信仰心概論	2	
文学に表れた家庭・家族1(演習)(日本)	2	
文学に表れた家庭・家族2(演習)(西欧)	2	
伝統文化の継承1(演習)(和歌文学)	2	
伝統文化の継承2(演習)(俳諧文学)	2	
伝統文化の継承3(演習)(祭事・行事)	2	
伝統文化の継承4(実習)(茶道・華道)	2	登校スク -リングの

		み
カウンセリング		
カウセリング1(演習)(乳幼児と母親)	2	
カウセリング2(演習)(小学生と親)	2	
カウセリング3(演習)(中学生と親)	2	
カウセリング4(演習)(高校生と親)	2	
カウセリング5(演習)(面接技法)	2	
専門科目(家庭教育課程)		
乳幼児期の家庭教育(第1群)		
乳幼児教育の内容と方法		
胎児と環境	2	
乳幼児の食生活	2	
乳幼児のしつけ(演習)	2	
乳幼児の身体運動と情操教育(演習)	2	
幼児期教育の歴史と展望		
幼児教育思想史	2	
育児国際比較論	2	
実習		
保育実習1(乳児)	2	
保育実習2(幼児)	2	
児童期の家庭教育(第2群)		
親と子		
親子の信頼関係	2	
発達特性と習慣形成(演習)	2	
道德性の育成		
生命尊重と家庭教育	2	
情操教育と家庭教育	2	
自律の精神と家庭教育	2	
礼儀と家庭教育	2	
宗教的心情の育成と家庭	2	
善悪意識の育成(演習)	2	
社会性の育成		
共同体意識の育成	2	

地域社会との連繫	2	
郷土愛の育成(演習)	2	
公德心の育成(演習)	2	
自然体験活動の指導(演習)	2	
発達と心理		
児童期の発達と心理	2	
児童期の発達と親の対応	2	
児童期の発達と医科生理学(演習)	2	
青年期の家庭教育(第3群)		
現代社会と家庭		
情報化社会と情報の選択	2	
テクノロジーの発達とヒューマニティ	2	
言語生活と社会	2	
親子関係論	2	
道徳性の育成		
善悪の判断形成と家庭教育(演習)	2	
人生と生きがい論	2	
規範意識の育成	2	
人格尊重論(演習)	2	
責任感と習慣形成(演習)	2	
正義感の育成(演習)	2	
社会性の育成		
個性尊重と創造性の育成	2	
公共精神の育成(演習)	2	
中学生のボランティア活動(演習)	2	
ボランティア・文化体験活動育成(演習)	2	
中高生の武道スポーツと人間形成(演習)	2	
発達と心理		
青年期の精神医学	2	
青年期の発達生理学	2	
青年期の発達と心理	2	
人生観と進路指導(演習)	2	
ケーススタディ(第4群)		

ケーススタディ1(演習)「幼児の体罰と虐待」	2	
ケーススタディ2(演習)「小学生の問題行動の実態と対応」	2	
ケーススタディ3(演習)「小学生の不登校」	2	
ケーススタディ4(演習)「中学生の不登校と生活環境」	2	
ケーススタディ5(演習)「中学生<きれる>の要因分析」	2	
ケーススタディ6(演習)「中学生非行の前兆と対応」	2	
ケーススタディ7(演習)「高校生問題行動の実態と対応」	2	
ケーススタディ8(演習)「高校生非行の実態と要因分析」	2	
ケーススタディ9(演習)「高校生<公>意識の現状と育成」	2	
研修		
学外実地研修	2	
卒業論文関係		
卒業研究演習	2	
卒業論文	4	
人間開発教育課程		
共通基礎教育科目(家庭教育課程・人間開発教育課程)		
前掲		
基幹科目(人間開発教育課程)		
生涯学習学新構想演習	2	
生涯学習学研究法演習	2	
社会教育学新構想演習	2	
社会教育学研究法演習	2	
教育の理論	2	
日本語学概論	2	
構想力開発論	2	
リーダーシップ論	2	
財政学概論演習	2	
現代日本企業概論演習	2	
地域開発・都市経営概論演習	2	
企業経営と企業統治(コーポレート・ガバナンス)演習	2	
現代マネジメント概論演習	2	
共通専門教育科目(家庭教育課程・人間開発教育課程)		

前掲		
専門科目		
(1)生涯学習基礎論・社会教育グループ		
生涯学習論		
生涯学習論1(生涯における学習設計)	2	
生涯学習論2(生涯学習の支援・推進)	2	
生涯学習論B1(生涯各期の学習と設計)	2	
生涯学習論B2(生涯学習支援の展開)	2	
生涯学習政策	2	
生涯学習支援システム・ネットワーク	2	
学習支援情報・学習相談	2	
学習支援情報・学習相談B	2	
生涯学習の方法	2	
生涯学習社会と学習成果の評価	2	
生涯学習とキャリア形成	2	
現代社会と生涯学習	2	
社会教育学		
社会教育計画1(総論)	2	
社会教育計画2(各論)	2	
社会教育課題研究1	2	
社会教育課題研究2	2	
学社連携・融合論	2	
社会教育施設と事業	2	
社会教育調査法1(社会教育調査の技法)	2	
社会教育調査法2(社会教育調査の実際)	2	
図書館学		
図書館概論	2	
図書及び図書館史	1	
児童サービス論	1	
図書館サービス論	2	
図書館経営論	1	
情報サービス概説	2	
レファレンスサービス演習	1	

情報検索演習	1	
図書館資料論	2	
専門資料論	1	
資料組織概説	2	
資料組織演習	2	
情報化社会と情報の選択〔再掲〕	2	家庭教育課程 専門科目
博物館学		
博物館学（概論・経営論・情報論）	4	
博物館学（資料論）	2	
博物館実習	3	
視聴覚教育メディア論	1	
教育学概論〔再掲〕	2	家庭教育課程 基幹科目
(2)人材開発教育論グループ		
人材教育基礎論		
人材教育基礎論・システム論	2	
ものの見方・考え方演習1(日本資料)	2	
ものの見方・考え方演習2(東洋資料)	2	
ものの見方・考え方演習3(西欧資料)	2	
企業人物論演習(日本)	2	
企業人物論演習(東洋)	2	
企業人物論演習(西欧)	2	
読書能力開発		
リーディングアビリティ開発スキル演習1(業務報告書要約・箇条書き)	2	
リーディングアビリティ開発スキル演習2(理論関係書の要約・箇条書き)	2	
ラビッドリーディング・スキル演習	2	
論述・発表能力開発		
論述力開発スキル演習1(自己課題)	2	

論述力開発スキル演習2(社是・人事論等)	2	
プレゼンテーション・スキル演習(組織論・経営論報告提案)	2	
セルフアセスメントと気づきによる 経営革新・改善論(経営品質向上プログラム演習)	2	
論理と思考順序論演習	2	
文章能力開発		
文章論演習1(主題・構想・叙述)	2	
文章論演習2(起・承・転・結)	2	
文章図式化論演習(図表含む)	2	
文章・数字・数学的思考論演習	2	
問題アイデア発見能力開発		
アイデア発見・連想能力開発スキル演習1(語句から)	2	
アイデア発見・連想能力開発スキル演習2(文章から)	2	
アイデア発見・連想能力開発スキル演習3(物・論理から)	2	
経営・生産業務改善能力開発		
生産業務効率化論演習1(現状 改革・改善論)	2	
実践マーケティング	2	
研修		
学外実地研修	2	
卒業論文関係		
卒業研究演習	2	
卒業論文	4	

資格科目(学校図書館司書教諭資格関係)	単位数	備考
学校経営と学校図書館	2	
学校図書館メディアの構成	2	
学習指導と学校図書館	2	
読書と豊かな人間性	2	
情報化社会と情報の選択〔再掲〕	2	家庭教育課程 専門科目

資格科目は自由科目であり、卒業単位に含めない。

別表第2 家庭教育アドバイザー

開設授業科目等	履修方法等
共通基礎教育科目	20単位選択履修
家庭教育課程基幹科目	8単位選択履修
共通専門教育科目	10単位(カウンセリング演習5科目中2科目4単位を含む。)選択履修
家庭教育課程専門科目	第1群から第3群にわたり、各群8単位以上計40単位選択履修
	第4群から3科目6単位選択履修
別表第3の社会教育主事資格取得に必要な科目	24単位

備考 この表は、家庭教育アドバイザー資格を取得するために本学正科生として入学し、卒業するまでの間に修得す

べき授業科目及び単位数を掲げたものである。

別表第3 社会教育主事

開設授業科目	単位数	履修方法等	社会教育主事講習等規程で定める科目及び単位数
生涯学習論1(生涯における学習設計)	2	生涯学習論	生涯学習概論4単位
生涯学習論2(生涯学習の支援・推進)	2	1,2計4単位	
生涯学習論B1(生涯各期の学習と設計)	2	位又は、生涯学習論B1,	
生涯学習論B2(生涯学習支援の展開)	2	B2計4単位 必修	
社会教育計画1(総論)	2	2科目	社会教育計画4単位
社会教育計画2(各論)	2	4単位必修	
社会教育学新構想演習	2	左欄の科目から4単位選択	社会教育演習、社会教育実習又は社会教育課題研究の1以上の科目4単位
社会教育学研究法演習	2		
社会教育課題研究1	2		
社会教育課題研究2	2		
生涯学習学新構想演習	2		
生涯学習研究法演習	2		
群 現代社会と生涯学習	2	左欄の群から群のうち	社会教育特講1(現代社会と社会

生涯学習政策	2	ち、2以上の群にわたり6	教育)
生涯学習とキャリア形成	2		
群	2	科目12単位以上選択(ただし、群の「学習支援情報・学習相談」、「学習支援情報・学習相談B」については、両科目を選択しても2科目とはせず1科目と計算する。)	社会教育特講2(社会教育活動・事業・施設)
社会教育施設と事業			
学社連携・融合論			
生涯学習の方法			
生涯学習支援システム・ネットワーク			
学習支援情報・学習相談			
学習支援情報・学習相談B			
群	2	科目を選択しても2科目とはせず1科目と計算する。)	社会教育特講3(その他必要な科目)
社会教育調査法1(社会教育調査の技法)			
社会教育調査法2(社会教育調査の実際)			
教育の理論			
生涯学習社会と学習成果の評価	2		

備考 この表は、社会教育主事資格を取得するために本学正科生として入学し、卒業するまでの間に修得すべき授業科目及び単位数を掲げたものである。

#### 別表第4 司書

開設授業科目	単位数	履修方法等	図書館法施行規則で定める科目及び単位数
生涯学習論1(生涯における学習設計)	2	2科中一科目 選択	生涯学習概論
生涯学習論B1(生涯各期の学習と設計)	2		
図書館概論	2	必修	図書館概論
図書館経営論	1	必修	図書館経営論
図書館サービス論	2	必修	図書館サービス論
情報サービス概説	2	必修	情報サービス概説
レファレンスサービス(演習)	1	必修	レファレンスサービス演習
情報検索演習	1	必修	情報検索演習
図書館資料論	2	必修	図書館資料論
専門資料論	1	必修	専門資料論
資料組織概説	2	必修	資料組織概説
資料組織演習	2	必修	資料組織演習
児童サービス論	1	必修	児童サービス論

図書及び図書館史	1	2科目3単位 必修	図書及び図書館史
			資料特論
情報化社会と情報の選択	2		コミュニケーション論
			情報機器論
			図書館特論

備考 この表は、司書資格を取得するために本学正科生として入学し、卒業するまでの間に修得すべき授業科目及び

単位数を掲げたものである。

#### 別表第5 司書教諭

開設授業科目	単位数	履修方法等	学校図書館司書教諭講習規程で定める科目及び単位数
学校経営と学校図書館	2	必修	学校経営と学校図書館
学校図書館メディアの構成	2	必修	学校図書館メディアの構成
学習指導と学校図書館	2	必修	学習指導と学校図書館
読書と豊かな人間性	2	必修	読書と豊かな人間性
情報化社会と情報の選択	2	必修	情報メディアの活用

備考 司書教諭の資格を取得するためには、基礎資格として教諭（小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校又は

養護学校）の免許状を有していることが必要である。

#### 別表第6 学芸員

開設授業科目	単位数	履修方法等	博物館法施行規則で定める科目及び単位数
生涯学習論1（生涯における学習設計）	2	2科中一科目 選択	生涯学習概論
生涯学習論B1（生涯各期の学習と設計）	2		
博物館学（概論・経営論・情報論）	4	必修	博物館概論
			博物館経営論
			博物館情報論
博物館学（資料論）	2	必修	博物館資料論
博物館実習	3	必修	博物館実習
視聴覚教育メディア論	1	必修	視聴覚教育メディア論
教育学概論	2	必修	教育学概論

備考 この表は、学芸員資格を取得するために本学正科生として入学し、卒業するまでの間に修得すべき授業科目及び単位数を掲げたものである。

別表第7 地域スポーツインストラクター基礎資格

開設授業科目	単位数	履修方法
児童の発達と身体運動論	2	必修
青年期の身体運動（演習）	2	必修
身体運動文化論	2	必修
中高生の武道スポーツと人間形成（演習）	2	必修
中学生のボランティア活動（演習）	2	左欄の2科目のうち1科目2単位を履修のこと。
ボランティア・文化体験活動の育成（演習）	2	
自然体験活動の指導（演習）	2	必修
キャンプ活動の指導論	2	必修
レクリエーション活動の指導論	2	必修
別表第3の社会教育主事資格取得に必要な科目	24	必修

備考 何らかの武道、スポーツ関係の指導者になれる「段位」、「記録」等を保持していることが望ましい。

## 八洲学園大学の学外実地研修・調査実施に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、国内外の現地における研修・調査に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「国内外の現地における研修・調査」とは、本学の開設授業科目であるキャンプ活動の指導論、保育実習、博物館実習、学外実地研修等のように「本学施設外において行う授業」(以下、「施設外授業」という。)をいう。

2 前項の施設外授業は、次の二種に分類する。

一 学外実地研修(前項の学外実地研修をいう。以下、同じ。)

二 学外実地研修以外の授業(前項のキャンプ活動の指導論、保育実習、博物館実習等学外実地研修以外のものをいう。以下、同じ。)

### (単位数等)

第3条 施設外授業の単位数の計算及び履修時期は、次による。

一 単位の計算は、次による。

イ 学外実地研修、保育実習、博物館実習については、60時間以上の研修・調査又は実習をもって2単位とする。

ロ 学外実地研修、保育実習及び博物館実習以外の授業科目については、30時間以上の授業をもって2単位とする。

二 学外実地研修以外の授業は、既取得単位数に関わりなく履修することができる。

三 学外実地研修を履修できる学生は、国外によるものは62単位以上の単位取得者、国内によるものは31単位以上の単位取得者とする。

四 学生は、複数の学外実地研修を履修することはできない。また、学外実地研修は、国外か国内かを学生自身が選択するものとする。

### (履修手順)

第4条 施設外授業を受けようとする学生は、次の手続き執るものとする。

一 事前に担当教員から施設外授業の説明を受ける。

二 前項の説明に基づき、事前に各自計画書を作成の上、担当教員に提出し、当該教員の指導・承認を受ける。

三 学外実地研修以外の授業のうち、研修先の同意書又は承諾書が必要な場合には、指定された期間内に当該同意書又は承諾書を担当教員に提出しなければならない。

### (単位の認定)

第5条 単位の認定は次により行う。

一 学生は施設外授業の終了後、担当教員にレポート等を提出する。

二 担当教員は、レポート等及び研修先の報告書等に基づき、単位を認定する。

### (実習中の事故と補償)

第6条 施設外授業中の事故と補償については、次のように扱うものとする。

一 施設外授業中に起きた事故の責任は、学生本人にあることとする。

二 学生は、施設外授業中の事故に備えて保険に加入するものとする。

附 則

この規程は、平成 16 年 9 月 2 9 日から施行する。

## 八洲学園大学の保育実習及び博物館実習に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、保育実習と博物館実習に関し必要なことを定めることを目的とする。

### (実習等の内容)

第2条 実習の内容は、次に挙げるものとする。

- 一 保育園・幼稚園における体験学習
- 二 博物館等における博物館業務の実習

### (単位数等)

第3条 実習の単位数、履修年次は、次のようにする。

- 一 保育実習1(保育園)又は保育実習2(幼稚園)は、保育園又は幼稚園における実習をそれぞれ2週間以上行い、事前事後の指導を加えて2単位とする。  
博物館実習は、博物館等での実習を1週間以上行い、事前事後の指導の1単位を含め3単位とする。
- 二 保育実習1、保育実習2及び博物館実習の履修時期は、62以上の単位取得後とする。

### (履修方法)

第4条 学生は、下記の方法により実習をしなければならない。

- 一 保育実習及び博物館実習の実習先は原則として自分で探すものとする。
- 二 大学指定の実習先で実習をすることもありうる。
- 三 詳細については実習手引きによる。

### (単位の認定)

第5条 単位の認定は次のようにする。

- 一 学生は実習の終了後、担当教員にレポート等を提出する。
- 二 担当教員は、レポート等及び研修先の報告書等に基づき、単位を認定する。

### (実習中の事故と補償)

第6条 実習中の事故と補償については次のよう扱うものとする。

- 一 実習中に起きた事故の責任は学生本人にあることとする。
- 二 学生は実習中の事故に備えて保険に加入するものとする。

### 附 則

この規程は、平成16年9月29日から施行する。

## 八洲学園大学附属図書館利用規程

第1条 八洲学園大学附属図書館（以下「図書館」という。）の利用については、この規程の定めるところによる。

第2条 図書館を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次のとおりとする。

- 一 八洲学園大学（以下「本学」という）の教職員（非常勤職員を含む。）
- 二 本学の学生（正科生、科目等履修生、特修生及び特別聴講学生をいう。）
- 三 附属図書館長（以下「館長」という。）が特に許可した者

第3条 図書館の開館時間は次のとおりとする。

平日 8時30分から22時00分

土日祭日 8時30分から17時00分

夏期開館日 8時30分から17時00分

ただし、館内における貸出手続きは閉館の15分前までとする。

第4条 図書館の休館日は12月30日から翌年の1月3日までとする。ただし、館長は必要により休館日を変更し、または臨時の休館日を定めることができる。

第5条 利用者は、図書館内において所定の手続きを終えた後、所蔵する図書、雑誌、その他の資料（以下「資料」という。）を図書館の所定の場所で、利用することができる。

2 利用後の資料は、所定の場所へ返却しなければならない。

第6条 利用者が、資料の館外貸出を希望するときは、所定の手続きを行なわなければならない。

第7条 資料の貸出冊数は10冊。貸出期間は一ヶ月以内の、図書館長が指定した期間とする。

2 館長が、特に許可した者については、別に定める。

第8条 本学の専任教員は、当該教員に配分された研究費または公費により取得した資料を教育・研究上長期にわたり利用する場合は、所定の手続きにより特別に長期利用することができる。

2 学生などが教員の貸し出し資料の閲覧を希望する場合は、教員の同意を得て学生などに貸し出しすることができる。

第9条 資料の貸出を希望する場合はデポジット（預かり金）を必要とする。

2 デポジットの上限は3万円とする。

第10条 利用者は、貸出中の資料について貸出の予約をすることができる。ただし、貸出の予約を行った者が、図書館の指定する日までに貸出を受けない場合は、予約は取り消されたものとみなす。

第11条 利用者は、館外貸出を行なった資料を期間内に返却しなければならない。

2 利用者がその身分を失ったときは、直ちに館外貸出を受けた資料を返却しなければならない。

第12条 利用者は、貸出期間を超えて引き続き貸出を希望する場合は、所定の手続きをしなければならない。

ただし、当該資料に予約がかかっている場合には、返却しなければならない。

第13条 利用者は、館外貸出の資料を他人に“又貸し”してはならない。

第14条 次の資料は、原則として、館外貸出を行なわない。

- 一 参考図書
- 二 新聞、雑誌
- 三 その他館長が特に指定した資料

第15条 利用者は、教育、研究又は学習のため、学術に係る調査を依頼することができる。

第16条 利用者は、教育、研究又は学習に必要な場合は、著作権法に基づいて文献の複写を依頼することができる。また、所定の手続きにより、学術情報にかかわるデータベース等の検索を依頼することができる。

2 料金・手数料などについては別に定める。

第17条 利用者は、教育、研究又は学習に必要な文献が学外にある場合、所定の手続きにより、当該文献の複写その他相互貸借の利用を依頼することができる。

第18条 利用者は、資料を汚損、破損した場合及び図書館内の設備に損害を加えた場合に対しては、館長がこれを弁償させるほか、場合によっては利用を停止する又は禁止する。

2 利用者は、資料を紛失した場合は金銭を持って同一資料代を全額弁償しなければならない。

第19条 館長は、利用者が揭示事項その他の係員の指示に違反または従わないときは、図書館の利用を停止することができる。

第20条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は、館長が定める。

第21条 図書館の利用者は次のことを厳守しなければならない。

- 一 談話、音読等他人の妨げとなるような喧騒な行為をしないこと。
- 二 印刷物その他物品を販売または配布若しくは掲示しないこと。
- 三 会合あるいは集会をしないこと。
- 四 所定の場所以外で飲食喫煙をしないこと。
- 五 掲示に注意し、館員の指示に従うこと。

第22条 貸し出された資料を期限までに返却しない場合は、該当資料が返却されるまで貸出を停止する。

- 2 返却期限日より起算して2ヶ月間返却しない者に対しては、帯出資料の補償を求める。
- 3 その他この規定に従わず館内秩序を乱した者に対しては、直ちに退館を命じ、または図書館利用を禁止する。

附 則

この規程は平成16年7月21日から施行する。

## 八洲学園大学単位互換に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、八洲学園大学学則(以下「学則」という。)第32条の規定に基づき他の大学(短期大学を含む。)(以下「他の大学等」という。)の授業科目を履修しようとする学生(以下「派遣学生」という。)並びに他の大学等の学生で学則第11条第5号の規定に基づき、八洲学園大学(以下「本学」という。)の授業科目を履修する者(以下「特別聴講学生」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (他の大学等との協議)

第2条 学則第32条の規定に基づき本学が行う他の大学との協議は、次に掲げる事項について、あらかじめ教授会の議を経て行うものとする。

- 一 履修できる授業科目、開講期間及びその単位数
- 二 対象となる学生数
- 三 単位の認定方法
- 四 授業料の額
- 五 その他必要な事項

### (派遣学生の出願手続)

第3条 派遣学生として他の大学等の授業科目を履修しようとする学生は、所定の期日までに、必要な書類を添えて学長に願い出なければならない。

### (履修の承認)

第4条 前条の願い出があったとき学長は、第2条に規定する協議に基づき、他の大学等において授業科目を履修することを承認するものとする。

### (単位の認定)

第5条 派遣学生が他の大学等において修得した単位は、当該他の大学等の学業成績評価及び修得単位の通知に基づき、学則第33条に規定する単位数を超えない範囲内で教授会の議を経て本学で修得した単位と見做することができる。

### (特別聴講学生の出願手続)

第6条 特別聴講学生として本学の授業科目を履修しようとする者は、所定の期日までに必要な書類(別紙様式1)を添えて学長に願い出なければならない。

### (履修の許可)

第7条 前条の願い出があったとき学長は、第2条に規定する協議に基づき選考の上、本学の授業科目を履修することを許可するものとする。

- 2 履修を許可された特別聴講学生は、所定の期日までに履修手続を行わなければならない。
- 3 履修手続を完了した者には、所定の特別聴講学生証を交付する。

### (授業料の納付)

第8条 特別聴講学生は、履修授業科目に係る授業料を納付しなければならない。

- 2 授業料等の額は別表のとおりとし、入学検定料及び入学金は徴収しない。ただし、第2条に定める他の大学等との協議により授業料の額を別に定めたときは、当該協議により定められた額とする。

3 既納の授業料等は、原則として、返還しない。

(履修及び単位修得の方法)

第9条 特別聴講学生の授業科目の履修及び単位修得の方法は、本学正科生の取扱に準ずるものとする。

(学業成績等の報告)

第10条 特別聴講学生が履修を修了したとき学長は、当該学生の学業成績評価及び修得単位について、当該学生の所属する他の大学等に通知するものとする。

(履修の取り消し)

第11条 この規程に違反した者、若しくは本学教職員の指示に従わない者に対して、学長は履修の許可を取り消すことができる。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、単位互換に関する必要な事項は、教務委員会が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

別表

授業料等	金	額
授業料等	授業料	5,000円
(1単位当たり)	課題添削料	メディア使用 0円
及びIT管理料		所定用紙使用 1,000円
	科目修得試験料	教室試験(所定用紙使用) 1,000円
		論文試験 メディア使用 1,000円
		所定用紙使用 2,000円
	スクーリング受講料(最終試験料を含む。)	7,500円
	IT管理料(単位数に関係なく、1学期あたり)	12,000円

- 1 課題添削料は、所定用紙使用を選択した者から徴収し、メディア使用を選択した者から徴収しない。
- 2 科目修得試験料は、試験を行う場所・方法により、定額を徴収する。
- 3 IT管理料は、課題添削、論文試験に関しメディア使用を選択した者から徴収する。

(様式1)

平成 年度特別聴講学生出願票

八洲学園大学長 殿

特別聴講学生として、下記の科目を受講致したくお願いいたします。

出 願 者	学籍番号				性別	男・女	
	フリガナ 氏名				生年月日	年 月 日生	
		印				( 歳 )	
	現住所	〒 -					
	電話番号	- ( ) -					
	所属大学	大 学 短期大学					
学部・学科				学 年			
出 願 先	受入れ大学	八洲学園大学					
	受講科目	科目名	単位	開講学期	教員名	備考	
出願理由							
(所属大学にて記入してください)							
上記学生を貴学の特別聴講学生として、出願することを認めます。							
平成 年 月 日							
学長					印		

受講年度の学年を記入してください。

## 八洲学園大学学生規程

- 第1条 八洲学園大学（以下「本学」という。）の学生（正科生、科目等履修生及び特修生をいう。以下同じ。）の身分等の取扱い及び学生の団体に関しては、この規程の定めるところによる。
- 第2条 学生は、学生証又は登録証を常に所持するとともに、本学関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 学生証又は登録証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
  - 3 学生証又は登録証を所持しない者は、附属図書館等本学施設の使用及び期末試験等の受験を認めない。
  - 4 学生証及び登録証の有効期限は、正科生は4年間、科目等履修生及び特修生は1年間とし、有効期限を超過したものは、更新する。
  - 5 学生証又は登録証を紛失したときは、すみやかに学生証（登録証）再発行願（別紙様式1）を教務課教務係に提出し、再交付を受けなければならない。
  - 6 卒業、修了、退学等により学生の身分を失ったときは、直ちに学生証又は登録証を教務課教務係に返還しなければならない。
- 第3条 正科生が所属課程の変更を希望するときは、所属課程変更願（別紙様式2）を教務課教務係に提出し、その許可を受けなければならない。
- 第4条 学生又は正・副保証人の住所、電話番号、国籍、本籍、氏名等に変更があったときは、すみやかに住所等変更届（別紙様式3）を教務課教務係に提出するものとする。
- 第5条 学生が休学、復学又は退学しようとするときは、正保証人と連署の上、休学届、復学届又は退学届（別紙様式4から6まで）を教務課教務係に提出するものとする。
- 第6条 学生が留学しようとするときは、正保証人と連署の上、留学願（別紙様式7）を教務課教務係に提出し、その許可を受けなければならない。
- 第7条 学生が学内において学生団体を設立しようとするときは、学生団体設立願（別紙様式8）を教務課学生係に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、当該団体の責任者は、正科生とする。
- 2 前項により設立された学生団体の団体名、団体の目的、事業の概要及び役員名等を変更しようとするときは、学生団体変更届（別紙様式9）を教務課学生係に提出するものとする。
  - 3 学生団体を解散しようとするときは、学生団体解散届（別紙様式10）を教務課学生係に提出するものとする。
- 第8条 学生又は学生団体は、本学の教育、研究を妨げてはならず、また、本学の名誉を傷つける行為を行ってはならない。
- 第9条 学生団体が次の各号の一に該当すると認めるとき学長は、当該団体の活動の停止又は解散を命ずることがある。
- 一 前条の規定に違反したとき。
  - 二 学則その他本学の規程類に反する行為を行ったとき。
  - 三 学生団体の活動中に事故が発生するなど団体の運営が不適切と認められるとき。
  - 四 学生団体の構成員が不祥事に関係し、それが当該団体の活動と密接な関連があったとき。
- 第10条 学生又は学生団体が学修等のため、本学の施設を使用しようとするときは、所定の期日までに施設

使用願（別紙様式 1 1）を教務課学生係に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 本学の施設を使用する者は、使用許可の条件を遵守しなければならない。
- 3 施設の利用者がこの規程に違反したとき学長は、当該施設の使用の中止を命ずることがある。
- 4 施設の利用者が故意又は過失により施設、設備又は備品を滅失又は毀損したときは、その損害を弁償するものとする。

第 1 1 条 学生又は学生団体は、所定の期日までに募金等願（別紙様式 1 2）を教務課学生係に提出してその許可を受け、学内において募金等金銭の收受を伴う行為を行い、又は署名を求めることができる。

- 2 第 1 0 条第 2 項の規定は、前項の行為について準用する。

第 1 2 条 学生又は学生の団体が学内において文書、ポスター等（以下「文書等」という。）を掲示しようとするときは、文書等掲示願（別紙様式 1 3）に掲示しようとする文書等を添えて教務課学生係に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 文書等には、当該文書等の掲示に係る責任者の氏名を明示するものとする。
- 3 第 1 項の規定により掲示の許可を受けた文書等には、掲示承認印を押印する。

第 1 3 条 掲示しようとする文書等が次の各号の一に該当するときは、掲示を許可しない。

- 一 特定の個人又は団体等の名誉を傷つけると認められるもの
- 二 虚偽の事実を記載したもの
- 三 内容、表示が品位を欠くと認められるもの
- 四 第 8 条に違反する活動を目的とするもの

第 1 4 条 文書等は、別に指定する学生用掲示板に掲示するものとする。ただし、特に許可したものについてはこの限りでない。

- 2 掲示の期間は 3 週間以内とし、この期間を経過した文書等は、当該文書等の掲示に係る責任者が直ちに撤去するものとする。

第 1 5 条 第 1 2 条第 1 項及び第 1 3 条に違反して掲示された文書等は、当該文書等が掲示された場所の管理者が撤去する。

第 1 6 条 学生又は学生の団体は、第 1 3 条各号の一に該当する文書、物品等を学内において配布してはならない。

- 2 第 1 5 条の規定は、文書等の配布について準用する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 条の規定は、当分の間、科目等履修生及び特修生に適用しない。

### 学生証(登録証)再発行願

平成 年 月 日

八洲学園大学長殿

学生番号 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

学生の種類 \_\_\_\_\_

下記の理由により学生証(登録証)の再発行をお願いします。

記

事	由(詳細に)

- (注) 1. 汚損等による使用不能のため再発行を願い出るときは、使用不能となった学生証(登録証)を添付すること。  
2. 再発行を受けた後、紛失、盗難等に係る学生証(登録証)が見つかったときは直ちに返還すること。

--	--	--	--

所属課程変更願

平成 年 月 日

八洲学園大学長殿

学生番号 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

下記のとおり所属課程を変更したいので、許可下さるようお願いいたします。

記

現在の所属課程	
所属を希望する課程	
変更希望時期	平成 年度 学期から
変更理由	

--	--	--	--

## 住所等変更届

平成 年 月 日

八洲学園大学長殿

学 生 番 号 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
 学 生 の 種 類 \_\_\_\_\_  
 正又は副保証人氏名 \_\_\_\_\_ 印

下記のとおり私(正保証人、副保証人)の住所等を変更しましたので、お届けします。

### 記

変更した年月日	平成 年 月 日
---------	----------

変更前	現住所	〒	都道	市区	
			府県	郡町	
	電話	自宅・呼出	-	-	
		勤務先	-	-	内線( )

変更後	現住所	〒	都道	市区	
			府県	郡町	
	電話	自宅・呼出	-	-	
		勤務先	-	-	内線( )

国籍	変更後	
----	-----	--

本籍	変更後	
----	-----	--

氏名	変更後	カタカナ記入(姓と名の間は1コマあけ、濁点は1コマとして使用)
		漢字等記入(姓と名の間は1コマあける)

備考(変更事由等):

--	--	--	--

- ・学生本人の氏名変更の場合、届人の氏名は旧氏名とし、併せて学生証(登録証)再発行の手続も行ってください。
- ・正又は副保証人の氏名変更の場合、正又は副保証人氏名欄は、旧氏名とすること。

# 休 学 届

平成 年 月 日

八洲学園大学長殿

学 生 番 号 \_\_\_\_\_

学 生 の 種 類 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

正 保 証 人 \_\_\_\_\_ 印

下記理由により休学いたしますので、お届けします。

記

事 由 ( 詳 細 に )	
期 間	平成 年度 学期 ~ 年度 学期

--	--	--	--

## 復学届

平成 年 月 日

八洲学園大学長殿

学 生 番 号 \_\_\_\_\_

学 生 の 種 類 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

正 保 証 人 \_\_\_\_\_ 印

下記より復学いたしますので、お届けします。

### 記

復 学 時 期	平成 年度 学期から
休 学 期 間	平成 年度 学期 ~ 年度 学期

--	--	--	--

# 退 学 届

平成 年 月 日

八洲学園大学長殿

学 生 番 号 \_\_\_\_\_

学 生 の 種 類 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

正 保 証 人 \_\_\_\_\_ 印

下記の理由により退学いたしますので、お届けします。

記

事 由 ( 詳 細 に )	
退 学 時 期	平成 年度 学期末

--	--	--	--

留 学 願

平成 年 月 日

八洲学園大学長殿

学 生 番 号 \_\_\_\_\_

学 生 の 種 類 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

正 保 証 人 \_\_\_\_\_ 印

下記のとおり留学したいので、許可下さるようお願いいたします。

記

留 学 目 的	
期 間	平成 年 月 日 ~ 年 月 日
受 入 れ 大 学 名 及 び 所 在 地	
留 学 期 間 中 の 連 絡 先	

(注)受入れ大学の承諾書及び留学の募集要項(翻訳文付)を添付すること。

--	--	--	--

### 学生団体設立願

平成 年 月 日

八洲学園大学長殿

責任学生番号 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 連絡先 (TEL) \_\_\_\_\_

下記のとおり学生団体を設立したいので、許可下さるようお願いいたします。

#### 記

団 体 名	
団体の目的	
事業の概要	
設 立(予定) 年 月 日	平成 年 月 日
役 員 名	
構 成 員 数	人

(注) 団体の規約、構成員名簿を添付すること。

--	--	--	--

### 学生団体変更願

平成 年 月 日

八洲学園大学長殿

責任学生番号 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 連絡先(TEL) \_\_\_\_\_

下記のとおり、学生団体を変更したいので、許可下さるようお願いいたします。

#### 記

団 体 名	変更前	
	変更後	
団 体 の 目 的		
事 業 の 概 要		
役 員 名		
変 更 年 月 日	平成 年 月 日	

(注) 団体の規約、構成員名簿の変更を伴う場合は、変更後の規約、名簿を添付すること。

--	--	--	--

## 学生団体変更願

平成 年 月 日

八洲学園大学長殿

責任学生番号 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 連絡先(TEL) \_\_\_\_\_

下記のとおり、学生団体を変更したいので、許可下さるようお願いいたします。

### 記

団 体 名	変更前	
	変更後	
団 体 の 目 的		
事 業 の 概 要		
役 員 名		
変 更 年 月 日	平成 年 月 日	

(注) 団体の規約、構成員名簿の変更を伴う場合は、変更後の規約、名簿を添付すること。

--	--	--	--

## 学生団体解散届

平成 年 月 日

八洲学園大学長殿

団 体 名 \_\_\_\_\_

責任学生番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

連絡先 (TEL) \_\_\_\_\_

下記のとおり学生団体を解散しますので、お届けします。

記

解 散 年 月 日	平成 年 月 日
解 散 理 由	

--	--	--	--

### 施設使用願

平成 年 月 日

八洲学園大学長殿

団 体 名 \_\_\_\_\_  
 責任学生番号 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 連絡先 (TEL) \_\_\_\_\_

下記のとおり施設を使用したいので、許可下さいますようお願いいたします。

#### 記

施 設 名	
使 用 目 的	
日 時	平成 年 月 日 ( 曜日 ) 時 分 ~ 時 分
人 数	人 ( うち部外者 人 )

- (注) 1. 願い出の時期は、使用予定日の前日(前日が休日の場合は前々日。)までとする。  
 2. 使用時間を厳守すること。  
 3. 火災予防、設備・備品の保全に留意し、使用後は施設を原状に復すること。

--	--	--	--

## 募 金 等 願

平成 年 月 日

八洲学園大学長殿

団 体 名 \_\_\_\_\_  
 責任学生番号 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 連絡先 (TEL) \_\_\_\_\_

下記のとおりに **募金** **販売** **署名** を行いたいので、許可下さるようお願いいたします。

記

目 的 ・ 内 容	
日 時	平成 年 月 日 ( 曜日 ) 時 分 ~ 時 分
場 所	
人 数	人

- (注) 1. 願い出の時期は、募金等を行う5日前(休日は期間に算入しない。)までとする。  
 2. 募金、販売の場合は、終了後速やかに収支報告書を提出すること。

--	--	--	--

## 文 書 等 掲 示 願

平成 年 月 日

八洲学園大学長殿

団 体 名 \_\_\_\_\_  
 責任学生番号 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 連絡先 (TEL) \_\_\_\_\_

下記のとおり文書等を掲示したいので、許可下さるようお願いいたします。

記

期 間	平成 年 月 日 ~ 年 月 日
場 所	
掲 示 責 任 者	

- (注) 1. 掲示しようとする文書等を添付すること。  
 2. 掲示責任者は、掲示期間経過後直ちに文書等を撤去すること。  
 3. 掲示期間は、3週間以内とすること。

--	--	--	--

## 八洲学園大学学生相談センター規程

第1条 八洲学園大学（以下、「本学」という。）に、学生相談センターを置く。

第2条 学生相談センター（以下、「センター」という。）は、本学学生の学生生活等における諸問題について学生からの相談に応じるとともに、助言を行うことを目的とする。

第3条 センターは、次の業務を行う。

- 一 学生の修学上の諸問題について相談に応じること。
- 二 相談業務に関わる資料の収集及び保存
- 三 その他学生相談に必要な事項

第4条 センターは、次の者で組織する。

- 一 センター長
  - 二 センター員
- 2 センター長は、学部長をもって充てる。
  - 3 センター員は、本学専任教員の中から学長が指名する者とする。

第5条 前条第3号のセンター員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第6条 センターの業務を処理するに当たっては、個人の秘密は厳守されなければならない。

第7条 センターの管理運営については、本学学生委員会の定めるところによる。

第8条 センターの事務は、教務課において処理する。

### 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

## 八洲学園大学における学生の課外活動に関する要項

### (目的)

第1 この要項は学生規程に基づいて学生の課外活動に関する細目を定めるものである。本学における課外教育活動を振興し、その円滑な発展に資するため、学生団体の組織の基準を定め、適正な援助を行うとともに、課外教育活動に関し学生の意向を反映させることを目的とする。

### (学生団体の認定)

第2 八洲学園大学学生規程第7条に基づき設立された団体(以下「学生団体」という。)は、次の各号に該当する場合は、学生団体として認定を受けることができる。

- 一 本学の教育目的に沿うものであること。
- 二 本学の学生を組織の対象とすること。
- 三 課外活動を目的として組織すること。
- 四 計画的、かつ、日常的に運営すること。
- 五 顧問が活動についてその指導助言を行うこと。

第3 前項の認定は、学期ごとに学生団体の申請を受け、学長が学生委員会の審議に基づき行うものとする。

### (認定の効果)

第4 学生団体には、本学の施設設備の使用等について、便宜を供与するものとする。

第5 学生団体には、本学の名称を冠して使用したり、学外の団体に加入したりすることについて、これを認めるものとする。

### (認定の解除)

第6 学生規程第9条に基づき、学生団体が上記第2の各号に該当しなくなったときは、学長は、当該認定を解除することができる。

第7 学長は、前項の解除をしようとするときは、あらかじめ学生団体の意見を聞くものとする。

### (改正)

第8 この要項の改正は、学生委員会及び教授会の議を経て行う。

### (補足)

第9 この要項の実施に関する事務は、教務課学生係及び学生委員会において処理する。

この要項は、平成17年4月1日から実施する。

## 修業年限の通算期間に関する規程

第1条 この規程は、八洲学園大学学則（以下「学則」という。）第11条第3項に規定する科目等履修生が、正科生として入学した場合の修業年限に通算することができる期間に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 修業年限に通算することができる期間は、次の各号に掲げる修得単位数及び当該単位の修得に要した期間の区分に応じて、当該各号に掲げる期間とする。

- 一 31単位以上修得し、かつ、単位の修得に要した期間が1年以上 1年
- 二 62単位以上修得し、かつ、単位の修得に要した期間が2年以上 2年
- 2 前項の単位の修得に要した期間には、他の大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校専門課程の学生であった期間及び入学資格を有しない期間は含まないものとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

## 八洲学園大学再入学、編入学及び転入学に関する規程

第1条 この規程は、八洲学園大学学則（以下「学則」という。）第22条に規定する再入学、編入学及び転入学に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 再入学、編入学及び転入学は、再入学、編入学及び転入学する学年の定員に余裕があるときに許可するものとする。

第3条 本学に編入学又は転入学する者は、別表1の第1欄の区分に応じ、同表第2欄に定める相当年次に編・転入学する。

第4条 編入学又は転入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位については、個別に審査のうえ、編入学又は転入学相当年次に応じて別表2に定める授業科目及び単位数を認定することができる。

2 前項の場合において、専修学校専門課程修了者の既に履修した授業科目については、専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）第16条の規定により専修学校が定める授業時数をもって1単位に換算するものとする。

第5条 本学を中途退学し、再入学を許可された者の以前に在学した年数は、本学の在学年数として認定する。ただし、4年以上在学した場合の在学年数については、再入学時において4年在学として扱う。

2 再入学を許可された者の既に履修した授業科目及びその単位については、審査のうえ、その全部を認定することができる。

第6条 本学を卒業し再入学を許可された者は、卒業した課程以外の課程の3年次に入学する。

### 附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

別表 1

第 1 欄	第 2 欄	
	編・転入 相当年次	在学すべき年数
大学（外国の大学を含む。）に1年以上2年未満在学した者	2年相当	3年以上
大学（海外の大学を含む。）に2年以上在学した者（卒業を含む。）  短期大学（外国の短期大学を含む。）を卒業した者  高等専門学校（外国の高等専門学校を含む。）を卒業した者  旧国立工業教員養成所又は旧国立養護教諭養成所を卒業した者  専修学校の専門課程（第2条各号に該当する課程に限る。）を修了した者	3年相当	2年以上

別表2 編入学者及び転入学者の既修得単位の認定

区分	卒業所要 単位数	第2年次相当転入学	第3年次相当編入学
		本学入学前に修得したものとみなす単位数	本学入学前に修得したものとみなす単位数
共通基礎 教育科目	20	14	14
基幹科目	8		
共通専門 教育科目	10	10	10
専門科目	46		
関連科目（所属する課程の専門科目に関連する科目。共通専門教育科目、基幹科目及び専門科目から選択履修）	28		24
自由選択科目（生涯学習学部の開設科目から選択履修。ただし、履修規程別表第1資格科目（学校図書館司書教諭資格関係）を除く。）	12	6	12
合計	124 (30)	30 (6)	60 (12)

( ) は面接授業の単位数で内数である。

## 単位認定基準

1. この基準は、他の教育施設で修得した単位を、本学の卒業所要単位に充当するために認定する際の基準を定めたものである。
2. 単位認定の対象となる教育施設は次のとおりとし、1年以上在学したものについて単位を認定する。  
 大学（外国の大学を含む）  
 短期大学（外国の短期大学を含む）  
 高等専門学校  
 総授業時数が1700時間以上で修業年限2年以上の専修学校の専門課程（以下「専修学校専門課程」という。）
3. 単位認定の対象となるものは、上記の教育施設において修得した単位とし、合わせて60単位を上限とする。
4. 単位認定は、学生等の申請に基づき次により行うものとし、既修得単位数による認定単位数の詳細は以下のとおり。  
 既修得単位数が60単位以上の場合、「再入学、編入学及び転入学に関する規程」3年次相当編入学の単位数を準用。（別表1）  
 既修得単位数が60単位未満30単位以上の場合、「再入学、編入学及び転入学に関する規程」2年次相当転入学の単位数を準用。（別表2）  
 既修得単位数が30単位以下の場合、別に定める。（別表3）

既修得単位数が60単位以上（別表1）

区分	卒業要件	3年次相当編入学 本学入学前に修得したとみなす単位数
共通基礎教育科目	20	14
基幹科目	8	
共通専門教育科目	10	10
専門科目	46	
関連科目	28	24
自由選択科目	12	12
計	124(30)	60(12)

既修得単位数が 60 単位未満 30 単位以上（別表 2）

区分	卒業要件	2 年次相当転入学 本学入学前に修得したとみなす単位数
共通基礎教育科目	20	14
基幹科目	8	
共通専門教育科目	10	10
専門科目	46	
関連科目	28	
自由選択科目	12	6
計	124(30)	30(6)

既修得単位数が 30 単位以下（別表 3）

既修得単位数	30	28	26	24	22	20	18	16
	本学入学前に修得したとみなす単位数							
共通基礎教育科目	14	14	14	12	10	10	8	8
基幹科目								
共通専門教育科目	10	8	8	8	8	6	6	6
専門科目								
関連科目								
自由選択科目	6	6	4	4	4	4	4	2
計	30(6)	28(4)	26(4)	24(4)	22(4)	20(4)	18(2)	16(2)

既修得単位数	14	12	10	8	6	4	2
	本学入学前に修得したとみなす単位数						
共通基礎教育科目	6	6	6	4	4	2	2
基幹科目							
共通専門教育科目	6	4	2	2	2	2	
専門科目							
関連科目							
自由選択科目	2	2	2	2			
計	14(2)	12(2)	10(2)	8(0)	6(0)	4(0)	2(0)

5. 単位の認定は編入学受け入れ開始と同様に平成 18 年 4 月以降とするが、平成 16 年度・17 年度入学者については、学生の学習計画に支障をきたさないよう予備認定単位数を入学時に通知する。

## 内規

1. 単位認定は教務委員会の所掌事項とする。
2. 編入学受入開始前の特別措置として、平成 16 年度・17 年度に正科生・科目等履修生となった者が平成 18 年度編入学を希望する場合、他の教育施設で修得し本学で認定された単位に加えて平成 16 年度・17 年度中に本学で修得したすべての単位を認定する。
3. 審査の手順は以下のとおり
  - (1) 事務局にて認定可能な学校種、学部、学科、課程等に該当するかを確認する。(専門学校の専門士、海外の大学はア krediteーションを受けているか等)
  - (2) 成績証明書の内容から、本学の学習と同等のものとして認定できる科目の単位に を付ける。
  - (3) をつけた単位数の合計が認定単位数となる。  
原則として既修得単位数が 60 単位以上は 60 単位、60 単位未満 30 単位以上は 30 単位  
30 単位以下は、既修得単位数を超えない単位を上限に 2 単位刻みで 2~28 単位
  - (4) 確認者は証明書に確認日・単位数を朱書きの上、押印
  - (5) 審査により、認定単位数を決定し学生に通知可能。(課程長からのお知らせとしてメッセージにて通知)
  - (6) 予備審査終了後、事務担当者が日付分をまとめて「既修得科目の本学単位認定確認書」を添付し教務委員長に回付する。教務委員長より学長・学部長・両課程長に事後承認印を受ける。承認済みの書類は事務局長確認後、事務局で保管する。

今後、それぞれの区分において該当する代替科目をおくことを検討する。

## 八洲学園大学特修生規程

第1条 八洲学園大学（以下「本学」という。）の特修生については、本学学則に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

第2条 特修生を志願する者に対しては、本学の授業を理解できるかどうかを判定するため、作文を課すものとする。

第3条 本学教授会は、前条の作文と本学学則第18条の書類を審査し、入学者を決定する。

第4条 特修生は、本学正科生としての入学資格を取得しようとする者と入学資格の取得を目的としないて入学する者に分ける。

第5条 本学正科生としての入学資格を取得しようとする特修生は、在学中に次に掲げる授業科目から8科目16単位以上を修得しなければならない。

授 業 科 目 名	単 位 数
保育園・幼稚園教育と家庭教育概論	2
乳幼児のしつけ（演習）	2
小学校道徳教育と家庭教育	2
ケーススタディ1（演習）「幼児の体罰と虐待」	2
ケーススタディ5（演習）「中学生<きれる>の要因分析」	2
文学に表れた家庭・家族1（演習）（日本）	2
発達特性と習慣形成（演習）	2
中学校教育と家庭教育概論	2
善悪意識の育成（演習）	2
親子の信頼関係	2

第6条 本学正科生としての入学資格取得を目的としない特修生は、本学が開設するどの授業科目でも受講できるが、単位は取得できないものとする。ただし、本人からの要求があった場合には、別表の受講証明書を発行するものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

別表

受 講 証 明 書

様

あなたは、本学が開設する下記の授業科目を受講したことを証明する。

平成 年 月 日

八洲学園大学長 高橋 進 印

記

授 業 科 目 名

## 試験・レポート等の不正行為に関する規程

### (目的)

第1条 本規程は、不正行為についての事態に対応するための事項を以下のように定める。

- (1) 調査委員会の設置
- (2) 調査委員の構成
- (3) 調査委員会の業務
- (4) 懲戒
- (5) 調査委員の任期

### (調査委員会の設置)

第2条 学部長は、教員及び学生から試験・レポート等で不正行為が行われたとの届け出があった場合、学則第43条に基づき調査委員会を設置する。

### (調査委員の構成)

第3条 調査委員会は、学部長の指示により、学生委員会・教務委員会を中心とし、その他、必要な人員をもって構成するものとする。

### (調査委員会の業務)

第4条 調査委員会は不正行為の有無を調査し、不正行為があった場合は相応の罰則を検討して、結果を本学運営委員会、及び教授会に報告する。

2. 調査の手順、罰則については、別に細則を定めるものとする。

### (懲戒)

第5条 学長は、不正行為を行った学生に対して、適正な措置をとる。

(調査委員の任期)第6条 調査委員の任期は、当該案件を調査・検討し、結果を本学運営委員会、及び教授会に報告し、結果が了承されることによって終了するものとする。

附 則 この規程は、平成18年 2月15日から施行する。

## 試験・レポート等の不正行為調査委員会についての細則

### (目的)

第1条 本細則は、試験・レポート等の不正行為について調査・検討するための調査委員会の業務に関する事項を以下のように定める。

- (1) 不正行為の内容
- (2) 調査の手順
- (3) 罰則
- (4) 調査・検討の観点

### (不正行為の内容)

第2条 不正行為とは以下の行為をいう。

#### (1)不正に作成されたレポートを提出する行為

- 例 知人や友人などによって作成されたレポートを提出する行為
- 例 データベースやウェブサイトの文章を自己のものと偽って提出する場合
- 例 故意に剽窃・盗作したレポートを提出する場合
- 例 他人と共同して作成したレポートを自己のものと偽って提出する場合。
- 例 その他、担当教員が明らかに不正とみなしたもの。

#### (2)科目修得試験等における不正行為

- 例 第三者が本人になりすました受験。
- 例 機器の不具合を偽って報告し、故意に当該試験の機会をあらたに得ようとする行為。
- 例 その他、担当教員が明らかに不正とみなしたもの。

### (調査の手順)

第3条 不正行為の有無の調査は以下の手順で行い、結果を報告する。

- (1)担当教員に、学生から提出されたレポートとそれに対する意見書、及びそれを裏付ける資料の提出を求める。
- (2)学生に、担当教員から調査委員会への報告があったことを知らせ、そのことについての意見書、及びそれを裏付ける資料の提出を求める。
- (3)担当教員と学生の双方の意見書や資料をもとにして調査を行う。また、必要に応じて直接事情を聴取する。
- (4)この調査に関することは外部に漏らさない。報告に用いた資料は回収する。

### (罰則)

第4条 不正行為の場合、教育的な配慮をもって、以下の罰則の中から適正な罰則を検討し、報告する。

- (1)反省文を提出させる。
- (2)当該科目の本学期での単位履修は不可とする。

(3)健全な学習態度に復帰することが可能と判断した場合、学生がその科目の再履修を希望すれば次学期より履修を認める。

(4)重大な故意によるものと判断した場合、その程度に応じて教育的措置をとる。学長訓告。次学期、当該科目の再履修を認めない。当該学期の履修科目全て不可。次学期全ての教科の履修を認めない等。

(調査・検討の観点)

第5条 調査・検討の観点は以下の通りとする。

(1)不正行為かどうか

(2)不正行為の場合

指導できる許容範囲にある行為か、社会通念からも教育の場を逸脱している悪質な行為か

程度は軽度の過失によるものか、重大な故意によるものか

学生は自らの行為を反省しているか、反省は認められないか

附 則 この細則は、平成18年2月15日から施行する。

## 18年度教授会議事録目次

第1回教授会議事録	252
第2回教授会議事録	255
第3回教授会議事録	258
第4回教授会議事録	261
第5回教授会議事録	264
第6回教授会議事録	267
第7回教授会議事録	270
第8回教授会議事録	274
第9回教授会議事録	277
第10回教授会議事録	279
第11回教授会議事録	281
第12回教授会議事録	284

日 時 平成18年4月19日(水) 14時より

場 所 八洲学園大学 8階 会議室

出席者 高橋、水野、中田、山本(恒)、高鷲、赤沼、浅井、生越、岸、沼倉、福田、望月、山本(格)、渡邊、石井、巖、小宮、関、秋吉、石田、大石、篠崎、平良、田中、江田、塙、田井

オブザーバー 和田

事務局 吉田、松浪、奥村、林、朝比奈、桑原

定足数の確認 有議決権者27名の出席で教授会成立

## 議 題

### (審議事項)

#### 1 平成17年度第12回教授会議事録(案)の確認(資料1)

前回の議事録を確認の上、これを承認した。

#### 2 平成18年度春学期第1次募集3、4回合否判定について

朝比奈入試担当職員より合格者内訳の説明が行われた後、山本入試委員長より、家庭教育課程と人間開発教育課程の入学者の経歴の特徴についてコメントがあり、第3回合格者が家庭教育課程12名、人間開発教育課程80名、合計92名、第4回合格者は家庭教育課程6名、人間開発教育課程37名、合計43名となるとの説明があり、審議の上これを承認した。

#### 3 入試作文様式の変更について

『「八洲学園大学で何を学び、それをどう生かしたいか」を以下に記入してください。』を『「八洲学園大学で何を学び、それをどう生かしたいか」について記入してください。』また、科目等履修生を希望される方は特に、入学の目的(資格取得を含む)、履修を希望する期間などの学習計画を具体的に記入してください。』に変更する理由の説明を、事務局朝比奈入試担当職員と山本入試委員長からあり、審議の上これを承認した。

#### 4 家庭教育課程における科目等履修生について(資料2)

渡邊教授より、家庭教育課程の科目等履修生を増加させるための方策として、学習コースを設定するメリットとその作業を継続中との説明があった。また、中田課程長より、修了証を与えるなど、受講生のモチベーションを高める方法を検討中であるという説明があり、承認された。

#### 5 所属課程の変更と編入学について(資料3)

中田教務委員長より、所属課程の変更(\*\*\*\* 人間 家庭)・編入学(\*\*\*\*、\*\*\*\*、\*\*\*\* (いずれも人間開発教育課程、\*\*\*\*のみ正科生から、他は科目等履修生から))について説明があり、審議の結果これを承認した。

6 特修生単位修得状況(2005年秋学期)(資料4)

中田教務委員長より説明があり、所定の単位修得者の7名が正科生となることについて、審議の上これを承認した。

7 退学希望者(\*\*\*\*ほか21名) 休学希望者(\*\*\*\*ほか11名)及び復学希望者(\*\*\*\*)について(資料5)

渡邊学生委員長より、このことについて説明があり、審議の上これを承認した。

なお科目等履修生については、現行の規定上、科目を修得したことにより籍を抜くことをも退学とみなさざるを得ないという説明があった。

8 平成18年度春学期入学式について(資料6)

渡邊教授より、配布した資料により説明があった。審議の過程でオリエンテーションを課程ごとに行う案と一緒に進む案の提案があったが、履修指導の観点から、一緒に進むことで了承された。

9 平成18年度共同研究について(資料7)

中田課程長より「家庭教育学の構想」について、山本課程長より「遠隔大学教育の安定的展開に関する実践と研究」について、中田課程長より「中・韓・台における日本学の現状」についてそれぞれ説明があり、審議の上これを承認した。

(報告事項)

1 平成18年度諸委員会委員について(資料8)

巖助教授の姓名「巖」を「巖」に修正することとした。

2 自己点検・評価書の作成について(資料9)

吉田事務局長から個別報告書の提出について報告があった。

3 委員会報告

教務委員長より17年度の成績、18年度春学期司書資格科目の開設についての報告があった。入試委員長より、合否判定案の作成、入試作文様式変更の検討等について報告があった。紀要委員長より紀要第2号に掲載する論文数、紀要掲載論文のネット上公開時の留意点、18年度紀要発行予定等について報告があった。

4 課程会議報告

家庭教育課程の石井助教授より、第1回は学生数を増やすための方策、第2回は科目等履修生及び公開講座を行うことについて話し合われたことの報告があった。

人間開発教育課程の山本課程長より、自己点検評価に関し17年度の目標達成度と18年度の基本方針策定についてが会議の主要議題であったとの報告があった。

## 5 共同研究報告

家庭教育課程平良講師より、「家庭教育学の構想」に関する中間報告書について報告があった。  
人間開発教育課程秋吉講師と浅井教授より「遠隔大学教育の安定的展開に関する実践と研究」に関する報告書が出来上がった旨報告があった。

## 6 その他報告事項

石田講師より、〔国内版〕eラーニング等のITを活用した教育に関する調査報告書（05年度）独立行政法人メディア教育開発センター（18年3月）に原稿が掲載された旨の報告があった。吉田事務局長より、昨年同様に全国大学職員録原稿を広潤社に提供する旨の報告があった。

日時 平成18年5月17日(水) 14時より

場所 八洲学園大学 8階 会議室

出席者 高橋、水野、中田、山本(恒)、高鷲、赤沼、浅井、生越、岸、沼倉、福田、望月、山本(格)、渡邊、石井、巖、小宮、関、秋吉、石田、江田、大石、篠崎、平良、塙、田井

欠席者 田中

事務局 吉田、朝比奈、桑原

定足数の確認 有議決権者26名の出席で、教授会成立

## 議 題

### (審議事項)

#### 1 平成18年度第1回教授会議事録(案)の確認(資料1)

前回の議事録を次のように修正し、確認した。

報告事項4の課程会議報告中、「第一回は学生数を増やすための方策」を「第一回は学生数を増やすための方策についてなど他3件」に、「第2回は科目履修生及び公開講座を行うことについて・・・」を「第2回は科目履修生の学習コース及び公開講座について・・・」に修正する。

#### 2 平成18年度春学期第2次合否判定について

朝比奈入試担当職員よりこのことについて、課程別、正科生・科目等履修生・特修生別、合格・仮合格別に説明があった。今回の仮合格を含む合格者数は49名であり、第一次分と合わせると平成18年度春学期合格者数は仮合格者数も含めて350名となる。なお、この数字の中には、清風情報工科学院からの10名が含まれている。引き続き山本入試委員長より、「第1回編入学試験の結果に基づく両課程へのお願い」(資料2)により説明があった。審議の結果、第二次合格者49名について承認した。

#### 3 退学希望者(科目等履修生)について

渡邊生委員長より、資料3により退学希望者について説明があり、審議の結果これを承認した。

#### 4 平成18年度春学期学外実地研修について

福田実習委員長より、資料4により国内・国外の学外実地研修の時期、履修条件、有事の際の対応等について説明があり、審議の結果、承認された。なお、配布の資料4の2ページ学生研修費用(予定)合計235,210円を233,290円に訂正することとした。

#### 5 平成18年度秋学期学事予定について

中田教務委員長より、資料5により詳細な説明があった後、審議の結果、秋学期入学式を10月9日(体育の日)に変更することとし承認された。

#### 6 平成18年度秋学期入試日程について

山本入試委員長より、2006年秋学期募集要項(案)(資料6)について説明があり、審議の結果承認された。なお、2006年秋学期募集要項(案)中、平成18年度秋学期の授業開始が1週間早まったことにより、案1は廃止し案2により実施することになった。

## 7 非常勤講師の採用について

水野学部長より、片山ふみさんを資料組織演習担当の非常勤講師として採用したい旨の提案があり、高鷲図書館長より補足説明の後、審議の結果承認された。

### (報告事項)

#### 1 募集要項用履修モデルの追加について

中田教務委員長より、履修モデルの追加について両課程に依頼があった。

#### 2 家庭教育課程の科目等履修生向け学習コースについて

渡邊教授より、家庭教育に関心のある人が科目等履修生として学ぶ目標を持ちやすくするため、8コースを設け、修了者には修了証を与える方向で検討している旨の報告があった。

#### 3 委員会報告 (教務、入試、学生、紀要、広報)

##### (教務委員会)

中田教務委員長より、来年度は完成年度に当たるため、学事予定を早急に完成させる必要があり、それに向けて準備を進めているとの報告があった。

渡邊教授より、科目等履修生で資格を取ってやめる場合の呼称は「希望単位取得修了者」ではどうかとの発言があり、それを受けて水野学部長より次回の運営委員会でも議論する予定なのでこの場で意見などあれば発言していただきたいとコメントがあった。続けて学長より、その呼称を見れば何の目的で学習したのかがわかるようにしたいとの発言があった。高鷲教授より司書の資格取得が目的で入学する者がほとんどなので、改めて証明書(修了証)を発行したほうが良いのではとする意見があった。

##### (入試委員会)

山本入試委員長より委員会報告として、再入学希望者の審査方法について検討中であるとの報告があった。

##### (学生委員会)

渡邊学生委員長より、今年度第1回学生委員会は、4月26日7名で行われ、いかに学生相談室を活用するか、レポート等の提出が滞る学生に対してのフォローをどう工夫していくのか、また入学式のため5月2日には臨時学生委員会が行われたことなど報告があった。

##### (紀要委員会)

高鷲紀要委員長から紀要第2号の校正原稿を各先生方に渡したこと、第3号の原稿受付けは今月中であること、第2号の掲載論文は平成17年度自己点検評価の個別報告書に盛り込むことができる等の説明があった。

##### (広報委員会)

沼倉広報委員長より、本学の知名度を上げるにはどうすればよいかを検討することとしているが、さしあたり各教員から、ブログの形で情報を発信して欲しいとの依頼があった。

#### 4 共同研究（家庭教育）計画書の訂正

平良講師より、家庭教育課程の18年度共同研究計画書に記載の副代表を佐藤貢悦講師から水野建雄教授に訂正したいとの報告があった。

#### 5 その他

巖助教授より、共同研究（中韓台）について、趣旨・目的・メンバーの確認、研究計画について改めて報告があった。水野学部長より 運営委員会報告として完成年度に4年生となる学生の就職活動に対する組織（就職委員会）を発足させるため各課程より各3名推薦して欲しいとの依頼があった。

日時 平成18年6月21日（水）14時～17時5分

場所 八洲学園大学 8階 会議室

出席者 高橋、水野、中田、山本（恒）、高鷲、赤沼、浅井、生越、岸、沼倉、福田、望月、山本（格）、  
渡邊、石井、巖、小宮、関、秋吉、石田、江田、大石、篠崎、平良、田中、塙、田井

事務局 吉田、朝比奈、桑原

定足数の確認 有議決権者27名の出席で教授会成立

## 議 題

### （審議事項）

#### 1 平成18年度第2回教授会議事録（案）の確認（資料1）

前回の議事録を次のように修正し、確認した。

前回議事録の報告事項「5 その他」を次のように改める。

##### 「5 課程会議報告

###### 家庭教育課程

石井助教授から家庭教育課程会議において、科目等履修生の学習コース、公開講座等について話し合われた旨の報告があった。

##### 6 その他

巖助教授より、共同研究（中韓台）について、趣旨・目的・メンバーの確認、研究計画について報告があった。

水野学部長より運営委員会報告として、完成年度に4年生となる学生の就職活動に対する組織（就職委員会）を発足させるため、各課程より各3名推薦して欲しいとの依頼があった。」

#### 2 平成18年度秋学期入試関係日程について（資料2）

山本入試委員長より、秋学期入試関係日程について、第一次が3回、第二次が2回の合否判定を行うこと、入試日程の関係上教授会の事後承認の場合があること等の説明があり、審議の結果承認された。

#### 3 再入学希望者の審査方法について（資料3）

山本入試委員長より、本学の卒業者、在学年限満了者、退学者で再入学を希望する者があった場合の取り扱いについて資料3により説明があり、審議の結果承認された。

#### 4 個別の入学資格審査について（資料4）

山本入試委員長より、外国人を入学対象とする日本所在の学校の卒業者の本学への入学の可否につき資料4により説明があり、審議の結果個別審査により入学を認めることとした。

#### 5 休学届（\* \* \*）について（資料5）

渡邊学生委員長より、家庭教育課程の\* \* \*さんの休学届について説明があり、審議の結果、18年度春

学期間の休学が承認された。

6 科目等履修生の退学者の呼称について

渡邊学生委員長より、科目等履修生が当初の目的（資格取得など）を果たして退学する場合には、科目等履修生終了という呼称を用い、該当学生から届出書を提出させるとの説明があり、審議の結果承認された。

7 平成19年度春年間行事予定について（資料6）

中田教務委員長より、志願者から授業日程等について質問があること、来年度は卒業認定審査等もあり、早めに学事予定の大枠を決めておく必要があるなどの説明があり、審議の結果承認された。なお、学長より、卒業論文の審査については念入りに行うことが望ましいと発言があり、中田委員長より教務委員会から案を出す予定である旨の説明があった。

8 ピアヘルパー認定について（資料7）

中田課程長より、家庭教育課程会議に提案された経緯、岸教授より資料7による説明があり、審議の結果履修方法など大筋において承認された。カウンセリング相談室については、来月の教授会に提案される。

9 非常勤講師の採用について（資料8）

水野学部長より、今年度春学期採用の金鎮河氏「企業人物論演習（東洋）」、「比較家庭教育概論」等4科目担当、秋学期採用の中村喬氏「国語の正しい表現理解と家庭教育」担当について提案があり、審議の結果承認された。なお、巖助教授より金鎮河氏の経歴について補足説明があった。

10 就職委員会委員の選出について（資料9）

水野学部長より、資料9により就職委員会委員の説明があり、審議の結果承認された。なお、中田教授より、学生委員会規程第2条との関連をどうするかとの意見があった。

11 広報委員会委員の追加について

水野学部長より、広報委員会委員に江田講師を補充する旨の説明があり、審議の結果承認された。

（報告事項）

1 平成18年度行事予定について（資料10）

中田教務委員長より、平成18年度行事予定について入学式（10月9日）を加えるとの報告があった。

2 学習ガイド・募集要項の履修モデルについて（資料11）

中田教務委員長より、学生等から学生支援センターに相談があるので、学習ガイド・募集要項に履修モデルを追加するとともに本学の開設科目一覧を作成したとの報告があった。

3 横浜清陵高校への公開講座派遣について

中田課程長より、子供の成長、しつけがテーマで、本学には2講座分担の依頼があった。今年度11月ごろ

行う予定であること、講師に福田教授、赤沼教授を依頼すること、清陵高等学校の講座受講生には単位を与えることなどの報告があった。

#### 4 委員会報告（資料12）

教務委員会報告として、中田教務委員長より、毎週木曜に委員会を開催していること、第二課題未入力の教員がいることなどの報告があった。

入試委員会報告は、山本入試委員長より入試委員会の検討状況、朝比奈入試担当より、資料12に基づいて04年度からの入学者数の推移について報告があった。

紀要委員会報告として、高鷲紀要委員長より、紀要第2号を製本中であり6月中に完成すること、3号についてはすでに21名の先生方から執筆申請があったことなどの報告があった。

広報委員会報告として、沼倉広報委員長より、プロモーションチーム活動状況、ブログの積極的活用について報告と依頼があった。

#### 5 課程会議報告

石井助教授より、第5回から第8回まで家庭教育課程会議について報告があった。これらの会議で話し合われた内容は、公開講座、学生募集、家庭教育アドバイザー、ブログの更新、就職、ピアヘルパー、地域スポーツインストラクターなど広範多岐にわたる。

山本課程長より、人間開発教育課程の課程会議において、自己点検評価、カリキュラム改革等について話し合われた旨の報告があった。なお、カリキュラム改革についての資料については、適切を欠くのではとの意見の開陳があった。

#### 6 共同研究報告

（家庭教育）

平良講師より、6月17日に開催された家庭教育学会と共同研究について報告があった。

（人間開発教育課程）

秋吉講師より、5月31日に行われた共同研究 - ヒューマン eラーニング交流会についての報告があった。

（中韓台共同）

巖助教授より資料14に基づいて、5月15日に行われた「中韓台における日本学の現状」の共同研究会についての報告があった。

#### 7 20年度以降のカリキュラムについて

水野学部長より、20年の4月から実施できるよう現行カリキュラムを見直したい旨の報告があった。

#### 8 その他

中田教務委員長から受講生を多く抱える先生方への労いと課題未入力の教員の課題入力について依頼があった。

第4回教授会は7月19日 14時から 8階会議室にて

## 平成18年度 第4回教授会議事録

日時 平成18年7月19日(水) 14時より16時40分まで  
場所 八洲学園大学8階会議室  
出席者 高橋、水野、中田、山本(恒)、高鷲、赤沼、浅井、生越、岸、沼倉、福田、山本、渡邊、石井、  
巖、小宮、関、秋吉、石田、江田、大石、篠崎、平良、田中、塙、田井  
欠席者 望月  
オブザーバー 和田  
事務局 吉田、朝比奈、桑原  
定足数の確認 有議決権者27名のうち26名の出席で教授会成立

### 議 題

#### (審議事項)

- 1 平成18年度第3回教授会議事録(案)の確認(資料1)  
 前の議事録を次のように修正し、承認した。  
 2P6行目「\*\*\*」を「\*\*\*」に、2P下から4行目「巖助教授」を「巖助教授」にそれぞれ修正。
- 2 平成18年度秋学期合否判定作業について(資料2)  
 山本入試委員長から、資料2について変更した部分を中心に説明があり、審議の結果、「出願資格の審査及び合否判定マニュアル」として承認した。なお、審議の過程において、外国からの出願者も入試委員会の審査を受けることになるかとの質問があった。
- 3 入試実施委員の委嘱について(資料3)  
 山本入試委員長から、人間開発教育課程の18年度秋学期入試実施委員として、秋吉講師、篠崎講師の2名を春学期に引き続き委嘱したいとの提案があり、審議の結果承認した。
- 4 退学届について(資料4)  
 渡邊学生委員長から、退学希望者\*\*\*\*について説明があり、審議の結果、\*\*\*\*の退学を承認した。  
 なお、審議に先立ち、資料の一部修正があった。
- 5 休学届について(資料4)  
 渡邊学生委員長から、休学希望の\*\*\*についての説明があり、審議の結果、\*\*\*の休学を承認した。
- 6 秋学期のスクーリング授業の時間割について(資料5)  
 中田教務委員長から、秋学期のスクーリング日程(案)及び従来の3教室に加え5e演習室も使用するなどの説明があり、審議の結果承認した。

7 卒業論文研究演習及び卒業論文の指導について（資料6）

中田教務委員長及び平良教務委員会委員から、資料により詳細の説明があり、審議の結果承認した。なお、学生への周知に関してはその内容について、今後教務委員会で検討することとした。

8 学習相談員基礎スキル科目修得認証について（資料7）

山本課程長及び浅井教授から、学習相談員基礎スキル科目修得認証について説明があり、審議の結果承認した。なお、審議に先立ち、資料の一部修正があった。

9 20年以降のカリキュラムの検討についての日程（資料8）

水野学部長から、カリキュラ再検討にかかる日程についての説明があり、審議の結果承認した。

10 非常勤講師の採用について（横山潔）（資料9）

水野学部長から、齊藤誠二先生の入院により、代わりに授業を担当してもらおう横山潔氏の紹介と、緊急なこのために事後承認となったことなどの説明があり、審議の結果承認した。

11 その他

山本（恒）教授から、日本私立学校振興・共済事業団、学校法人活性化・再生研究会より「私立学校の経営革新と経営困難・破綻への対応 - 中間まとめ - 」が発行された旨の紹介があった。

（報告事項）

1 通信教育についてのアンケート実施（四日市大学教授 エリックブレイ）（資料10）

渡邊学生委員長からこのことについて報告があったが、アンケートの実施について事前に、目的、対象学生、実施時期、調査主体、アンケートデータの入手など再確認する必要があるとの結論に達した。

2 3月教授会開催日の変更（3月22日（木）14：00～に開催）

水野学部長から、19年3月開催の教授会は、22日木曜日に行うこと、運営委員会は予定通り20日（火）に行うとの報告があった。

3 FD委員会の開催（7月26日（水）14：00～）

水野学部長から、次回のFD委員会について7月26日（水）14時から行うとの報告があった。

4 委員会報告

（入試委員会）

山本入試委員長から、7月12日に開催の第40回入試委員会について報告があった後、朝比奈入試担当職員から秋学期の出願状況について説明があった。

（自己点検評価委員会）

水野学部長から、17年度自己点検評価書がおおむね出来上がったこと、及びサマリーも作成する旨の報告があった。

(教務委員会)

中田教務委員長より、第二回課題の添削、試験問題の入力、秋学期のシラバスの入力、教科書の作成等について依頼した旨の報告があった。

## 5 課程会議報告

(家庭教育課程)

石井助教授から、前回教授会後に行われた課程会議での検討項目等は、講演依頼、身体運動文化学会、家庭教育課程HP、神奈川県生涯学習プログラム講座等である旨の報告があった。

(人間開発教育課程)

山本課程長から、カリキュラム改定フリーディスカッションや秋学期に向けてのPR戦略についてなどが話し合われたとの報告があった。

## 6 人間開発教育課程共同研究報告

秋吉講師から、6月27日に行われた公開研究会について報告があった。

## 7 その他

石田講師からテキスト作成について質問があったが、基本的には固有のテキストを作成するというのが大学の方針であると中田教務委員長、吉田事務局長から説明があった。

江田講師から、学外実地研修については、民間業者主催のツアーで実施予定のところ、ツアーが中止のため、本学独自のスケジュールにより行うことになった旨の報告があった。9月26日～10月2日に行われる。

また、同講師から、来る8月7日(月)に研究を進めていくための若手主導の研究会を7Aで開催する予定であるとの報告があった。

福田教授から、海の日(祝日)に通常スクーリングを行ったが、学生の欠席が多かったので、次学期以降学生への周知について、工夫が必要との報告があった。

次回教授会は8月16日14時から8Aにて開催。

## 平成18年度 第5回 教授会議事録

日時 平成18年8月16日(水) 14時00分～15時30分  
場所 八洲学園大学 8階 会議室  
出席者 高橋、水野、中田、山本(恒)、高鷲、赤沼、浅井、生越、岸、沼倉、福田、望月、渡邊、石井、巖、小宮、関、秋吉、石田、江田、大石、篠崎、平良、田中、塙、田井  
欠席者 山本(格)  
事務局 吉田、松浪、桑原  
定足数の確認 有議決権者27名のうち26名の出席で教授会成立

### 議 題

#### (審議事項)

- 1 平成18年度第4回教授会議事録(案)の確認 (資料1)  
前回の議事録を次のように修正のうえこれを承認した。  
2頁16行目の「カリキュラ再検討」を「カリキュラム再検討」に修正
- 2 平成18年度秋学期第1回合否判定について  
山本入試委員長から、18年度秋学期第1回合否判定(案)について説明があり、審議の結果、53名(家庭教育課程5名、人間開発教育課程48名)を合格者と決定した。なお、人間開発教育課程の1名については二重在籍のため、辞退の可能性があるとの説明があった。
- 3 科目等履修生終了について(\*\*\*\*、\*\*\*、\*\*\*\*)(資料2)  
渡邊学生委員長から、資料2によりこのことについて説明があり、審議の結果、\*\*\*\*、\*\*\*、\*\*\*\*の3人について科目等履修生終了を承認した。
- 4 休学届について(\*\*\*\*)(資料2)  
渡邊学生委員長から、資料2により休学希望者の\*\*\*\*について説明があり、審議の結果、\*\*\*\*の休学を承認した。
- 5 平成18年度秋学期科目修得試験日程について (資料3)  
中田教務委員長から、資料3の科目修得試験日程表について説明があり、審議の結果、承認された。なお、審議に先立ち、資料3について一部修正(2月18日(日)1時限目生涯学習政策を同日4時限目に変更)があった。
- 6 卒業研究演習・卒業論文シラバス見本について (資料4)  
中田教務委員長から、卒業研究演習・卒業論文シラバス見本について資料4により、卒業研究演習と卒業論文は一体のものとして実施した方がよい、最低1回の面接指導、シラバスに指導教員の専攻分野を明示、卒業研究演習、卒業論文ともスクーリング科目とするなどの説明があり、審議の結果、

承認された。

7 非常勤講師の採用について（石井大輔、都留覚）（資料5）

水野学部長から、秋学期採用予定の石井大輔氏（図書館資料論担当）と、都留覚氏（社会生活の理解と家庭教育および市民的資質の基礎と家庭教育担当）について資料5により説明があり、審議の結果、承認された。なお、学長から、非常勤講師に対して、学生への学習指導のあり方を徹底するよう、学部長始め関係者は充分配慮して欲しいとの発言があった。

8 就職委員会規程について（資料6）

水野学部長から、就職委員会規程について資料6により資料の修正と説明があり、審議の結果、承認された。なお、第6条の「支援センター」は「学生支援センター」に、施行日は平成18年8月16日となる。

9 学生委員会規程の改正について（資料7）

渡邊学生委員長から、学生委員会規程の改正について資料7により説明があり、審議の結果、第2条第4号を削ることで学生委員会規程の改正が承認された。

10 平成18年度第1回FD研修会について（資料8）

水野学部長から、平成18年度第1回FD研修会を9月16日（土）に実施する旨、資料8により説明があり、審議の結果、承認された。なお、当日の配布資料作成のため、関係者は9月8日までに必要な資料を事務局長まで提出することとした。

（報告事項）

1 通信教育についてのアンケート（四日市大学 エリック・ブレイ氏）

渡邊学生委員長から、エリック・ブレイ氏とのやりとり、同氏が所属する大学院から連絡などについて経過報告があった。

2 平成17年度自己点検評価書について

水野学部長から、平成17年度自己点検評価書について、建学の精神を加えたこと、資料として八洲学園大学における試験・レポート等の不正行為に関する規程を加えたこと、サマリーを新たに作成したことなどの説明があり、次週早々には各専任教員に配布する予定である旨報告があった。訂正があれば今月26日までに事務局まで連絡してほしいとの依頼があった。

3 神奈川県生涯学習プログラム講座について

中田家庭教育課程長及び江田講師から、公開講座としては韓国語講座に続くものであること、ポスターとチラシが出来上がり児童相談所・保育園へも配布する予定であること、地域情報誌へも無料で案内が掲載される予定であること、受講の受付は9月16日から開始することなどの報告があった。

#### 4 委員会報告

##### (入試委員会)

山本入試委員長から、第41回入試委員会で18年度秋学期の第一回合否判定案を作成したとの報告があった。

#### 5 課程会議報告

##### (家庭教育課程)

石井助教授から、第13～15回の課程会議では、20年度以降のカリキュラム改定、卒業研究演習・卒業論文シラバス、神奈川県生涯学習プログラム、高校との連携公開講座などについて話し合われた旨の報告があった。

##### (人間開発教育課程)

山本人間開発教育課程長から、第22回課程会議において、20年度以降のカリキュラム特に人材開発教育論グループの構想について話し合われた旨の報告があった。

#### 6 共同研究報告

##### (家庭教育課程)

平良講師から、第3回共同研究会において、望月代表ほか7名の先生方からの研究成果報告と、家庭教育学についての全体的検討がなされたことなどの報告があった。

##### (人間開発教育課程)

秋吉講師から、第3回共同研究会において沼倉教授、山本(格)教授より人材開発教育論グループの構想について発表があったとの報告があった。また浅井教授より、8月5日にヒューマンeラーニングの交流会が行われたことの報告があった。

#### 7 その他

中田教務委員長から、秋学期シラバス公開のエリー操作方法について特に注意すべき点の説明があった。

高鷲紀要委員長より、紀要第2号が完成し関係各所へ発送したこと、第3号の原稿締め切りは10月末日厳守であることの報告があった。

第6回教授会は9月20日14時から 8階会議室にて開催

## 平成18年度第6回教授会議事録

日 時 平成18年9月20日 14:00～15:47  
場 所 八洲学園大学 8階講義室  
出席者 水野、中田、山本(恒)、赤沼、浅井、生越、岸、沼倉、福田、山本(格)、望月、渡邊、石井  
 嚴、小宮、関、秋吉、石田、江田、大石、篠崎、田井、平良、田中、埴  
欠席者 高橋、高鷲  
事務局 吉田、朝比奈、桑原  
定足数の確認 有議決権者27名のうち25名の出席で教授会成立

### 議題

#### (審議事項)

- 1 平成18年度第5回教授会議事録(案)の確認 (資料1)  
審議の結果、これを承認した。
- 2 平成18年度秋学期第2回合否判定について  
山本入試委員長及び朝比奈入試担当職員から、18年度秋学期第2回合否判定(案)として、家庭教育課程11名、人間開発教育課程計90名、合計101名合格の説明があり、審議の結果承認された。今秋の科目等履修生合格者の特色として学芸員希望者が例年に比し増加傾向にあるとのことである。なお、科目等履修生の募集方法等について質問があった。
- 3 退学届について (資料2)  
渡邊学生委員長から資料2により、正科生の\*\*\*\*、\*\*\*\*、\*\*\*\*、\*\*\*\*および特修生の\*\*\*\*の計5名の退学について説明があり、承認された。中田教務委員長から、退学事由のなかに勉学の時間が取れないとの理由があるが、これは時間割の関係なのか具体的に知りたいとの発言があり、これについて渡邊学生委員長から、例えば、夜間の時間帯のみで学習を進めたい学生は、昼間の時間帯の受講は無理なので、学習の継続が困難であることなどの説明があった。
- 4 科目等履修生終了について (資料2)  
渡邊学生委員長から資料2により、科目等履修生終了の\*\*\*\*、\*\*\*\*について説明があり、承認された。なお、前回の教授会で科目等履修生終了を認めた\*\*\*\*から、科目等履修生終了届を撤回したい旨の意思表示があった。この扱いについて審議した結果、撤回を認めることとし、学籍の異動はなかったこととした。
- 5 休学届について (資料2)  
渡邊委員長から、正科生で休学希望の\*\*\*\*について説明があり、承認された。
- 6 復学届について(資料2)

渡邊学生委員長から、\*\*\*\*\*の復学について説明があり、承認された。

また、今後、復学届が提出されて履修登録の日程が迫っている場合は、暫定的に学生委員会が復学を認め、次回教授会で復学届を事後承認することとした。なお、暫定的に復学が認められた学生は、履修登録を行うことは差し支えないこととした。資料2の2ページ目、正科生復学者\*\*\*\*\*の身分を「正科生」に訂正することとした。

#### 7 18年度秋学期入学式について（資料3）

水野学部長から、資料3により説明があり承認された。

#### 8・カウンセリング相談室について（資料4）

水野学部長から、学外者に対する案は運営委員会で引き続き審議することとしているので、本日は資料4の学内学生に対する案について審議をお願いしたいとの説明の後、岸教授から、申し込み手順、相談料などの説明があった。カンセラー、申込受けなどいくつかの問題について質疑が交わされた結果、これらの問題を明確にすることとして、カウンセリング相談室を立ち上げることに承認された。

#### 9 韓国語講座について（資料5）

中田課程長から、資料5により韓国語講座について説明があり、審議の結果、引き続き韓国語講座を公開講座として、開講することとした。

### （報告事項）

#### 1 各種英文証明書の様式について（資料6）

教務委員の埴講師から、資料6により英文の在学証明書、卒業証明書等について説明があり、前提として米語で表現していること、課程を Course としたこと、本学所在地を7-42に訂正することなどの報告があった。学部を Faculty とするか Department とするかどうかについて再度教務委員会で検討することとした。

#### 2 教授会議題提出方法について（資料7）

水野学部長より、資料7のとおり教授会の議題提出方法をまとめたので、これに沿って運営していくので協力願いたいとの説明があった。

#### 3 委員会報告

（入試委員会） 山本入試委員長より、第42回入試委員会において、秋学期第一次第2回 否 判定案を作成したことなどが報告された。

（教務委員会） 平良教務委員より、卒業研究演習・卒業論文準備教室をエリー上に設けたので、そのシラバスを10月20日ごろまでに入力してほしいとの依頼があった。続いて中田教務委員長から、平成19年度は完成年次となり、学生が卒業認定に必要な単位を修得できるような時間割作成の必要があるので、ご協力をお願いしたいとの発言があった。

(実習委員会) 江田講師から、9月26日から10月2日までの間、カンボジア国で行われる海外実施研修について、詳細の説明があった。

(広報委員会) 沼倉広報委員長から、祝日法が改正され、4月29日が昭和の日となったが、本学では特に行事等を行わないことが決まったとの報告があった。

#### 4 課程会議報告

(家庭教育課程) 石井助教授から第16回家庭教育課程会議が行われ、家庭教育アドバイザー、学生募集対策、公開講座のチラシなどの配布先、卒論指導の方法などが議題としてとり上げられたとの報告があった。

(人間開発教育課程) 山本課程長から、8月16日に行われた課程会議では、カリキュラム改編について、再チャレンジに係るカリキュラムなどについて話し合われたとの報告があった。

#### 5 共同研究報告

人間開発教育課程の秋吉講師から、9月13日に行われた公開研究会では、篠崎講師と田井講師よりエリーの活用方法について研究発表があったとの報告があった。

#### 6 その他

次回10月18日14時から

## 平成18年度第7回教授会議事録

日 時 平成18年10月18日 14:35～17:25  
場 所 八洲学園大学 8階会議室  
出 席 者 水野、中田、山本(恒)、高鷲、赤沼、浅井、生越、岸、沼倉、福田、望月、山本(格)、  
渡邊、石井、巖、小宮、関、秋吉、石田、江田、大石、篠崎、田井、平良、田中、埴、  
欠 席 者 高橋  
オブザーバー 和田  
事 務 局 吉田、朝比奈、桑原

定足数の確認 有議決権者27名のうち26名の出席で教授会成立

### 議題

#### (審議事項)

#### 1 平成18年度第6回教授会議事録(案)の確認 (資料1)

審議の結果、Faculty を Faculty に修正のうえ、これを承認した。

#### 2 平成18年度秋学期第一次第3回合否判定について

山本入試委員長及び朝比奈入試担当職員から、18年度秋学期第一次第3回合否判定(案)について、仮合格を含め家庭教育課程8名、人間開発教育課程90名であるとの説明があり、審議の結果、承認された。

#### 3 18年度秋学期第二次第1、2回合否判定案について

山本入試委員長及び朝比奈入試担当職員から、18年度秋学期第二次第1、2回合否判定(案)について、第1回が仮合格を含め家庭教育課程3名、人間開発教育課程4名、第2回が仮合格を含め家庭教育課程3名、人間開発教育課程27名で、計家庭教育課程6名、人間開発教育課程31名合計37名との説明があり、承認された。

なお、出願から合否判定までのプロセスに関して質疑応答があった。

#### 4 平成19年度春学期募集要項および入試日程について (資料2)

山本入試委員長から資料2により、家庭教育課程のアドミッションポリシーが変更されたこと、及びその他の変更点(資料2の下線部分)並びに平成19年度春学期の入試日程について説明があり、承認された。なお、審議の過程において、5ページ注欄の専門学校が廃校になった場合の措置について整備するとともに2007年春学期合否審査および判定日程の第1次3回目について運営委員会の開始時間を12:30に変更することとした。

#### 5 特修生修了認定(\*\*\*\*、\*\*\*\*)について(資料3)

渡邊学生委員長から、特修生の\*\*\*\*と\*\*\*\*について資料4により説明があり、上記2名の特修生

の修了と正科生として入学することが承認された。

6 退学届(\*\*\*\*)について(資料4)

渡邊学生委員長から、資料4により説明があり、\*\*\*\*の退学が承認された。

7 科目等履修生終了(\*\*\*\*ほか7名)について(資料4)

渡邊学生委員長から、資料4により\*\*\*\*、\*\*\*\*、\*\*\*\*、\*\*\*\*、\*\*\*\*、\*\*\*\*、\*\*\*\*の8名の科目等履修生終了の説明があり、承認された。

8 休学届(\*\*\*\*ほか11名)について(資料4)

渡邊学生委員長から、資料4により説明があり、正科生および科目等履修生合計12名の休学について承認された。なお、正科生の\*\*\*\*については、第6回教授会で復学が承認されたものの体調不良のため、再度休学届が提出されたものである。

9 復学届(\*\*\*\*、\*\*\*\*)について(資料4)

渡邊学生委員長から、資料4により\*\*\*\*、\*\*\*\*の復学について説明があり、承認された。なお資料4の4ページ上から2行目の「生科生」を「正科生」に、5行目の「科目等履修生復学者」を「科目等履修生復学者」訂正することとした。

10 所属課程変更(人間 家庭 \*\*\*\*)(資料4)

渡邊学生委員長から、人間開発教育課程\*\*\*\*が所属課程変更を希望していることについて説明があり、審議の結果承認された。なお、課程変更に伴う卒業認定に関連し、修得単位について質問があった。

11 清風情報工科学院専門学校との単位互換協定について(資料5)

中田教務委員長から資料5により、清風情報工科学院専門学校と単位互換協定書について説明があり、承認された。なお、資料5の3枚目最終行「清風明社」を「清風明育社」に、4枚目上から4行目「現代マネジメント概論演習」を「現代マネージメント概論演習」に改めることとした。

12 互換認定単位について

中田教務委員長から、資料6により説明があり、清風情報工科学院専門学校の併習学生8人(\*\*\*\*、\*\*\*\*、\*\*\*\*、\*\*\*\*、\*\*\*\*、\*\*\*\*、\*\*\*\*、\*\*\*\*)の平成18年度春学期単位互換科目の単位認定を承認した。

13 互換手続きの方法について(資料7)

中田教務委員長から、資料7により上記専門学校との併習の履修方法について説明があり、承認した。

14 エリック・ブレイ氏のアンケート依頼について(資料8)

渡邊学生委員長より、エリック・ブレイ氏のアンケート調査について資料8により説明があり、審議の

結果承認された。なお、資料に落丁があったので、落丁部分は教授会終了後、メールボックスに配布することとした。

#### 15 カウンセリング相談室について（資料9）

岸教授から資料9により説明があり、審議の結果、学内外者について相談を行う方向で準備することが承認された。なお、この実施にあたっては、具体的な運用規則を設けるなど受入れ体制を整えることが申し合わされた。

#### 16 ピアヘルパー資格認定に関する契約書について（資料10）

岸教授から資料10により、NPO日本教育カウンセラー協会と取り交わす契約内容について説明があり、審議の結果承認された。この契約を行うことにより、本学学生から受験者を募り、本学で試験を行い、受験者が本学で定めた3科目6単位を取得しているかどうか確認する必要がある。また、最初の試験は、来年2月を考えているとの説明があった。

#### （報告事項）

##### 1 卒論の必要事項について

教務委員会の中田委員長及び平良委員から、卒業論文・卒業研究演習の担当教員にシラバスの入力依頼と卒業論文・卒業研究演習の履修条件について報告があった。

##### 2 各種英文証明書の様式について（資料11）

教務委員会の埜委員から、英文の卒業証明書について資料11により報告があった。なお、配布資料11の3枚目中「Fuculty」は「Faculty」に訂正することとした。

##### 3 教員便覧について

田中教務委員から、教員便覧が完成し、各教員に配布した旨の報告があった。

##### 4 委員会報告

###### （入試委員会）

山本入試委員長から、過去3回開かれた入試委員会での合否判定などの事項について報告があった。

###### （実習委員会）

福田実習委員長から、10月11日の実習委員会では、主に海外実地研修の反省を行ったことなどの報告があった。

###### （学生委員会）

渡邊学生委員長から、10月12日の学生委員会で学生の異動、課外活動とコミュニティの関係などの話し合いが行われたとの報告があった。

###### （キャリアアップ編集委員会）

望月キャリアアップ編集委員長より、第2号の完成・配布と、第3号も作成予定であるとの報告があった。

## 5 課程会議報告

### (家庭教育課程)

石井助教授から、第17回から第19回までの家庭教育課程会議では、主な議題としてカリキュラム改編、公開講座(神奈川県委託)の宣伝方法、地域スポーツインストラクター基礎資格、アドミッションポリシーのことなどについて話し合われたとの報告があった。

### (人間開発教育課程)

山本人間開発教育課程長から、9月20日に行われた課程会議では、人材開発教育論グループのカリキュラムについてなどが話し合われたとの報告があった。

## 6 ヒューマンeラーニングについて(資料12)

水野学部長から、10月23日に行われる鳥取の米子で行われる高鷲先生の講演会について紹介があった。

## 7 その他

次回11月15日14時から

## 平成18年度第8回教授会議事録

日 時 平成18年11月15日(水) 14:00~17:30  
場 所 八洲学園大学 8階会議室  
出 席 者 水野、中田、山本(恒)、高鷲、赤沼、浅井、生越、岸、沼倉、  
福田、望月、山本(格)、渡邊、石井、巖、小宮、関、秋吉、  
石田、江田、大石、篠崎、田井、平良、田中、埴  
欠 席 者 高橋  
オブザーバー 和田  
事 務 局 吉田、朝比奈、桑原

定足数の確認 有議決権者27名のうち26名の出席で教授会成立

### 議 題

(審議事項)

#### 1 平成18年度第7回教授会議事録の確認(資料1)

教授会議事録(案)3頁19行「3科目6単位」を「4科目8単位」に訂正の上、確認した。なお、浅井教授から、1ページ下から6行目の「なお、出願から合否判定までのプロセスに関して質疑応答があった。」との表現は議事録として不十分であり、また、教授会での発言は慎重にして欲しいとの要望があった。

#### 2 19年度以降の入試に関する基本方針について(資料2)

山本(恒)入試委員長から、資料2により今後の入試体制について事務的作業は学生支援センターで行うこと、合否判定作業は両課程において行うことなどの説明があり承認された。

#### 3 平成19年度春学期合否判定作業と日程について(資料3)

山本(恒)入試委員長から資料3により、資料2を前提として合否判定作業案を作成したこと、また、入試に係る教員は、判定日程により行われる作業、会合に必ず出席して欲しいとの説明があり、合否判定作業とその日程が承認された。

#### 4 退学届(\*\*\*\*、\*\*\*\*\* )について(資料4)

渡邊学生委員長から、資料4により正科生退学届者について説明があり、\*\*\*\*、\*\*\*\*\*の退学が承認された。なお資料4、1ページの「\*\*\*\*\*」は「\*\*\*\*\*」に訂正することとした。

#### 5 休学届(\*\*\*、\*\*\*\* )について(資料4)

渡邊学生委員長から資料4により、2名の休学届出者について説明があり、\*\*\*、\*\*\*\*の休学が承認された。

#### 6 科目等履修生終了について(\*\*\*\*ほか10名)(資料4)

渡邊学生委員長から資料4により、科目等履修生終了の説明があり、\*\*\*\*ほか10名の科目等履修生終了が承認された。

#### 7 卒業研究演習及び卒論に関する授業料について(資料5)

中田教務委員長から、卒業研究演習と卒業論文の授業料について、平良教務委員から、資料5の卒業研究演習・卒業論文スケジュール表に沿って授業を実施する旨の説明の後、審議の結果承認された。なおスケジュール表の12月の教務スケジュール欄の「最終成果報告評価受付。」は削除された。

#### 8 併習に関する協定書について(資料6)

中田教務委員長から、清風情報工科学院学生の併習については、資料6のとおりとしたいとの説明があり、承認された。なお、資料6の5枚目「併習許可通知書(併修協定用)」は「併習許可通知書(併習協定用)」と訂正することとした。

#### 9 単位修得・成績証明書について(資料7)

中田教務委員長から、単位修得・成績証明書を従来の型から変更し資料7の通りとすることについて説明があり、承認された。

#### 10 科目修得認証の新設について(資料8)

このことについて、山本(恒)課程長、沼倉教授及び山本(格)教授からこの制度は産能大にもないし、経産省でも検討中の最新なもの等の説明があり、「企業とマネジメントの基礎スキル科目修得認証」、「省エネ型都市・地域づくり科目修得認証」について承認された。なお、資料8の2ページの表中「現代マネジメント概論演習」は「現代マネジメント概論演習」に訂正することとした。

#### 11 大学等の教員組織の整備について

水野学部長から、来年度4月から施行される学校教育法の一部改正により八洲学園大学の教員組織について、助教授にかえて准教授を設け、新たに助教をおくこととした旨説明があり、承認された。なおこれに伴い学則の改正について年内に、その整備状況を文部科学省に報告する必要があるとの説明があった。

#### 12 八洲学園大学学則の一部を改正する学則の制定について(資料9)

水野学部長から資料9により、学則の一部を改正する学則案の制定について説明があり、承認された。なお、このことは、上記11の議題に連動するものである。

#### 13 八洲学園大学職業紹介業務運営規程の制定について(資料10)

山本(格)就職委員長から資料10により、本規程は大学が学生に対して行う無料職業紹介に必要な規程を制定したものである等の説明があり、承認された。

#### 14 その他

山本（恒）課程長から、本学部のこれからのあり方について、人間開発教育課程では、検討を始めたとの発言があった。中田教務委員長から、来年度の時間割に関するアンケートを実施するが、学生が履修しやすい時間帯に授業が開講できるよう協力してほしいとの依頼があった。浅井教授から、前回入試体制について疑義のもととなった資料を閲覧できるように事務局に提出してほしいとの発言があった。

#### （報告事項）

##### 1 無料職業紹介事業の届出について

山本（格）就職委員長から資料11により、横浜公共職業安定所無料職業紹介事業届を提出するとの報告があった。

##### 2 平成19年度春学期生学生ガイド、募集要項について

渡邊教務委員から、平成19年度春学期学習ガイドおよび募集要項の原稿を作成したとの報告があった。

##### 3 委員会報告

###### （入試委員会）

山本(恒)入試委員長から、11月8日に入試委員会を開き入試に関する基本方針等の審議を行ったとの報告があった。

###### （紀要委員会）

高鷲紀要委員長から、第3号の原稿を早めに提出してほしいとの依頼があった。

##### 4 課程会議報告（家庭教育課程、人間開発教育課程）

石井助教授から、前回の教授会以降3度に亘り行われた課程会議では、カリキュラム改編、入試業務について、家庭教育課程の宣伝についてなどが話し合われたこと、親子コミュニケーション公開講座については受講者数の人数報告があったことが報告された。

山本課程長から、10月18日に引続き11月1日に行われた課程会議において、カリキュラム改編の具体案が完成したこと、科目認証について、仕事異動診断士について、人間開発教育課程のウェブサイトについて話し合われたとの報告があった。

##### 5 共同研究報告（人間開発教育課程）

秋吉講師から、10月25日14時より公開研究会が行われ、埴講師と秋吉講師から発表があったとの報告があった。

##### 6 その他

中田課程長、大石講師から、家庭教育学会理事会にて家庭教育アドバイザー（学会資格は家庭教育師）が、身体運動文化学会理事会にて地域スポーツインストラクター基礎資格（学会資格は地域スポーツ文化インストラクター）が、それぞれ認められたとの報告があった。

次回は12月20日14時から

## 平成18年度第9回教授会議事録

日 時 平成18年12月20日(水) 14:00~15:35

場 所 八洲学園大学 8階会議室

出席者 水野、中田、山本(恒)、高鷲、赤沼、浅井、生越、岸、沼倉、福田、望月、山本(格)、渡邊、石井、巖、小宮、関、秋吉、石田、江田、大石、篠崎、田井、田中、塙

欠席者 高橋、平良

事務局 吉田、桑原

定足数の確認 有議決権者27名のうち25名の出席で教授会成立

### (審議事項)

#### 1 平成18年度第8回教授会議事録の確認(資料1)

3ページ下から3行目「平成19年度春学期学生ガイド・・・」を「平成19年度春学期学習ガイド・・・」に、4ページ下から3行目「学会資格は地域スポーツ文化インストラクター」を「学会資格は地域スポーツ文化インストラクター基礎資格」にそれぞれ訂正の上、確認した。

#### 2 入試関係の疑義問題に関する調査と19年春学期合否判定マニュアル及び出願受付業務について(資料2)

入試関係の疑義問題に関する調査結果について、山本入試委員長と浅井教授から資料2及び参考資料により、出願資格の審査及び合否判定作業マニュアル、平成19年度春学期入試実施体制、平成19年度春学期出願受付業務についての3点について山本入試委員長から資料2により、それぞれ説明があり、審議の結果承認された。なお、参考資料は教授会終了後回収された。

#### 3 科目等履修生終了者(\*\*\*\*ほか5名)について(資料3)

渡邊学生委員長から資料3により説明があり、\*\*\*\*、\*\*\*\*\*、\*\*\*\*、\*\*\*\*\*、\*\*\*\*、\*\*\*\*の6名の科目等履修生終了を承認した。

#### 4 休学届(\*\*\*\*ほか8名)について(資料3)

渡邊学生委員長から資料3により説明があり、\*\*\*\*、\*\*\*\*\*、\*\*\*\*、\*\*\*\*、\*\*\*\*\*、\*\*\*\*の6名の休学を承認した。

#### 5 教育・心理相談室実施細則について(資料4)

岸教授から資料4により、「教育・心理相談室」の運用について説明があり、承認された。なお、教育・心理相談室は5h教室を使用する。

#### 6 非常勤講師の交代について(資料5)

水野学部長から資料5により、「日本倫理思想概論」「日本家庭教育史」担当の川井博義非常勤講師が、19年度春学期から「ものの見方・考え方演習1(日本資料)」も担当することが諮られ、承認された。

(報告事項)

1 卒業研究演習・卒業論文について

埴教務委員から、卒業論文の提出期間については2008年1月10日より1月15日22時までとし、郵送での提出の場合は書留郵便とするなどの報告があった。

2 委員会報告

(入試委員会)(資料6)

山本入試委員長から、12月13日に行われた入試委員会では、18年度秋学期募集結果、19年度春学期合否判定マニュアル、出願受付業務などについて話し合われたとの報告があった。続けて資料6により、18年度の各課程別の入学状況について報告があった。

3 課程会議報告(家庭教育課程・人間開発教育課程)

家庭教育課程の石井助教授から、4度に亘り行われた課程会議においては、おもにカリキュラム改編について、リーフレットの作成内容について、19年度の入試体制についてなどが話し合われたとの報告があった。続いて山本人間開発教育課程長から、11月15日に行われた課程会議ではフリーディスカッションが行われたこと、11月29日は臨時課程会議を行ったことなどの報告があった。

4 共同研究報告(人間開発教育課程)

秋吉講師から、人間開発教育課程では共同研究会が11月29日と12月の2回行われ、18年度の共同研究報告書について打ち合わせたことなどが報告された。

5 その他

高鷲紀要委員長から、3号の原稿締切を1月末に延期するので、提出してほしいと依頼があった。

次回 1月17日(水)14時から

平成18年度第10回教授会議事録

日 時 平成19年1月17日(水) 14:00~14:50  
場 所 八洲学園大学 8階会議室  
出 席 者 水野、中田、山本(恒)、高鷲、赤沼、浅井、生越、岸、沼倉、福田、望月、山本(格)、  
渡邊、石井、巖、関、秋吉、石田、江田、大石、篠崎、田井、平良、田中、埴  
欠 席 者 高橋、小宮  
オブザーバー 山本(皓)  
事 務 局 吉田、桑原

定足数の確認 有議決権者27名のうち25名の出席で教授会成立

(審議事項)

- 1 平成18年度第9回教授会議事録の確認 資料1  
問題ないものとして確認した。
- 2 再入学願への対応について 資料2  
山本入試委員長から、再入学者があった場合の手続きについて資料2により説明があり、承認された。
- 3 科目等履修生終了者(\*\*\*\*、\*\*\*\*、\*\*\*\*)について 資料3  
渡邊学生委員長から資料3により説明があり、\*\*\*\*、\*\*\*\*、\*\*\*\*の3名について科目等履修生終了を承認した。
- 4 休学者(\*\*\*\*、\*\*\*\*、\*\*\*\*)について 資料3  
渡邊学生委員長から資料3により説明があり、正科生の\*\*\*\*、科目等履修生の\*\*\*\*、\*\*\*\*の3名の休学を承認した。
- 5 科目修得認証書などについて 資料4  
吉田事務局長から、「日本の伝統と文化を学ぶ」コースほか12のコース等の科目修得認証書の様式およびその発行手数料について説明があり、承認された。なお、発行手数料は1通あたり5,000円である。

(報告事項)

- 1 卒業研究演習・卒業論文指導教員と卒業論文審査教員について  
中田教務委員長から、卒業論文指導教員(主査)は学生が所属する課程の教員とすることが運営委員会で決定したこと、19日にガイダンスを行うことなどの報告があった。

2 委員会報告

(入試委員会)

山本入試委員長から、1月10日の入試委員会では、再入学手続きについて話し合われたとの報告があった。また、2月13日から始まる合否審査について再度の協力要請があった。

(教務委員会)

中田教務委員長から19年度の春学期時間割作成を急いでおり、次回の教授会で審議をお願いする予定との報告があった。

### 3 課程会議報告(家庭教育課程、人間開発教育課程)

家庭教育課程の石井助教授から、2度に亘り行われた課程会議では、19年度春学期合否審査について、学生募集対策について、HPの更新についてなどが話し合われたとの報告があった。続いて山本人間開発課程長から、12月20日に行われた課程会議で

は、21世紀ビジョンについて、人間開発教育課程のウェブサイトの更新について話し合われたとの報告があった。

### 3 その他

江田講師から、12月に行われた神奈川県委託事業の公開講座は、無事終了したとの報告があった。

次回 2月21日 14時から

平成18年度第11回教授会議事録

日時 平成19年 2月16日 14:00～15:35  
場所 八洲学園大学 8階会議室  
出席者 水野、中田、山本(恒)、高鷲、赤沼、浅井、生越、岸、沼倉、福田、  
望月、山本(格)、渡邊、石井、巖、小宮、関、秋吉、石田、大石、  
篠崎、田井、平良、田中、埴  
欠席者 高橋、江田  
オブザーバー 山本(皓)  
事務局 吉田、平林、桑原

定足数の確認 有議決権者27名のうち25名の出席で教授会成立

(審議事項)

- 1 平成18年度第10回教授会議事録(案)の確認 (資料1)  
問題ないものとして確認された。
- 2 退学者(\*\*\*\*、\*\*\*\*、\*\*)について (資料2)  
渡邊学生委員長から資料2により、\*\*\*\*、\*\*\*\*、\*\*の退学について説明があり、承認された。
- 3 科目等履修生終了者(\*\*\*\*、\*\*\*\*、\*\*\*\*、\*\*\*\*)について(資料2)  
渡邊学生委員長から資料2により、\*\*\*\*、\*\*\*\*、\*\*\*\*、\*\*\*\*の科目等履修生終了について説明があり、承認された。
- 4 休学者(\*\*\*\*、\*\*\*\*、\*\*\*\*、\*\*\*\*、\*\*\*\*)について(資料2)  
渡邊学生委員長から資料2により、\*\*\*\*、\*\*\*\*、\*\*\*\*、\*\*\*\*、\*\*\*\*の休学について説明があり、承認された。
- 5 復学者(\*\*\*\*)について (資料2)  
渡邊学生委員長から資料2により、\*\*\*\*の復学について説明があり、承認された。
- 6 所属課程変更願(人間 家庭・\*\*\*\*)について (資料2)  
渡邊学生委員長から資料2により、\*\*\*\*の課程変更について説明があり、承認された。
- 7 19年度春学期行事予定と授業予定表について (資料3)  
中田教務委員長から資料3により、19年度春学期の学事予定、スクーリング日程、科目修得試験について詳細の説明があり、承認された。また秋学期の各日程については次回の教授会に諮るとの説明があった。

8 19年度春学期第1次第1回合否判定について

山本入試委員長から、19年度春学期第1次第1回合否判定(案)として、家庭教育課程25名、人間開発教育課程100名、学部合計125名を合格(仮合格を含む)としたいとの説明があり、審議の結果承認された。なお昨年同時期の合格者数は学部合計で75名(家庭教育課程21名、人間開発教育課程54名)であるとの説明があった。

なお、学生支援センター長の遅刻により教授会の進行に影響を与えたため、同センター長から遅刻についての謝罪があった。

9 入学式及び入試ガイダンスについて (資料4)

渡邊学生委員長から、資料4により平成19年度春学期入学式の日程等について説明があり、承認された。なお、式当日の11:00~13:30の間、両課程が時間をずらしてオリエンテーションを行うこととした。

10 FD研修会の開催について (資料5)

水野学部長から資料5により、18年度第2回FD研修会(案)について説明があり、承認された。

11 非常勤講師の採用について (資料6)

水野学部長から資料6により、19年度春学期から「人生と生きがい論」を担当する三野恵氏について説明があり、三野氏の採用が承認された。

(報告事項)

1 卒業研究演習シラバス記入とその後の経過について (資料7)

平良教務委員から資料7により2月28日までに学生から卒業論文にかかわる指導教員申請書が提出されること、卒業研究演習の授業枠を決めるため3月14日に担当指導教員連絡会を行うことなどが報告された。

2 委員会報告(入試委員会、学生委員会)

(入試委員会)

山本入試委員長から、2月14日に開催の入試委員会では第1次第1回春学期合否判定(案)を作成したこと、前日の13日には両課程で合否判定が行われたとの報告があった。

(学生委員会)

渡邊学生委員長から資料8により、「休学期間の延長について」と「図書の本返却者・汚損者への対応について」の2本の学生委員会内規を作成したとの報告があった。また、新たに認定された学生団体「家庭力応援クラブ」の顧問については、学生の希望もあり中田教務委員長にお願いしたとの報告があった。

(紀要委員会)

高鷲紀要委員長から18年度紀要原稿について、締切日現在で5本が提出されたが、8本提出されたところで打ち切り刊行したいとの説明と紀要原稿の提出依頼があった。

(教務委員会)

中田教務委員長から、オリエンテーション授業を収録していない教員は、メディアセンターと相談の上、

当該授業を実施するよう依頼があった。

3 課程会議報告（家庭教育課程、人間開発教育課程）

家庭教育課程の石井助教授から、4度に亘り行われた課程会議ではカリキュラム改定について、学生募集について、幼稚園教諭免許の教職に関わる科目開設について、課程変更を希望する学生の受入についてなどが話し合われたとの報告があった。

続いて山本人間開発教育課程長から、1月17日に行われた課程会議においてはカリキュラム改定と21世紀ビジョンについて話し合われたこと、21世紀ビジョンについては次回の教授会で発表するとの報告があった。

4 共同研究報告（人間開発教育課程、家庭教育課程）

人間開発教育課程の秋吉講師から、1月31日に行われた共同研究会では、今年度の共同研究報告書執筆についてと来年度の共同研究テーマについて話し合われたこと、家庭教育課程の平良講師から、2月10日に行われた家庭教育課程の共同研究会では研究報告書の構想について話し合われたとの報告がそれぞれあった。

5 その他

次回は3月22日木曜日14時～（21日（水）が祭日のため）

## 平成18年度第12回教授会議事録

日 時 平成19年 3月22日(木) 14:00~16:35

場 所 八洲学園大学8階会議室

出席者 水野、中田、山本(恒)、赤沼、浅井、生越、岸、沼倉、福田、  
望月、山本(格)、渡邊、石井、巖、小宮、関、秋吉、石田、江田、  
大石、篠崎、田井、平良、田中、

欠席者 高橋、高鷲、埴

オブザーバー 和田、山本(皓)

事務局 吉田、伊藤、桑原

定足数の確認 有議決権者27名のうち24名の出席で教授会成立

会議に先立ち、水野学部長及び中田教授から高橋学長の病氣回復状況について報告があった。

### (審議事項)

#### 1 平成18年度第11回教授会議事録(案)の確認 (資料1)

教授会開催日を2月21日に訂正の上、確認された。

#### 2 平成19年度春学期第一次第2回合否判定について

山本入試委員長から、平成19年度春学期第一次第2回合否判定(案)について説明があり、審議の結果、仮合格者を含め合格者は学部合計131名(家庭教育課程19名、人間開発教育課程112名)であることが承認された。なお、第一次の合格者数の合計は昨年の春学期に比べ100名強の増加とのことである。

また、各課程における選考について、課程長からそれぞれ説明があった。

#### 3 退学者(\*\*\*\*、\*\*\*、\*\*\*\*)について (資料2)

渡邊学生委員長から資料2により、\*\*\*\*、\*\*\*、\*\*\*\*の退学について説明があり、承認された。

#### 4 科目等履修生終了者(\*\*\*\*ほか5名)について(資料2)

渡邊学生委員長から資料2により説明があり、\*\*\*\*、\*\*\*\*、\*\*\*\*、\*\*\*、\*\*\*\*、\*\*の科目等履修生終了を承認した。

#### 5 休学者(\*\*\*\*ほか8名)について(資料2)

渡邊学生委員長から資料2により、正科生の\*\*\*\*、\*\*\*\*、\*\*\*\*、\*\*\*\*、\*\*\*\*、\*\*\*\*、\*\*\*\*、\*\*\*、\*\*\*\*の計9名の休学について説明があり、承認された。

#### 6 復学者(\*\*\*\*ほか6名)について(資料2)

渡邊学生委員長から資料2により、\*\*\*\*、\*\*\*\*、\*\*\*\*、\*\*\*\*

\*、\*\*\*\*、\*\*\*、\*\*\*\*の復学について説明があり、承認された。

7 特修生の課程修了者の認定について(資料3)

中田教務委員長から資料3により、特修生の単位修得状況について説明があり、\*\*\*\*、\*\*\*\*、\*\*の3名の単位修得を認定し、正科生となることを承認した。

8 所属課程の変更について(資料4)

渡邊学生委員長から資料4により、所属課程変更を希望する学生2名について説明があり、\*\*\*\*、\*\*\*の人間開発教育課程から家庭教育課程への変更を承認した。

9 卒業論文申請者の扱い等について(資料5)

平良教務委員から資料5により、19年度春学期卒業研究演習・卒業論文指導教員について説明があり、承認された。なお、主査、副査については教授会終了後開催の連絡会において承認を得ることとした。

10 履修規程の関連科目の定義について

中田教務委員長から、家庭教育アドバイザーの資格を取得して卒業する場合、関連科目として修得する28単位について、家庭教育課程の学生は24単位を社会教育主事の資格取得に必要な科目に充当することができ、人間開発教育課程学生は28単位を家庭教育アドバイザー取得のための単位に充当できるとされているが、家庭教育アドバイザーの資格取得を途中で断念した場合の扱いについては、原則として関連科目に替えることはできないが、特別な理由がある場合は、ケースバイケースで指導することとし、このことによる履修規程の改正は行わないこととした。

11 家庭教育アドバイザー用の様式(認定書、単位修得証明書)について

渡邊学生委員長から資料6により、資格を広く認知してもらうため作成したが、特に問題が無ければ更に細部について検討し、完成次第再び教授会に諮ることなどの説明があり、承認された。

12 平成19年度秋学期学事予定について

中田教務委員長から資料7により、19年度秋学期学事予定について説明があり、審議の結果、土日の一部通常スクーリング開講について欄外に追加記載することで承認された。

13 共同研究費について(資料8)

石田講師から、人間開発教育課程の19年度共同研究費について説明があり、承認された。

(報告事項)

1 再配信授業の試案について

水野学部長から別途配布の資料により、再配信授業を行うことにした経緯や具体的に再配信を実施する科目について説明があり、運営委員会では

19年度秋学期から取り入れていく方針であるとの報告があった。

## 2 委員会報告（入試委員会、広報委員会）

### （入試委員会）

山本入試委員長から、3月14日に第50回入試委員会が行われ平成19年度第一次第2回合否判定案の作成を行ったとの報告があった。

### （広報委員会）

沼倉広報委員長から18年度の広報委員会の活動報告とプロモーションとの兼ね合いも含め19年度の展望について説明があった。また、学生環境サークル主催の講演会が本学で開催される旨報告があった。

## 3 課程会議報告（家庭教育課程、人間開発教育課程）

### （家庭教育課程）

家庭教育課程の石井助教授から、3月7日に行われた課程会議では家庭教育師の展望について、再配信授業の重要性について、などが話し合われたこと、3月14日に行われた課程会議では、本学認定の家庭教育アドバイザー認定書などについて話し合われたとの報告があった。

### （人間開発教育課程）

山本人間開発教育課程長から2月21日に行われた課程会議ではカリキュラム改定について話し合われたとの報告があった。

## 4 その他

次回 臨時教授会 4月4日 14:00から

平成 1 8 年 度  
八洲学園大学 自己点検評価書

2007年7月15日 発行  
発行者 八洲学園大学  
事務局 〒220-0021 横浜市西区桜木町7-42  
電話 045-313-5454

18年度自己点検評価委員

委員長	高橋進
委員	水野建雄
委員	中田雅敏
委員	山本恒夫
委員	高鷲忠美
委員	渡邊達生
委員	吉田茂